

令和 6 年 3 月 6 日（水）

（第 1 日目）

令和6年第2回苓北町議会定例会会議録（第1日目）

令和6年第2回苓北町議会定例会は、令和6年3月6日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	4番	松本 良人
5番	浜口 雅英	6番	田崎 稔
7番	倉田 明	8番	錦戸 俊春
9番	高戸 幸雄（副議長）	10番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 松本 康秀 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教育長	濱崎 敏和	総務課長	錦戸 雅志
税務住民課長	龍岡 学	企画政策課長	宮崎 良成
教育課長	吉本 英明	土木管理課長	田尻 悟
農林水産課長	松井 徹也	商工観光課長	稲尾 浩二
水道環境課長	本田 保	福祉保健課長	田尻 康彦
健康増進室長	西川 文孝	会計課長	松村 保則
行革デジタル対策室長	山下 晃弘		

8. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達していますので、只今から令和6年第2回
苓北町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、松本良人
君、5番、浜口雅英君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（野崎幸洋君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの9日間にしたいと思
いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月14日までの9日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（野崎幸洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、私から諸般の報告を申し上げます。

1月4日、志岐集会所で開催された苓北町二十歳のつどいに議員各位と共に出席しま
した。

1月7日、苓北町消防出初式に議員各位と共に出席しました。

1月15日から17日にかけて、天草広域連合議会視察研修に参加しました。研修先は、
宮城県仙台市、福島県相馬市、富岡町でした。

1月23日、オンラインで開催された熊本県町村議会議員研修会に議員各位と共に参
加しました。

2月14日、天草広域連合で開催された全員協議会、議会定例会に出席しました。定
例会では、条例の一部改正、令和5年度補正予算、令和6年度予算等が上程され、全て
可決されました。

2月19日、令和6年第1回苓北町議会臨時会において選挙した苓北町選挙管理委員

及び補充員 8 人の就任承諾を取り付け、2 月 1 9 日付け苓議第 3 8 2 号で苓北町選挙管理委員会委員長宛て通知しました。

2 月 2 2 日、ホテル熊本テルサで開催された第 7 4 回熊本県町村議会議長会定期総会に出席、令和 6 年度予算案、活動方針並びに事業計画案等が提案され、全て可決、承認されました。

3 月 1 日、天草広域連合で開催された議会運営委員会に出席しました。

苓北町監査委員から、令和 5 年 1 1 月分・1 2 月分、令和 6 年 1 月分の例月出納検査結果報告書が提出されました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思ひます。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 4 行政報告

○議長（野崎幸洋君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があつております。

町長。

○町長（山崎秀典君） おはようございます。行政報告をさせていただきます。

まず、1 月からこれまでの主な行事についての報告でございます。

1 月 4 日（木曜日）午前 1 0 時 3 0 分から、志岐集会所において、「令和 6 年苓北町二十歳のつどい」を開催し、6 6 名の方が二十歳の仲間入りをされ、当日は 5 5 名の皆さんが出席をされました。

次に、1 月 7 日（日曜日）午前 8 時 4 0 分から、農村運動広場において、消防出初式を開催いたしました。消防団員、幼年消防クラブのほか、来賓、一般参加者を含め、約 3 0 0 名のご参加を頂きました。

次に、1 月 2 1 日（日曜日）午後 2 時から、志岐集会所において、「れいほくニューイヤーコンサート 2 0 2 4」が開催され、約 1 4 0 名の方々の観覧がございました。

次に、2 月 4 日（日曜日）午前 9 時から、「第 1 1 回苓北町健康づくり駅伝大会」が 5 区間、約 1 0 キロメートルで開催され、町内外から 1 7 チームの参加がございました。

次に、2 月の 1 5 日（木曜日）と 1 6 日（金曜日）の両日、志岐集会所ほかにおいて、天草陶石に関する講演、意見交換会、採掘場視察が開催をされ、佐賀県、長崎県の窯業関係者 3 9 名のご参加がありました。

次に、2 月 1 6 日（金曜日）と 1 7 日（土曜日）の両日、長崎市茂木地区の茂木校区連合自治会及び茂木コミュニティ連絡協議会の方々 1 1 名にご来町いただきましたので、意見交換を行うとともに、町内事業所を視察研修していただきました。

次に、2 月 1 7 日から 1 8 日の両日、滋賀県で開催されました「第 1 3 回びわ湖カッ

プなでしこサッカー大会U-12」に、九州を代表して、苓北町のジュニアサッカーチーム「エボルピア苓北FCY」女子チームが初出場をいたしました。大会には全国から32チームが出場し、町内からは小学4年生から6年生の女子児童5名が参加をいたしました。結果は2位トーナメントを勝ち上がり、全体で9位という好成績を収めました。

次に2月26日（月曜日）午前8時20分から、町内各地区の代表190名の方々の参加のもと、「第3回苓北町長杯 苓北町老人クラブ連合会グラウンドゴルフ大会」が農村運動広場において開催をされました。

次に、今後の諸行事についてのお知らせでございます。

3月10日（日曜日）午前9時から、苓北中学校の卒業式を、3月22日（金曜日）午前10時から各小学校の卒業式を挙行いたします。

また、年度が変わった令和6年4月9日（火曜日）に、午前10時から各小学校の、午後2時から苓北中学校の入学式を挙行いたします。

次に、天草戦没者追悼式が4月6日（土曜日）午前10時から、天草市民センターで開催をされますが、来賓は苓北町議会議長のみのご案内で開催することとなっております。

次に、消防団の辞令交付式を4月14日（日曜日）に、農村運動広場で開催することといたしております。

次に、苓北町戦没者追悼式は4月の18日（木曜日）午前10時から、苓北町コミュニティセンターで開催をいたしますが、同様に来賓のご案内は、苓北町議会議長、副議長及び総務文教厚生常任委員長のみのご案内で開催することとなっております。

次に、4月の28日（日曜日）、長崎市のホテルニュータンダにおいて、「令和6年度長崎苓北会総会」が開催予定であります。

次に、5月18日（土曜日）唐津市において、「唐津市・苓北町友好姉妹都市締結30周年記念式典」が開催されます。苓北町からは、私を含めた3役と議会から野崎議長、高戸副議長、総務文教厚生常任委員会の委員の皆様及び地域間交流事業推進委員の皆様方のご出席を予定をいたしております。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（野崎幸洋君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。

第18期苓北町議会における一般質問、質疑時間の制限時間1分前となりましたら、卓上ベルを鳴らすこととしております。具体的には、電光掲示板の残り時間の表示が

「0」（ゼロ）となった時点を指します。議員におかれましては、時間内での質問、質疑に心がけてください。

通告1番、浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） おはようございます。令和6年第2回苓北町議会定例会一般質問、通告1番、5番議員の浜口雅英です。質問の相手は町長、質問形式は一問一答です。

質問事項1、安心して住めるまちづくり。

質問要旨1、人口減少への対応と検証。

1、町政と町民生活の安寧。

国の厚生労働省、国立社会保障・人口問題研究所は、2020年（令和2年）の国勢調査の資料を基に2050年の将来推計人口を公表しました。これによりますと、熊本県全体の人口は、令和2年173万8,301人から30年後の令和32年には135万5,339人に減少するとされており、その減少率は22%になるようです。

県内の各自治体の状況も示されておりましたが、熊本市をはじめとする各市14団体、そして町村31団体が個別に示されており、県下45市町村のうち、実に41市町村で人口が減少する結果になっております。特筆すべきは、20年7月の集中豪雨で多大な被害を受けた球磨村は、2,433人の人口が650人になってしまうという推計値が示され、経済活動の中心となる15歳から64歳までの生産年齢人口は1,097人から207人への減少が予測され、実に18.9%になってしまい、81%も減少するという推計です。働き手をなくした自治体の今後が憂慮されます。球磨村ほどの減少は予測されておりませんが、45市町村のうち、市レベルでは上天草市が2万4,564人から半数を超える52.5%、1万2,895人減の1万1,669人、天草市も7万5,763人から3万9,327人へ半数近い48.1%、3万6,436人の人口減少が予測されております。

私たちの苓北町はどうでしょう。2020年（令和2年）の国勢調査で登録されている人口7,114人に対して3,537人が推計されており、その減少数は3,577人とほぼ半減するようです。既に、少子高齢化が進み、産業の担い手不足という現状に悩む本町にとって、この推計値は何を意味するのでしょうか。仮に自治体運営の中核となる15歳から64歳までの生産年齢人口が人口に合わせて半減した場合、現在も大きな課題である地域の一次産業等の人材不足に直面し、特に山間地域住民の生活保持や高齢者の見守り等の自治体運営は停止せざるを得ない状況が伺えます。

人口の減り幅が大きい天草などの県南地区に対し、県北地域に熊本県は国の後押しと合わせて、TSMC（台湾積体電路製造）の菊陽町進出に取り組まれています。このことにより菊陽町や周辺自治体では人口が増加する見込みとのこと。さらに、このTSMC立地に当たっては、第1工場・第2工場合わせた投資額は200億ドルで、24

年2月9日現在、日本円に換算して約2兆9,600億円を超え、雇用者数は3,400人以上、国の補助額も第1工場に4,760億円、第2工場に7,500億円（2月23日の報道では7,300億円）を投じるとの報道がなされていました。

私は先の議会の中で、熊本県は菊陽町へのTSMC（台湾積体電路製造）の進出に合わせて、周辺の交通網整備はもちろん、このことに伴う排水処理施設建設の方針を発表しておられます。苓北町にも、TSMCとは桁違いであることは十分理解しておりますが、熊本県の電力需要の7割を供給することが可能な火力発電所が設置されています。規模の違いはあっても、この発電所の位置付けは県民の生活上、県政運営上なくてはならない施設です。加えて、地球温暖化防止、脱炭素の位置付けで町内に30数基の風力発電施設が建設されつつあります。このような中で地域振興策の根幹である道路整備は、熊本天草幹線道路の早期完成を願う島民集会や、令和5年7月には町長、議長による国会議員への表敬訪問による地域開発要望活動が実施されています。この中では、国土強靱化施策、過疎地域振興施策、半島振興施策、食料・農業・農村政策などを要望しておられ、熊本天草幹線道路整備促進事業、324号の越波対策、389号の防災活力創出基盤事業、そして国道改良事業等が要望の対象とされていますと発言しました。

ところで、本年1月の正月早々に能登半島では大規模な地震が発生しました。このことによりお亡くなりになられた方々、行方不明の方々、そして家屋に被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げ、早急な復旧をお祈り申し上げます。

現地では、この災害の原因、避難、復旧に当たっての検証がなされ、安全安心な避難路と復旧のための素早い行動が可能な連絡路、陸路もしくは海路による連絡手段の確保が第一ということが改めて確認されました。さらに被災地地域の能登半島周辺には、複数の原子力発電所も建設されており、十数年前の東日本大震災の悪夢がよみがえります。天草地域では、熊本県と九州電力により2022年（令和4年）6月に災害を想定した大型船の出入港の利用に関する協定を九州電力と締結されているようです。もちろんこの港は苓北町に立地する火力発電所内にあります。

このように、苓北町に立地している火力発電所は熊本県の産業の礎としてエネルギーの確保と、加えて万が一、天草地域に災害が発生した場合は、避難時の救護施設として、復旧時の中継基地として県民の生命を守る重大な役割も担っているのです。

熊本市と県内主要都市を90分で結び、熊本県全域の教育、福祉、産業等々の振興策として熊本県が1994年（平成6年）に90分構想として策定され、天草地域も熊本市と旧本渡市間を結ぶ約70キロの幹線道路、地域高規格道路として指定されました。これの目的達成のためにも、熊本天草幹線道路の早期完成に向けて万全の努力が求められます。この県内90分構想は天草地域を除けば、県内各地では完了しているようです。本幹線道路工事の現状と今後の進捗状況はどのようなのでしょうか。

併せて先ほど述べた苓北火力発電所の位置付けからして、旧本渡市止まりではなく、苓北町まで区間を延ばして幹線道路の改良に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

国の将来推計人口は20年の国調を基に推計されたものということですが、苓北町の推計人口は先ほど申し上げましたように、20年の7,114人が49.7%、約半数に減少し3,537人と示されています。

この半数に減少すると予測された数値への対応に、人口減少が進む小規模自治体で単独で歯止めをかけることは極めて厳しい取り組みになろうかと思いますが、可能な限り、町はきめ細やかな地域情勢等々の状況に見合った諸施策を立案し、これの実施に向けて対応すべきです。

小規模自治体である苓北町の財源が限られている中で、どのような施策があるのでしょうか。例えば教育の振興という立場から、海洋関係の科目を有する高等学校、大学研究施設が苓北町に設置されていることを活かした海洋関係学園都市の構築、また同じ教育振興における子育て環境の改善という立場から、義務教育における学校給食費や就学前の幼児に対する保育料負担額の無償化。福祉施策の改善事項として医療費の支払い制度の中で、医療機関の窓口で一度支払った後、一定の期間を経て町から助成金の支払いを受ける現行制度を、受給者に代わり自治体が医療機関に医療費を支払う現物給付といわれる制度を本町でも採用することです。これらの案件は他の自治体では既に実施しているという情報を耳にします。本町の行政規模では厳しい案件もあろうかと存じますが、これらの実施に向けて最大限の努力をなすべきです。

また、趣味と体力維持のために坂瀬川、志岐、富岡、都呂々の町内一円でグラウンドゴルフに多くの高齢者の皆さんが親しんでおられます。このための各地区のグラウンドは適切な水はけの問題や雑草処理、トイレ利用者等から苦情の出ない環境整備に努めるべきです。

さらに、少子化と人口減少に比例して65歳以上の高齢化の上昇も予測されます。このような中で高齢者のケアを考えた場合、地域社会におけるコミュニティグループへの依存が高まるのではないのでしょうか。そのためにも女性の会や青年団の活動が重要視されます。しかし、本町ではこれらの団体の活動の基となる当該団体の結成は不十分ではないのでしょうか。人口減少が進行する中での再結成には非常に厳しいものがあるかと考えますが、少子高齢化の現状では、人口は減っても高齢者の構成割合は増えていくのではないのでしょうか。このようなことが予測される中で高齢者のケアを一層地域で考えていく取り組みが必要です。

コミュニティグループと結成の趣旨が違いますが、町民の生命財産を守ってもらう消防団の団員確保も非常に重要な案件です。

さらに、産業振興の立場から担い手不足対策はどうなのでしょう。一次産業に限らず、本町における産業の担い手不足、働き手不足が相まって労働力の確保が危惧されております。このような中で、本町でも外国人の方が仕事に従事しておられる姿を日常的に目にします。この方々に対して、行政としてどのような対応をされているのでしょうか。本件に関しては、国や県による基準等があるように存じますが、言葉や習慣の違い、勤務時間等労働条件の状況はどうなのでしょう。もし何らかの課題があるとすれば、地元行政機関として労使双方の立場に立った対応をすべきと考えます。

町内の道路敷設状況は、大型ミカン園の連絡道を兼ねている県道や、町内にくまなく張り巡らされている町道がありますが、いずれも路肩のセーフティーコーンが目立ちます。町道の中で人の住まなくなった無人の家だけの集落へ続く道には、人頭大の石がいくつも路面に転がったままです。

こういう状況の解消こそが住みよい町づくりの第一歩で、住民が住みやすい環境であり、このことにより他自治体からの移住を増やし、人口減に歯止めをかけるということにつながるかもしれません。

人口減少の推計予測に基づくまちづくりは、行政はもちろん、議会、町民が一丸となって知恵を出し、汗を流し合って取り組むことは当然のことでしょう。

繰り返しになりますが、熊本市から苓北町への地域高規格道路は、先程問題提起しましたように、町の振興のためになくてはならない道路だと考えるのは私だけでしょうか。これの早期完成のために、国政関係者、関係機関への積極的な働きかけを一層強化すべきです。

町民の生活の保全、生活改善やこのことのための財源確保と人口減少への対策はともに非常に重要な取り組みです。このことに対して、我々が一丸となって取り組まなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の浜口議員のご質問にお答えさせていただきます。

人口減少への対応と検証の1項目目の町政と町民生活の安寧についてでございますが、人口減少の状況とこれに伴う様々な課題については、議員ご指摘のとおりであり、直面するこれらの課題に対して早急に取り組んでいく必要がございます。

そのような中で、1点目の熊本天草幹線道路の進捗状況につきましては、熊本市から天草市間の全線約70キロメートルのうち、昨年2月25日に開通しました本渡道路（天草未来大橋の区間ですけれども）を含めた延長18.3キロメートルが整備済み区間、熊本宇土道路、宇土道路、宇土三角道路、大矢野道路、本渡道路Ⅱ期の5区間の合計30.2キロメートルが、現在整備を進められている区間でございます。整備済み区

間と整備中区間の合計延長が48.5キロメートル、全体の約69%となっております。

令和5年度におきましても、国土交通省が整備を進めている熊本市から宇城市三角町までの3区間で当初予算約42億円、補正予算約11億円を追加し、合わせて約53億円が配分をされております。

また、熊本県が整備を進めている大矢野道路及び本渡道路Ⅱ期については、両区間合わせて、当初予算19億4,000万円、補正予算12億4,800万円、合わせて31億8,800万円が配分されており、令和5年度の補正予算を含む熊本天草幹線道路の予算額としては、5区間の総額約84億9,000万円の事業費で整備を進めているところでございます。

苓北町といたしましても早期完成のために、今後も国会議員や国、県への積極的な働きかけに一層努力してまいりますので、町議会及び町民皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、熊本天草幹線道路の苓北町までの延伸につきましては、まずは熊本県の重点施策である熊本都市圏から天草市までの90分構想の実現に向けた熊本天草幹線道路の早期完成について関係機関、関係自治体と連携し、強く要望を行っていくことが重要と考えております。その上で天草市と苓北町を結ぶ道路につきましても、利用される町民の皆様のご利便性向上を図るため、これまで要望を行っております事業中区間の整備促進や未改良区間の新規事業化など、引き続き関係機関へ要望をしてまいります。

次に、2点目の教育の振興の立場から、海洋関係の科目を有する高等学校、大学研究施設が苓北町に設置されていることを活かした海洋関係学園都市の誘致の実施につきましては、天草拓心高校マリン校舎の魅力化を進める上で、九州大学天草臨海実験所との間で教育研究活動など何か連携できないかと考え、昨年10月24日、苓北町教育委員会を含めた3者で情報交換を行っております。

その中で、マリン校舎生徒の天草臨海実験所への施設研修や大学生との交流など、マリン校舎と九州大学天草臨海実験所の両者がまずは負担とならない程度で取り組みを始めていただければと考えております。なお、令和6年度予算におきまして、これらの取り組みを後押しするため、天草拓心高校マリン校舎魅力化推進事業補助金を計上いたしております。

次に、3点目の教育振興における子育て環境の改善という立場から、義務教育における学校給食費の無償化につきましては、学校給食会計を令和6年度から公会計へ移行することとしておりまして、令和6年度においては、社会情勢の影響による食材価格の高騰が続く中で、給食の質や量を維持できるよう、児童・生徒の給食費を据え置くこととし、不足する分は公費により対応をいたす予定でございます。

なお、学校給食費の無償化につきましては、財源確保等の課題もございまして、国

の少子化対策の動向も踏まえながら、令和7年度以降において状況を見ながら判断してまいりたいと考えております。

次に、4点目の子育て環境の改善として、就学前の幼児に対する保育料負担額の無償化についてのご質問でございますが、苓北町の新たな子育て支援といたしまして、令和6年度から保育料の保護者負担金を無料とし、完全無償化により実施をいたします。

次に、5点目の福祉施策の改善として、重度心身障害者医療費助成に係る現物給付についてのご質問でございますが、令和6年6月診療分からの実施に向けて、関係機関との協議、調整など事務手続きが完了次第、関係者の皆様へ周知を行うとともに、速やかに実施してまいります。なお、今回の議会において条例改正の提案をいたしているところでございます。

次に、6点目の各地区グラウンドの環境整備につきましては、議員ご指摘のとおり、利用者の皆様が安心安全で気持ちよく利用していただけるよう、日頃の環境整備が大切であります。

水はけの問題につきましては、農村運動広場においては本年9月開催の熊本県民体育祭天草大会の男子ソフトボール会場に予定されているところでもございまして、令和6年度予算において、グラウンドの砂入れや側溝内堆積土砂の撤去費用を計上しております。また、各学校や公民館などのグラウンドにつきましても、定期的な点検を行い、必要に応じて対策を実施してまいります。

雑草処理やトイレ清掃につきましては、学校や公民館においては学校や教育委員会の職員が、時には地域の方々の協力も得ながら除草や清掃作業を行っていただいているところであります。また、指定管理施設におきましては、指定管理者によりまして定期的に実施をされているところではございますが、利用者からの要望等があった場合には、その都度協議し、速やかな対応をお願いしているところでございます。

今後も各施設の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、7点目の高齢者のケアを考えた場合、地域コミュニティグループの団体結成が不十分、また高齢者のケアを地域で考えていく取り組みが必要ではないかという点につきましては、議員ご指摘のとおり、女性の会や青年団など人材不足等の原因で一度活動ができなくなった社会教育団体の再結成につきましては、人口減少に加え、コロナ禍におきましていろいろ社会規範の変化、価値観の多様化などによって厳しいものがあると考えております。

私の所信表明でも申し上げましたとおり、地域が活性化し発展をしていくためには、まず地域を支える人づくりが大切でございます。町民お一人お一人がそれぞれ輝かれることによって、地域全体が輝き、そして明るいまちづくりにつながっていくものと考えております。地域のそれぞれの要望、ニーズに合った新たな団体や人材の掘り起こしと

育成に努め、情報通信技術の伸展に伴うスマホなども活用した新たなコミュニティづくりなども模索していく必要があると考えております。

また、高齢者のケアを地域で考えていく取り組みにつきましては、現在、苓北町内の30箇所が高齢者の集い・通いの場となる高齢者サロンが活動をされています。これからも高齢者の皆様が体を動かしたり、会話をしたりしながら、地域でいきいきと暮らせる取り組みが実施できるよう支援をしてみたいと考えているところでございます。

次に、8点目の消防団の団員確保につきましても、重要な課題の一つでございます。消防団や各事業所の協力をいただきながら、引き続き機能別団員も含め消防団員の確保に努めてまいります。

次に、9点目の外国人労働者の方々への対応に関してでございますが、外国人を雇用する事業主の皆様へは、国から「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づきまして、事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容を盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が示されております。

この指針に沿って事業主の皆様には、職場環境の改善等に取り組んでいただいているところではございますが、外国人労働者の方には、就労に関わるだけでなく、日々の生活においても言語、文化・習慣等の違いから、ささいなことも含め多くのお困り事があるものと考えられます。

苓北町におきましては、昨年末現在で製造業をはじめ、医療・農業等の分野に従事される技能実習生47名を含め、77名の外国人の方が住民登録をされておられます。

町といたしましても、外国人の方々日々安心して就労、生活ができるように、昨年6月から専用の電話相談窓口を開設し、天草市にあります外国人支援団体のワールドフレンズ天草に委託し、対応に当たっていただいているところでございます。なお、この電話相談窓口は技能実習生のみならず、外国人を雇用する事業主の方、苓北町で生活しておられる全ての外国人の方々の相談にも対応をいたしておりまして、本年1月末までに雇用労働に関する相談を始め、出産・子育て・教育に関する事など、延べ33件の相談があつているところでございます。

次に、10点目の県道や町道の管理等についての質問につきましては、住みよいまちづくりには、県道や町道の安全に利用できる環境は必要不可欠でございます。しかしながら、町内山間地域の現状は、議員のご指摘のとおり状況となっております。その課題に向けた取り組みとして、今年度から従来から行政区に協力いただいて実施しておりました道路愛護作業を2名以上のグループでも適用できるように拡大をし、除草作業の協力を実施していただきながら、その改善を図っているところでございます。今しばらくは、地域や個人による道路愛護の機運を高めていただき、この新たな取り組みに協力

いただける方の増加を図りながら、道路の環境整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 再質問ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 質問の冒頭に申し上げましたが、人口減少による山間地域住民の生活保持、高齢者の見守り等の自治体運営への支障をお尋ねしましたが、お答えをお聞きすることはできませんでしたが、現在町内で世帯数や住民の数が減少して、町政あるいは各行政区における運営に支障を来している行政区はありますか。あるとすればどのようなサービスを施していく計画でしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） ご指摘の各行政区の現状の把握につきましては、現在、総務課の方で各区長さんの方をお願いをして、アンケート調査を実施しておりますので、詳細につきましては総務課長の方から回答させていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 今、ご質問ありましたけれども、区の山間部とかですね、特に少ない世帯のところを含めて、区の再編についてですね、区長会の方とも連携しながら、現在実態調査を行っております、集計をしております。それを踏まえて、今後の区の再編の在り方ですね、地域によってばらつきがございますし、山間部と町の中と違いますかですね、考え方とかまだ意識の差もございますので、その辺についてもですね、取り組んでまいりたいと思っております。あと、困っていらっしゃるというところがあるのかということでございますけれども、当然、高齢化率がやっぱ山間部においては地域自体が高齢化率も高いというようなところで比例しておりますので、その辺の見守りですね、とか足ですね、その辺のところも課題を抽出しながら、区の方とも連携をとりながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 各行政区の再編が検討までいっているのかどうか分かりませんが、視野にあるようですけれども、この再編の基準はどのような形でですね、するのか。単に住んでおられる方の人数によって、ここに3人、ここに3人、ここに3人、全部で9人じゃけん、足して一つの行政区にしようとかかそういうことじゃ、単なる人数合わせではなかなか厳しいというか、適していないような感じもしますので、再編に当たっての基本的な考え方を教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 確かに今、浜口議員おっしゃるとおり、それぞれの区でですね、

状況が違います。年齢構成等も違いますので、そこは各行政区のお話を聞きながらどういった形がいいのかということでもあります。例えばですね、やっぱ今、町民体育祭あたりをするにしても、出場できない区等もごぞいます。そういった場合にやはりそういった町民体育祭とか、スポーツ行事等についてですね、まずは連携をすとか、そういう取り組みもできるのではないかなというふうに考えておりますので、各行政区からのアンケート結果の報告を受けた中でですね、具体的にはそれぞれの行政区とお話合いをしながら、どういう取り組み、最終的に再編すべきなのかどうかも含めてですね、意見交換を行ったうえで、検討を続けていければというふうに考えているところであります。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） まず、再編しなければならない状況なのかもしれませんが、なぜその行政区の人数が減ったのか、一つにはですね、当初申し上げましたように、やはり道路の整備とか何とかが悪いからじゃないんですか。だからもう、ここにおったっちゃつまらんけん、下に下ろうかいと、例えば、山中に住居を構えておられる方がですね、そういうこともあろうかと思っておりますので、先程言いましたように町道の整備もですね、これ非常にもう大変な仕事だろうと思えます。しかし、それをやらなきゃ。町道になっているからには、私たちの道路ですので、町民の道路ですので、それは誰がやるかちゅうと、地域のグループとか何とかというか答えも出されておりますが、やはり行政がメインになって、メインとなってやるべきだろうと思えます。

それから、熊本天草幹線道路をですね、旧本渡市止まりでなく苓北町まで延伸することの考えには、どうも町長の考えをお聞きすれば消極的なようです。質問の中で申し上げましたように、火力発電所の位置づけをですね、真剣に捉えるべきだろうと思えます。発電所本来の産業エネルギーである発電量は熊本県における需要量の約70%を供給するものではありませんか。TSMCの事業が始まるようです。当然、関連企業等の活動が見えてきます。いずれも電力エネルギーは必要なんでしょう。さらに令和4年に、先程申し上げましたが、熊本県は九州電力と災害時の発電所港湾施設の利活用に係る協定を結んでおられる現状を見れば、本来ならば苓北町がこの高規格道路を延伸してくださいと言うんじゃないかとですね、熊本県が自ら県内の産業振興あるいは天草地域における災害発生時の連絡網整備の立場から、自ら路線延長を提案すべきだろうと思えます。

高規格道路の完成は長期的視野の中で頑張っていくという話もされましたが、長期的視野という言葉は不適切です。再度、このことを県に強く要望すべきと思いますが、答えは同じなんでしょうか。お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） すいません。長期的視野という部分は今日ですね、答弁ではいたしておりませんので、そこはお間違いにならないようお願いしたいと思っておりますが、

先程話しましたように私もですね、やはり90分構想ということで、やっぱり熊本市から県内の自治体全てについて90分構想でできるようにして実現をしていただくべきだろうと思っておりますので、当然、苓北町まで90分構想という形は私も考えております。そこは十分に考えているわけですが、まずはですね、今先程申しましたように都市圏から天草市までの90分構想をまず実現していかないとその先につながらないということもございます。

また併せまして、現在もですね、町内で国道389号の都呂々地区区間の拡幅、それから県道坂瀬川御領線、県道都呂々宮地岳線の早期完成、これ整備促進を今進めてもらっておりますけども、なかなかこちらの思いどおりには進んでいないという状況もございますし、県道福連木都呂々線につきましてもですね、新規採択をお願いすべく要望しておりますので、そういった町内の他の路線等との兼ね合いもございますので、そういった部分も含めた中で、引き続き要望を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 九州大学、天草拓心高校が町と教育委員会、3者で情報交換会を開いたということですが、メンバーあるいは協議事項等の概要を教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 協議のメンバーにつきましては、教育委員会からは教育長と私、それと九州大学天草臨海実験所からは新垣准教授、それと天草拓心高校からは社会科の教諭の先生1名ということでお話しをさせていただいております。

協議内容につきましては、マリン校舎と天草臨海実験所の方でどういった交流、教育的な交流ができるのかというふうな話し合いをさせていただきました。町長の答弁の中にもありましたようにそれぞれがですね、負担になるとなかなかやっていけなくなることもありますので、その中でまずは大学生と生徒の交流とか研修とか、そういった比較的簡単にできるような取り組みから進めていって、高校生の子どもたちにはですね、大学の雰囲気とかを感じていただければ、将来的には大学への興味とか人材の育成にもつながりますので、まずはそういった取り組みができないかということでお話し合いをさせていただきました。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） ちょっと大きな話になりますが、この都市圏構想、今までの話の中では、何かそういう方向に進んでもいいよなあという雰囲気があるのか、それともいいやこりゃただ形だけして、もう結果は見えとるばい、ゼロばいというふうなことなのか。今の段階で発言可能な範囲で結構ですので、あんまりですね、せっかく進めよら

つとに駄目ですばいと言うわけにはいかんと思います。そこら辺の状況を教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） この点につきましてはですね、やはり人口減少が進む中で少子化もありまして、小・中学校同様、高校においてもですね、生徒の数が減ってきているという状況であります。特に普通課の生徒についてはですね、各学校でやっぱり急激に減少しているということがあります。そういった中でマリン校舎につきましては、海洋系の学科を持った特殊な学科がございますので、ここの魅力を活かしてですね、やっぱり生徒の募集をしていくべきだろうというふうに考えておりました、この魅力化の事業の中では、来年度からは全国的にですね、マリン校舎の生徒の募集を行いたいというふうに考えておりました、そのための予算も含めて計上しているところであります、まずはそういうマリン校舎の特色を活かした周知・啓発をして、マリン校舎に県内外を含めて他の都道府県からもですね、ぜひ生徒に入学していただければ、地元の子どもたちにもいい影響を与えるんじゃないかなというふうに考えているところでございましたので、そういったところでうまくできるようにですね、頑張ってもらいたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 高校とは違いますが、現天草市天草町の鬼海ヶ浦で面白い取り組みをされている学校があります。また御所浦にもそういう高校ですか、同程度の学校があるそうですけども、苓北町にもそういう地域の特性を活かした何かそういうものを目指していることは、教育委員会あたりでは、あるいは町の企画政策課あたりではそういう話、発想はないのかどうかお尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 失礼いたします。確かに今おっしゃったような様々な子どもたちに適用できる学校という、昔は塾形式みたいな形で開かれていたところでございます。ただ、そういう特例校というのが学校の先生方それから授業の一端を組み込むことによって、学校の代わりとして授業に参加をしたという、そういう資格を与えていくという、そういう学校がつけられているようでございますけども、苓北町の現状ではそれをつくっていくということは考えておりません。

ただ、後ほどまた本日の全員協議会の中でもご説明申し上げたいと思っておりますけども、小学校の再編問題、中学校等の問題、これも絡めまして教育課程を新しく、今までの小・中学校の関係ではなくて、いろんな教育課程の組み方ができるようになっております。そこら辺でいろんな困り感を持っている子どもさんを苓北町の中で一緒に勉強させるような、そういう過程も組み込んでいくこともできるようになっておりますので、こ

れも審議会の方に提案しながら新しい形の学校を模索していければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

訂正ですか。先にどうぞ。

○教育長（濱崎敏和君） 申し訳ないです。私どもの全員協議会の方は明日でございます。申し訳ありません。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 私がこれまで学園都市構想とかですね、学校給食費の無償化とか、そういうものを言うのは、子育て環境を他の自治体よりもよくすると、あるいはいろんな考えを持っている子どもさんたちが苓北町に移住してくると。これは人口減少の対策なんです。ですから、確かに教育上の考え方からすれば、もしかすれば、こんな言葉はということなのかもしれませんけども、やはりもうちょっと見方を変えて、今日の一般質問の中でも言いましたように、この人口減少に歯止めをかけると、このことにやっぱり主力を置いて取り組みをしてほしいというふうに思います。

それで今ちょっと触れましたが、この学校給食費の無償化をされている自治体数ほどのくらいあるのか。県内、全国。教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 申し訳ありません。ちょっと手元の方に資料を持ち合わせておりませんが、10自治体程度はあったのではないかと思います。ちょっとすみません。詳細な資料を持ち合わせておりませんので、詳しい数値はまた後ほどお知らせをさせていただきます。申し訳ありません。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 同じような再質問になりますが、もうまさにですね、そうなんですね。これは何のために無償化するのか。もちろんこれは直接的には保護者の皆さんの教育費の削減にある。それがどうなるのかというと苓北町に行って住もうかいと、苓北町に引っ越そうかいというような形にですね、簡単にはならないと思いますけども、そういうことを狙っての給食費の無償化なんです。ですから、それくらいは常に頭に入れておくという形で取り組んでもらいたいと思います。

それから医療費の支払い手段に現物給付の採用を提起しました。それで令和6年6月からですね、重度心身障害者医療費の実施についての考えを示してくださいました。これの実施に当たられてはですね、これまでお聞きした中では関係医療機関の協力が必要だということでした。それで関係医療機関の皆様の多大なるご協力があったものと考えます。町及び医療関係者の皆様に感謝申し上げます。ただ今後、町におかれては今回取

り組んでいただいた重度心身障害者医療費に限らず、この制度をですね、拡大してもらいたいというふうに思います。

それから次行きます。グラウンドの整備でグラウンドゴルフのマーキングがですね、外されていたという話を聞きました。そのことは老人会とかですね、そのグラウンドゴルフ協会には何のお知らせも、お知らせといえますか、通達といえますか、何もなしに外してあったと。それで次からすつときには2時間やろかかった、3時間じゃろかかったって言うて、ブーブー言うたらしたですばってんか。自分たちでさすわけですので、そのことは行政に投げかけて、行政から100万円もらうとか何とか、そういうことはないわけですので、もうちょっと一緒になって協力していくべきじゃないかと思います。この通知はなぜしなかったのですか。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） グラウンドゴルフのマーキングの件でございますけども、農村運動広場の方にですね、マーキングがしてございました。

そちらにつきましては、基本的に町の施設につきましては、事前にですね、届けなり協議なりをしていただいて、その上でしていただくような規程にはなっているところでございます。現状ですね、例えば小学校のグラウンドとか公園とかにおきまして、以前に埋めこまれたマーキングが錆びて、ちょっと露出をしてけがをしたというような事案もございましたので、そういった心配もありましたので、指定管理者の方からですね、教育委員会の方には外していいかというふうな協議はあっております。こちらとしましても当然ですね、利用者さんがいらっしゃるの事前にですね、十分周知をし、協議をしながら、周知・告知をしてですね、外してもらうようお願いをしていたところではございますが、若干、指定管理者におきまして、そういった部分の対策も十分なされていなかったようでありまして、こちらのですね、周知・徹底がなされてなかったとちょっと反省をしているところでございます。

今後はですね、何箇所か、グラウンドゴルフの協会、また施設の管理者と話し合いを持った中で、そういくつもですね、打ってもらうとなかなかグラウンドの使用上、厳しいところもあるかなと思いますので、数箇所、数コート程度はですね、可能ならばポイントの敷設もできるんじゃないかと考えておりますので、まずは競技団体、それと管理者と私ども含めたところで対応をしていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 今、農村運動広場の話が出ましたので、併せてお尋ねしますが、農村運動広場のトイレも経年劣化なのでしょうか。入り口等のドアの表面がめくれています。それからグラウンドゴルフの大会はですね、非常に参加者が多いわけですね。そ

れでしかも利用回数も多いという中で、参加された方の中で、特に女性の方からですね、限られた休憩時間では用を済ませるのに個数が足りない。トイレの個数がですね。という話が出ていますがご存じでしょうか。ご存じとすればどうされるのか、ご存じないとすればどうされるのか。お聞きします。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） まず農村運動広場のトイレにつきましては2箇所あるかと思えます。確かにですね、老人会さんあたりで利用されたときに、競技が終わった後に、休憩中に、限られた時間に集中して利用されるのが現状かと思っております。施設の状況につきましては、確かに議員ご指摘のとおり、老朽化なり、不備があるところも承知をしているところでございます。それを新たにですね、ちょっと増設するっていうのはなかなか厳しいものがあるかなと思えますが、検討はさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 限られた財源の中でですね、トイレを増やすということは厳しいのかもしれないけども、高齢者の方々に屋外で運動してもらう。これは非常に健康のためにいいことじゃないですか。トイレを堪えるのも大変なんですよ。ですからそれはトイレの建屋を増やすんじゃなくてですね、中身だけでもいい・・・。中身だけちゅうことはできんですね。増やすように財政的には考えてほしいと思います。

それからコミュニティサークルの育成についてですが、只今の町長のまちづくりは人づくりからという考え方には同感します。このことはですね、40年ほど前、当時の教育長をされていた永島先生の考え方もそうでした。永島先生は学校教育と合わせて社会教育にも力を入れられ、各公民館に出向かれ、館長と我々職員合わせた中で多方面の話をしておられました。人口減少で女性の会や青年団の結成には厳しいものがあるのかもしれないませんが、まちづくりは人づくりからという町長の考えに基づいて、職員皆様のお一層のご協力を期待します。

それから町民の皆さんの趣味を活かす文化協会もあります。このようなコミュニティサークルにもなお一層協力していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） コミュニティグループ関係で女性の会あるいは青年団についてのご指摘をいただいております。

ご指摘のとおり、女性の会を始めとしまして社会教育団体の中にはですね、参加者また中心的な役割を担っていた方が固定化したり、高齢化したりすることによって、活動がですね、継続が困難な状況になってきているということで、活動を休止された団体も

ございますし、今後ですね、ちょっと存続自体が危ういというような団体も出てくるか
とこちらでも承知をしているところでございます。

地域コミュニティの機能をですね、維持・活性化するためには、そういった団体は必
要かと考えておりますので、まずは休止中の団体にあってはですね、時間を要するかと
思いますけども、改めて地域の皆様、それと女性の皆様、そういった方々からの意見
をお聞きする場も必要かなと考えております。いろいろなグループがあるかと思いま
すので、町の方が主導してですね、そういった方に呼びかけをして問題点を洗い出した
中で、議員ご指摘の人口減少の中でこういった活動ができるのか、こういった役割があ
るのかという点についても協議が必要かなと思っております。

それと文化協会の件でございます。

コロナ禍それと高齢化の影響によりまして、会員数は減少しております、活気あり
ます活動につきましては年々厳しい状況になっているかなと思っております。昨年11
月にですね、第26回の苓北ふるさと文化祭の方を開催しておりますけども、やはりコ
ロナ禍後ということで活動休止で参加できない団体もあったところでございます。し
かしながら文化活動につきましては、人々の暮らしに喜びや感動を与えたり、人生に
豊かさや潤いをもたらしますので、また人々の連帯感を生み出し、地域の活性化それ
と魅力を引き出すことにも大変大きな役割を果たしていると思っております。

町としましても、引き続き支援を行っていく、当然ですね、支援をしていくべきと
ころでありまして、まずは文化団体の活動がこういったものをされているのか、どう
いった団体があるのか、こういった趣味のサークルがあるのかというようなことを改
めて掘り起こし、洗い出しをさせていただいて、そういったことをですね、周知を
していくというふうな取り組みからまず始めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 人口減少が予測される中でですね、産業の振興のために外国人
の労働者の皆さんが70人余り苓北町に住民登録されておるようですけども、今後移
入といえますか、移住といえますか、この動向はどのように予測しておられますか。
お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 当然ですね、担い手不足が全国の各自治体で叫ばれてお
りましても、当然、外国人就労者の方も増えてくるんじゃないかと思っております。
それから、外国人の方ですね、就労支援の制度も今度改めて改正をされてお
りますので、そういった部分では技術を持った方々が日本においてその作業にあ
たられ、また日本で技術を習得された後はまた母国に帰られて、それぞれの産
業の担い手となられるというよ

うな状況が数年の間はですね、広がっていくと思いますので、当然、外国人の労働者の方につきましては、町内においても増えてくるものだと考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） これは個人のプライバシーに関するのかどうか分かりませんが、私の近所にはですね、外国の方が嫁いでおられます。きっかけはそういう形ですね、就労実習か何かで来られて、それで現在、子どもさんも3歳ぐらいになられてですね、朝会った時は「おはようございます」だったんですが、今は「グッドモーニング」です。そういう形ですね、人口増にもつながる可能性もありますので、その奥さんも非常にいい人、表面から見た時はいい人ですので、そういう形での取り組みを進めてほしいと思います。

それから、道路側溝、グレーチングですね、これ車の通行中に音がする場所がありますけども、これはご存じでしょうか。それからこれやっぱ原因は経年劣化なんですかね。側溝のコンクリートの老朽化による凹みと側溝蓋の老朽化による崩れていきますか、そういうようなところで、これが町内にどのぐらいあるのか。もうその概要でも構いません。

それから併せてこの道路の舗装、路面の舗装ひび割れ、それから先程言いましたように路肩や路側の崩壊箇所、それともう一つ大きな問題が道路敷地の未登記の件数ですね。これは町道もあるでしょうが、林道も積極的に取り組んだ経緯がありますけども、それも土地の所有権移転がないままに工事してしまったというような状況があります。こういうものは、現状はどの程度なのか、今後どうしようと思っているのか教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 先程の3点のご質問ですけれども、グレーチングの音がするところにつきましては、現在は全ては把握しておりません。

どちらかといいますと個人の声に反応しながらその改修に努めているところでございます。1年前は音がしなかったんですけども、最近は音がするっていうような事例もございますので、全て把握していない状況でございますので、老朽化につきましては道路パトロールをしながらでもですね、やはり老朽化が目立っておりますので、少しずつの改善に心がけていきたいというふうに考えているところでございます。

それと路面の舗装関係につきましては、平成25年に一度道路を点検したところのデータの中で、約49箇所ほど、100メートル以上あるところの49箇所ほどまだ残っておりますので、それにつきまして、今まさに社会資本整備交付金等を活用しながらですね、舗装の改修に努めているところでございます。

それと道路の未登記につきましては、ご承知のとおりまだ完了には至っておりませんので、その解消につきまして、以前の登記からはですね、登記する際に全筆、まず測量

を行って登記する必要がありますし、同意も必要になりますので、その事務をですね、少しずつ解消に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） これは道路の維持管理はですね、非常にまちづくりのためには、非常に住んでいる住民にはありがたいことです。室長、そがん残時間ばかり見んな。時計ばっか見んな。人が一生懸命話しよつとに。まちづくりには非常にありがたい事業ですので、財政が限られた中で、予算が限られた中でですね、取り組み大変ですけども、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

鐘が鳴ったので終わります。

○議長（野崎幸洋君） 答弁よろしいですか。

○5番（浜口雅英君） はい。

○議長（野崎幸洋君） これで浜口雅英君の一般質問を終わります。

通告2番、倉田明君ですが、ここで一般質問に係る参考資料の配付願ひがあつております。

著作権法など法令に違反する頒布物、参考資料でないことを確認しており、議長として許可するとともに、配付しております。なお、議会は言論の府であり、言葉で説明すべきものと考えます。当該議員におかれましては、論理的に分かりやすい言葉での説明に十分配慮して発言されるよう申し添えます。

それでは倉田明君。

○7番（倉田 明君） 通告2番、倉田です。通告の2件について質問をさせていただきます。

質問に先立ち、只今議長からお話がありましたが、富岡・茂木航路に関する長崎市の鈴木市長の新長崎ビジョンの資料を配付させていただいております。よろしくお願ひをいたします。

最初に、水産振興についてお尋ねをいたします。

近年、地球温暖化が叫ばれる中、全国的な磯焼けや海水温度上昇などの影響で、海産物の減少は地域によっては大打撃を受け、死活問題であると言われております。同様、天草近海の漁獲量も減少し、その対策に国・県など関係機関は各種事業で対応されておられますが、現状を打開するのは厳しいような状況下であると思われまます。

また、漁獲量の減少とともに漁業従事者の高齢化と後継者が減少傾向にあります。現在、苓北町管内の漁協組合員数及び海産物の漁獲量、販売高等の状況についてお尋ねをいたします。

2点目に、これまで長年にわたり、それらの対応として苓北町沿岸の坂瀬川、志岐、

都呂々、上津深江地先などに熊本県や苓北町が実施主体として魚礁や藻場再生事業等に取り組みられておられました。また、町単独事業として、ウニの稚貝・クルマエビの稚エビ等を放流され、併せて熊本県栽培漁業地域展開協議会事業として、マダイの稚魚等の放流が実施されております。その成果が見られる一方、海藻を食とする魚貝類等の食害の影響などで、状況は一進一退の状況ではないかと思われそうですが、それらの実態はどうか。お尋ねをいたします。

また、海藻や魚貝類の水産物資源回復には、魚礁等の投入は有効な手段だと言われ、その歴史は古く、水中に人工的な構造物を入れると、そこに魚が集まったり、海藻が着生したりすることは相当古くから知られ、人工魚礁造成の最古の事例は、承応年間に土佐藩での岩石投入、その後も寛政6年に淡路島で漁礁沈設の記録があると言われております。また、人工魚礁は海洋生態系において重要な役割を果たし、持続可能な漁業を目指す取り組みとして長年整備されてきております。今後は現在の稚魚放流事業は引き続き継続していただき、その状況次第では、適当な海域に新規の魚礁、藻場礁等の投入について関係者と協議されるお考えはないか、お尋ねをいたします。

次に、富岡・茂木航路のフェリー就航と半島振興法に関連し、お尋ねをいたします。

この航路の件につきましては、昨年12月議会定例会一般質問の答弁で、町長は年明けに長崎市長と協議するとのことだったので、協議後に改めて伺いたいといたしておりました。先般、長崎市との協議結果はどうだったのか、お尋ねをいたします。

2点目に、ご承知のとおり、今年1月1日に発生した能登半島地震については、石川県によると2月20日現在、お亡くなりになられた方は241人、安否不明者9人、住宅被害は7万4,393棟で、まだ1万2,463人の方が515箇所に避難されている状況にあり、また火災発生時に初期消火活動は思うように進まず、約3,000棟は焼け、多くの住民が犠牲になりました。改めて、被災されました皆様方にお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧復興を願うところでございます。

この能登半島地震の被災地では、電気・通信・水道・道路等のインフラが寸断され、救急搬送や物資輸送等が思うように進まず、東日本大震災時よりも初動救助支援などが困難だったと言われております。半島が故に地理的環境も加わり、交通手段など半島防災に新たな課題が提起されました。

ご承知のとおり、現在、半島振興法の対象は全国22道府県の23地域で、熊本県内では宇土天草地域（4市1町）が対象となっております。四方を海で囲まれている天草で万一、橋等が寸断された場合、必然的に海と空に頼る必要性が生じ、改めてこの航路の重要性が高まってくるものと考えます。また、半島振興法では道路、港湾、空港など整備についての支援策等も講じられているようです。これは時限立法で令和7年3月31日までとなっております。

この件につきましては、昨年7月苓北町及び苓北町議会から国へ半島振興対策の中で長崎（茂木）・天草（富岡）間航路利用促進及び当該港湾施設等の周辺整備、また半島振興広域連帯促進事業（交流促進・産業振興・定住促進）他などの要望書を提出されたところではありますが、引き続き継続を願いたい。併せて、今回の半島防災に関し、苓北町の「地域防災計画」等に見直しの必要はないのか。町長のご見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 倉田議員の一般質問の途中ではありますが、11時5分まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 皆さんおそろいですので、倉田議員の一般質問を再開いたします。

町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目、水産振興についての1点目、苓北町管内の漁協組合員数及び漁獲量・漁獲高の状況についてであります。まず、苓北町管内の漁協組合員数は、令和4年では211名でございます。平成24年が276名でございましたので、10年間で約76%に減少をしております。

漁獲量と漁獲高につきましては、令和4年では170トン、2億2,000万円でございます。平成24年は238トン、2億4,000万円ございましたので、10年間で漁獲量は71%、漁獲高は92%となっている現状でございます。

これらの減少理由といたしましては、水産資源の枯渇や温暖化による生態系の変化、並びに漁業従事者の高齢化と担い手不足などによるものと捉えております。なお、組合員数の減少幅と漁獲量の減少幅がおおむね比例しているのに対し、漁獲高の減少幅が比較的緩やかなのは、販売単価の高い養殖漁業の拡大によるものと考えているところであります。

次に、2点目の藻場再生事業や種苗放流と食害の状況についてでありますけれども、まず、藻場再生事業といたしまして、昭和50年代より築いその投入や魚礁の設置などを行っております。近年では藻場の増殖場を設置するなど、国の補助事業を活用しながら事業を展開してまいりました。

また、平成22年度からは熊本県の補助事業を活用し、苓北町海域の海藻類の繁茂状況の調査を実施しております。その中で一部ではございますが、近海に自生する海藻の

母藻を磯焼け状態の増殖場に移植することにより海藻類の増加を図っております。なお、これらの取り組みは、その後の調査におきまして、一定の効果を確認しているところでもございます。

次に、種苗放流につきましては、町独自事業として、アカウニとクルマエビの2種類を行っております。天草漁協苓北支所が事業主体となり、放流しているものでございます。本年度は令和5年4月にアカウニ3万4,000個を、上津深江沖、和田沖、西川内沖に、クルマエビは令和5年6月に27万7,000尾を富岡から白木尾にかけての沖合に放流しております。

また、町独自事業とは別に熊本県栽培漁業地域展開協議会が行っております共同放流事業におきまして、マダイ2万8,125尾、イサキ6,700尾の放流も実施をしているところであります。

次に、食害の状況でございますが、近年取り組んでおります水産基盤整備総合交付金事業を活用した築いそ等現況調査におきまして、食害の状況を確認しておりますが、調査の結果としましては、富岡沖、都呂々沖ではブダイの食害が多く確認されているほか、以前、富岡を中心に異常繁殖をしましたムラサキウニ、ガンガゼなどのウニ類や、アイゴ、エイ類などが食害生物として考えられております。

これら食害生物への対策といたしましては、水産多面的機能発揮対策事業を活用し、ガンガゼ等の駆除を行っているほか、富岡沖や都呂々沖の母藻移植を実施した箇所につきましては、食害防止のネットを設置するなどの対策を講じているところであります。

しかしながら、全国的な藻場減少の要因といたしましては、食害生物による食害以外にも、地球温暖化による海水温の変化等の影響や水質の変化など、海中の環境が地球規模で変わりつつあることが要因として考えられておきまして、現在のところ、なかなか大規模な藻場の再生にはつながってはいない現状でございます。

今後も引き続き、漁協をはじめ関係機関とも相談をしながら、種苗放流や藻場再生の事業を根気強く継続していくとともに、議員ご提案の新たな魚礁や藻場礁の投入につきましては、漁協並びに漁業者の方々のご意見も確認しながら、効果的な魚礁の種類についても研究しつつ、検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2項目目の富岡・茂木航路のフェリー就航と半島振興法に関連して、まず1点目の長崎市との協議結果についてであります。このことにつきましては、2月1日に私並びに錦戸総務課長、稲尾商工観光課長と共に長崎市役所を訪問し、鈴木史朗長崎市長をはじめ、まちづくり部公共交通対策室の金原室長にご対応をいただきました。また併せて茂木町在住で長崎市議会議員の山口正嘉議員、同じく長崎市議会議員で旧五和町出身の山下巖記議員にもご同席をいただき、意見交換をさせていただいたところであります。

その中で、先程倉田議員からお示しをされました鈴木市長のビジョンにもありますように、長崎市と苓北町を含めた天草地域全体で取り組む広域的な観光の推進と、長崎～天草～鹿児島縦断ルートの活性化を図る必要があること、またTSMCの進出や福岡都市圏へのアジア圏域からの観光客の増加をはじめとしたインバウンド需要の高まりへの対応として、長崎と天草地域双方の個性を活かした観光地を回るルート設定が必要であること、また、元日に発生をしました能登半島地震を教訓として、防災や物流、海上輸送に関する対応が必要であることなどをお互いに確認をするとともに、フェリー復活に向けては、現在の航路の利用状況からも、両市町間の交流をさらに活性化していくことで利用者の増加につなげ、機運を高めていかなければならないことなど意見交換をさせていただいたところでございます。

併せまして、茂木町在住の山口市議からは、長崎市における苓北町の認知度向上を図るためにも、茂木地区をはじめ、長崎市内でのマルシェの開催など、観光・物産のPR活動をもっとしていただきたい旨のお話をいただきましたので、同日、意見交換を終えて帰町する際に、茂木地域センターを訪問し、茂木校区連合自治会の池山会長並びに茂木地域センターの草野所長にご対応をいただき、今後の交流促進などについて意見交換をさせていただいたところでもございます。

そしてこれを受けまして、早速2月16日には、茂木校区連合自治会より池山会長ほか10名の方々にご来町いただきましたので、苓北町の状況をご説明するとともに、苓北発電所や内田皿山焼窯元、そして富岡城へのご案内をさせていただいたところでございます。

次に、2点目の半島の防災に関し、苓北町の「地域防災計画」等の見直しはないのかとのお尋ねについてであります。苓北町地域防災計画の第4章「災害応急対策計画」第14節に「陸路以外の輸送方法」として、陸上交通による輸送が困難な場合または途絶えたときは、船舶による輸送及び航空機による輸送により対応することを記載しております。

このうち船舶による輸送の一つとして、熊本県と九州電力との間で天草地域における陸路の使用が困難な事態が生じた場合の物資等の輸送について、令和4年6月22日に、「災害発生時における苓北発電所港湾等施設の使用に関する協定」が締結されておりますので、熊本県や天草管内2市と連携を図りながら対応したいと考えております。

また、先程も申し上げましたように富岡・茂木航路についても、防災面での重要性も強調していきたいと考えております。なお、苓北町地域防災計画については、熊本県の各防災施策の変更があった場合など、その都度見直しを行ってございまして、直近では令和5年7月に改正をしております。今回の能登半島地震による諸々の検証がなされ、見直しが必要となる場合は、本町の防災計画につきましても見直しを行うことといたして

おります。

以上、倉田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 只今答弁を頂きましたが、水産振興についてでございますが、最近の地球温暖化等でやはりこの水産振興については、漁業者をはじめ、関係各位大変ご苦労なされておられると思っております。

今答弁にもありましたが、藻場造成や魚礁の投入、また種苗などの放流事業など、厳しい自然環境の海域で再生への取り組みは大変な事業であると承知し、理解しているところでございます。しかし何とかして、以前のような資源豊かな漁場ができないものかと、それぞれのお立場で努力されていることとは思いますが、やはり漁獲量の減少とともに、漁業従事者の減少、そして組合員は先程申し上げられましたが、10年前の276名から減少し、現在76%になっているという話でございました。また、漁獲量に至っては、238トンから170トン、71%となっている現状のようでございます。なお、販売高については92%と緩やかな減少傾向ではありますが、言われるように養殖漁業等の拡大が要因じゃなかろうかと思っております。そのようなことから、いかに自然的である海藻、魚貝類が減少し、ともに量・売上高等も低下しているという結果状況であると思っております。

そこで、海藻が生える、また魚が集まりやすい資材あるいは物体等の投入を試みてはどうかということでございます。専門ではありませんが、築いそあるいは波型魚礁等々のいろんな種類のそういった魚礁等があると伺っておりますが、本来ならば、自然体が一番いいんでしょうけども、ここまで状況が悪化といいましょうか、現状となっている上においては、何とかして少しでも改善できないかと願うところでございます。ご検討方よろしくお願いいたします。お答えのとおりだと思っております。

それに若干、関係してございますが、今年も3月1日ウニの解禁がなされましたが、去年は解禁直後1日ほどで休業されました。いわゆるエサの海藻類がないということでございました。その後、2週間程度でしょうか、再開されたようでしたが、私も注文した関係でえらい遅いなということでお尋ねしたら、そういう状況でございました。

私も昨年3月22日に西海岸に潮水を汲みに行ったおり、一個のウニを割ってみましたら、爪楊枝の芯にも満たないほどの糸のような薄いきいろ色の実を見たとき、やっぱり本当だったんだなと思った次第でございます。私は50年余り、毎年この頃になると少量の潮汲みでお世話になっているわけでございますが、去年の実の入っていないウニ、偶然にも写真を撮っております。そういう状況でありました。

ところで、今年のアオサ養殖は芽が出てもすぐに切れる。毎年ならば、刈取りしてい

る時期だが、まだ刈取りができないと2月11日の富岡の春祭りの日に養殖業者からお聞きいたしました。しかしながらその後、成長を待たずに刈り取るため収穫量が上がらないと聞き及んでおりますが、アオサの件で何かお聞きされておりますか。その1点をお尋ねいたします。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 特別にアオサのことを具体的には、私も今、倉田議員がおっしゃられた範囲の情報しか、一応今のところ得てないんですけども、町長の答弁にもありましたように、やっぱり大きな規模のですね、いろんな環境の変化がそういうことにつながっていくんだと思いますので、なかなかその大きな効果を得ることが、すぐには難しい部分もあるんですけど、やはり根気強く今取り組んでおります藻場の造成でありますとか、それから種苗の放流ですね、そういったことを続けながら、また新しい取り組みとしましても、おっしゃられた魚礁は人工的なですね、コンクリートとか鉄の部分の魚礁がたくさん荅北町の海域に全体的に入ってるんですけども、なかなか漁協の方、それから漁民の方ももうなかなかその辺は賛否があるということですけども、一つ考えられるのは木材魚礁ですかね、木材魚礁は環境にもですね、ある程度配慮された部分等もあると考えておまして、今まだちょっと検討している最中なんですけども、間伐材ですかね、利用もできないようなやつは安く買えるんじゃないかっちゃうところと、それからおもりですね、沈めるときのおもりについても、そういうコンクリートなどじゃなくて自然の石を使ったらどうかというようなところ、そうすると安価にできて、たくさんこう入れられてですね、今おっしゃられたアオサとかそういったところの成育にもつながっていくというふうに思いますので、その辺を漁協ですとか、漁業者の方々ともですね、お話をしながら進めていきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 今の課長がお答えされましたように、私も間伐材、これにいろんな芝、葉とかを伴った形の魚礁を形成しうずめたらどうかと前々から思っておりました。

ご承知のとおり、平成22年頃は都呂々沖に大型事業で投入され、それなりの成果も得ているようでございますが、その木造的な魚礁は7、8年になりますか、坂瀬川沖に多分入れられたと記憶しておりますが、やはりですね、何とかしてですね、魚が集まる、海藻が生える、やっぱりそういった場所をですね、これは大変だと思います。もう地球規模で日本津々浦々、磯焼けあるいは温暖化、温度が上昇という話はもう頻繁に聞いておりますので大変だと思います。しかし、そのままだったらですね、やはりなかなか回復も時間がかかりますし、いい方法をもってお願いと質問をさせていただいておりますが、以前の話を恐縮ですが、富岡小学校も学校の行事といいたまじょうか、いろんな活動の一

環でヒジキ採りを頻繁になされており、町の議会の広報の表紙にも一度載せていただいた記憶があるようです。ほとんど富岡半島周辺にはヒジキの芽も若干見えますけどもなかなか成長しない。今年、上津深江の沖の方にも若干こう、数十センチといいまじょうか、10から20センチ程度のヒジキの芽があるけども、なかなか大きくならないということをお聞きしております。いろんな要因等々でそういった現状かと思っておりますが、やはりですね、何とかしてですね、やっば対応といいまじょうか、取り組んでいただきたいと。やはり非常にですね、町も県等々もいろんな形で、水産振興にはお力添えをいただいているのもうご承知のとおりでございますが、やはりもうここですね、やっば漁業の高齢化と販売高そして後継者、非常にですね、状況が厳しいんじゃないかと理解しております。そういうことで大変と思えますけども、よろしく検討方お願いいたします。

ただ、自然の長い周期から見れば、大漁、不漁、これは年々でといいまじょうか、年毎に変わっていくものと思えますけども、最近では大漁の年が少なくなってきているという感が私にはあります。そういうことで、今後、漁協関係者あるいは関係機関と十分な検討・協議をなされ、魚の集まりやすい、あるいは藻場の生えやすい環境づくりに、ご尽力いただければと思っております。どうぞよろしくお聞きいたしまして水産振興については質問を終わらせていただきます。

次に、富岡・茂木航路のフェリー就航と半島振興法についてでございますが、先程答弁で、2月1日、山崎町長をはじめ、錦戸総務課長、稲尾商工観光課長には、長崎市訪問大変お疲れさまでございました。また今回、鈴木史朗長崎市長をはじめ、まちづくり部公共交通対策室の金原室長、また、先程ご紹介いただきました長崎市議の茂木町出身の山口正嘉市議、同じく長崎市議で旧五和町御領出身の山下巖記市議、お二人にもご同席いただいたということで、大変こうお世話になったところであります。併せて帰町の際には、茂木校区連合自治会の池山会長、また茂木地域センターの草野所長さん共にやはり今後の交流等について意見交換をなされたということで、大変ご苦労さまでございました。

その協議の中で、長崎と苓北を含めた天草全域で取り組む広域的な観光の推進と、長崎～天草～鹿児島縦断ルートの活性化を図る必要があること、またTSMCの進出や福岡都市圏へのアジア圏域からの観光客増加をはじめとするインバウンド需要の高まりへの対応として、長崎と天草地域双方の観光ルートの設定が必要であるということをご答弁されました。そのようなことから、やはり広範囲にわたる移動には大型バスや乗用車の場合、やはりフェリーからフェリーの通行が効率的で、利便性が図られるものと思っております。従いまして、フェリーの必要性は必然的に生じてくるものだと思っております。今回、能登半島地震で町の方も長崎（茂木港）とつながる観光汽

船を活用し、長崎側から物資搬入を考えたいと、1月14日付けの熊日新聞のコメントもありましたが、航路の重要性を鑑み、改めて再度といいたいでしょうか、お尋ねしたところでございます。

天草地方で万一地震等の発生で日常生活に支障を来すような場合は、地域の陸、海、空など利活用できる施設等は支障のない限り、最大限に協力いただく。またそのことも地域防災計画に反映されているものと理解しております。

そこで1、2点お尋ねいたしますが、町長に今後、長崎市との協議、この進め方について、どういったお考えであられるのか伺いたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 長崎市との協議につきましては、今後も継続してですね、やっていくということで市長ともお話をしてきました。また、来年度は早速ですけども、茂木の出身の山口市議からもありましたように、現在も茂木地区との交流ですね、11月の茂木の祭りの際に苓北からも出店をしておりますし、またペーロン大会には茂木からもおいでをいただいているという状況もございますけども、茂木との交流もですね、さらに広げていきたいというようなことですね、次年度につきましては、茂木との交流も、現在ソフトボールの交流あたりもしていただいておりますけども、それに女性の方ですね、種目も加えたところで交流を広げていこうということで、それも予算化をしているところでございまして、まずは、茂木を中心に交流の拡大をしていながら、長崎市共々ですね、そういった交流をつなげていければと思っておりますし、物産展につきましても来年10月には、長崎のスタジアムがオープンするというふうなこともありますので、これを契機として、苓北の産物を長崎に持って行って、物販をやるというようなことも考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 非常に大きな課題といいたいでしょうか、素晴らしい案件であります、やはり相手さん側の立場、お考え等もあろうかと思えますし、早急にはなかなかですね、進展というのは厳しい部分もあるかと思えますが、一つですね、協議に向け、またよろしく願いをいたすところでございます。

今回の能登半島地震で倒壊した建物からの救助、それと火災の初期消火等が極めて困難な状況にあり、併せて電気・通信・水道・道路等の壊滅的なものが目立ちました。そのような中で、能登半島地震における苓北町の地域防災計画の見直しについては、先程ご答弁のとおり、特段改正することはなく、最新の情報等々を入れたところで対応しているということでございましたし、そういうことで理解しております。

先程、再質問で茂木地区のお話もありましたが、2月16日だったでしょうかね。茂木地区の連合自治会の池山会長ほか10名の方々もご来町いただき、苓北町の状況の説

明、併せまして富岡城、苓北発電所、内田皿山窯元なども観光案内してもらったということで大変お疲れさまでございました。

先程町長も触れられましたが、昨年には夏でございましたが、茂木地区との壮年の方々との親善ソフトボール交流試合を苓北町において開催していただいたところがございます。今年は茂木町の方に出向き、ソフトボールや女性によるミニバレーでしょうか、そういったものが計画されているとお聞きしております。またマルシェの開催等の要望という、そういったことはどうかということでのいろいろなご指導、ご助言もあっているようでございますが、何分にもですね、やはりこれから長崎の100年に一度の大改革の中で、天草、熊本、鹿児島を含んだですね、あるいは福岡県まで含んだところの観光ルートを強力にですね、展開していかなければ、過疎化の中で非常に交流部分といいたいでしょうか、寂しい環境下になっていくと心配する面もありますので、一丸となってですね、取り組んでいただければと思っております。

要望といいたいでしょうか、最後になりますが、フェリー就航についてやはり諸々の課題等もありますが、さらに前進することを期待を申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） これで倉田明君の一般質問を終わります。

通告3番、山口利生君。

○2番（山口利生君） 通告3番、2番議員、山口利生です。質問通告書に沿って町長へ質問いたします。

最初に、苓北町の防災対策について質問いたします。

令和6年は波乱の幕開けとなりました。1月1日午後4時10分頃、石川県能登半島沖を震源とするマグニチュード7.3の大地震が起こり、石川県志賀町で震度7の揺れを観測、北海道から九州にかけ、広い範囲で揺れが観測されました。石川県の能登半島全域で地震による建物の倒壊や火災が相次ぎ、津波や山崩れで多数の住宅等が押し流されるなど、甚大な被害が発生しました。

石川県が公表された1月31日現在の被災状況は、死者が238人、うち災害関連死15人、安否不明者は19人で、1万4,643人が避難生活を送り、うち9,557人が体育館や集会所といった1次避難所305箇所身を寄せているとのことでした。また、水道や電気などのライフラインの被害も甚大で、元日の地震発生直後は最大で16市町の約11万戸が断水し、1月末の断水はなお4万戸超で続き、停電もピーク時の1割以下まで減少したものの、アクセスが難しい約2,500戸が続いているとのことでした。亡くなられた方のご冥福と被災地の一日も早い復興・復旧を心から祈念申し上げます。

今回の能登半島地震は、半島という地形的な特徴から道路網が寸断され、災害対応が困難を極めております。孤立集落が相次ぎ、被害状況の把握や救援・物資搬入が大幅に

遅れるなど、半島の防災対策の課題が浮き彫りになっております。

天草は熊本本土と橋でつながり、離島から半島になりましたが、大地震や大型台風等により、天草五橋や瀬戸大橋が1箇所でも崩落したり、長期間にわたり通行止めとなれば、離島に逆戻りしますので、決して他人事ではありません。

能登半島地震を教訓として、苓北町の防災計画を再点検し、緊急事態に際して何が不足するのか、何を準備しなければならないのか、現実を直視し、対策を講じる必要があると考えたところでございます。

そこで、苓北町の防災対策について、2点、町長へお聞きいたします。

1点目は、高齢者等の避難対策についてお聞きいたします。

近年、地球温暖化の影響による局地的な集中豪雨や大型台風が襲来し、大規模災害が全国的に増加しており、人命を守るための迅速な対応が求められています。国は、令和3年5月「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改定し、高齢者や障がい（児）者の要支援者等が安心して避難できるよう指定福祉避難所の指定・公示を促進しております。

苓北町は、地域防災計画において、要配慮者に対する事前の予防対策として、「避難行動要支援者・要配慮者名簿」及び「個別計画」を毎年作成し、各区長へ配付して情報を共有し、自主防災組織等地域における要配慮者支援体制の確立を図るとともに、登録者の身体状態等に配慮した活動を円滑に行うことができるよう対策を講じています。

令和5年4月1日現在、287名の「避難行動要支援者・要配慮者名簿」を作成し、そのうち要支援者（身障手帳1級・2級、精神手帳1級・2級で単身世帯、療育手帳A所持者の方）は32名おられるとのこととです。

また、高齢者や障がい者等の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）でございますが、はまゆう療育園、梧葉苑、慈正会、寿康園との間に、災害時における要支援者の緊急受入に関する協定書を締結し、町が指定する1次避難所に身を寄せた人の中から、保健師等が支援やケアの必要性が高い人を判断し、受け入れ要請を行うこととしています。

しかしながら、介護を要する高齢者や重度障がい（児）者の方は、高齢者等避難指示が発令されても、1次避難所での受け入れ体制や共同生活に不安があり、自宅にとどまる選択を余儀なくされる方が多いのではないかと思います。そのため、苓北町も福祉避難所を1次福祉避難所に指定し、要支援者等と家族が直接福祉避難所へ避難できる体制を早急に構築すべきと思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

2点目は、危険家屋等の撤去等対策についてお聞きいたします。

近年、全国的に空家が急増する状況にあり、空家が周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化するため、国は「空家等対策の推進に関する特別措置法

の一部を改正する法律」を令和5年6月14日公布し、所有者の適切な管理努力に加え、国・自治体の施策に協力する努力義務を追加し、放置すれば特定空家となる恐れのある「管理不全空家」に対し、市町村が指導・勧告を行い、勧告された空家は敷地に係る固定資産税の住宅用地特例（6分の1等に減額）を解除できることになりました。また、周囲に悪影響を及ぼす特定空家の除却等については、緊急時には命令等を不要とする緊急代執行制度が創設され、相続放棄、所有者不明・不在の空家に対しては、市町村が裁判所に「財産管理人」の選任を請求し、修繕や処分を実施できることとされました。また、空家の状態を把握するため、所有者への報告徴収権を市町村に付与するとともに、国からの財政、金融、税制による支援措置が拡充されております。

荅北町では、令和4年2月現在、空き家家屋が373棟、うち危険家屋が40棟あり、令和4年度から災害発生の未然防止のため、危険家屋や危険建物等の解体及び処分に係る費用の2分の1に相当する額、60万円が上限となっておりますが、補助制度を創設し、危険家屋の撤去等を促進しています。しかしながら、遺産相続の問題や所有者が町外に住んでいるため、放置されている管理不全の空家が多数存在しております。今後、急速に人口減少が進み、空家はさらに増加するものと思いますので、危険家屋の解体状況及び国のガイドラインに沿った空家対策について、町長の考えをお聞きいたします。

最後に、地域が輝く行政区活動補助金について質問いたします。

地域が輝く行政区活動補助金は、令和2年度に町税や上下水道等の使用料等を町が直接徴収する制度に改めたことから、算定方法の大幅な見直しが行われ、各区の納税組合が徴収していた金額に基づく算定方法から、均等割（4万円）、人口割（2,000円／人）、世帯割（350円／世帯）で算定する方法に改正（令和5年度まで激変緩和措置）が継続されました。さらに、令和5年度には抜本的に見直すこととされたところでございます。

この補助金は、各行政区にとって地域活動を維持するために欠かせない重要な財源となっており、山崎町長が掲げられた「人が輝き 地域が輝く まちづくり」を推進する施策に合致するものと思いますので、令和6年度以降の補助金算定方法等についての考えを町長にお聞きいたします。

以上で一般質問を終わります。町長の答弁に対して、一問一答方式により自席にて再質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の山口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の1点目、高齢者等の避難対策について、福祉避難所を1次福祉避難所に指定し、要支援者等と家族が直接、福祉避難所へ避難できる体制を構築すべきではないかのご質問でございます。

現在、苓北町内の福祉避難所につきましては、議員のご説明のとおり、はまゆう療育園、特別養護老人ホーム梧葉苑、特別養護老人ホーム楽洋の里、養護老人ホーム寿康園のほか、コミュニティセンターの5箇所を指定しております。大雨、台風時の避難場所といたしましては、地区ごとに坂瀬川公民館、コミュニティセンター、富岡公民館、都呂々公民館を主に指定している状況でございます。

町といたしましては、地震等の大規模災害時におきましては、これらの福祉避難所への避難を直ちに促すことといたしますけれども、それ以外の通常の大雨、台風時の避難につきましては、コミュニティセンターの2階部分を1次福祉避難所として指定をし、避難所運営を行ってまいりたいと考えているところであります。

また、新年度に入る令和6年4月に災害時等における要配慮者等の緊急受入に関する協定を締結しております町内の福祉避難所の関係者の方々と、町の防災担当者及び地域福祉担当者等におきまして、災害時の対応や連絡体制、福祉避難所の運営等につきまして、確認の意味を含めて、改めて協議を行いたいと計画をしているところでございます。

次に、2点目の危険家屋等の撤去等対策についてであります。苓北町危険家屋等解体支援事業を令和4年度に開始をいたしております。令和4年度実績では、危険家屋4件、倉庫2件、計6件で補助金額270万円を支出し、解体を実施していただいております。令和5年度は、本年令和6年2月末現在の解体件数で、危険家屋2件、倉庫1件の合計3件で、150万円の補助金をお支払いをして、解体の支援を行っているところであります。

次に、国のガイドラインに沿った空家対策についての考え方についてであります。空家等の活用の拡大、管理の確保、特定空家等の除去等の三本柱で総合的に対策を強化することを目的とした「空家等対策の推進に関する特別措置法」の一部を改正する法律が令和5年12月13日に施行されております。この法律の施行に伴い、「空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則」などの国土交通省令も一部改正をされております。

加えまして、改正後の空家対策の制度運用の参考となるよう「空家等に関する施策を総合的に実施するための基本的な指針」のほか、管理不全空家等や特定空家等及び空家等活用促進区域並びに空家等所有者情報の外部提供に関するそれぞれのガイドラインも示されておりますので、これらをもとにしながら、空家や危険家屋等の対策について、その適切かつ円滑な実施に向け、今後も取り組んでまいります。

次に、2項目目の地域が輝く行政区活動補助金についてであります。苓北町区長会からの意向を踏まえ、苓北町区長会との協議の結果、令和5年度までと同様の単価である均等割（1区につき4万円）、人口割（2,000円/人）、世帯割（350円/世帯）を引き下げることなく、継続支援を行うとともに、自治会活動保険補助につきましても、各行政区の保険対象世帯数当たり250円を加算した額を確保し、支援を行うこ

といたしました。令和6年度から令和10年度までの5年間は、この新たな助成基準により支援を行うこととなっております。

なお、令和2年度から運用しておりました激変緩和措置につきましては、苓北町区長会との協議を踏まえ、令和5年度をもって終了することとなっております。

以上、山口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生議員の一般質問の途中ですが、ここで昼食のため1時ちょうどまで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き、山口利生君の一般質問を再開いたします。

山口利生君。

○2番（山口利生君） それでは、町長の方に再質問させていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、1次福祉避難所の指定についての件でお伺いいたします。

先程の答弁の中で、通常の避難箇所として、コミュニティセンターの2階部分を福祉避難所として指定しているというふうな答弁がありました。これまで、高齢者避難の際には、そういう障害のある皆様、要介護とか要配慮者については、ここに避難をお願いしたいということであったかと思えます。そこで質問ですけれども、これまで幾度となく高齢者避難の発令をされたところでございますけれども、実際に要支援者・要配慮者と言われる287人ぐらいですか、されてる方で、実際に避難してこられた方の人数が分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 実際に要配慮者ですね、の方ですけれども、比較的に自分の移動が可能ということですので、大きな災害もあっておりませんでしたのでありません。過去はどれぐらいの方がおられたのかというのをちょっとつぶさに今資料をお持ちしておりませんが、私が総務課にいましたときに、本田課長が福祉保健課長でおられたときには、要配慮者の方へですね、全員に、福祉の方からご連絡で状況を確認しとってくださいということでお願いはしたところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 私の質問の中でですね、要配慮者は動ける方、要支援者になってくると、もう身障手帳1級・2級であるとか、介護の3級・4級と、非常に自分ではもう身動きできない。あと重度心身障がい（児）者、身体障がい者1級・2級っていう

のは非常に介助が要る方たちがいらっしゃると思います。なぜ今回質問したかって申し上げますと、この間の能登半島地震についてもですね、いくつか住民の方が撮影されたものの映像が出ておりました。デイケアで帰ってきて、さあ家の方に送り届けようかとしたら、もう両サイド、道が隆起して動けなくなったと。その中で見てたら、100歳の女性の方に対してですね、通りすがり避難されてた、あの方も年配の方かと思うんですが、おんぶしようと思ったら立ち上がれなかった。そしたら若い人がたまたま通りかかったからおんぶして逃げて、そのデイケアの送迎者6人おられましたけども、全員無事に避難ができた。そのあとに津波が来てですね、その送迎車、その他ほかの周りの車も津波に押し流されて、家も流されていってしまったというようなシーンが出てました。それとか、あと裏山が崩れてですね、何だろうと思ってみんな外に出たら、山から土砂が流れてきて、瞬く間に家が押し流されようとしてると。その中で動ける年配の方だったですけども、外に出てきて、家族なのか、また周りの住民なのか分かりませんでしたけれども、間一発、避難して難を免れたというふうな状況でございました。

もし、仮にそういうふうな要支援者の方ですね、家におられたときは、多分助からなかったんじゃないかというふうに思います。私もある方からですね、自分の子どもがいるけれども、いざ避難せよと言ったときもですね、もうそのコミュニティセンターに人が集まってくると、そこで介助してくれる人もいないし、また子どもがパニックったりとかするということですね、なかなか避難ができないと。それでどうしてるかという、ホテル、最近よくテレビに出ますよね、避難場所にホテルを選ぶという方が増えてきてると。本渡のホテルの方にもう前もって避難をして、もうそういう避難指示が出たときはもう動けないということと、だからそのときにですね、おっしゃったのは、やっぱり安全で、子どもも安心して避難できるというような場所が苓北町ではないんですかというふうに聞かれました。

私は福祉避難所に直接避難ができるようになってるかもしれないというふうなことでですね、お尋ねしたんですが、ちょうど令和3年の6月議会で同じような質問をしたところ。その時の町長答弁は、今後それぞれ協定を締結している福祉避難所との間でですね、より良い避難ができるようなことを模索していきたいというふうなお話があったのでですね、それからもうかれこれ3年過ぎております。その後、今回の答弁の中でも、今年の4月には再度、福祉避難所を運営する皆さんと打合せをしたいというふうなお答えがありましたけれども、これまでやっぱりそういう本当にですね、困っていらっしゃる方、多分、今おっしゃった要配慮者、支援者がゼロというふうなお答えがありました。多分、家からですね、もう出れないんだと思いますよ。高齢者避難の指示があった時は、もう誰と一緒に避難してくれるのか、もう寝たきりの時は、もう今、老老介護されてる家族が結構あるんじゃないかと思います。町でもそういう高齢者、単身高齢者等の調査

をされていらっしゃるんですよ。だから現実的に、もうその家族でその方を避難所の方に連れていけないんじゃないかというふうに思います。だから、町の方で作ってる防災計画の中では書いてあるけれども、現実的にですね、本当に自分の家族の中でそのような要支援者・要配慮者を介護されている方、実際にですね、聞いてみられて何で避難をされないのか、できないのかということですね、再度本当に福祉サイドでもですね。計画を作るのは、当然作らなきゃいけませんけれども、現実的にそれができるのかどうかというものが一番重要じゃないかと思います。

今、地域もですね、高齢化が進めば、私、釜地区にいるんですけども、現実的に私がそういう方を救助しに行けるかという、もう自分だけでも逃げるのが精いっぱいな状態ですよ。どこにどういう方がいらっしゃるのかというのは私たちも分からない状態です。

計画の中には、当然、誰が助けるのかって書いてあると思いますけれども、現実的にですね、いざ本当に大雨が降って、目の前に水が流れてきよると、その段階でそこに救助に行けるのかっていうこと。だからこそ1次避難場所をですね、そういう専門の福祉施設の方を指定していただいて、なるべく早く明るいうちにそこに避難ができると。そこにはスタッフはですね、きちんとした専門のスタッフがそれぞれいらっしゃいますよね。この4箇所の施設には。一般の人じゃない専門の人がそこにいらっしゃいますから、安心して避難ができると。

今は空振りでもいいから早期避難を呼びかけろというのが今基本ですよ。いや、私たちみたいなのもうぎりぎりまでいても逃げ切れませんが、やっぱり要配慮者・要支援者になってくるとその何倍もの時間がかかるということがありますので、もう少し本気になって、1次福祉避難所、このような専門の施設の方と再度協定の見直しをしてですね、ここに避難ができるというようなことをですね、早急に構築していただきたい。またどこに避難していいのかわかるか、先程福祉保健課の方から連絡をするということでしたけれども、本当にそういうのがきちんとされていれば、本当に自分の家が危ない場所であればですね、避難をされると思いますよ。だからその辺りの連絡体制も含めてですね、もう1回、1次福祉避難所、まずその全部は無理としても、はまゆう療育園と苓北支援学校が新しい場所にあつて、あそこはもうどんな災害が来ても大丈夫というふうに思います。それだけのスタッフも揃っていますので、そこだけでも1次福祉避難所の指定というものができないものかというふうに思いますが、その辺りの考えを再度お聞きいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 貴重なご意見ありがとうございます。能登半島の地震が起こりまして、今の新聞紙上でもですね、初動でどうだったかというふうなこともあっており

ます。今おっしゃいましたその福祉避難所の問題につきましても確かにそうであります。現実的に毎年、要支援者・要配慮者名簿を作る中で協力者の方をお願いして、この方に万が一の場合は避難の誘導、その方を連れ出していただくってことをお願いするんだということで、書類的にはできておりますけども、今、山口議員おっしゃいましたように、自分もですね、避難をしなければならない状況の中でですね、果たしてそういった方々の支援ができるかというのもですね、確かにこれは不安があります。

そういった中で先程もちょっと回答いたしましたけれども、今度の能登半島地震の検証がですね、3月いっぱいぐらいまでにはある程度はなされる状況でありますので、4月に入ってからですね、改めてその福祉避難所の方とそういうご相談をしていきたいというようなことで先程回答したわけですけども、その際はですね、特に今申し上げました避難の体制、またある人についてはどこの避難所に避難するんだということまで含めてですね、そういう検討ができればと思っておりますので、改めて福祉避難所にしている施設の皆様方と協議を行ってまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ぜひ本気になってですね、1次福祉避難所の指定・公示をぜひ令和6年度にはしていただきたいと思います。やっぱりいざ災害が目の前に迫るときにですね、そこで救助を開始しても、やっぱりその家族また救助者自身が災害を受けてですね、大きな死者が出たり、重篤な災害を引き起こす恐れがありますのでですね、そこはもう特に危険な場所に住んでいる人たちに対しての早期避難をどうするかということを実際に考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、危険家屋の除却等についての質問をいたします。

先般の能登半島地震、特に輪島の朝市が開催される場所が300戸余り、家屋が火災で、もう本当に爆弾を投下された後のような悲惨な状況になっておりました。その原因については、建物の倒壊それと津波で川の水が下がっていったり、消火栓が使えなかったりとか、断水もですね、いろんな問題が複合的に発生して消火ができなかったというふうなことでございました。やっぱり空家そのものがあるんですね、どうしても崩壊しやすい。崩壊した場合はもう横の家に倒れかかるとかいうことでやっぱり延焼の原因ともなります。また道路に倒れ込んだらもう車が通れなくなるというようなことがあります。本当に危険家屋自体が災害を引き起こすというふうなことになろうというものをますます実感したところでございます。

荅北町にも40棟近くの危険家屋、多分危険家屋というのは一般の家から比べれば、もういつでも倒れるというぐらいの非常に危険な建物じゃないかと思います。危険な空家とですね、隣り合わせになっている皆さんにとってはですね、大型台風が来たときに

は、当然瓦が飛ぶ、屋根が吹き飛ぶ、ガラスが飛散するというようなことになってですね、やっぱり自分の家に被害が来ないかどうかということでヒヤヒヤして見守っていらっしゃると思います。特に台風とか、火事等で自分の家が被災してもですね、保険に入っていればいいけれども、保険に入っていない方がですね、その隣の空き家の所有者に損害賠償請求をするとしても大変なことですよ。民事訴訟を起こさないかん、裁判所で決着をつけにゃいかんというようなことですね、大変な苦勞だと思います。それがあつたとしてもですね、またその空家の所有者に早くあんたところは危ないから撤去せえというようなこともですね、これがまたなかなか言いつらい状況です。やっぱりそのような問題を解決できるのは自治体しかないと思います。

やっぱり一般の人にある程度強制力を持つてる自治体であればですね、公共福祉という面から強く、相手に物申すことができます。それで、先程の質問の中に特定空家等に対して危険な場合はもう即除却命令なしにですね、行政代執行で除却できるような法律改正がなされております。やっぱりその今危険家屋の解体に60万円が上限ですか、補助を出している。この方法を使ってですね、除却される方は善意な住民だと思います。やっぱりさっき申し上げた遺産相続の問題であるとか、もう町外に住んでる方たちは最初は何とかせんばなと思っててもですね、もう年月が経つに従って、もう忘れてですね、知らないふりをしてしまわれる方が多いんじゃないかと思います。やっぱりこれまで行政代執行でですね、そういう家屋を撤去というのはどこの自治体も敬遠してた。ただ、最近熊本市がやっぱりそういう問題については率先して、代執行で家屋撤去というのに踏み切ってる状態でございます。そういう面ですね、本気になってそういう行政代執行まで含めたですね、特に危険家屋の問題ですけれども、それに対する対応方法をどのくらい考えておられるのか、具体的に考えておられれば教えていただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 只今の危険家屋、いわゆる家屋等対策の推進に関する特別措置法の第2条の定義の中では、特定空家等というふうなところで定義がなされているのと同じだと思いますけれども、まずこちらの方もですね、地域の住民の方とか区長さんから危ないからということでお知らせをいただきまして、まずはその方に通知をしてですね、いわゆる古い家が多いですので、相続の手続きがなされていなかったりとかという部分が大半のところがございます。まずは、現段階ではそのような形でアナウンスをしてですね、解体の方の促しをしておることと、それに併せまして、令和4年度からできました危険家屋等の解体の補助金の方の制度をご紹介しておるところでございます。いわゆるその家屋、土地も含めて所有権ですね、あと相続権という権利の部分もでございます。

今回、法が一部改正されて行政代執行ですね、いわゆる行政による事務手続きをきち

つと踏めばできるというふうなところは法的には整理ができたということで可能ではございますけれども、その前段としてですね、今後はまず危険家屋40棟ですね、そのうち今年度までに2棟が解家されてますので、現段階で38棟になりますけれども、その方々に対しまして、この危険家屋等の解体のですね、補助金の制度がございますのでというふうなところで通知等を差し上げてみるような方法で考えております。その後でですね、法の改正に基づいて行政的な手続きですね、これはかなり慎重にしなければならないというふうには考えております。やはり所有権もございますし、相続権もございますし、相続人の意向を超えていくら手続きができるといっても、その辺のところは相手方ですね、考えをはかりながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 危険家屋をそのくらい・・そのくらいと言ったらあれですよ。でも本当にですね、その危険家屋になっていつでも壊れるような方の横におられる方は本当に大変な思いをされていらっしゃるんですよ。だから、やっぱりそういう方の気持ちを本当に酌み取ってですね、行政としてどうあるべきかというものを本当に考えていただきたいと。やっぱりこれ全国的な問題ですよ。だから財産権の問題、それは隣の家にも財産権の問題もあるわけですよ。だからこそやっぱり本当に町の行政指導に従わないという方に対しては、行政代執行やむを得なしというような気持ちをですね、持ったうえで、危険家屋の除却等についてぜひ進めていただきたいと再度お願いいたします。

また空き家バンクの活用ですね、やっぱりできるだけ利用を促進するというようなことが必要と思います。今日の新聞に宇土市の方では、令和6年度からですね、空家のままに放置されてるのは家財道具が片づけられないというのが大きいかなと思います。そういうふうなものに対してもですね、補助金を出すと。改築・改修等についても、最大120万円補助するというようなことが書いてありました。

今、苓北町は10万円ですよ、それも空き家バンクに登録するというものを条件に10万円ってことです。ですからやっぱり危険家屋なる前にですね、やっぱり人が住めばそれだけ長く持てますのでですね。やっぱ再度、これだけ300棟以上空家があるという中であってはですね、もう少しその空き家に対する支援体制というのを拡充して、空き家バンクを使っているいろんな方に情報提供しながら使っていただくというようなことをですね、進めていっていただきたいというふうに強く要望いたします。ですからやっぱり空家対策を十分考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後ですけども、地域が輝く行政区活動補助金、今、令和6年度から10年度まで継続して補助を出していくと。算定基準は令和5年度の基準でいくと。だいたい1,600万円予算化をされていらっしゃるんですよ。ずっと経年変化を私も見せてもらいましたがけれども、やっぱりある程度その基準に沿った額に、今全体が落ちついてきてるかなと

いうふうに思います。

ただ各区いろんな問題を抱えておられます。高齢者に対する支援措置をどうするのかとか、また区で公民館を持っておられる区もあります。やっぱり緊急避難のときはですね、やっぱりその自分の区で過ごしたいというような方も多いというふうなことからですね、やっぱり区でお金を出しながら、町の補助ももらって作っていらっしゃるけれども、その維持経費も相当かかってまいります。やっぱりそういうふうな経費もですね、なかなか区費を、歳とった世帯が多くなってですね、区費を上げるというのは非常に難しい状態になってますので、そういう面も含めてですね、ぜひいろんな区長さんからの要望を吸い上げながらですね、やっぱり区が苓北町を支える重要な位置づけになっております。先程再編の問題も検討中というふうなことがありましたけれども、今後再編してですね、補助金が落ちるというふうになると問題ですね。ちょうど市町村合併の時の合併補助金あたりで、合併したところは重点的にまた支援をするというようなこともやっぱりありますので、そういう面も含めてですね、ぜひこれから先、柔軟な考えでですね、各区に対する支援を頑張っていていただきたいと要望いたします。一応これについてはもう回答はいりませんので。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 1件ですね、空家対策につきましては、来年度の予算から家財道具の片づけ等の支援もですね、拡充するようにいたしておりますので、予算の審議の中でご説明を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） これで山口利生君の一般質問を終わります。

通告4番、高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 通告4番、9番議員、高戸幸雄です。議長から一般質問の許可を得ましたので、通告内容に従い質問を行いたいと思います。

春3月、周辺部の圃場ではレタスの収穫が終わり、水稻の作付準備が進んできたように思える今日でございます。

なお、本定例会は、令和6年度予算審議の議会でもあります。執行部提案に対し慎重な審議で臨み、その成果に期待をいたすところでもございます。

それでは早速本題に移ります。私は今回は、一つ目に九州電力苓北発電所との連携強化、二つ目に白木尾台地法面崩壊対策事業の現況について、三つ目に肉食恐竜下ごの骨の一部発見に伴う文化財に対する取り組みについて、以上の3項目について質問を行いたいと思います。

まず最初に、九州電力苓北発電所との連携強化について質問を行います。

令和6年1月1日付郷土紙に新年インタビューとして、TSMCなどの半導体工場へ

の電力供給について、九州電力の池辺社長の話が掲載されています。その中で、苓北火力発電所では昨年、低炭素化に向け、燃料の石炭にアンモニアを0.1%混ぜる試験を実施。2030年に20%混焼する目標に向け、「貯蔵タンクなど供給網の構築の状況を見ながら、徐々に混焼の比率を上げないといけない」と述べられています。

また、令和6年2月8日付同じく郷土紙に、「九州電力初のアンモニア混焼試験実施 苓北発電所／熊本県苓北町 アンモニア混焼技術の確立へ 九電初の試みを熊本で」として、改めて2020年10月、政府が宣言した2050年度までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル実現」をその50年よりできるだけ早期の「カーボンマイナス」を目指していますと全面広告が記載されています。

私たちは、2020年（令和2年）7月、当時の経済産業大臣が非効率石炭火力発電のフェードアウトに向けた検討との発言を受け、当時、町民に不安が生じ、私を含め複数の議員が定例会の一般質問で、町の見解を求めた経緯がございます。前の町長は、火力発電所の影響力は苓北町にとっては最大なるものがあるとし、自治体苓北町として、九州電力の株主となり、現在に至っていることについては皆さんご承知のとおりでございます。

苓北発電所と苓北町の立ち位置について、山崎町長の見解を求めます。

次に、アンモニア混焼についてお伺いをいたします。

苓北発電所におけるアンモニア混焼について、現在、苓北町が把握している状況等についての答弁を願います。

次に、2月14日付同じく郷土紙に「点検 県のチカラ」防災対策の中で、熊本県は2022年（令和4年）6月、災害時に水深10メートルを必要とする大型船の入港を想定し、苓北発電所の港湾等施設利用に関する協定を九州電力と締結したとあります。

苓北町と九州電力苓北発電所の間において、災害発生時等の協力について見解を求めるところでございます。

二つ目に、白木尾台地法面崩壊対策事業の現況について質問を行います。

この案件については、令和3年12月定例会に端を発しており、以来幾度にわたり各々議員から一般質問が行われていることについてはご承知のとおりでございます。私も法面崩壊対策事業の重要性は認めつつも、工事の内容そして地権者の同意について疑問を持ったため賛成することができませんでした。

直近の令和5年6月議会において、議員からの一般質問に対して執行部からは、施工方法や湧水対策等十分な検討を行い、関係地権者や地域の方々の理解を得られる形で、本事業の実現に向け、引き続き努力をしていくとの回答があつているところでございます。コロナ禍の影響でなかなか地権者及び地域住民の方々に対し、説明会等開催できなかったことについては、理解をいたしているところではございます。最近になり、少し

ずつ従来の状況に戻っているかと解するところでありますので、今後の取り組みについて執行部の見解を求めます。

最後に、肉食恐竜下あごの骨の一部発見に伴う文化財に対する苓北町本町の姿勢について質問を行います。

さて、2月15日天草市役所において、本町、苓北町で7400万年前の地層から肉食恐竜の下あごの骨の一部が見つかった、骨の化石は日本で初めてであるとの記者会見が行われたようでございます。

今回発見された下あごの骨は、2014年10月に本町で実施した調査において採取した岩石から見つかったものであり、同じ地層からさらに違う部位が出てくることを期待しているとも報道がなされているところでございます。

なお、見つかった化石は、天草市御所浦町の「天草市立御所浦恐竜の島博物館」で常設展示するとあります。2014年に発掘されてから、約10年を迎えようとする現状を鑑みると大変なものであると考えますが、この間苓北町に対し何らかの情報の提供はあったのでしょうか。

そして今後、発見された場所等の情報の開示についてはどのように対処される方針でありますか。見解をお伺いいたします。

以上で、私の最初の一般質問を終わります。

なお、答弁を得た後、一問一答方式により自席にて再質問を行いたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の九州電力苓北発電所との連携強化についての1点目、発電所と苓北町の立ち位置についてであります。苓北町は電源立地自治体として、町の最上位計画である振興計画の基本施策の一つに「電気のふるさととしてのまちづくり」を掲げておりまして、このことについては、昨年、町長就任後の4月11日に、九州電力本社に出向き、池辺社長を始め、穂山エネルギーサービス事業統括本部長、吉田火力発電本部長と面会し、改めて苓北町の姿勢を伝え、確認をしてきたところでございます。

そしてそのことを踏まえまして、次期基本計画におきましても「再生可能エネルギーの推進と石炭火力発電所の低炭素化への支援」を施策項目といたしているところでもございます。

また、昨年6月21日と本年1月19日には、九州電力立地コミュニケーション本部より、平峯本部長、下田副本部長、濱田部長ほかにご来庁いただき、苓北町が11月に宣言をいたしておりますけども、「苓北町脱炭素宣言」の取り組みに向けた対応等について意見交換をさせていただいたところであります。

次期基本計画の主要施策におきましては、苓北発電所が熊本県内電力消費量の7割相

当の発電能力を持っていること。併せて、火力発電所が担う調整電源としての重要な役割を認識したうえで、苓北発電所と町が相互に連携強化を図り、発電所施設のさらなる安全性の確保に努めるとともに、低炭素化に向けた取り組みの支援について、熊本県電源地域連絡協議会、九州地方電源地域連絡協議会とも連携しながら、国・県への要望活動等に取り組むこととしております。

また、同基本計画の基本施策の一つ、快適で安全な生活環境づくりにおきましては、今年度策定いたしました「地球温暖化対策実行計画区域施策編」並びに「苓北町脱炭素宣言」に基づき、ゼロカーボンシティの実現に向けた具体的な取り組みを推進していくことといたしております。施策推進にあたりましては、九州電力との「地球温暖化対策に関する連携協定」の締結についても協議を進めているところでございます。

引き続き、苓北発電所関連企業を含めた雇用の維持や定期修理等における旅館業を始め、地元商店や飲食業への波及効果も含め、苓北発電所と町が相互に連携して各種施策に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目のアンモニア混焼についてであります。九電グループにおかれましては、2021年4月に「九電グループ・カーボンニュートラルビジョン2050」を策定され、「カーボンニュートラルの実現に挑戦するとともに、低・脱炭素のトップランナーとして九州から日本の脱炭素化をリードする企業グループを目指すことを宣言をされました。

具体的行動計画におきましては、「電源の低・脱炭素化」と「電化の推進」を柱として、火力発電の低炭素化に向けた行動計画の中に、「水素1%・アンモニア20%の混焼に向けた検討・技術確立」、「カーボンフリー燃料（水素・アンモニア等でございますけれども）のサプライチェーン構築に向けた協業可能性に関する検討」がござい

ます。このことに基づき高戸議員のご質問にありましたアンモニア混焼試験が昨年4月に苓北発電所において実施されたところでありまして、その取り組みの現段階までの状況について、本年2月21日、苓北発電所長より説明も受けたところであります。

今回の混焼試験におけるアンモニア混焼量は、0.1%程度と少量であり、引き続き安全・安定燃焼のための試験実施と併せ、燃料の性状を踏まえた受入・貯蔵・払出設備の検討、燃料変更に伴う環境対策の検討がなされることとなっているとのことと

ございます。また、愛知県碧南市に立地するJERA碧南火力発電所4号機、これ100万キロワットでありますけれども、碧南火力発電所におきましては、JERAとIHIが事業主体となり、来年度には燃料の20%をアンモニアに転換する実証事業が計画をされてお

このような発電事業者による実証事業と併せ、各ボイラーメーカーにおかれても、アンモニアバーナーの開発が進められているところでございますが、アンモニア20%の混焼に向けては、設備更新に莫大な費用が必要になるものと考えられます。

先に申しましたとおり、各発電所が担う調整電源としての重要な役割を認識したうえで、苓北町といたしましても、九州地方電源地域連絡協議会等の関係機関とも連携をいたしまして、引き続き国・県への要望活動等に取り組んでまいります。

次に、3点目の苓北町と九州電力苓北発電所間の災害発生時等の協力についてですが、天草地域における陸路の使用が困難な事態が生じた場合の物資等の輸送について、令和4年6月3日ですね、先程倉田議員のご質問に6月22日と答えておりますけれども、6月3日が正しい日にちでございます。令和4年6月3日に熊本県と九州電力の間で災害発生時における苓北発電所港湾施設等の使用に関する協定が締結をされております。

また、町と苓北発電所間の支援・協力体制についてであります。現時点では何か決まっているものはないものの、能登半島地震等の災害状況を踏まえまして、災害支援協定等が結べないかと考えておりまして、どのような内容の支援をお願いできるか、協議を進めていきたいと考えているところであります。

次に、2点目の白木尾台地法面崩壊対策事業の現況についてであります。本件につきましては、先程高戸議員もおっしゃいましたように、令和3年12月議会定例会での原案否決と、再議に附した臨時会でも否決されたことを受けまして、本事業は一旦見直しをせざるを得ない状況となりましたけれども、その後におきましても、熊本県に対しまして、令和4年7月と令和5年3月に二度、県営事業により法面对策事業を行っていただくよう要望書を提出するとともに、これまで実施工法や財源等につきまして数度打合せを行っております。

その結果といたしましては、施工範囲全体ではございませんが、一部を県事業として実施可能であるとの回答を得ているところであります。

この件は先週、再度県にも確認をいたしましたが、海岸保全事業として、一部を県事業で実施することは可能であるとの変わらぬ回答をいただいたところであります。

また財源の検討といたしまして、国の令和5年度補正予算のうち国土強靱化や防災関係の新たなメニューの中に、本事業を対象とできるものがないか、精査・確認を行ってりましたが、残念ながら、今回はそういったメニューはないとの結果でありました。そうなりますと、本事業を行う際の財源といたしましては、現時点では緊急自然災害防止対策事業債を活用する形になるのではないかと考えているところであります。

また、実施工法や排水対策等を再検討する中におきまして、具体的な計画の策定に入る前に、改めて農地所有者の方々を始め、関係者の皆様と話し合いの場を持ちたいと考え

ております。その際には、今回法面の下の農地の所有者の方のみならず、上の農地の所有者の方にもお集まりをいただき、お話をお伺いさせていただきたいと考えているところでもあります。

その後は、熊本県と施工範囲、施工内容等のすり合わせを行いながら、関係者の皆様方のご意見も十分に踏まえた上で、引き続き、本事業の早期の実現に向けて鋭意努力してまいりたいと考えております。

次に、質問要旨3項目目の肉食恐竜下あごの骨の一部発見に伴う文化財に対する取り組みについてでございますが、令和6年2月15日の天草市記者会見で報道発表がありましたとおり、天草市立御所浦白亜紀資料館と福井県立恐竜博物館の共同調査により、苓北町の姫浦層群下津深江層から肉食恐竜ティラノサウルス科の部分的な下あごの骨の一部化石が発見されたと発表がございました。

発見された地層は、後期白亜紀（約7400万年前）と推測されておまして、これまで日本国内のティラノサウルス科は、歯の化石のみは見つかっておりましたが、今回のような左右のあごの骨がくっついた形で発見されたのは国内で初めてとのことで、アジアにおけるティラノサウルス科の時代と生息域の広がりや後期白亜紀の大型獣脚類の分類と比較に役立つ重要な資料となるとの発表でもございました。

2014年10月の御所浦白亜紀資料館と福井県立恐竜博物館の共同調査の際に地層の転石が採取されましたが、採集当初は木の化石の可能性もあるとのことで、ほかの資料の調査を優先されておまして、今から約5年前から御所浦白亜紀資料館で岩石の中から化石を取り出すクリーニング作業に着手されたとのことであります。

その後、福井県立恐竜博物館で化石の内部を調べるためのCT調査が行われ、ティラノサウルス科の下あごの骨（左の歯の骨と右の歯の骨）と判明したところであります。

情報の提供につきましては、下あごの骨と判明後、昨年令和5年10月16日に天草市立御所浦白亜紀資料館の学芸員を始め、天草市職員が来庁され、発見の経緯などについて最初の情報提供を受けた後、今回令和6年2月15日の報道発表となったところであります。

ご質問にございました発見された場所等の情報の開示につきましては、正確な場所等を開示することにより、盗掘や乱掘のおそれがあるため、報道でも「苓北町」としか発表されておらず、今後も控えていただきたいとのご助言をいただいておりますので、正確な場所の開示につきましては行わないということでご理解いただければと考えております。

なお、発見された化石につきましては、3月20日にリニューアルオープンする御所浦恐竜の島博物館で常設展示されることとなっておりますが、天草市より発見された化石のレプリカを苓北町に寄贈いただけるというお話をいただいておりますので、レプリ

カの寄贈が正式に決定した際には、苓北町歴史資料館に常設展示スペースを設け、苓北町でも恐竜の化石のレプリカを展示していることの情報発信もしっかり行いながら、観光による入り込み客増加につなげていきたいとも考えているところであります。

また今後、頭の骨の発見につながる可能性もあるということでございます。「苓北町」の知名度アップにもつながるよう「恐竜発見の町」として様々な角度から周知を拡げていければとも考えているところでありますので、議員の皆様からもより良いアイデア等があればお聞かせをいただければと思います。

以上、高戸議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） それでは再質問に移りたいと思います。順番は違いますが、まず、白木尾台地の法面崩壊対策事業について再質問を行いたいと思います。

答弁の中でですね、実施工法や排水対策等を再検討する中で、法面に隣接する地権者も含め協議を行うということがございました。このことは当然のことだと私も解しているところでございます。事業用地提供については、法面に隣接する農地所有者以外の方、要するに利益にならない方についてはですね、本来は買収するときは地目主義、田畑、山林という、あくまでも地目主義で買収をかけますけれども、現況主義でもいいのではないかと思います。ですから下の方に崩壊した土地が畑とか田んぼでの地目になっているかもしれませんが、法面同様に山林として現況主義で用地買収をすることも一つの方法ではないかと思いますけども、この点についていかがでございましょうか。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 事業用地のですね、取扱いにつきましては、諸々の負担金徴収のですね、部分に関わる規則の整備でありますとか、寄附それから買収、そういったところの考え方、また上の農地に前は違ったんですけど、上の農地に施工範囲が及んだ場合ですね、分筆等の問題も出てくると考えておりますので、そういったところも含めまして、今後よくよく検討していかなければならないというふうに考えております。

只今、高戸議員のご意見をいただきました事業用地のうちの法面下の農地のみを所有されていらっしゃる方、上の農地を守るのが今回の大きな目的です。下の農地のみを所有されていらっしゃる方につきましては、現況主義での用地買収を考えるべきではないかというご意見をいただきましたが、高戸議員のご意見も参考にさせていただきながら、説明会を開催した折には、関係者の方々とも十分協議をして検討を行っていきたいと考えております。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） ありがとうございます。今言われるようにですね、特に法面の

下の土地をお持ちの方についてはですね、やはり無償提供といいますか、寄附といいますか、確かにそれが一番いいわけでございますけれども、せっかくの機会でございますので、できるならば現況主義でも用地買収をしていただけないだろうかと思えます。

私以前、用地買収の担当者をしていたときに、急傾斜崩壊対策事業については、寄附行為が当然という事業でございましたけれども、一部については、どうしても利害関係がない人の山林がほとんどでしたけれども、買収するときには下の方に関係者の方が、「ならば自分の土地と交換をしましょう」といういろんな手段でですね、事業の推進にあたったという経緯もございますので、できるだけ事業がスムーズにいくような手段をしていただきたいと思います。

続いてですね、施工にあたっては、熊本県と施工の範囲及び工法の内容等をすり合わせるという回答がっております。特にこの施工の範囲についてはですね、特段の交渉といいますか、県とのいろんな取り組み事項に期待をしているところでございます。

実は私は今でもこの事業については、国土強靱化の一環として計画されておりますので、できるだけこの事業に則った推進ができないかなと思っておりますけれども、致し方ないところもあるようでございます。本事業は国土強靱化の一環として計画され、令和2年度から令和7年度までの5年間の時限立法といいますか、そのようなことで当初事業期間が定められていたものと私理解をしておりますけれども、令和5年7月28日に国土強靱化基本計画の変更について閣議決定がされ、令和7年度以降においても、国土強靱化事業は継続されるという情報を得ております。

しかしながら、まだ私自身が具体的な、的確な情報ではございませんので、こういった情報等が現在あっているならば、お教え願いたいと思えます。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 農林水産課としてもですね、この緊急自然災害防止対策事業などがですね、令和7年度までということになっておりまして、それが令和8年度以降に延長されるのかどうかというのは、常々注視をしているんですけども、そういう意味で折に触れまして、県とかですね、そういったところにお尋ねをしたこともあるんですけども、今現在のところは、正式に延長するというような形には決まっていないということを聞いております。

高戸議員おっしゃいました去年の7月28日ですかね、それ私も新聞とかでちょっと見たんですけども、閣議決定されたのは5年ごとの見直しによる新たな国土強靱化基本計画、国のですね、国土強靱化基本計画、それから令和5年度の年次計画というのが、その際に決定されたということで載っております、ただその中の岸田総理がコメントされた中にですね、今、高戸議員がおっしゃったような内容のコメントがあったというのを私も見たことがありまして、具体的には国土強靱化の5か年加速化対策後もですね、

対策の後もそれは令和7年度までと今なってるんですけど、その後も継続的、安定的に防災・減災、国土強靱化の取り組みを進めるとおっしゃってる発言や、あとは国土強靱化の着実な推進に向けて、来年度の概算要求に必要な施策を盛り込むというような発言がありますけども、最初に申しましたように、ただ、今のところまだ正式にですね、継続することが決まったということではないということでもあります。

ただ、こういった発言がなされるということはですね、延長される可能性も期待できるんじゃないかというふうには考えておりますので、私たちも引き続き、県とかですね、そういうところにこの情報を聞くようにいたしまして、もし、そういった形で正式に延長が決まったという情報が入りましたら、お伝えをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 私が情報というのはですね、ここにちょっと持っておりますけども、国土強靱化基本計画の変更について、令和5年7月28日閣議決定ということで、この中で、強くしなやかな国民生活の実現を図るため、防災・減災等に資する云々ということで、今まで国土強靱化基本計画、平成30年12月10日付閣議決定の全部を別冊のとおり変更するというので160ページぐらいですか、膨大な変更計画が載っておりますけれども、私もそこまで詳しく見ておりませんが、この中に、はじめにという欄の中に、防災・減災、国土強靱化のための5か年緊急対策、そして防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策、これが今言われてる5年間の時限立法だと思えますけども、こういったことで全部変更しますよという一つの目安といいますか、決定がなされておりますので、この点についても再度、農林水産課なり、企画政策課も含めてですね、検討してほしいと思います。

いずれにいたしましても、事業推進にあたってはですね、周辺部の地権者の確認を終えたら一刻も早くですね、説明会等々を開きながら、この白木尾台地法面崩壊対策事業については推進の方をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、白木尾台地の法面崩壊対策事業の件については再質問を終わりたいと思います。

次に、肉食恐竜下あごの骨の一部発見に伴う、文化財に対する取り組みの再質問でございますけども、今回の発見についてはですね、長年にわたる学術調査の結果であるということで、私も改めて関係者の方々に敬意を表するところでございます。

しかし今回の発見に至る経緯については、新聞報道等もありましたけれども、隣接の天草市天草町で2021年（令和4年）に発見された肉食恐竜の歯の化石の一部が確認されたことに端を発しているようでございます。私は常々、物事を行う場合には隣接の自治体、要するに天草市とできる限りですね、協力して事業の実施に努めていただき

いということを発表しております。

今回発見された場所は種々いろいろな条件、発掘調査に対してはいろいろな条件がございます。その整備を考慮したうえで調査されたものでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 種々条件の整備を考慮したうえで調査されたのかというご質問でございますけれども、今回の学術調査につきまして、天草市の方にですね、確認の方をさせていただいたところ、学術調査を行う場合はですね、当然ながら必要な場合には調査を行う場所のですね、土地所有者の承諾であったり、合意のもとでですね、調査の方は行われているとのことでございました。

今回の調査につきましてはそのようなですね、許可関係の手続きが必要なかった場所の転石、いわゆるですね、無造作に転がっている石の方をですね、学芸員の方が見られたうえで、化石発見の可能性の方がありそうだということで転がっている石の方を採取されまして、調査の結果、化石の発見の方にですね、至ったとお聞きしたところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 私がなぜですね、この種々の条件整備は進んでいるかという質問した一つにはですね、発掘調査の性質ということで情報が入っております。この中にいろんな第三者の土地で発掘されたものについては、こういったことですので発見された後には、所有者が持ち主とあるいは発見された方の両方の所有になりますよというふうな取り決めがあるようでございますので、先程のような質問をさせていただきました。今回はその転石から発見されたということでございますので、これには当てはまらないのかなと私も理解をしたところでございます。

次に、発見された場所の開示については、開示することによって、盗掘や乱掘のおそれがあるために正確な場所の開示は控えるとの答弁がありました。具体的にですね、盗掘、乱掘のおそれというのはどういうことなんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 今回ですね、下あごの骨の化石の方が発見されまして、さらにはですね、頭のほかの部分の化石も見つかる可能性があるとのことで、今後追加の調査が行われるということをお聞きいたしております。

盗掘や乱掘のおそれがあると町長の答弁の方にもございましたが、日本でのですね、事例といたしまして、恐竜の化石が発見されております兵庫県の丹波篠山市におきましてですね、恐竜の化石を狙った工具とかですね、機械を使った盗掘が発生しているとの話をお聞きいたしております。日本以外でもですね、お金の方を目的とした粗雑な盗掘とか乱掘が後を絶たないとのことでございますので、このような行いの方をですね、

防止するために正確な場所の開示の方は控えるということでご理解いただければというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 私はですね、当初その地層の中から発見されたというふうに思ってたんです。ただ、やりとりする中で転石なんですよという答弁をいただきました。転石ならば何て言いますかね、確かに工具とかいろんなものが需要でございますので、ちょっと素人ではどうかなと思います。しかしながら、いろんな宝物にしても、いろんなものにしてもハンターですか、そういった人たちが来て発見に至ったいろんな経緯がテレビ等で報道されます。ですから、なかなか都呂々の西海岸一帯の中の転石となると、海岸等に大きな石がありますけども、そういったところのを10個こそと持っていくといえますか、重機を持ってきてっていうふうな声があるかもしれないと私個人で思っておりますけれども、特にその場所についてはですね、正式な発表開示ができないというのならばそれでいいんですけれども、それでも保護といえますか、その一帯についての見守りはぜひともしてほしいと思います。

また、いろんな開発行為が計画される場所でもございますので、できるだけその開発行為と重なることがないように、今後とも取り計らいをよろしく願いいたします。

そして私は実は今回のですね、答弁については商工観光課長が今述べておりますけども、当然、教育委員会かなあと思って最初の質問事項といえますか、それを提議したわけですけれども、いやそうではないんですよと、実は商工観光課なんですよというふうな回答が来ましたので改めてですね、思うと、

先程言いましたとおり、私は当然、教育委員会かなと、文化財という観点がありましたので。それで以前、苓北町の教育委員会からですね、苓北町の地質・地層ということで、小さな冊子が発行されておりました。これはオレンジ色の表紙なんですけれども、今はA4判ですけど当時B5判だったかもしれません。ですから当然、教育委員会かなあと思っておりました。

今後はですね、発掘調査において人類の活動の痕跡、要するに埋蔵文化財については教育委員会ですよ。そして、化石等を発見する古生物や地質に関するものは町長部局が今後ともあたりますよということで理解していいでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 只今高戸議員の質問にありましたとおりですね、苓北町の地質とか地層などを要領よくですね、平易に解説まとめ上げられました「苓北町の地質」という冊子の方が、昭和35年にですね、苓北町教育委員会より発行がなされております。

今回の恐竜の化石に関することにつきましては、議員ご承知のとおりですね、令和元

年をもって活動の方を終了いたしました「天草ジオパーク」における取り組みの中でですね、天草地域におけます地質・地形・自然遺産等の研究の方が行われておりまして、令和2年からですね、天草ジオパークの後継活動でございます「海に浮かぶ博物館あまくさ」という活動がございますけれども、この活動の中におきましてですね、引き続き天草地域におけます自然遺産とか関連する文化遺産のですね、保護並び活用を図る活動を行っております、これらに関する業務の方ですね、商工観光課の方で担当いたしております。後継活動に関するですね、推進連絡会というのが組織されておりますけれども、構成員の中にはですね、商工観光課並びに教育委員会の方も含まれておりますので、しっかりとですね、連携した上で取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） やはり横の連携が一番大切だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから幸いにもですね、今回発見された化石については、文化遺産として設備が整った御所浦の博物館、今テレビでリニューアルしますよ、オープンは何月何日なんですよというふうにCMでも流しておりますけれども、本当にここに展示されてよかったのだなあと思います。

今後は限られた範囲でですね、町のホームページ等々に情報開示に努められるようよろしくお願ひいたします。

以上で、本件の質問を終わりたいと思いますけども、最後にですね、九州電力発電所との連携強化でございますけども、まず、立ち位置についてでございます。

私も町長同様にですね、今後とも苓北町と九州電力苓北発電所はお互いに連携をとりながら、各種の施策に取り組んでいただきたいと思います。発電所に関わる波及効果は財政面を始めとして、先程言われたとおり、関連及び協力企業における雇用は大なるものがございます。長い間前の町長はトップ交渉によって数々の問題に取り組んでまいりましたが、ある場面においてはですね、そのスタイルも確かに必要と思います。しかしながら、発電所建設から1号機の火入れ、そして現在までを鑑みるときに、今後改めてですね、町民の皆様及び私を含めて議会、そして熊本県と協議をし、多くの方々から意見聴取をしたうえで、この問題にあたってほしいなと思います。

それと同時に、発電所が立地する組織でつくっております九電協、そして熊電協も、今以上にですね、協力し合いながら進めてほしいと思いますけども、町長いかがですか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程も申しましたけれども、今後も電気のふるさととしてのまちづくりを進めていくにあたりましては、当然ながら町民の皆様を始め、議会の皆様のご理解とご協力が不可欠でございます。併せまして、国や熊本県のご支援、関係自治体

との連携も必要でございますので、そういった連携も図りながら取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 続いて、アンモニア混焼について再質問したいと思います。

今回の質問についてですね、私なりにアンモニアについて少しだけ勉強してみました。現在は肥料としての原料が中心であるけれども、次世代のクリーンエネルギーとして、石炭火力発電所における混焼利用など今後大規模なですね、需要が見込めるという情報でございます。アンモニアはカーボンニュートラル実現に向け有力な選択肢と言われており、何と2050年にはですね、国内の年間需要額が3,000万トンと想定されるということもあったわけでございます。これについては海上輸送でございますので、必然的にもう日本郵船など4社ではアンモニアを燃料とした船を建造するというような計画が出されており、ますますこの点については加速化されるだろうという情報もあるようでございます。このことを鑑みるときにアンモニアについて、町長何かございますか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程も述べましたように、火力発電につきましては調整電源としての電力の安定供給のための重要な役割を担っていることもございますし、燃料の消費量でありますとかCO2排出量の抑制の観点からも、熱効率の維持・向上、そういったものへの継続的な取り組みが必要であろうと考えております。

このことから燃焼時にCO2を排出しない水素、アンモニア燃料の導入が検討され、併せて、安定的でかつ経済的なサプライチェーンの早期構築も求められているところがございますので、そういったことを踏まえまして、先程高戸議員おっしゃいましたように国内外の様々な分野でこういった協業関係構築や共同検討などの取り組みがですね、行われていることにつきましては、大変重要なことであろうと思いますし、今後必要なことであろうと考えているところであります。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 私はですね、実は九州電力は民間の株式会社ではございますけれども、公益性を持った会社ではなかろうかなと思っております。電力の供給を始め、地域の雇用を支え、災害時にはその復旧支援を行う。このことが先程から言われておる港湾等施設利用に関する締結であります。地域社会における責任を持っている会社だと私が思うがゆえに、公益性の一面を持った会社ではなかろうかなと思っております。皆さんご存じのとおり、6万トンバースを2箇所設置して、そして外洋に面しております。今後この外洋に6万トンバースが2つあるということが、いろんな要件に携わってくるんじゃないかと思っておりますけれども、このことについて何か町長、見解ございますか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程も申しましたとおり、九州電力とはカーボンニュートラルの実現に向けた連携のほか地球温暖化対策に関する連携協定、あるいは先程申しました能登半島地震の発生を受けまして、半島地域における災害発生を想定したうえでの災害支援協定、こういったものもですね、当然必要であろうと思います。

引き続き、情報交換に努めながら連携強化を図ってまいりたいと思いますし、町が昨年11月に苓北町脱炭素宣言をいたしましたけれども、このことにつきましても、九州電力の方からもですね、いろんな事業等も紹介していただきながら、より良い意見等があればお申し出をいただけないかというお願いもしておりますので、そういったものも含めて、引き続き九州電力と連携強化を図ってまいりたいと考えているところであります。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 最近、東シナ海と申しますか、有事とか言われております。そのときにですね、先程申しましたとおり、外洋に面し6万トンバースを2箇所持っているこの港、私は民間の会社の港についてとやかく言う筋合いではございませんけれども、今後はいろんな面でこの二つの要件を持っている九州電力の苓北発電所に対しては、いろんな面って申しますか、例えば先程から言われておるフェリーの再考にしても、道路整備にしてもですね、佐世保の海上自衛隊の基地がございます。そして、熊本県には健軍に西部方面の陸上自衛隊の基地もございます。そういったところで、いろんなことが起きた場合には、ここ苓北発電所の港6万トンバースを一つの中継基地として、利用と申しますか、使用する、使用と申しますか、そういったことが発生してくるのではなからうかなと思います。このときはどうぞ地元の首長としてですね、意見をそれなりに述べてほしいと思います。そのことが、いろんな航路決定の場合にも補助金と申しますか、その支援は大いに受け入れる要因の一つではなからうかなあと思います。

そういった訳で今後とも苓北火力発電所と苓北町はですね、いろんな面で、これから更なる、密なる連携を持ちながら、共に歩いていくことを願い、私の今回における全ての一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） これで高戸幸雄君の一般質問を終わります。

○議長（野崎幸洋君） ここで14時30分まで休憩とします。

-----○-----
休憩 午後 2時17分
再開 午後 2時30分
-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

通告5番、松本良人君。

○4番（松本良人君） 通告5番、4番議員、松本良人です。通告に基づき、質問及び要望をいたします。

まず1番目、新年度予算編成と今後の課題についてお尋ねします。

令和4年度決算において、税込14億508万2,286円。公債費7億1,998万4,050円であり、51.24%、税込の約半分が借入金の返済に充てられていたということは、先の12月の議会で申し上げました。

令和3年度決算においては、税込13億7,483万8,126円、公債費7億2,981万6,324円で、約53.1%、税込の約半分が借金の返済でした。

令和4年度決算額による町民一人当たり換算した借入額は97万円であったと認識しております。

これまで本町の行政執行は、防災や交通インフラの整備、町民サービス等については遅れをとっているように感ずるところがあります。

子どもや孫たちにつけを回さない将来を安心して住める苓北町を望みますが、令和6年度からの真の苓北町の行政執行にあたられると思いますが、今後どのような施策を持ってまちづくりを推し進められていかれるのかお尋ねをします。

2番目、町管理道路の対応についてお尋ねします。

都呂々港管理道路として、都呂々村当時から、国道389号から町道宮橋線に通ずる町管理道路があります。

都呂々村時代から都呂々港に出入港する機帆船による石炭や木炭等の積み出し、砂や砂利、生活用品等、また漁船による魚類の搬出の貴重な道路として、また近年は町道宮橋線と国道389号を結ぶ地域の重要な基幹道として、その責を現在も担っております。

この道路は町道として位置づけをし、1級町道としての価値は十分ある路線ですが、これまでに町道認定について町の方に常々要求はしてきましたが、未だ気配はありません。

このことから、町道としての位置づけはなく、町有財産として管理がなされていたため、道路としての管理責任がない状態であり、十分な維持管理もなされず、側溝の草刈り、ごみ拾いなどは近隣の住民が行っている状態です。

状況はご存じのとおり、この道路中間部には雨天時は数日間、水がたまり続けている箇所があり、町管理道路とは言えない状態です。また、これまでに町が管理した形跡もありません。

このような状況の中に、路線の海岸に位置する都呂々財産区所有の土地が株式会社レ

ノバと貸借契約がなされたと聞いています。

次の点をお伺いします。

まず1点目、町有の公衆用道路がレノバと貸借関係が行われ、地役権の設定もされていると聞いています。公衆用道路が企業に貸し出され、使用料が徴収され、また地役権が設定された土地の実例が他箇所にもあるのか。

2点目、この道路は不特定多数の利用があり、近年、サーフィンや釣り客も多く、地域の方の利用も多い道路ですが、町民に周知されているのか。また地役権が設定され、使用料が課されているとしたら、この道路を利用する利用者とレノバとの格差が生じることになります。公共の施設に不公平が生じることになるとは思います、いかがでしょうか、お尋ねします。

3点目、私も沿線に土地を所有しています。このことから企業側から、本公衆用道路の改修計画が打診されました。町管理道路の改修を企業側に負担を求めておられるのかお尋ねをします。

4点目、苓北町では企業誘致に力が入られ、これまで種々の企業進出について優遇措置がとられてきました。

近年では、マグロ養殖計画が浮上したということで、志岐漁港の改修、またその関連道路等にはかなりの予算が投入されてきました。

この国道389号から町道宮橋線に通じる町管理道路は、不特定多数の利用者がある道路であり、町が整備するのが当然と思われる貴重な路線です。このことから企業にその責を負わせるのは町の在り方として妥当ではないのではないのでしょうか。もしそうだとしたらその理由をお尋ねします。

5点目、噂では苓北町、都呂々財産区合わせた土地の貸料も年間約1,000万円以上あると聞いております。20年間で2億円以上になります。このことから、他誘致企業と同様に十分な環境を整え、貸し出しをすべきであるものだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、5点をお尋ねします。

続きまして、天草広域連合新ごみ処理施設住民訴訟についてお尋ねをします。

先の12月議会一般質問で、熊本日日新聞の天草新ごみ処理施設入札で住民監査請求の件、9月22日焼却炉の爆発事故の件について状況等をお尋ねし、この時、天草広域連合は、2市1町で組織されている、なくてはならない重要な組織であります、この原資はそれぞれの加入市町の負担金で運営されております。

このことから、先の一般質問において、状況等についてできるだけ我々にも周知してもらいたいとの願いを含めた質問をしたつもりでしたが、今回、事業費約370億円の大規模事業であるごみ処理施設事業の「事業契約無効確認、事業差し止め判決を求めた住

民訴訟」が行われたと、天草市内で噂が流れています。

このことにつきましても、何の報告ありません。このことは事実であるのか、お尋ねします。このことが事実であるとすれば、その経過、趣旨等内容についてお尋ねをします。

また、本町代表として町長が天草広域連合副連合長として、議長が議員として、その運営の要として執行権に参加されています。いずれにしても主権は町民にあります。この件が事実とすれば事は重大であると思われまます。なぜ我々町民にも周知できないのか、周知できない理由をお尋ねをします。

この件については、先の議会においてお願いした旨を冒頭申し上げましたが、いまだ報告はありません。我々に報告するような重大な案件でなかったのか、重ねてお尋ねをします。

4 番目です。補聴器の購入補助について要望します。

加齢による聴力の低下は、一般的に40から50歳代で始まり、60歳になると軽度の難聴レベルまで聴力が低下し、さらに70歳を超えると難聴は進行し、65から74歳では3人に1人、75歳以上で約半分が難聴に悩んでいると言われてまます。現にその1人が私でございます。

難聴になると、様々な社会生活に支障を来します。そして、認知症のリスクも大きくなると言われています。必要なことが聞こえず、このことから社会生活に大きく左右し、危険を察知する能力も低下します。家族、友人ともコミュニケーションが取れなくなり、聞こえによる自信がなくなり、そのことからうつ状態、認知症発症のリスクも大きくなります。このようなことから体を動かす機会も減り、孤立し、寝たきりになり、社会的にまた日常的に陥ることになります。

難聴の中で一番多いのが加齢性難聴で、現在治癒は困難であると言われてまますが、補聴器を使用することで、聞こえを補うことができ、日常生活の質を改善することができます。

補聴器をつけることが大切になりますが、補聴器の購入には価格の面で高いハードルがあり、年金生活者や低所得の高齢者にとってはかなりの負担が伴います。ちなみに、私が購入した補聴器は並の下と思われまますが26万円でした。

補聴器購入価格は平均片方で15万円ぐらいと言われてまますので、購入したくても、購入できないのが現状ではないでしょうか。

私事で申し訳ありませんが、1年前、脳梗塞を起こし、医療センターに入院をいたしました。これまで自分なりにリハビリを続けながらまきてるところでございます。この病を経験し、今までに感じなかった難聴について、生の声としてお聞きいただき対応をお願いするものでございます。

脳梗塞の病により右半身に支障を来しております。私はこれまでに苓北町の高齢化が急速に進んでいる中に交通インフラの整備を強く求めてきました。その改革が一向に進展しない中に、車の所有は不可欠であり、今回の脳梗塞の病から日常生活を脅かす交通手段が絶たれるのではないかと不安になりましたが、危険を予測しながらも、安全運転サポート機能を持つ新型車を購入し、現在、仕事にまた足代わりとして利用しております。

しかしながら、その車の安全に対する対応が、私が希望した目的を達せずメーカーに苦情を言ったところ、私自身の耳が悪く、警告音、声が聞こえなかったことに原因がありました。

これまで、私自身少々難聴気味であると自覚はしていたものの、生活に支障はないと認識をしたので補聴器の購入については考えてもいませんでしたが、車両メーカー側の指示と交通事故を起こさないようにという思いから、早速補聴器を購入し、現在使用しております。

先程、難聴による認知症等の一般的なことについて申し上げましたので、2～3、補聴器装着者としてのお声をお聞きください。

まず1点目でございますけれども、異常を感じた車からの音がこれまでに聞こえたり、聞こえなかったりし、例えば、本来違うはずのバックの警報音と後方危険信号の警報音が同じに聞こえていたり、中央線オーバー音、一旦停止、速度オーバー、交通多発地点、カーブ等音声で知らせる警報が、これまでラジオの音量でかき消され、注意を怠っていましたが、鮮明に聞こえて注意をするようになった等いろいろあります。

2点目です。握力低下と思われませんが、これまで水道水の止め方の力不足で給水栓からの漏水が度々ありましたが、少量の水がシャーっと給水栓から流れ出す音、ポチャン、ポチャンとしたたる音、これまでに聞こえなかった音がはっきり聞こえるために完全に止めるようになりました。

3点目。暖をとるために、倉庫でドラム缶の中で火を燃やすことがあります。これまでは静かに暖まり休憩をしていましたが、補聴器をつけているとパチパチという音、コトツという燃え残りの木片が落ちた音、ボウボウ火が燃えていることを実感いたしました。

4点目でございます。もちろん、雨、風、雷、波の音も瞬時に聞こえてきます。私の体験を申し上げましたが、高齢者の交通事故、火災発生による高齢者の焼死、自然災害等による高齢者の逃げ遅れによる負傷や死亡の報道がなされていますが、物音が聞こえなかったことに大きな原因があるのではないかと感じているところでございます。

他にも、取り上げるときりがありません。今はこの音が正常で、今まで聞こえなかったことのギャップに驚いています。もちろん、本会議場での発言等もよく聞こえます。

現在、高齢者の加齢によると言われる病にはかなりの保護措置がとられています。目の白内障、歯には入れ歯等保険が適用されます。また、町においては、認知症予防、寝たきり等予防のサロン等が開催され、介護予防に重点を置かれています。

ハード、ソフト面から万全な措置をとっていただくために、補聴器購入助成を前向きに検討していただき、早急な実施に向けた取り組みを要望いたします。

以上、質問いたします。

回答内容次第では、自席において一問一答方式により再質問をさせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の新年度の予算編成と今後の課題についてであります。第7次荅北町振興計画では、地方債残高を圧縮する目標を掲げておきまして、令和6年度の予算編成におきましても、基本目標の達成に向け、歳入面では町有財産の売却を含む有効活用や、交流人口・関係人口の創出・拡大、及びふるさと納税制度の更なる拡充等による自主財源の確保に努めること、並びに国・県補助金等による財源確保に努めること。

歳出面においては、各種事業の費用対効果等の検証による経費抑制、デジタル化を含めた効率化及び簡素化、職員一人ひとりのスキルアップによる人材育成、それに伴う行政サービスの向上を目指し、持続可能な将来を見据えた創造性豊かな予算編成に努めることを予算編成方針として、五つの重点取組事項を掲げ、予算編成にあたってきたところでございます。

掲げました重点取組事項は、一つ目に、子育て支援の充実及び健康づくりの推進に係る施策、二つ目に、関係人口・交流人口の創出・拡大に係る施策、三つ目に、町民を守るための安全・安心につながる施策、四つ目に、地域を支える基盤産業の振興に係る施策、五つ目に、脱炭素化社会の実現に向けた施策、この5点でこれら重点取組事項に基づく各種施策につきましては、令和6年度予算案とともに配付をさせていただいております「令和6年度予算編成に関する説明書」の中で詳しく紹介をさせていただいているところであります。

また、今後のまちづくりについてであります。荅北町の最上位計画であります第7次振興計画が今年度で半期5年を迎えることになるため、今年度において、次年度（令和6年度）からの第14期基本計画（案）を策定したところでございます。

本基本計画策定にあたりましては、町民一人ひとりのまちづくりへの参画・協働を促進するため、町民アンケート調査や地域づくり実践塾によるワークショップなどの機会を設け、町民の皆様の意向が十分に反映されるよう留意をいたしたところであります。

なお、基本計画における重点方針を私の掲げる政策方針であります「人が輝き 地域が輝く まちづくり」として、重点テーマに「町の産業を担う人づくり」、「町の未来

を担う人づくり」、「町を興す人づくり」の3点を掲げております。

重点テーマ①の「町の産業を担う人づくり」におきましては、基幹産業であります農林、畜産、水産業の担い手の育成、地域経済の要である鉱工業・商業の振興、安全・安心なまちづくりのための防災・減災対策の推進と道路網の整備、医療・福祉等の人材の確保、電気のふるさととしてのまちづくりとゼロカーボンシティの実現、苓北町ならではの観光資源の磨き上げと魅力発信に向けた取り組みを重点的に進めることといたしております。

重点テーマ②の「町の未来を担う人づくり」におきましては、人口減少に少しでも歯止めをかけるための結婚・出産・子育てを通じた切れ目のない支援の一層の充実、快適で安全な教育環境づくりのための学校施設・設備の整備充実と小学校の適正配置の検討、確かな学力・豊かな心・健やかな体の生きる力の育成を重視した教育内容の充実に向けた取り組みを重点的に進めることといたしております。

重点テーマ③の「町を興す人づくり」におきましては、様々な分野においてリーダーとなられる人材、町民と行政との協働のまちづくりの要となられる人材の発掘・育成、高齢者が生き生きと暮らせるための福祉・介護サービスの充実、支え合うコミュニティ活動の支援、心身の健康づくりと健康寿命の延伸のための健康づくり・生涯学習・スポーツ活動の活発化に向けた取り組みを重点的に進めることといたしております。

只今申し上げました重点テーマに基づく各種施策を着実に実行に移していくことで、人が輝き、地域が輝くまちづくりの実現につなげてまいり所存でございます。

次に、2項目目の町管理道路の対応についてのご質問についてであります。まず1点目の公衆用道路が企業に貸し出され、使用料が徴収され、地役権が設定された土地の実例がほかに何箇所あるのかとの問いにつきましては、地上権が53件、地役権はございません。なお、松本議員が公衆用道路とおっしゃられている箇所につきましては、従前から地目は公衆用道路となっておらず、現在の地目も雑種地となっております。

次に、2点目の当該2筆の土地になるかと思いますが、この土地を利用するほかの利用者が公共の施設に不平等が生じることになるのではないかとありますが、風力発電事業者が事務所を建設されるにあたり、町道宮橋線からも通行できますが、事務所建設用地として計画している土地について、事務所までの利便性を確保するため、承役地として設定したいとの申し出がございましたので、町といたしましては、風力発電事業者の意向に沿った形で、地役権の設定契約を令和4年9月22日に締結しております。また、ほかの利用者の通行を妨げるものではないと考えております。

次に、3点目の当該土地の改修を企業側に負担を求められているのかとお尋ねと、4点目の企業が負担することについてのお尋ねにつきましては、当該土地である雑種地は、現況でも通行に支障が生じておりませんので、この件につきましても、事務所まで

す。

なお先日、令和6年2月27日付の熊本日日新聞の記事によりますと、同人中田統氏から熊本県警に天草広域連合長の馬場天草市長と当時の事業者選定委員6人に対する告発状も提出されたとのことではありますが、この件につきましては、まだその状況が分かっておりませんので、今後も天草広域連合事務局との連携をとりながら、情報収集に努め、報告を行ってまいります。

また、2月1日の新ごみ処理施設計画の焼却灰の資源化施設について、当初計画していた広島県の資源化施設の建設計画の着工予定が延期になった旨の事業者側からの報告を受け、搬入先の変更・代替案について、今後、広域連合並びに広域連合議会で協議することになっておりますので、この点につきましても随時報告を行ってまいります。

次に4項目目、補聴器の購入補助についてでございますが、現行の制度では、18歳未満の人は、身体障害者手帳を所持していなくても、要件を満たすと3分の2の購入費助成を行う苓北町難聴児補聴器購入費助成事業がございます。

ただし、18歳以上の方につきましては、補聴器購入費助成のためには、身体障害者手帳所持が要件となっております。

身体障害者手帳の該当基準についてであります。身体障害者福祉法によります身体障害者障害程度等級表で確認いたしますと、聴覚障害6級相当で、両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のものと規定されております。

この70デシベルというものが、どのような状態や支障かと申しますと、騒々しい事務所の中、相当の騒音レベルに該当いたしまして、会話が成り立つ目安として、大声で1メートル以内で会話が可能というものでございます。

それに比較しまして、障害程度等級表の基準に満たない60デシベルにつきましては、普通の会話相当の騒音レベルに該当いたしまして、大声で3メートル以内で会話が可能というものでございます。

以上のことから、身体障害者福祉法に定められている聴覚障害6級相当の基準が、現在のところ、日常生活に困難が生じている基準であると言えるかと思えます。

手続き方法といたしましては、役場福祉保健課に相談をしていただければ、まず身体障害者手帳の申請を行っていただき、手帳交付後には補聴器の補装具申請を行っていただき、福祉総合相談所からの判定結果を踏まえて、助成支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） まず1番目の予算編成の件ですけれども、今、答弁の中で、大きな目的の基本目標の達成の中です。職員一人ひとりのスキルアップによる人材育

成が掲げられています。どのようなものか具体的に教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） いわゆる職員は法令遵守っていうですかね、当然、法令と条例ですね、それに基づいて職務を執行しなければなりません。その上において、その辺の法令的な部分の勉強が一番ベースになります。今年度は熊本県の方からもご協力いただいて、その情報管理であったりとか、その辺のところの勉強会を終日かけて行っております。

また、法制執務のところの勉強も行っております。加えて、多くの図書等を出版なされている東京の中央研修所、いわゆるアカデミーですね、そこで研修をなされておられる方に2回お越しいただいて、研修を行っております。来年度以降もですね、その方には3回おいでいただいてということで予算を計上しております。

いずれにしても、やはり職員が法務に関する知識ですね、いわゆる根幹となるようなところを勉強しないと、今後ますます多様化、高齢化する状況の中ですね、やはり法の解釈を誤って、行政の執行をしたらまずいということはありますし、そのベースのところをですね、まずしっかりと研修をしてですね、業務にあたっただきたいというふうなところを、総務課の方では考えております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） すばらしいことであると思いますけれども、それは当然自分が勉強せなならんことですね。そこら辺で取り上げるのは何かと思いますので、今後はずね、社会教育とかですね、人間教育も含めた教育をお願いいたしたいと思います。

それから、今このことが出ましたので、この中にですね、脱炭素社会の実現に向けた施策ということで1点掲げられております。このことについてちょっとですね、聞いてみたいと思いますけれども、1リットルあたりのガソリンでどのぐらいぐらいのCO₂が出るのか。あるいは、電力1キロワット分にどのぐらいのCO₂が発生するのか、そこら辺はですね、もし分かっておったら。当然わからんばならんと思います。五つの項目を挙げてあるんだけど。答えてみてください。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） すいません。申し訳ございませんが、資料が手元にごございませんので、今ちょっとお答えはできません。申し訳ございません。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） こういうことはですね、大きな項目でいっぱい挙げてあります。先程、倉田議員の方からもこの環境問題、あるいは山口議員の方からも出ました。大事なことです。即座に答えるような対応をとってもらわんと、ここに五つ掲げてあるものはただの文章じゃなかですか。勉強してもらわんばいかんとじゃなかでしょか。町長ど

がんでしょかい。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 当然、先程申しました5項目につきましては重点の取り組み事項でございますので、それぞれの施策、それからその内容につきましては、各課の方においてですね、十分に数字の根拠等も含めて勉強してもらわなければならないと思っておりますが、小さい数字につきましてはですね、いろいろな数値等もございますので、なかなか頭の中で全て覚えるということは難しいということでございますので、後ほど回答させていただければと思います。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 最後にですけれども、予算編成の資料として五つの重点の取り組みとですね、振興計画の基本計画で重点テーマ3点が掲げられて、「人が輝き 地域が輝く 苓北町」の実現を目指していくということでございます。大いに期待をしております。絵にかいたぼた餅にならないように切にお願いをいたします。

それから2番目に行く前にですね、4番目にですね、難聴の件で質問いたします。

これについてですね、町長から答弁を受けましたけれども、私が聞いているのと、答弁との食い違いがあります。私はこの障害者手帳を持ってる方に補助制度があるのは十分知っております。こういったことをですね、私が言っとった、これ通告書にも出してありますので、通告書に出しとつとばですね、解釈しきらんそのものもやっぱりこの今の人材育成の云々になるんじゃないかなろうかと思えます。

この件についてはですね、一番最後に聞きますので、これじゃなくて私の通告書をよく読んでいただいて、的確な回答をお願いいたしたいと思えます。議長どがんでしょかね。

○議長（野崎幸洋君） それは、今質問されたことに対する答弁の違いというのは、どこが違うかをもう一度指摘されて、お尋ねになってください。そうしないともう一度読めと言われても、どこが違ってるのかが担当課としても認識できないと思えますので。どの部分が違っているかを指摘してください。はい、どうぞ。

○4番（松本良人君） いや、時間の関係でですね、私はなるべく避けたかったんですよ。答弁がOKならせんちゃよかと思えたのでね。そこら辺を、時間の猶予を少し・・・。

それでは、町管理道路の対応についてお尋ねをいたします。まず、この道路はこれまでですね、公道として使われた道でございますが、一般道路と同じ供用がある公衆用の道路です。こういう道路は、町内各地に相当あると思えますが、ちなみに登記簿の地目が公衆用道路でなく、雑種地であったので地役権を設定したということでしょうか。これはもう例題でですね、これは、地目は公衆用道路になっておりませんという、我々は

そこまで、通常は公衆用道路、公衆用道路としか言わんけんですね。これ登記簿上では言っていないということで自覚をしていただきたい。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 事業者の方がですね、設定は分かりませんが、令和4年9月20日の時点では、先程町長の答弁いたしましたとおり、国道から宮橋線だけじゃなくてですね、ここを事務所の建設ですね、含めてするのに、地役権を設定させていただきたいということであったようです。そこが当然地目が、現在は雑種地で手前の方の国道に面した2筆ございますけれども、手前の方がもともと田ということでございました。当時はですね。合併前はですね。奥の方に通ずるところがもともと宅地であって、途中で地積のときに雑種地というふうになっております。それで雑種地であるので地役権を設定させていただきたいというふうになったかどうか、そこまではちょっと事業者の方と確認が必要かと思えます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 事の発端は、町の責任が・・・、責任じゃなくて、先程申しましたとおり、当然、公衆用道路を町道に格上げして、ぴしゃっとなければならんところが、今まで放置してあったのが、こういった形になってきたと。雑種地になったと。これを町道の何々線と規定してあれば、多分企業側もそれで申請なんかができるんじゃないかと思うとですよ。やっぱりこれは、町の手落ちじゃなかつたですかね。これまで放置したという、そのものじゃなかつたか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 町道につきましては町道宮橋線という線が別にありまして、先程から総務課長申しますように、最初は田であった。そのあと雑種地ということになりますので、町が町道として認めなかったことについて、手落ちがあったということではないと私は考えております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） この件ば町長知つとりますかね。町道宮橋線がどんくらいな幅員であるか知つとられますかね。そしてですね。もう前はですね、前の方はですね、レノバは買うとつとですよ。当然、国道から直接その道路を使って事務所に行かんば、相当曲がりカーブがありますので、相当難しい。

ただですね、私が思うのに今TSMCですかね、あっちの方にできよりますけれども、道路の整備とか何かちゅうのは全部ですね、県がやりよつとですよ。そして国も。国もですね、この企業自体に何億円というのを補助しよつとですよ。町は逆に企業におんぶされて、道路改良ばやりなさい、側溝も作りなさい。そういうことではいかんのかなかかと私は思います。できればですね、我々も常に通られるような道にするために、

町がですね、側溝の改修、道路の改修ぐらいはですね、してやって、そして我々も一緒に通れると。我々だけでなく、サーフィンに来た人、釣りにきた人、そこを散歩される人も堂々と通られるような道路にするのが、当然じゃなかですかね。

ちなみにもう一つ申し上げますけれども、今回、役場の前の道路が町道に、今度申請が出るというふうなうわさを聞いております。現に出ております。どこが違うとですかね。ここは地目は公衆用道路ですか。併せてお尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程、松本議員がおっしゃる宮橋線、今の場所の件ですね、レノバの部分につきましては先程回答しましたとおりでありますので、町として、町道にこれまで認定してこなかったことについて、町として何か問題があるのかというのはないと私は考えております。それと、役場の前については土木管理課長の方から申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 今回、本会議の方ですね、町道の認定に対する議案を提出しておりますが、役場の前と宮橋線の違いといいますと、役場の前につきましては、一般交通がもう常に志岐小であるとか、馬場地区からの往来を、常に通行されている道路でありますので、道路法として管理した方が十分に値するということで、総務課の方と協議をしながら、今回計上したところでございます。今ご質問のですね、その宮橋線の前の土地につきましては、今のところ、レノバ様の方に貸し出してある土地っていう部分の中で、こちらが勝手にいろいろすることはできませんので、今回の見直しの中では入れておりません。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） そういうことですか。レノバに貸しとるから通行ができない、いろいろ手出しができない。地域の方もそういうことに感じたらどうするかということなんです。地域の方。あそこはレノバに貸しとっとちゅもんない。おっだ通られんもないということになりやせんかというのです。この道路は都呂々村からの道路があるわけですよ。道路であったわけですよ。それが今まで、町有財産だから通ってよかつどもんちゅうて、町道になつとらんとじゃなかか。ただ町道として、位置づけがされてなかったちゅうだけで町管理の道路は道路なんです。そういうことをお尋ねしよつとですよ。なぜそこに地役権が設定されて、レノバに貸し付けてあるかということをお尋ねしよつとですよ。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 先程の貸付けの部分のお話でございますけれども、あ

くまでも総務課長が説明しましたとおり、以前は田んぼで、雑種地になった土地っていうところの認識の中でありますので、道路という位置づけでは考えていない状況でありましたのでそういう状況になっております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） そのことに問題があったんじゃないかなろうかというですよ。都呂々村の時代から、またほかに道路がないときから道路やったんですよ。その土地が町有地だったから町道に認定されなかったんじゃないかなろうかなど。実際は確実に町道以上の重点な道路なんですよ。もし港湾が来とれば、港湾の積みおろしに、昔からそうだったんですよ。それを怠って、今までしてなかったんじゃないかなろうかと私は言うわけですよ。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程から申しますように、町がですね、そういう町道認定を怠っていたということは考えておりません。私はそういうことではないと思います。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私は、役場の手落ちと思います。歴代の総務課長、ここにおいで歴代の総務課長、2人おいでになる。そして町長、副町長になっておられる。そのときに、前の経過等を考えずに簡単に雑種地だから適当に使えと。そん代わり賃貸借料もくれろというような形になしたっんじゃないかなろうかと。そこに住む町民は大変ですよ。実際は今までずっと町道と同じような形を通ってきとる道ですから。そこを私言うわけですよ。本当は手落ちでしょう、町の。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 町として手落ちであるとは考えておりませんし、その通行についてもですね、ほかの方を通っては駄目ですよということを町がやってるわけではなくてですね、レノバさんはレノバとして一緒に使いたいという申し出がありましたので、町として協力をしているということでございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） このことについて私はですね、再三ですね、はよ町道にせんかいと。もう当時に、レノバが来たときから言っとったですよ。港湾の問題の出入口も、潮で大変ぞと。それは言うておりました。もうやめておられる課長さんのときからも言っとったんですよ。それをしてなかつですよ。今後もさっさんとですか。町道に。ほかの町道との比較はどうなつとですか。お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 副町長。

○副町長（福田誠一君） 答弁が重複いたしますが、例えば、レノバさんがそこに事務所を建てられなかったとしても、町道認定は今回は出しておりませんという見解でござ

います。町といたしましても、そこは雑種地でありまして、町の普通財産でございます。町長が申しあげましたとおり、地役権が入れられても、ほかの町民の方の利用には全く支障がないという見解で、町は町道認定も今のところ行わない考えでございます。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） これまでですね、誘致企業等については相当の力を入れてこられたじゃなかですか。それをですね、町が道路を町道として、町道と同等にある道路にですよ。借地料も取って、税金まで、そういったことが苓北町で実際起こったんですか。本当は来てください。お願いしますよと、ちゃんと企業の誘致費用なんかも組んであるでしょう。それを来た業者には冷遇して、来ん業者に優遇すつとですか、苓北町は。そうじゃなかでしょもん。そういった体系ではなかでしょうもん。どがんですか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程申しましたように、今回の風力発電事業につきましてはですね、町はその風力発電事業の検討調査が円滑に進むように、これまでも協力をしてきております。そういった中でも、着工に向けて先程も申しましたけれども、保安林の解除でありますとか、隣地の開発許可でありますとか、環境影響調査への協力、また地元説明会につきましてもですね、私たちが同席をいたしまして、地元の方々とのお話し合いの橋渡し等も行ってきておりますので、当然今後もですね、この風力発電事業者とは伴走支援を続けながら、着工に向けてですね、一緒に進んでいきたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） これは当然、企画政策する中で、企業誘致の費用の中で職員ば1人張りつけてあるけん、当然これは手伝いはしなきゃならんとじゃなかですか。してやらんとでしよう。私は、九電の誘致の時も町の職員が何人も張りついて、用地交渉から何からずつとしとったですよ。何でこんときだけ、こういった形で、例えば保安林の解除に協力しましたとか、林地の開発、その他に資料をやりましたとか、当然やるべきでしょう。何のためおつとですか、1人。ちゃんと組んであつてしよ。その人が張りついてもいいようなクラスの重要な企業じゃなかですか。特に。税とほかに借地料が1,000万円ぐらい入つとでしよ、毎年。こがんよか業者はなかじゃなかですか。そういったとにそがしこで良うごてしとつとですか。予算にもなぜ企業誘致関係の職員の給料なんかを組んであるわけですか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 決してですね、この発電事業者に対して、冷遇しているわけではありませんで、先程から申しますように、事業の着手ができて風力発電が無事に完成できますようにですね、伴走支援も今後も続けてまいりたいということでお答えをして

いるところでございます。ご理解をいただきたいと思います。当然、町としては支援を行ってまいります。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私はこの件については相当理解に苦しむわけですが、前向きですね、もうちょっとですね、並みに、以上にせろとは言いませんけど、並みにやってください。

それから、もう最後になりますけれども、補聴器の関係、これどのように解釈されましたか。私の言い方が違うとですか。私は障害者手帳を持つとけば補聴器の免除あつとかは十分知つとります。知つとりましたので、私が補聴器を付けて、聞こえにくい人には補聴器をやった方がよくなかですかという提案したわけです。そのとおりに私は書いとるはずですよ。私の体験から。

○議長（野崎幸洋君） はい、時間です。

○4番（松本良人君） ちょっとそれ聞いてみてください。補聴器の関係・・・。

○議長（野崎幸洋君） 答弁で最後となります。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 補聴器の購入の助成の件でございます。補聴器を必要とされる方につきましては、それぞれ個人差があるというふうに考えられますので、町といたしましては、身体障害者福祉法に定められている基準をですね、それに基づいたところでの助成を行っていきたいというところで考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） はい。これで松本良人君の一般質問を終わります。

○4番（松本良人君） 議長・・・。

○議長（野崎幸洋君） 時間が来ましたのでこれで終わります。

答弁されたのでそれで終わりです。

○4番（松本良人君） またお願いしたじゃなかですか。まともな回答が返って来とらんけん・・・。

○議長（野崎幸洋君） それは、どこが違うかを指摘されずに、答弁を求めたでしょ。それは福祉保健課長の法に基づく答弁がありましたので、それで終わりです。あと今後、ご質問があれば、担当課に直接行って聞いてください。

○4番（松本良人君） ・・って、私は最初言うたじゃなかですか。

○議長（野崎幸洋君） だから見解の違いですので、あとは納得いくまで、担当課にお尋ねください。

以上で一般質問を終わります。

執行部から議案第40号苓北町税条例の一部を改正する条例について。

提出者、浜口雅英議員から、発議第1号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する

条例の制定について。

提出者、浜口雅英議員、賛成者、倉田明議員から、発議第2号、ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルとハマスの紛争に抗議し、世界恒久平和を求める決議についてが提出されました。

議長として本日これを受理、本定例会3日目となる3月8日（金曜日）の議事日程に発議第1号を組み込み、本定例会4日目となる3月14日（木曜日）の議事日程に、議案第40号と発議第2号を組み込むこととし、明日、皆様方に配付することといたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様もお疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時25分

令和 6 年 3 月 7 日（木）

（第 2 日目）

令和6年第2回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

令和6年第2回苓北町議会定例会は、令和6年3月7日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	4番	松本 良人
5番	浜口 雅英	6番	田崎 稔
7番	倉田 明	8番	錦戸 俊春
9番	高戸 幸雄（副議長）	10番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 松本 康秀 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教育 長	濱崎 敏和	総務課長	錦戸 雅志
税務住民課長	龍岡 学	企画政策課長	宮崎 良成
教育課長	吉本 英明	土木管理課長	田尻 悟
農林水産課長	松井 徹也	商工観光課長	稲尾 浩二
水道環境課長	本田 保	福祉保健課長	田尻 康彦
健康増進室長	西川 文孝	会計課長	松村 保則
行革デジタル対策室長	山下 晃弘		

8. 議事日程

日程第 1 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 皆さん、おはようございます。

只今の出席議員数は10人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を通告順に行います。

通告6番、錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） おはようございます。8番議員、錦戸俊春です。

先に通告しておりました災害時に備えた諸々の整備について一般質問を行います。

近年では、2011年3月11日に発生した東日本大震災、2016年4月14日に発生した熊本地震、2024年1月1日に発生した能登半島地震で甚大な被害が発生しております。また、多くの方々が犠牲になられ、多くの方々が被災されました。

謹んでお悔やみを申し上げますと共に、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

誰しも災害は発生しないのを願っておりますが、もし我が町で大きな災害が発生した場合に備え、質問をいたします。

まず始めに、福祉避難所についてでございます。

福祉避難所とは、私が言うまでもありませんが、要配慮者を滞在させることを想定した避難所であります。要配慮者とは、高齢者・障がい者・乳幼児及びその他特に配慮を要する者となっております。その中には、妊産婦・傷病者・難病患者などがございます。

熊本県でも、熊本地震災害後に、細部にわたり福祉避難所マニュアルが作成されているようです。

我が町の高齢化率は、今年の1月末で44.8%と進み、また人口減少をしております。その中でも若年層の人口減少が著しく、高齢者の人口は余り減少していないのが現実でございます。今後、高齢化はもっと進み、その必要性が問われると思っております。

1番目に福祉避難所の確保運営の考え方として、まず1つ目に福祉避難所の指定は現在、何箇所指定されているのか。これは小学校校区に1箇所以上の福祉避難所指定を指定避難所の中に設置するのが望ましいとされております。

次、2つ目に人材・物資の確保では、関係団体との人材確保・必要な物資調達方法を協議する。

次、3つ目に福祉避難所制度の周知。これは要配慮者とその家族への周知・地域住民への周知。

次、2番目に平常時の取り組みとして、1、福祉避難所の対象となる概数・現況等の

把握。2、福祉避難所としての利用可能な施設の把握。3、福祉避難所の指定要件・指定目標の設定。4、福祉避難所の指定。5、福祉避難所の周知。6、福祉避難所の施設整備。7、物資・機材の確保。8、人材の確保。9、移送手段の確保。10、災害時を想定した事前準備・連絡体制。11、災害時要支援者班の事前設置。12、研修訓練の実施などが挙げられております。

どの項目についても必要と思います。順位は付け難いようですが、避難所においては、ライフラインの断絶により一番困ったのが水の確保であり、トイレの水の確保ができずに困った。次に飲料水、食料、粉ミルクなどの確保などで、多くの被災者は水が十分に使えないとのことによって、洗濯や風呂が制限されたとのことでした。

また、マニュアルの改訂にあたっては、熊本地震で見えた課題とその対応が整理されておりました。

1番目の福祉避難所の周知・広報では、指定避難所での生活の不安から、要配慮者が避難を躊躇した。また一般避難者が福祉避難所に避難し、要配慮者を受け入れできない。

次、2番目に専門性のある人材の確保では、協定施設や施設職員である看護師や介護福祉士等の専門スタッフも多く被災したとのことから、支援者となる専門性のある人材が不足した。

次、3番目に物資の供給・搬送体制では、体制整備までに期間を要したために、開設した福祉避難所において、水や食料・生活物資等の不足や混雑が生じた。

次、4番目に福祉避難所の受け入れ可能数の不足。熊本地震では、協定施設自体が被災したために、多くの施設において要配慮者の受け入れが困難であったとの反省が挙げられていました。

苓北町として取り組みについてお伺いをいたします。

次に、富岡港の管理体制についてでございます。

大規模災害にて、道路網の被災を受けた場合に、苓北町はもちろんのこと、天草地区は海に面しており、物資の輸送は空路での輸送も可能かとは思いますが、海上輸送は必要不可欠と思います。

フェリーが発着できる県営棧橋が整備されております。いつでも利用できるように今後も整備・管理が必要ではないかと思っております。町としての今後の考え方についてお伺いをいたします。

次に、海岸沿線への防潮林（防災林）の植栽についてでございます。

現在では、可能な区域にはできるだけ植栽する考えはないかお伺いをいたします。

植栽し効果が出るまでの年月はかなり掛かりますが、防潮林（防災林）を植栽することで、津波時、強風時、高潮時など防災効果があると思っております。

津波の波力を減衰して流速やエネルギーを低下させ、その破壊力を弱め、陸側の被害

軽減、または防止します。樹木が漂流物の移動を阻止し、移動によって生じる二次的災害を軽減、防止します。また、津波にさらわれた人がすがりつく対象物となります。砂丘を育成し、その高い地形が津波に対する自然の障壁にもなるとされております。

また、小さいことですが、樹木は光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収し、同時に酸素を発生する働きがあります。近年深刻化している地球の温室効果の原因の一つが二酸化炭素という説もありますので、二酸化炭素の削減効果が期待できる樹木は地球環境、また地域の環境整備にもつながるのではないかと考えております。お伺いをいたします。

答弁の後に自席で再質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の錦戸議員の質問に答えさせていただきます。

質問事項、災害に備えた諸々の整備についてのご質問のうち、1項目目の福祉避難所についてのご質問でございますが、まず、福祉避難所の確保運営の考え方における、1点目の苓北町内の福祉避難所の指定箇所につきましては、町の地域防災計画にも記載しておりますが、現在、はまゆう療育園、特別養護老人ホーム 梧葉苑、特別養護老人ホーム 楽洋の里、養護老人ホーム 寿康園、コミュニティセンターの5箇所を指定しております。

また、町内の小学校区ごとの福祉避難所の設置につきましては、各公民館を一般の避難所として指定しているため、一般避難所とは別に福祉避難所を設けるとした場合には、運営に携わる人員も含めて、対応可能な施設等の有無も関係してまいりますので、改めて町内の関係施設を洗い出したうえで、確保できるかどうか、まず検討させていただきたいと考えております。

次に、2点目の人材・物資の確保につきましては、災害の種類、規模によりまして、必要とする人材、必要な物資の調達方法などが変わってまいりますので、町といたしましては、関係団体との協議に基づき、災害状況に応じた対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、3点目の福祉避難所制度の周知につきましては、毎年度、民生委員を通じまして、各家庭の状況をお聞きしながら、要配慮者名簿、要支援者名簿を作成しております。また、各行政区の区長の皆様にも作成した名簿を配付しておりますので、名簿に登録されておりますご本人やご家族など、及び区長さんを始め、地域の皆様には周知できているものと考えておりますが、昨日の山口議員のご質問への答弁で申し上げましたように、改めて支援をしていただく方々、また避難方法等につきましても、関係者相互に確認をしていただくように、協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、二つ目の平常時の取り組みについてでございますが、新年度に入って令和6年

4月に災害時等における要配慮者等の緊急受入に関する協定を締結しております町内の福祉避難所の関係者と町の防災担当者並びに地域福祉担当者等におきまして、災害時の対応や連絡体制、福祉避難所の運営など、ご質問がございました諸々の案件につきまして、確認の意味も含めて、改めて協議を行うこととしております。これまでの体制について、再確認を行うとともに、改善事項等についても検討してまいりたいと考えておりますし、特に今回の能登半島地震におきましては、初動体制等を検証する中でいろんな課題も出てきておりますので、そういった部分も含めて再確認、検討してまいりたいと考えております。

次に、2項目目の富岡港の管理体制についてのフェリーが発着できる県営棧橋が、いつでも使用できるように今後の整備及び管理についての町としての考え方ということでございましたけれども、富岡港の車両乗船用の棧橋につきましては、平成23年9月にカーフェリーが廃止された後、約13年間未使用の状況となっております。

議員ご指摘の大規模災害時に陸上輸送が困難な場合は、海上輸送は必要不可欠で、自衛隊の車両や給水車などの支援を海上から運搬する場合は、運搬船舶に直接岸壁に接岸できるランプウェイが付属している船舶での輸送や、同じく熊本県管理の鬼池港から運搬する方法等も考えられます。

一方、昨日の倉田議員のご質問にもありました半島地域防災の観点からは、広域避難路としての対応も今後想定をしていかなければならないと考えておりまして、特に長崎方面からの避難物資の輸送でありますとか、あるいは避難経路、そういった部分を考えていく必要があるかと思っております。

このようなことから、大規模災害時の富岡港の活用につきましては、町内の想定される物資量等や広域的な避難対策も念頭に置きながら、国や熊本県、対岸の長崎県長崎市とも連携をし、施設の管理や整備につきましても協議をしてまいりたいと考えております。

次に、3項目目の海岸沿線への防潮林の植栽についてであります。まず、具体的な例といたしまして志岐漁港臨港道路の紺屋町から明神山の区間につきまして、お答えさせていただきます。

この道路はご承知のとおり、昨年8月に全面供用開始した道路でありまして、幅員が5メートル、道路の背後に旧護岸パラペットが存在をし、その背後に旧臨港道路、さらにその背後には住宅地がございます。防潮林を植栽するとなりますと、新臨港道路と旧護岸パラペットの間に土砂の部分がございますので、この部分になるかと考えられます。

議員ご提案のとおり、背後の住宅地を塩害等から守るため、防潮林の植栽は大変効果的であると認識をしておりまして、今後、必要な箇所につきましては、地域の皆様との協議を図った中で植栽を行っていきたいと考えているところであります。

しかしながら、当該箇所には幅が狭い箇所も多くありまして、特に明神山区側ではその幅が0.5から1メートル程度しかないところもございます。

防潮効果のある樹高の高い樹木につきましては根が広範囲に広がりますので、道路脇には側溝も整備している関係上、植栽した樹木の根が側溝やアスファルト舗装への影響を与える恐れ等もありますので、明神山区側の幅が狭い場所への植栽は少し難しいのではないかとこのように考えているところであります。

ただし、紺屋町区の調整池付近や苓北養護学校の教職員住宅付近など、この辺につきましても広い場所もございますので、そういったある程度の広さが確保できる場所につきましても、植栽が可能ではないかと考えているところであります。

町管理の海岸沿線につきましては、以上のように、まずある程度のスペースが確保できる場所であること。それからもう一点、これは富岡海岸でも度々ご質問等もあっておりますけれども、落ち葉の処理の問題等もございます。強風の後など道路の路面や人家の雨樋に落ち葉がつもり、周辺住民の方々にご迷惑をかけてしまうケースも想定をされますので、このようなこともありますので植栽箇所の選定にあたりましては、周辺の状況を詳細に確認するとともに、先程も申しましたとおり、地元の方々のご意見を十分お聞きしたうえで、樹木植栽による防災上の効果それから環境保全機能や保健・レクリエーション機能など、樹木が持つ多面的な機能についてももしっかりお伝えしながら、住民皆様のご理解を得たうえで、適所への防潮林の植栽につきまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、錦戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） まず福祉避難所の指定についてでございますけれども、これは2022年、いわゆる令和4年に熊本県の指定は192箇所、県内です、192箇所指定され、苓北町では天草更生園、天草整肢園、苓龍苑、それから、はまゆう療育園の4箇所となっているようですが、先程の答弁では、町では、はまゆう療育園と特別養護老人ホーム 梧葉苑、特別養護老人ホーム 楽洋の里、養護老人ホーム 寿康園、コミュニティセンターの5箇所ということですが、これは、関係はどのような関係になるわけですかね。県の指定と町の指定との違いというか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 町が指定している分につきましては、法人さん側とですね、協定を結んだ中で、この5箇所というところで、1箇所は町の施設ですので、協定を結んでおりませんが、残りの楽洋の里さん、はまゆう療育園さん、梧葉苑さん、寿康園さんですね、この4箇所につきましては、町と法人さんとの協定書に基づいた中で、県の方には、町の指定は福祉避難所はこれだけですということで5箇所を報告をさせて

いただいております。

県の方での先程言われた192箇所の中で、上津深江の更生園さんとかですね、その部分について私どもに情報が入ってはきておりませんので、熊本県さんで協定を結ばれているのかどうかちょっとそこは確認をさせていただきたいと思います。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） そうすると県が指定した分と、町が指定した分、いわゆる何か、何て言えばよかですかね。支援体制とか何かは異なるとかなんかつちゅうのはないわけですかね。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 先程確認する部分も含めたところですね、その部分についても確認をさせていただきたいと思いますが、町といたしましては、先程町長答弁の中にあつた5箇所が福祉避難所として指定をしているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 県も指定しているわけですので、町も多い方がいいと思うとですね、私はですね。できるだけ。いろんな、いわゆるちょっと後からも触れますけれども、その人材、人の問題いわゆる支援者の問題とか何かもあるから、できるだけ指定避難所は多い方がいいんじゃないかなと思いますので、そこら辺も含めたところでちょっと確認をしていただければと思います。

それと福祉避難所の指定はもう小学校校区ごとにとということで大体規定されておるようでございますけれども、公民館も一応指定されているということで、それは数的にはもう大丈夫かとは思いますがですね。ただそこでやはり移動が困難な人が出てくると思うとですね。そのときにはやはり手助けが必要になってくるんじゃないかなと思っておりますので、そこら辺の配慮までいろいろ細かく、一応協議されとつたらと思っております。

それから先程触れましたけれども、人材の確保についてですけれども、施設や施設職員である看護師や介護福祉士などの専門的なスタッフの多くが被災されたときに、支援となる専門職員、いわゆる専門性のある人材が不足されるということが非常に、どこの事例を挙げても心配されるわけですね。

そこで協定施設とよく協議をされて、例えば各施設の職員の休日いわゆる休みの時にも、何ていうかな、施設に勤務したときが休みのときには、もうボランティアの方に、一応加勢をしていただくというような、そこら辺の働き方改革の中で難しい面もあるかと思っておりますけれども、できるだけ参加してもらえりような協議をそれぞれやはりその施設側と職員さん、それぞれ協議をされて、きめ細かくやはりお願いをされとつた方がいいんじゃないかなという気がいたします。そこでやはり無償というのもなかなか厳し

い面も、やっぱり働きながらですので、難しい面もあろうかと思imasuので、そこら辺はやはり有償ボランティア、いわゆるよく有償ボランティアとか何か言葉が使われますけれども、そういうような形での取扱いがされたらいいんじゃないかなと思っているところでございます。そこら辺もやはり先程言いましたけれども、施設側とよく協議をなされてですね、進めていかれればと思っているところです。

それから物資の供給、輸送体制としての課題も挙げられているようでございます。体制整備の中で期間を要したため、開設した福祉避難所において水や食料、生活物資などの不足や混雑が生じたとされております。いわゆる保存食ですね、食料について備蓄が必要と思imasuけれども、これは実際、備蓄をされてるわけでしょ。されてないんですかね。ちょっとお伺いします。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 備蓄の件でよろしいでしょうか。町の総務課の方におきまして、各地区にあります備蓄倉庫ですね、そこに水、保存食等をですね、今、確保しているところでございます。

○8番（錦戸俊春君） そうすると保存食はですね、これ賞味期限とかいわゆる消費期限、賞味期限の方ですか。消費期限はないですよ。確か。賞味期限の方で切れた場合は、学校給食あたりで児童生徒へ体験の試食として提供してみられたらどうかと思imasuけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 食品ロスがないようにですね、有効活用して、総務課の方で有効活用しながら実施をしております。というのが、先程言われました消費期限とか賞味期限ですね、そこが年数決まっておりますので、その前にもうほかの自主防災とかを通じて、訓練の方に活用してもらおうとか、そういったことに今のところは対応しているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 先程もちょっと言いましたけれども、子どもさんたちにですね、児童生徒さんたちにも一応の体験をしてですね、提供されて、使われてみたらいかがかなと思imasuけれども。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） その件につきましてはですね、過去に学校給食の方でも体験ということでしたことがございますので、今後も検討してまいりたいと思imasu。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 次にですね、いわゆる授乳用品の確保、携帯トイレの確保、停電時の発電機なども必要かと思imasu。先程も言いましたようにライフラインの断絶に

より、一番困ったのは水の確保であり、次に電話がつかないとか、統計上の話ですけどですね、電話がつかないとか交通が寸断されて、非常に交通麻痺が起こったなどが挙げられております。水の確保でトイレの水の確保ができずに困ったということが一番のようでございます。

次に、飲料水・食料・粉ミルクなどの確保で多くの被災者は水が十分に使えないで非常に困ったということで挙げられているところがございます。いつでも水が確保できるような状態であるのかということで、これは先程水の確保もされているということでありましたので、どのぐらいの量かちょっと分かりませんが、そこで私が思うのは、やはり水源の確保、ただ水を備蓄しているだけでなくですね、水源の確保、例えば井戸掘削による地下水の確保なども必要ではないかと思っております。その井戸があれば、何箇所ぐらいあるのか、お伺いをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） トイレ用等の雑用水として使う水源ですけれども、町内4地区にですね、それぞれ1箇所ずつ、手動式の水源を確保してございます。先般も災害等いろいろ支援をなされておられる方が来庁されまして町内4箇所の井戸をご確認いただいて。おっしゃるようにトイレの水ですね、やはりその水を確保して、移送してそのトイレ等がきちっと使えるようにということで、ちゃんと準備してありますねというふうなお言葉をいただいております。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） トイレはいいんですけど、飲料水にはそういう井戸は使えないんですかね。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 飲料水には使えませんので、そこにつきましては地域防災計画の中でですね、それぞれの課ごとの役割というのを示しておきまして、衛生対策部というのを水道環境課長の方で仕切るようにしております。その中には、飲料水及び水道施設に関する事項ということで、水道の水をですね、常用で使われている以外に予備的に、確保している水源がございますので、その辺も含めたところですね、水利あるいは飲料水の確保の方に努めてまいるということになっております。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） なかなか飲料水に使うのは、いろんな環境面で制限がかかるからですね、なかなか難しい面もあろうかと思っておりますけれども、やはり、備蓄した水というのも限られてくると思うとですよ。ほかの地域から搬入していただくとかよかですけども、なかなかそれも非常に難しい面もあるので、できれば使えるような・・・まあ地下水だったらある程度検査して、いろんな雑菌が出ないならば使用できるっていうわけ

にはいかんですかね。やはりいろんな消毒とか何かもせないかんとでしようからですね。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 飲料水として使用する場合には、衛生の基準がありますので、そこをきちっと、どの基準までだったら飲めると、雑菌とかですね、ございますので、それによって避難所で提供することによって、体の調子を崩されたりというようなところもございます。

やはりまずはペットボトル等の飲料水ですね、確保ができない、不足が生じた場合にきちっと代替の飲料水をどのように確保していくのかというのを、ちょっと今後また詰めてまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） もう私たちだったら自家井戸を持つとるけれど、自家井戸やったら自分たちが飲むだけだからですね。やはり公共が提供するとなれば非常に難しい面もあろうかと思えますけれども、そこら辺は、今後研究課題としてですよ、捉えていただければと思います。

今度のいわゆるこの能登半島地震での課題などが出てきて、いろいろ協議がなされていくかともまた思います。町のみでの運営ではなくて、やはり全体的にですね、関係団体、また支援団体等と綿密に協議をされていく必要があると思います。また、町民も一体となった運営が必要かと思えますので、今後、避難所について、それぞれ検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それから富岡港の管理体制ですけれども、これは港の整備の件ですが、答弁では鬼池の話もありましたけれども、災害はどこでですね、発生するか、いつどこで発生するかも分かりません。どの地域が被災を受けるかも、遭うかも分かりませんので、やはり存在する施設はいつでも使用できる状態で管理しておくべきではないかなと思っております。今現在あるわけですので費用はかかりませんので、いつでも使用できる管理体制をやはりとっておくべきと私は思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、沿岸線へのこの防潮林（防災林）の植栽ですけれども、これいわゆるですね、明神山、紺屋町に限らず、やはり海岸沿線への防潮林（防災林）の植栽の件ですが、町内の沿線の余地の、いわゆる沿線で余地のあるところへはできるだけこう植栽をしていただければなと思っております。

先程も述べたような効果が出るまでは年月がかかりますけれども、それだけの効果があると思えますので、私はそういうふうに思っているところでございます。今は植栽、松の木がかなり植えてありますけれども、これは松くい虫でかなりやられるわけですよ。やはり雑木あたりで潮に強いのを植栽するようにしたらと思っております。いわゆる防波堤の内側じゃなくて、防波堤の外側にも余地があるところはですね、できるだけ

植栽をされればなと思っております。これいわゆる何ていうかな、マングローブの木ですか。あれはどこまで・・・いわゆるあれは温暖地域の木ですので、天草あたりにはどうかと思えますけれども、そういうふうなものも研究されて植栽されたらどうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 今おっしゃいましたように、この樹種の選定についてはですね、今までは確かに塩害に強い常緑樹っていうんですかね、そういう形の中で、松が多く活用されてきたんですけども、おっしゃいますように松くい虫の弱点といいますか、その辺もありますので、県の林務課とも話をしながら、他にもうちちょっとですね、松以上にいい樹種がないかということで話をしたりもしてるんですけど、今のところまだですね、これっていうのは、例えば、カイヅカイブキですとか、ナンヨウスギですとかですね、今マングローブの話をおっしゃいましたけど、その辺も含めまして、また引き続きですね、研究をしていきたいと思えます。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 一応の樹木は植栽して、種が落ちてそこで生育するですね、そういう木が、小さい苗から風にもまれ、潮にもまれたりするとわりかし強いんですよ。ただ植栽して、大きくなるのを待つじゃなくて、やはり実がなって、種が落ちて、そしてそこで自然に発芽して生育をするというようなのが将来的にはいいんじゃないかなという気がいたしますので、そこら辺も含めたところでいろいろ研究をしていただければなと思っております。ひとつよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） これで錦戸俊春君の一般質問を終わります。

通告7番、廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 通告7番、3番議員、廣田でございます。3件についてご質問いたします。

帯状疱疹ワクチン接種への費用助成について。

このことについては、令和5年12月議会定例会で質問をしています。

町執行部の答弁として、次年度、令和6年度からの実施を念頭に、医療費の推計を基に、接種費用助成について検討を行った。今後、予算編成作業の中で、内容等をさらに詰めてまいりたいと考えているとありました。

今回、令和6年3月議会定例会となります。このことについて、苓北町における現在の状況を町長にお伺いいたします。

次に、マイナ保険証について。

令和5年12月22日、政府において、現行の健康保険証を令和6年12月2日に廃

止し、マイナンバーカードを保険証として使う「マイナ保険証」に一本化することが閣議決定されました。

ここでお尋ねします。令和5年9月議会定例会において、苓北町国民健康保険の被保険者のうち、マイナンバーカード取得者数、健康保険証として紐付けされている方の人数をお尋ねしました。その後、状況に変化はありましたか。

また、苓北町における熊本県後期高齢者医療保険の被保険者についてはどのような状況なのでしょう。

例年8月に苓北町国民健康保険、熊本県後期高齢者医療保険の紙の保険証が一斉更新されていると思われませんが、令和6年のそれはどうなりますか。

マイナンバーカードを取得されない、健康保険証として紐付けされない方には、資格証明書を発行されることになるようですが、申請主義となるのでしょうか。その場合、どのようなお知らせをされるのでしょうか。広く一般に、または当該被保険者にダイレクトメールとなるのでしょうか。

議選監査委員として、令和4年度までの決算状況に基づき、熊本県後期高齢者医療保険料に苓北町としては滞納がないことを確認しておりますが、苓北町国民健康保険税については、滞納があることを確認しております。

このことにつき、現在の当該被保険者への短期保険証の発行が今後どのように変化することとなるのか、お伺いいたします。

次に、健康ポイントについて。

健康ポイント制度は、町民の健康づくりのための運動や健康診断等の受診に対し、ポイントを付与することで、誘因を提供する事業で、その導入については、山崎町長の選挙公約に掲げられているものと認識しています。

議会全員協議会でも御説明をいただきました。この事業は、運動や健康づくりの必要性を認識しながら、なかなか具体的な行動に結びついていない方、普段運動する習慣がなく、自身の健康に余り関心を持っていない方等の行動変容を促し、健康づくりに誘導するための施策であるものと認識しております。

この取り組みを成功させるためには、先進自治体の先行事例を参考にしながら、ここ苓北町が持つ独自の文化、地域性を加えることで、町民を巻き込んでいくことが重要であると考えます。

そこでお伺いします。1、この事業の詳細の町民への周知徹底、初動をどのようにお考えでしょうか。（初動が肝心です。いつから始められるご予定でしょうか。）

2、苓北町が持つ独自性、地域性をどのように追加されるお考えでしょうか。それとも追加されないのでしょうか、お尋ねをいたします。

以上、通告に従いご質問をいたしました。再質問につきましては、答弁を伺った後、

させていただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、1項目目の带状疱疹ワクチン接種への費用助成についてであります。新年度予算編成にあたりまして、全国の自治体の状況等も調査し、検討を行いまして、令和6年4月から実施できるように当初予算に接種費用助成金を計上いたしましたところでありませう。

带状疱疹予防接種は任意接種となっております。接種する医療機関によって費用が異なります。またワクチンの種類が2種類ございまして、生ワクチンが1万円前後、不活化ワクチンが2万数千円ということで、接種回数は生ワクチンが1回、不活化ワクチンが2回となっております。

不活化ワクチンの方が予防効果が高いとされておりますけれども、費用が高く、2回の接種が必要であることと、注射部位の副反応が出やすいということが報告されているということでありませう。

助成の内容といたしましては、対象者は50歳以上で、接種日に苓北町に住民票がある方。助成額は接種費用の半額として、上限額を生ワクチンは5,000円、不活化ワクチンが1万円の2回とする予定であります。

助成金申請の方につきましては、対象者が一旦接種費用を医療機関にお支払いいただき、領収書等を接種の事実が確認できる書類、これは予診票や接種証明書の写し等を添えて申請書を提出していただくことで助成金の申請、それから支払いを行いたいというふうと考えております。

予算額としましては、対象人口の約1%、42名分84万円を新年度予算に計上しているところでありませう。

次に、2項目目のマイナ保険証についてであります。1点目のマイナンバーカードと健康保険証として紐付けされている方の状況につきましては、苓北町国民健康保険の被保険者のマイナンバーカード取得者数が、本年1月末現在、1,348人でありまして、被保険者数が1,629人でございますので、率にしますと82.8%の方がマイナンバーカードを取得されているということになります。マイナンバーカードを健康保険証として紐付けされている方は、1,262人でありまして全体の93.6%となっております。

また、苓北町における後期高齢者医療保険の被保険者のマイナンバーカード取得者数は、本年1月末現在、1,241人でありませう。被保険者数が1,587人ですので、78.2%の方がマイナンバーカードを取得されております。このうちマイナンバーカードを健康保険証として紐付けされている方が1,134人でありませうので、全体の91.

4%ということをございまして、割合としては徐々に増加をしている状況にあります。

次に、令和6年度の一斉更新についてであります。

令和6年12月2日より、現行の保険証が廃止となりますが、令和6年度の8月に保険証を一斉更新し、全被保険者へ従来どおり簡易書留で郵送を予定をしております。また、経過措置といたしまして保険証廃止後も最長1年間は使用可能でございますので、8月に送付する保険証は令和7年7月31日まで使用することができることとなります。

次に、マイナ保険証を使用していない人への対応についてであります。マイナンバーカードを取得していない、また健康保険証として紐付けしていない方には、申請なしで資格確認書を発行をいたします。なお、交付時期については、一斉更新した保険証の有効期限である令和7年7月を予定をしております。

次に、苓北町国民健康保険税滞納者への対応についてであります。短期保険証の仕組みが廃止となりますので、被保険者資格証明書を交付することとなります。

資格証明書を交付された被保険者は、窓口での負担が10割負担となりまして、これを役場窓口申請をすることで7割もしくは8割分を滞納している国保税に充てることとなります。

次に、3項目目の健康ポイント制度についてであります。健康ポイント制度につきましては、新年度4月当初から開始をすることにいたしておりますが、町民への周知徹底、初動につきましては、熊本健康ポイント事業運営事務局作成のリーフレットとあわせ、町独自作成のチラシを4月に全戸配付をいたします。

このほか、事業所訪問による協力依頼、学校関係のPTA総会等での周知、街頭宣伝、温泉プール・温泉センターでの周知などを予定をしております。

また、アプリの操作が難しい方への支援として、出前講座を行うほか、地域健診や、れいほくよかナビの講習などでも支援をしていく計画であります。

次に、苓北町が持つ独自性、地域性の追加につきましては、原則としては、熊本健康ポイント事業に参加する市町村が共同実施をいたしますので、対象者や利用の方法、ポイント付与対象となる活動とポイント数については、熊本健康ポイント実施要綱で定められた共通のものとなります。

一方で、健康に関するイベントなどにつきましては、「ミッション」に挑戦する形でポイントが付与されることになっております。利用者はプロフィール設定で居住または通勤通学されている市町村を選択していただきますので、町がミッションの登録をする際に、苓北町を選択していただいている方限定のミッションを登録することが可能となります。

ミッションとして登録するイベントにつきましては、本年1月30日の全員協議会でもご説明をいたしましたように、町が主催・共催・後援等しているもので、職員が運営

スタッフとして関わり、QRコードの適切な管理と問合せに対応できるものが条件となります。

このため、ポイントが付与されるイベントにつきましては、関係各課と協議を今進めておりますけれども、具体的には、例えば町民体育祭でありますとかマラソン大会、町主催等のグラウンドゴルフ大会などが考えられるかと思えます。

以上、廣田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） まず、带状疱疹ワクチン接種の費用助成、早くも組んでいただきましてありがとうございます。なぜ2回、こんなに近いうちに私が質問したかといいますと、この前質問した後に、私の家までわざわざ来られて、自分が带状疱疹で1カ月、家から出ることができなかつた。頭にできてですね。その方が「話をさせていただきましたね」と。「ありがとうございます」ということでございましたので、またもう1回、町長にお願いをしてみましようということでお約束をしていたところでございます。ご本人に代わりありがとうございます。

健康ポイントについて、次にお尋ねをしたいと思えます。天草市の・・・、また、すいません。天草市のメールを私入れてるもんですから、天草市のメールを見ていたら、3月4日に来まして、3月15日までに健康ポイントの切替えをしてくださいということであつたもんですから、天草市はもうこんなに進んでるんだと思ひまして。ですから、苓北町はいつから始めるんですかと聞いたところでございます。もう4月から実際に動き出すんですね。

○議長（野崎幸洋君） 健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君） 町長からもお話がありましたとおり、4月からですね、チラシの配付等開始をいたす計画にしております。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） はい、分かりました。それでは、初めての試みですので、何かいろいろ大変とは思ひますけれども、できるだけミスがないように、スタートしていただきたいと思ひます。

また、室長は3月いっぱい、4月は大変でございますので、引継ぎ等はちゃんとしていただくよう、お願いいたします。

私の質問については、十分答えていただきましたので、これで再質問を終わらせていただきたいと思ひます。

○議長（野崎幸洋君） これで廣田幸英君の一般質問を終わります。

通告8番、田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 通告8番、6番議員、田崎です。私は先に通告いたしました2

点について、町長、教育長に質問いたします。

第1点目の農業政策について。

私はこの1年間、農業所得の安定確保を目標に町長にもお願いし、国・県にも働きかけてもらってきましたが、なかなか私たちの進む方向に進みそうにありません。

国の方でも、食料・農業・農村基本法の改正案を今回通常国会に提出されたと聞いておりますが、ようやく土俵の上に乗っただけで、今からが正念場だと考えます。

これもやはりスピード感を持って進めてもらわないと、現場の方がもつかどうか分かりません。これからも、農家の所得向上や安定確保に対し、町長におかれましては、国・県に働きかけていただきたいと思います。

それで一つ、米の価格、米価が上がらない中、稲作農家の所得向上に対する町の考え方と今後の方針について、町長にお尋ねいたします。

町内では、令和6年度の稲作栽培の準備が始まろうとしています。しかし、町長もご存じのとおり、米の価格が低迷したままで、早急に回復する状況にありません。そのような中、米の作付けをやめたり、あるいは飼料作物を栽培しておられた方が、畜産農家との契約を断られたりして、困っている農家が増えてきています。まだ今後もそういう増えていく可能性があると思います。

先程述べましたとおり、国の政策が実働する、そういう時代が来るまでは、町として何らかの対策をとる必要があると考えますが、町長はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、教育問題について、町長、教育長にお尋ねいたします。

教育委員会におかれましては、令和元年より長期にわたり、管内小学校統合の実施につき、学校関係・PTA・地域住民を含め、いろいろな人たちの意見を聴取されました。大変な労力を費やされたと思います。大変お疲れさまでした。

その結果につき、学校教育審議会において、集約され、検討されたと聞き及んでおります。最終的にはどのように方向づけられたのか、お尋ねいたします。

また、管内小学校統合の方向に決定されたならば、その統合までのスケジュールをどのように思い描いておられるのか、お考えがあればお聞きしたいと思います。

私は、この統合のメリットを活かし、子どもたちがその能力に応じて、等しく教育が受けられるように、スピード感を持って進めていってもらえればと思いますが、どうでしょうか。

以上、最初の質問を終わりますが、答弁に次第におきましては、自席にて一問一答の方式で再質問をさせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の田崎議員の質問に答えさせていただきます。

なお、2点目の教育問題につきましては教育長より答弁をいたします。

1点目の稲作農家の所得向上に対する町の考え方と今後の方針についてであります。まず、国が現在進めておられます食料・農業・農村基本法の改正につきましては、食料安全保障の抜本的な強化、環境と調和のとれた産業への転換、人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持などの観点から改正を行うこととされ、その方針の中には、適正な価格形成の促進と消費者の役割の明確化や生産基盤の確保に向けた担い手の育成・確保とそれ以外の多様な農業人材の役割の明確化などの実現に向けた内容が盛り込まれておまして、2月27日、今通常国会へ提出をされております。

米の価格が上がらない要因の一つといたしまして、国内における米の需要量、消費量の減少が考えられておまして、その原因としては、人口減少や食の多様化などが挙げられております。

国においてはこういった状況を踏まえ、米の消費拡大対策として、米を利用した新たな商品開発、米と健康に着目した情報の発信、米飯学校給食の推進・定着などの施策を進めておられるところであります。

荅北町といたしましても、今後もあらゆる機会を捉え、国に対し、農産物の適正な価格形成の実現などにつきまして、強く要望を行っていくとともに、現在も国・県の補助事業や日本型直接支払制度等の活用及び町単独の各種農業振興補助により、米も含めた農業全般の振興に取り組んでいるところであります。

やはり農産物の適正な価格形成、特に農産物につきましては、消費者の理解というのが必要になってまいりますので、そういった意味では価格転嫁に向けてはですね、なかなか厳しい状況であるということをお聞きしておりますけれども、ぜひ国が主導されてですね、早急にですね、進めていただきたいと私も考えているところであります。

町といたしましても単独の各種農業振興補助により、その振興に取り組んでいるところでありますけれども、これに加えまして、新年度からは、「学校給食用米の地産地消事業」として、遊休農地を活用して地元で生産した米を学校給食用に提供し、町内児童生徒の食育それから郷土愛の醸成を図る意味も含めて、新規の事業を計画をしております。

これにつきましては、低コスト組合をお願いをして作付等を行っていただきたいというふう考えております。

また、国におきましては「みどりの食料システム戦略」で、2050年までに有機農業について耕作面積の25%（100万ヘクタール）まで拡大することを目標とされておりまして、化学肥料の削減と国産肥料資源を活用した「健康な土づくり」による付加価値の高い農産物づくりを進めることとされております。

このようなことから、新年度におきまして、昨日の全員協議会でもご説明をいたしま

したけれども、国の補助金の採択をいただいた上で、老朽化している苓北町堆肥センターの設備更新を計画をしております。

国産肥料資源を活用した「健康な土」によって生産する米をはじめとする、苓北の農産物の付加価値を高め、農業所得の向上へつなげていきたいと考えております。

苓北町におきましては、今、米につきましても特別栽培米ということですね、減農薬・減化学肥料による作付を行っております。また先だって、今年度の熊本県の農業コンクールの中では町内の大仁田さんご夫婦が優良賞ということで、県のグリーン農業賞を受けられておりますけれども、そういった意味で苓北町は県内におきましても先駆けて、こういう取り組みを行っているわけでありまして、これをさらにですね、一段ステップを上がったところで、苓北町の堆肥センターによります国産肥料資源を活用した「健康な土」、これによって新たな農産物に付加価値を高めながら、農業所得の向上につなげていければというふうに考えているところであります。

先程申しましたように、まずは適正な価格転嫁が実現できるまでは、町としても出来る限りの支援を行ってまいりたいと考えているところであります。

このような中で、本年1月からは地域の協議により、将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定に向け、地域での話し合い活動を始めておまして、今年いっぱいをかけまして、町内全域を回り、地域計画を策定していくこととしております。その話し合いの中で農業者の皆様方のお声を直接お聞きしながら、そしてそれらのご意見を順次取りまとめいながら、今後、稲作農家の所得向上や農業振興全般につきましても、具体的な対応並びに効果的な施策につなげていけるように、引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上、田崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 質問事項2点目の教育問題についてお答えいたします。

管内小学校統合の是非につき、学校関係・PTA・地域住民を含め、意見聴取の結果、学校教育審議会において最終的にどのように方向づけられたのか、また、統合の方向に決定されたのならば、その統合までのスケジュールをどのように思い描いているのかのご質問についてでございますが、苓北町学校教育審議会は、令和4年10月28日に第1回会議を開催し、これまで令和4年度に2回、令和5年度に3回の会議を開催しております。

令和5年度は8月1日から4日までの4日間、町内4小学校で、町立小学校の再編に関するアンケート結果報告会を主に保護者向けに開催をさせていただきました。その後、9月28日に本年度の第1回学校教育審議会会議を開催し、アンケート調査結果報告会の状況報告と、令和5年度予算で夏休み期間中に実施した苓北中学校の耐力度調査の進

捗状況を報告し、今後の進め方として、教育の在り方の一つの選択肢として、中学校の校舎改築に合わせ、義務教育学校の検討を提案いたしました。

なお、「義務教育学校」とは、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい制度の学校でございます。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから9年間一貫して実施することが学校の目的とされております。

義務教育学校は、9年の課程が現在の仕組みでいくと、小学校6年、それから中学校3年間でそれぞれの校長のもと、9年間の義務教育を終えるという形になっておりますけれども、義務教育学校は9年の課程が小学校相当の前期6年、中学校相当の後期3年に区分されてはいますが、1年生から9年生までの児童生徒が一つの学校に通うという特質を活かして、一つの学校にすることもできます。同じ敷地内に小学校・中学校を建てることもできます。非常にこの自由な選択が許されております。

ここら辺についてはまだ私どもも、結論には至っていないところでございます。9年間の教育課程において、「4年、3年、2年」や、「5年、4年」、今は小学校・中学校ですけれども、前期、中期、後期と三つに分けたり、それから前期、後期と二つに分けたり、これによりまして、例えば中学校は今3年制でございますけれども、今の6年生と組み合わせると、6年生と7年生で2学年で一緒の活動をしたり、2年生と3年生で一緒に活動したり、そういう授業内容も組み替えることができると。非常にそれぞれの地域に応じた教育課程の工夫ができるという特性を持っております。以上のような柔軟な学年段階の区切りを設定することが容易になります。

熊本県内では、阿蘇郡高森町や産山村、球磨郡水上村で設置されております。

また、11月17日から22日までの4日間、地域住民向けの町内小学校に関する情報交換会を各地区公民館、役場大会議室で開催し、地域住民の方や保護者の皆様との情報交換会を行いました。12月19日には、本年度第2回会議を開催し、小・中学校に関する情報交換会の実施内容の報告を行い、今後の進め方においては、小学校においては統合やむなし、統合する方向で今後審議を進めていくことを決定いたしました。そして、先月2月15日に本年度第3回会議を開催したところです。

会議では、今の子どもたちを取り巻く状況を踏まえた苓北町における教育目標のたたき台や統廃合後の教育課程等について審議を行い、教育課程の方向性について、専門的な知見が必要となることから、より詳細な資料を検討する時間が必要とのことで、引き続き協議を行うこととしたところでございます。

今後、教育課程の方向性が決定しますと、小学校統合の目標時期と校舎の場所等について議論を進めていただくことを考えております。なお、統合の目標時期と場所等が決まりますと、開校前に統合準備委員会及び専門部会を設置し、約2年間の期間をかけて、

新しい学校の内容について協議、決定していくスケジュールとなります。議員ご指摘のとおり、統合のメリットを活かし、子どもたちが個々の能力に応じて等しく教育を受けられるよう、また教育課程等の統合により、より魅力ある学校教育となりますよう、十分配慮しながら対応していきたいと考えております。

以上、田崎議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君の一般質問の途中でありますが、ここで、10時55分まで休憩したいと思います。

-----○-----

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 答弁ありがとうございます。町長の農業にかける熱意は感謝いたします。いろいろな対策を考えておられますが、そこまで行き着くには大変だと考えますが、私は今回、今の時点で稲作農家の所得が少しでも上がるような対策があればとお聞きしたわけですが、来年度から学校給食用米地産地消事業として、遊休農地を活用し、地元で生産した米を学校給食用に提供し、町内児童生徒の食育及び郷土愛の醸成を図る新規事業に計画されているとのことですが、そういったことも必要だと思いますが、それをやって、米の価格はどのくらいですね、一般的な農家の米の価格がどのくらい上がるのか。考えがあればお聞きします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 米の値段がですね、どれだけ上がるのかっていうのは、米の場合は今相場ですのでですね、これなかなか分かりにくい部分があるかと思いますが、やっぱりまずはですね、そういったところから取り組みをしないといけないと、今のままでは始まらないと思っております。

それで、今回学校給食用の米につきましてはですね、経費等もかかりますので、米の単価で不足する部分は、町がその分を助成して、支援をするということで上乘せの対策をしていきたいと思っておりますし、遊休農地あたりも増えておりまして、次年度以降ですね、この学校給食米の取り組み、保管庫等の問題もございまして、そういったものが解決できれば、まずは広げていければと思っております。

それから稲作についてはですね、現在、苓北の方ではずっと早期米ということで、コシヒカリがありますけれども、ご承知のとおり、近年の猛暑の影響でですね、一等米の比率が下がっております。そういった中ではやっぱり今後はですね、高温に耐える品種へ

のですね、切り替え、これも必要ではないかと思っております。

2月の全国農業新聞にありましたけれども、島根県の方ではですね、高温の耐性に優れた品種に変えられて、その作付が増えているという状況もあります。当然、そこの中にはですね、高品質な要因にはやっぱり土づくりがあるということですので、これは先程から申しますように、有機農業と結び付けていければ付加価値が上がるのではないかなと思っております。

それからもう1点、やはり担い手不足の問題がありますので、これはやっぱり、早期米だけでは厳しいところがあります。もう一つですね、作付時期をずらせるような形で、米をですね、違う品種の部分で作付ができれば、これは担い手の作付の分散化ができるのではないかなというふうに思っておりますので、そういう取り組みもやっぱり必要なのではないかなと思います。

それからさらに国の方では、輸入の依存度の高い麦とか大豆、それから米粉用の米などへの転換もですね、奨励をしたいというお話もありますので、こういった部分を含めて考える必要があるのではないかなというふうに思っております。

とにかくですね、先程も答弁いたしましたように、地域計画の策定にあたって、各地域を回りますので、そういった中でやはり農業者の方の率直な意見も聞きながらですね、その地域、地域に合った作付の方法でありますとか、作物の種類でありますとか、そういった部分を確認しながら、そういったところで転換なりができればなというふうに思っているところでありまして、そういった事業を通してですね、農産物への付加価値を高めていくことができれば、所得の向上につながっていくのではないかなというふうに考えているところであります。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ありがとうございます。今町長が言われましたことは、ぜひやっていかなければ、いけないことだと思います。遊休農地の活用、有機農業ですね。そういったことをしながら、農産物の付加価値を上げて、価格を上げていく。国の政策の中でですよ、先程言いましたけど、そういった流れの中で、とにかく現場がいつまでもつかというような、やっぱそういう状態なんですよね、今は。そういった中で、私たちのところは今、米に変わって飼料米、飼料稲ですね。それを作っています。それはある程度、お金になるんですよね。その拡大をですね、される考えがないかどうかですね。私はそれを提案したいと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 飼料米の拡大につきましてはですね、私もそれも一つの方法であると思っております。ただやはり、天草地域内ではですね、畜産農家の減少があります。そういったところでもありますけれども、宮崎でありますとか鹿児島であります

とか、大規模な畜産農家もありますので、そういった部分と連携をしながら、飼料作物を逆に鹿児島、宮崎の方に買っていただく。こういう取り組みも必要ではないかなと思いますので、そういったことにつきましては、熊本県ともご相談をしながら、県域を越えたですね、そういう対策ができないかということで、今後ともですね、取り組みをしていければと思っているところであります。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ありがとうございます。今のですね、町長の考えを私も持ちましたので、一応提案させていただきました。やはり、我が町の畜産農家は守りながら、そして守った後の余ったちゅ言えばつまらんですけど、それを各・・・ですね、先程言われました他町の農家あたりと、あるいはグループあたりと契約をして、そしてそれを今言われたように買ってもらうか、またただでやってもですね、合うわけですから、そういった取り組みをですね、我が町でもですね、進めていただければと思います。

今ですね、そういったオファーがですね、来てるところがあるんですよ。だから、その中で町がそういった意向調査とか、どのくらいですね、作るか、あるいは自分は米でいくんだと。自分は飼料米の方、飼料稲の方を作るんだというような、やっぱ考え方の違いがありますけれども、今の国の政策の中で、先程麦・大豆と言われましたけれども、私たちがレタスをまだメインとして考えればですよ。やっぱり水田が必要なんですよ。そういったことを考えれば、やっぱ飼料稲、飼料米がやっぱり一番いいんじゃないかと考えます。そういったことで、いろんなですね、意向調査とか、大変こう役場の職員の方もお忙しいですけども、農家と行政と、そしてオファーのあった業者と話し合いをしながら、農家のためになるようにお手伝いをしていただけませんか。その点、お聞きします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 苓北町の、特に志岐の圃場あたりはですね、やっぱり先人の皆様がこういったところ、立派な水田をですね、開拓していただいておりますので、水田機能を維持して産地化していくというのが一番大きなですね、目標だと思っております。

そういった中でやはりいろいろ課題はありますけれども、町としてもですね、農家の皆さんの支援をしていきたいと思っております。それから、先程の耕畜連携の部分もですね、やはり天草地域内だけでは難しいところもあり、熊本県内でだけでも難しい部分がありますので、九州各県にも広げていった中で、そういった耕畜連携がですね、拡大できれば、それぞれの地域の農業が維持できるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） いろいろ情報を提供しますので、ご検討をお願いしたいと思

ます。

次に、教育問題に再質問させていただきたいと思います。非常に詳しい答弁ありがとうございました。方向性として、統合に向かうということは分かりました。

そこで何点かお尋ねいたします。令和5年の9月28日の審議会において、今後の進め方として、教育の在り方の一つの選択肢として、中学校校舎改築に合わせ、義務教育学校の検討を提案されたということですが、その審議会においてどのような反応でしたでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 失礼いたします。本日予定されております全員協議会の内容とやや重なるところもあると思いますが、審議会の状況について、義務教育学校、実は小中一貫教育っていうのが今の段階でも、前回の議会でもお答えいたしましたけども、小・中学9年間で子どもたちを育てようよっていう、そういう小中一貫教育の理念はございます。それと理念とは・・・、引き続きなんですけども、義務教育学校という制度とそれから小中一貫教育、小中一貫校としてのこの形がまた別でございます。小中一貫校と申し上げますのは、例えば、1小1中の場合が一番やりやすい形になりますけども、中学校に校長がいて、小学校に校長がいて、2人の校長が相談し合いながら、9年間かけて、小学校ではここまでを頑張っ、残り3年間、中学校でこれをやり上げて、9年間でこんな子どもを育てましょうよと。ですから、その場合は先生方も全く別でございます。中学校の免許を持ってる先生が中学校、小学校の免許を持ってる先生は小学校、今と同じように、両方持ってる方は行ったり来たりできますけども、義務教育学校を提案申し上げましたのは、さっき言いましたように学年の組み方、それからそれぞれの教育課程、文科省が提示しております学習指導要領に則っては、やります。ただ、それ以外に学校でこういう授業も工夫してやってもいいんですよっていうその枠が許されておりますので、例えば、苓北における郷土学習、苓北独自の必要な、苓北の子どもたちにこういうことを教えていきたいなど。それは9年間で計画ができると。メインは中学校卒業時の校長先生でございます。小学校は9年間の最終目標に向かって、小学校で言ってしまいました。申し訳ありません。前期課程4年になるか、5年になるか分かりませんが、その過程の方では9年間を見通した中で、4年間ではここまで、残り2年間ではこれだけ、残り3年間はこれだけと、そういう小さなステップを踏みながら、目標の達成へ向かっていくことになります。ですから、私どもが義務教育学校を提案いたしましたのは、その3種類の形の中で、私たちとして、今の苓北の子どもたち、これを見たときに、苓北にとってのすばらしい教育ってのは、この義務教育学校のこの制度をとったときに、一番いけるんじゃないかなっていうふうに考えておりますという形の提案をしたところでございます。

その時には参加された方たちも小中一貫は大事だよなと思いつつ、その制度まではなかなかいっていませんでした。ご理解という・・・。私たちがそうです。先進校、先進地域にも、後ほど申し上げますけども、見学に行ったりして、私たちの方も勉強したところがございますけれども、こういう形で、こんなふうな形でどうでしょうかという形の提案を今しているっていう段階でございます。さらに反応としまして、学校の先生方も保護者の中にいらっしゃいましたけど、それはよかばってん、もうちょっと具体的に進んでいかんとなかなか分からんよな。なかなかこう進めるか。今の理念は分かるけども、どうすればいいんだっていうところで止まっているというのが現状でございます。これからそこら辺を詰めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 繰り返しになりますけれども、義務教育学校の検討の中で先進地である産山村ですか、2月の7日に産山村立産山学園を訪問されたと聞いておりますが、その結果はどうだったのでしょうか。

感想があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 2月7日の日にですね、産山学園の方を訪問をさせていただいております。ちょっと私が所用で出席できなかったんですけども、担当の課長補佐と施設担当、それと学校教育指導員3人でお伺いをさせていただきました。報告復命を受けておりますので、その中からですね、感想なりをご報告させていただきます。

まず産山学園につきましては、平成30年4月に開校を、義務教育学校ということで開校をしております。令和5年4月1日現在の1年生から9年生までですね、の児童生徒の数につきましては95人だそうです。

こちらの教育システム、先程教育長の方が4・3・2とか5・4とかおっしゃってましたけども、産山学園では4・3・2制をとられているようで、小学校1年生から4年生までと、小学校5年生から中学校1年生までの5年生から7年生ですね、中学校2年生から3年生が8年生、9年生ということで、ファーストステージ、セカンドステージ、サードステージということで、三つのステージにあわせて、教育課程を編成されて、教育をされております。この中でやはり9年間、一小一中になりますので、もう一つの学校の中で、9年間を見通した中で、一つの学校で子どもたちを育てていきたいと思いますというふうな共通理念をしっかりと図られておりますので、こちらにつきましては制度的にはですね、苓北町の方でも統合してしまいますと、一小一中になってしまいますので、こういった形の中での教育の在り方についてはとても魅力的だったなというふうな感想をいただいております。ここが同じ校地の中にですね、校舎がそれぞれありますので、よ

り連携がとれた中で、学校教育運営が図られているようでございます。これが分離型になってくるとまたいろいろですね、課題が出てくるかと思えますけども、状況としましてはそのような感想を持ったところです。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ありがとうございます。そういった中で私は昨年11月17日からですね、22日までの中の4日間で、地域住民に向けて町内小・中学校に関する情報交換会に出席いたしまして、感じたことは、いろいろご意見が出てたんですけども、苓北町出身の教員さんがですね、多くおられるようになりました。その人たちが意見を言われるのに、やっぱなるほどなところがありましたので、そういった方たちですね、審議会とは別にですよ、ご意見を聞かれたらどうかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） ありがとうございます。今後ですね、本当に詳細なところを詰めていかなければいけないというふうに考えております。直接現場の先生方の声を反映できますように、意見の方をですね、聞く機会をできるだけ設けていきたいというふうに思っています。一般の方への説明プラス先生方の学校現場からの生の声という形で、今後さらに魅力的な統合に結びつくように努力していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 今後の進め方として、教育課程の方向性を決定し、統廃合の目標時期と校舎の場所等が決まった後、約2年間の期間をかけて新しい学校の内容について協議し、決定していくというスケジュールと回答されました。これは教育課程と目標時期と場所が決まって、それから2年間かけて、新しい学校ができるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 学校教育審議会の中でですね、統合の時期、目標等が、例えば令和何年度を目標にしましょうということになったならば、その目標年度の1年前、2年前ですね、その期間の2年間をかけて統合準備委員会というふうな中でですね、学校の中のいろいろな通学方法だったり、制服だったり、教育課程だったりですね、検討していくようなスケジュールになります。

ちなみに、苓北中学校の例を申し上げますと、平成27年の4月1日に開校しておりますので、その前、平成26年度、25年度の2年間かけて統合準備委員会の方を開催してですね、学校の在り方について検討させていただいております。当然、その前の平

成23年、24年の時にはですね、その時点で、27年という目標が決まっていたので、その前2年間をかけてスケジュールを組んで協議をしていくというような流れになりますので、いずれにしろ、開校の目標時期が決まらないと、その期間、統合準備にかける2年間がですね、どこになるのかっていうのはまだはっきりこの場ではですね、申し上げることができません。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 分かりました。大変でしょうけど、よろしく願いしときます。

これは、通告はしておりませんが、町長、教育長にお尋ねしたいと思います。

今ですね、若者が、やはり天草市を含めて苓北町も同じなんですけど、都会へ流出じやなかですけど、都会の方に流れていくというような現象が起きていると聞いております。以前はですね、もう仕事がなく、やっぱりよそに行くというようなことで仕方ないという考えもありましたけれども、今は仕事があってもなかなかこの地域にとどまらない。とどまらない人が多くなってきているということでございますので、その原因はいろいろあると思いますけども、町長、教育長、考えがあらればですね、意見を聞きたいと思っておりますけど、どうでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 子どもたちがですね、進学や就職に伴いまして、町内から出ていくという状況は、特にですね、ここ数年厳しいものがございます。そういった中でやっぱり一度出てもですね、やっぱり地元の良さを分かって帰ってきていただく。そういう施策が行政としては必要なのではないかなというふうに考えております。

その点ではですね、やっぱり一つ例を申しますと、今、稲作あたりの体験をしていただいておりますけども、そういった農業体験でありますとか、海を使った体験、そういった部分をですね、やっぱり子どもの時代にしておくことによって、やはり改めて大人になって社会に出られた後で、郷土の良さを分かってもらうということが大事だと思いますので、そういう体験もより一層ですね、進めてまいりたいと思っておりますし、また新たな分野、デジタルの部分でもですね、今のメタバースでありますとか、いろんなところで苓北中学校の子どもさん方、あるいは天草拓心高校の皆さんに観光振興のお手伝いをさせていただいたりしておりますけども、そういったところもですね、新たな職業の選択等にもつながっていくと思っておりますので、そういった小・中学生、高校生の皆様にもお願いをしながら、そういう体験学習をしていくことも、将来的に地元に戻って来ていただく一つの手立てになるのではないかなというふうに考えているところであります。

○議長（野崎幸洋君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 失礼いたします。今、山崎町長が申し上げましたところでち

よっと重なるところもあるかと思いますが、私ども、教育の立場からしますと、やがてと申しますか、高校、大学それからいろんな形で町を離れていきますけども、苓北で勉強してよかったとか、苓北でこんなことを自分たちはやってたんだとそういう身になる、そして楽しい、そういう授業をまずは9年間目指したいなっていうふうに考えておりますので、やがて苓北で教育を受けてよかった、そんな感じですね、先程ちょっと義務教育学校ともかぶってしまいますけれども、教育課程、自分たちで組むことができると、まだ事務局案で、どういう具体的な教育課程を組んでいくかっていうのは揉んでいるところでございますが、その中にふるさと学習、苓北独自の学習、例えば、今、4小学校でやってきた総合的な学習の中で、地域に出て行って地域のことを知ろうっていう、そこまではそれぞれがやってるわけでございます。それを9年間でやっていくと申しますと、中学校まで延長できる、地域のいろんなものに触れさせることができると。その中で、ふるさと学習の中で地域の魅力、そして地域のいろんな課題等もですね、子どもたちが知ることになりますので、一度は出ていったとしても、やがては帰ってくる。この時、あん時よかったねっていう、そういう思い出に残るような、そして力になるような授業、教育を目指していけたらなっていうふうに考えております。

非常にこう長いスパンの話で、抽象的なことしかまだ言えないわけでございますけど、そのような教育を目指していけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ありがとうございます。そういった現象をですね、少しでも緩めるために、教育のですね、力をですね、今言われたようなあれで、どうにかできないかというような考えで質問いたしました。ありがとうございます。今まで言われましたように、統合によりですね、新しい苓北町における学校教育制度、教育課程が組まれるよということで、大いに期待をしたいと思います。

またこの統合を機に、子育て世代の方が苓北町で教育を受けさせたいと、そういう気持ちになるような学校、環境をつくってもらえればとお願いして、私の質問を終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで、田崎稔君の一般質問を終わります。

通告9番、田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 議員ナンバー1番、田嶋健司。一般質問につき2点、質問をしたいと思っております。

まず第1点。空き家バンク活用提案。

今、世界情勢を見てみると、2022年2月24日にロシア・ウクライナ戦争が勃発し、約2年間も継続しています。また、2023年10月7日にパレスチナ・イスラエ

ル戦争勃発と世界のいたるところで紛争が起こっています。アジアでも、中国の習近平国家主席が台湾統一に向けて武力行使の可能性も排除していません。

日本政府も、台湾有事への懸念が強まっていることを踏まえ、沖縄県をはじめ、台湾に近い地域にいる国民をどう保護していくかの議論を続けています。およそ12万人と見込まれる住民らを船や航空機を使って、迅速に島の外に移動させる手段を定めるほか、あらかじめ受け入れ先を確保するために、九州各県との協議を進めています。

熊本県では、大型客船が就航できる八代港がある八代市と協議を始めています。

苓北町にも大型船を就航することが可能な港を有する九州電力苓北発電所があります。苓北発電所は熊本県と苓北発電所港湾等施設の使用に関する協定を結んでおり、港湾の利用が可能、加えて外洋の天草灘に面しているため、狭い八代海を航行するよりも迅速に往来することができます。避難施設としては、廃校や多くの空き家を利活用できるのではないのでしょうか。また、施設が不足するのであれば、苓北町だけではなく天草全体の協力があれば、数多くの受け入れが可能になるのではないのでしょうか。そこで重要になってくるのが、空き家バンクへの登録です。

この件に関しては、令和5年9月議会で一般質問いたしました。令和6年度の計画に空き家バンクへの登録を前提とした住宅リフォーム補助金の倍増をされる意向とのことで、登録者の増加を大変期待しています。

このような町独自の取り組みを、避難地候補として手を挙げることにより、国や県にさらなる後押しをお願いしてみるのはいかがでしょうか。

山崎町長のお考えをお伺いします。

2点目に、移住・定住の取り組みについての提案。

移住を考えている人にとって、住まいや環境、気候、人間関係等、地方移住に対しての不安はたくさんあります。その不安を少しでも和らげるためにも、「お試し住宅(案)」を計画してはでしょうか。

空き家バンクの中から、または町営住宅を利用して生活に必要な物(例えば、家電製品、家具)を備えた、体一つで来て住める「お試し住宅」があれば、移住を考えている人の不安を和らげて、移住へのハードルが低くなり、移住しやすくなるのではないのでしょうか。

山崎町長のお考えをお伺いします。以上、2点について質問いたします。また、答弁により再質問をさせていただきます。

○議長(野崎幸洋君) 町長。

○町長(山崎秀典君) 只今の田嶋議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の空き家バンク活用提案についてであります。台湾有事に備えて、九州電力苓北発電所の港湾施設を利用して受け入れ、避難所として廃校や空き家を活用

したらどうかのご提案をいただいたわけではありますが、この件に関しましては、まず台湾有事の際の国並びに県の考え方について、熊本県の危機管理防災課に3点ほどお尋ねをいたしました。

1点目に台湾有事の際、まず熊本県はどのような対応をとられるのかということでお尋ねをいたしましたところ、熊本県としても、やはり国からの指示により対応するというお答えでございました。

2点目に市町村が希望して、避難民の受け入れができるのかどうかということでお尋ねをいたしましたけれども、これは有事の種類、あるいは発生場所などによって、避難民の方の人数等も変わってまいりますので、受け入れ市町村についても、国が指示するものであるということでの回答でありました。

3点目に国は熊本県と連携して、熊本県管理港湾である八代港から八代市に避難させる計画を2023年度中に策定する方針ということでもありますので、ほかの市町村は検討されておられるのかということでお尋ねをいたしましたけれども、昨年実施された訓練を元に、モデルケースとして現在の八代市での計画をつくっているということでありまして、避難先については、有事の内容で決定をされるという回答でありました。

以上のことからですね、現段階におきましては、台湾有事の場合は、国民の安全保護上、まずは国からの指示によることになると思われます。

なお、令和4年6月3日に熊本県と九州電力等が締結をしております苓北発電所港湾施設等の使用に関する協定においては、天草地域における陸路の使用が困難な事態が生じた場合に、海上からの救助部隊あるいは物資の輸送等を行う必要がある場合についての協定締結というふうになっております。これがですね、状況によりまして苓北発電所港湾施設を使い、避難者を受け入れるとなった場合にあっては、やはり大型船で多くの人が苓北発電所内に下船されるというようなこともありまして、これは火力発電所における安全運転管理上の問題等も出てくるかと思えます。

こういった避難民を受け入れする場合にあっては、事前の十分な調整等も含め、慎重な対応が求められているのではないかというふうに考えているところであります。

このような中で、有事の際の避難施設として、空き家バンクを活用したらどうかというようにありますけれども、空き家バンク自体はですね、自治体が運営している空き家の情報提供システムでありますので、あくまで空き家物件の情報の提供及び所有者と賃貸・購入希望者とをマッチングさせる場として提供をしているものであります。基本的に、空き家自体は個人所有の物件でありますので、不要なので売りたいとか、家賃収入を得るために誰かに貸したいというふうなことで、所有者のお考えに基づき、空き家バンクに登録されるものでありますので、従いまして、有事を想定した避難施設として空き家バンク登録物件を確保していくということは、やはり厳しいものがあるので

はないかというふうに考えているところであります。

なお、空き家を避難施設とするために改修費用あたりの助成制度がどうなのかということもありましたので、国・県の補助制度の有無について、これも県の危機管理防災課にお尋ねをいたしましたけれども、現時点でも、令和6年度においても予算措置は今のところないという回答でありました。

次に2項目目の移住・定住の取り組みについての提案についてであります。ご提案をいただいたお試し住宅につきましては、苓北町においては、令和3年度から既に取り組んでおりまして、川向区にある教職員住宅1戸で、現在も受け入れをいたしているところでもあります。なお、これまでの利用件数でありますけれども、令和3年度、4年度までは新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、利用はございませんでしたけれども、今年度に入り4件の利用があつておりまして、お試し住宅を利用させていただいて、苓北町の状況等を視察していただいている状況でございます。

以上、田嶋議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） ありがとうございます。質問はちょっと前後しますが、2点目のお試し住宅の件に対して質問したいと思えます。

まず、このお試し住宅の件に関しましてはですね、私の勉強不足ですね、もうあるっていうことで聞いて、すみませんでした。ですが、この件に関しましてですね、今年に入りですね、4件の利用実績があるということですので、ちょっとお伺いしたいと思います。まず、この4件につきましてどこの地域からどういう世帯、家族構成なりどういう年齢層ですかね、そういうのがどの程度分かっているのか教えていただければ幸いです。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 4件の利用の状況でございます。

1件目がですね、東京都から30代のご夫婦、6日間のご利用がございました。2件目が、40代ご夫婦と子どもさんと4日間のご利用。3件目が東京都から30代のご夫婦と子どもさん、7日間のご利用。4件目が鹿児島の方からですね、50代のご夫婦とお子様を2人で3日間のご利用。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） これを聞きますと、30代から50代、子どもがいる世帯が興味があるっていうことですので、ちょっと興味深い実績だと思います。

もし、この4組が先に進んだ、定住としてですね、結果が出ているのであればちょっとお教えいただきたいと思えます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 只今申し上げました4件の方がマッチングできてはおりません。その方以外の方がですね、定住につながった例はございますけども、先程申し上げた4件の方は移住までにはつながっておりません。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） こういった取り組みがですね、本当に少しずつではありますが、子育て世代とかですね、そういう実績につながっていけばですね、町の大きな財産になると思いますので、只今1件だけとなっていますが、できればですね、坂瀬川川向地区でしたら、別のところで都呂々地区とかですね、ほかの地区にも検討を、利用回数件数が多くなればですね、検討してもいいんじゃないかと思います。

またですね、こちらのお試し住宅の施設内の設備についてお伺いいたします。

家電製品、テレビ等ですね、それはあるとお聞きしていますが、家具的にですね、テーブルとか椅子とか、そういうちょっと休めるソファーとかですね、そういったものはないのでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 家具等についてはですね、十分とは言えませんが、一通りそろっております。ソファー、ダイニングキッチン、キッチンというかテーブルまではございませんけども、食事ができるような簡易的なテーブルがございます。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） これをお聞きしたのはですね、やっぱり家族連れと、子ども世代とかですね、夫婦だけならまだしも、家族等が来た場合ですね、やっぱりそういう家具類とか食事をする場所っていうのが大切になりますんで、その辺をお聞きしました。

今後ですね、この取り組みは情報発信をですね、十分にさせていただいてですね、東京と鹿児島と、ちょっとまだ全国的に知れ渡っていませんので、できればですね、ほかの大阪近辺、福岡等ですね、来ていただければいいと思います。また、海外の方ですね、熊本県とはT SMCで台湾の方とですね、強く結びつきがありますので、台湾方面の方にもPRできればという思いがあります。お考えの方ですね、お伺いしたいと思えます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） ご提案ありがとうございます。移住・定住につきましてはですね、当然、苓北町の魅力を発信する必要があるかと思えます。

来年度はですね、熊本県に福岡事務所がありますけども、福岡事務所の中でもですね、

移住・定住のフェア等をされておりますので、ぜひそれには参加したいというふうを考えております。それから、今年度移住定住お試し住宅4件のご利用がありましたけれども、そういった方々には、やはりフォローアップが必要だと思います。4月からですね、予定しております子育て支援の拡充、そういった部分につきましてもですね、予算の提案がありますけども、予算を可決いただいたならばですね、保育料の完全無償化とか、そういった部分も含めてPRをしていければというふうを考えております。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） ありがとうございます。この件に関しましてはですね、本当に出生率とかですね、子どもがいないとか、減少とかいう問題を含めてですね、大変効果的だと思いますので、より一層ですね、力強く進めていただきたいと思います。

続きまして、1番目の空き家バンク利用の件なんですが、まずですね、私がこの空き家バンクと提案いたしましたのは、まずですね、人口減少、浜口議員の一般質問にもありましたけど、2050年にはですね、半分、3,500人まで、人口が落ちる。落ちた場合ですね、当然、空き家の方もですね、それ以上に出てくる。ただ今、令和4年で373件程度の空き家がありますが、さらに半減すればですね、当然、空き家も倍以上になってくると思います。そうしたときにですね、自治体としてのですね、空き家の整備等ですね、管理等ですね、難しくなってくると思いますので、その点はこういう制度、また資金がですね、大変かかると・・・町が執行するにあたってですね、大変財政問題を圧迫してくると思います。人口減少に対してですね、本当に生活インフラ等のですね、施設等の維持管理も難しくなってきます。

そういう全てのことにに関してですね、関わってくる大きな問題ですので、幅広く考えていただきたいと思い、提案しているところでありますが、まずこの九州電力の港湾を利用した避難、有事に対する避難に提案したのはですね、まず、国の予算的な措置が受けられれば、こういう増える空き家に対する対策が、町の財政を圧迫する前にですね、どうにかならないかと思い、提案いたしました。

国の回答としましても、現段階ではないというお答えですが、私の考え的にですね、この九州電力火力発電所の港湾利用もそうですが、町の根幹としましてですね、火力発電所は町の大きな心臓部だと、要だと思っています。そこがですね、今、政府の考えがですね、これからどうなるか分かりませんが、脱炭素のカーボンニュートラルの件でですね、万が一にもですね、廃止となったときに、苓北町は産業的にかなり厳しい財源になるとも思いますので、その点を考慮してですね、いろんな柔軟な見方をさせていただければというふうに私は考えております。そこで私の発言ばかりになりますけど、柔軟なですね、今ある苓北町の施設を有効活用してみてもどうかという提案をいたしました。そのことに対しまして山崎町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 確かにですね、空き家が増える問題につきましては私も懸念をしております。人口減少、それから高齢化の中です、この志岐地域の町中でもですね、空き家がどんどん増えている状況でありますので、そういった部分からですね、何とかしなければならないという思いがあります。

そういった中で、次年度の予算においては、やはり今、仏壇とかそういったものがあるので、貸し出せないというような方もいらっしゃいますので、そういった家屋のですね、そういった機材等の処分に対してもですね、補助を出そうというふうなことで拡充をしておりますし、空き家の対策につきましてもですね、拡充をしていきたいというふうな予算の計上をしているところであります。

そういった中で九州電力の話が出ましたけども、この件につきましては、昨日、高戸議員のご質問にも回答いたしましたとおり、九州電力としてもですね、この火力発電所の重要性は認識をされておりますし、町としても、九州電力とともに電気のふるさととしてのまちづくりを進めていきたいというふうに考えておりますので、そんな中で今、アンモニア混焼のですね、設備更新をやっという動きがあります。

九電と一緒にですね、国・県にも要望しながら、ぜひこれが実現できるように頑張ってもらいたいと思いますし、アンモニア混焼の設備更新ということになれば、莫大な費用がかかりますが、それに伴いまして、町においてもですね、固定資産税あたりの考え、そういう収入といいますか、そういった部分も考えられますので、そういった町の今後の将来の財政的な部分も含めて九州電力、あるいは国・県、それから関連の自治体との連携をとりながら、国に対しても強く要望を進めてまいりたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） よろしくお願ひします。それでですね、有事に対して火力発電所の利用、港湾の利用って申しましたのも、先程申しましたように熊本県でですね、TSMCを通じてですね、熊本県が特に友好関係を構築しつつあります。そこでですね、日本国民だけじゃなくですね、台湾の人たちも、万が一避難を希望する場合、熊本県がやっぱり受け入れ先としてですね、重要になってくるんじゃないかっていう思いからですね、このような提案をさせていただきました。このようなお考えに対して、お伺ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 県と九州電力が結んでおります発電所施設の協定についてはですね、今回、能登半島の地震が起こったことございまして、新年度です、まず県と町と一緒に訓練もやろうという考えがおありですので、そういった中でも、今

田嶋議員からあったいろんなご意見等についてもお伝えしながら、国・県の考え方も含めてですね、町としても検討を進めていければというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） このようなですね、取り組みを広げることによってですね、移住・定住も含めてですね、TSMCのですね、影響っていうか、熊本県県北だけじゃなくてですね、ここの天草地域にもですね、広がるようなですね、取り組みを・・なかなか単町としてですね、広げていくのは難しいかもしれませんが、一応、熊本県内のことですので、台湾の国民の方にもですね、熊本県に天草苓北町がありますっていうのをですね、PRする機会を持ってもいいんじゃないかと思って提案しました。その点に関して台湾の方のPRっていう意味でですね、山崎町長にお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 特にTSMCの関連はですね、今のところ、熊本都市圏を中心に県北の方が恩恵といたしますか、そういうことがありますけども、これにつきましてはですね、やっぱり熊本県内全域にTSMCの波及効果を広げていただきたいということは常々県にもですね、要望しているところであります。ちょうどですね、今日から県知事選告示がされましたけれども、そういった意味ではですね、新たな知事にはそういったところにも目を向けて、熊本県内45市町村に目を向けていただければなあというふうに思っております。

それから、台湾との関係でありますけども、それぞれ現在、各地域におきまして、例えばスポーツの振興でとかですね、いろんな部門で台湾との連携を深めておられるところもあります。

実は苓北町でもですね、いろいろございますけれども、今の現在、町内の神社仏閣とかそういうところにですね、台湾のお客さんが来ておられるという情報もございます。苓北町にはそういうお寺やお宮も含めてそういう神社仏閣もありますので、そういった部分からも台湾の方々の周知はできるのではないかなというふうに思います。

もう1点は、台湾の方は自転車、サイクルリングが好きな方もいらっしゃいますので、これにつきましては天草全域でですね、サイクルツーリズムの島ということで売り出しをしておりますので、ぜひ台湾の方々に来ていただきたいということで、これについては天草地域全体の広域観光の面から、上天草市・天草市とも連携をしながらですね、今その推進に努めているところでもあります。

また、8月にはですね、熊本県の町村会の中でも台湾の方に行く計画がありますので、私も参加をさせていただいて、ぜひそういった部分で台湾の方々との接触ができればというふうに考えているところであります。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） ありがとうございます。本当にですね、国内だけじゃなくてですね、国外にも発信していただけるよう、今回の8月ですかね、行かれる際にはぜひ強くPRしていただきたいと思います。

ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで、田嶋健司君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお明日は、午前9時30分から本会議を開きます。どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前11時51分

令和 6 年 3 月 8 日 (金)

(第 3 日目)

令和6年第2回苓北町議会定例会会議録（第3日目）

令和6年第2回苓北町議会定例会は、令和6年3月8日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	4番	松本 良人
5番	浜口 雅英	6番	田崎 稔
7番	倉田 明	8番	錦戸 俊春
9番	高戸 幸雄（副議長）	10番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 松本 康秀 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教育 長	濱崎 敏和	総務課長	錦戸 雅志
税務住民課長	龍岡 学	企画政策課長	宮崎 良成
教育課長	吉本 英明	土木管理課長	田尻 悟
農林水産課長	松井 徹也	商工観光課長	稲尾 浩二
水道環境課長	本田 保	福祉保健課長	田尻 康彦
健康増進室長	西川 文孝	会計課長	松村 保則
行革デジタル対策室長	山下 晃弘		

8. 議事日程

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 3 号 | 荅北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 議案第 4 号 | 荅北町課設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第 5 号 | 荅北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 6 号 | 荅北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 7 号 | 荅北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 8 号 | 荅北町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 9 号 | 荅北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 10 号 | 荅北町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 11 号 | 荅北町漁港管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 12 号 | 荅北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 13 号 | 荅北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 14 号 | 荅北町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 15 号 | 荅北町下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 16 号 | 荅北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 議案第 17 号 | 荅北町農業集落排水事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 16 | 議案第 18 号 | 荅北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 17 | 議案第 19 号 | 荅北町特定地域生活排水処理事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 18 | 発議第 1 号 | 荅北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について |
| 日程第 19 | 議案第 20 号 | 令和 6 年度荅北町一般会計予算 |

- 日程第20 議案第21号 令和6年度荅北町坂瀬川財産区特別会計予算
- 日程第21 議案第22号 令和6年度都呂々財産区特別会計予算
- 日程第22 議案第23号 令和6年度荅北町国民健康保険特別会計予算
- 日程第23 議案第24号 令和6年度荅北町介護保険特別会計予算
- 日程第24 議案第25号 令和6年度荅北町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第26号 令和6年度荅北町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第26 議案第27号 令和6年度荅北町水道事業会計予算
- 日程第27 議案第28号 令和6年度荅北町下水道事業会計予算
- 日程第28 議案第29号 令和5年度荅北町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第29 議案第30号 令和5年度荅北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第30 議案第31号 令和5年度荅北町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第31 議案第32号 令和5年度荅北町水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第32 議案第33号 令和5年度荅北町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第34号 令和5年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第35号 令和5年度荅北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第36号 荅北町過疎地域持続的発展計画の変更について

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

第18期における苓北町議会運営に関する申し合わせ事項により、発言時間の制限、質疑時間の制限、同一議題につき計3回までを合わせて15分以内に制限する。質疑、再質疑、再々質疑については、その間の町執行部の答弁を挟み、連続したものでなければならぬとしております。

議場電光掲示板の残り時間の表示が「0」（ゼロ）となった時点、制限時間1分前を指しますが、卓上ベルを鳴らすこととしています。

議員におかれましては、時間内での質疑に心がけてください。

-----○-----

日程第1 議案第3号 苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、議案第3号、苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（龍岡 学君） 議案第3号、苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。令和6年3月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、個人番号カードで印鑑登録証明書が取得できるようにするため、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。条例（案）の朗読は省略させていただきます。

補足説明として、現在、苓北町役場の窓口、各出張所において印鑑登録証明書を取得する際に、印鑑登録証（通称オレンジのカード）というのが必要になりますが、今回の一部改正では、令和6年4月1日から申請者本人に限り、窓口、各出張所で個人番号カードを提示することによっても交付申請が行えることとし、併せて、いわゆるコンビニ交付ができるというふうなことといたしました。なお、議案集とは別に参考資料として、「証明書等コンビニ交付サービス事業についての取組方針」を添付させていただいております。

条例（案）本文へお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上が、苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） おはようございます。証明書のコンビニ交付について、今年度ですね、令和5年度に税務住民課の方で、予算化して今進めていらっしゃると思います。まだ実際に、私もコンビニで住民票等の交付を受けたことはないんですが、もう既にこれは稼働しているのかどうか。これから見ると、4月1日から住民票・印鑑証明書等も交付できるようになるような説明書ですけれども、その辺りもきちんと住民に対する周知徹底というものがどのようにとられているのか。

また、住民票の手数料等についてはもう既に条例改正が行われてたのか、ちょっと私もあまり記憶になかったもんですから。コンビニ交付そのものが、システム構築の予算だけは通ったのは記憶があるんですが、コンビニでの手数料等についてどうだったのかなというのが、ちょっとわからなくて。ちょうどこの印鑑登録証明書、この関係が今出たもんですから、併せて伺います。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長（龍岡 学君） 稼働は、令和6年4月1日からというふうになります。

この取組方針の方に掲げさせていただいておりますが、手数料においてはですね、交付手数料は窓口と同額の300円。地方自治体によっては減額するところがありますが、苓北町においては300円というふうなことになります。ここにも書いておりますが、住民票、印鑑登録証明書、所得課税証明書がその対象となってくるということです。

この議会が終わりましたから、住民の方には周知をするというふうなことで、繰り返しになりますが、稼働は令和6年4月1日からということになります。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） それと印鑑登録証明書の方も、もう既にシステムの中で改修を進めてたということですか。

○税務住民課長（龍岡 学君） はい。

○2番（山口利生君） そうであるならば、住民票の方も同じようにやっぱり金額・・・、条例にはコンビニでの住民票の写しの交付については何も問題なくなるわけですか。印

鑑証明書だけがこういう問題ですか・・・。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長（龍岡 学君） 印鑑の登録及び証明に関する条例というのが存在しておりまして、そのことについて一部改正をしなければならないというところです。

手数料条例については、300円というふうな規程がございまして、逆にコンビニで減額するようなことがあれば一部改正が必要ですが、同じ300円ということになりますので、手数料条例の改正は必要ありません。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 苓北町はファミリーマートという具合に概要の中で書いてありますけれども、ここでいろんな用地買収等を行うときにですね、無料交付申請というのが従来ありましたけれども、その件についてはどうなんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長（龍岡 学君） そのことには対応できません。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 対応できないならですね、無料交付申請の折には、地権者の方にはその旨お伝え願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですかね。

ほかに質疑ありますか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、苓北町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第2 議案第4号 苓北町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第2、議案第4号、苓北町課設置条例の一部を改正する条例について。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 議案第4号、苓北町課設置条例の一部を改正する条例について。

苓北町課設置条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年3月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、水道事業及び下水道事業を令和6年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表によりご説明いたしますので、次の次のページの新旧対照表をお開き願います。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正部分となっております。

まず、第2条第8号の水道環境課の事務分掌のうち、水道事業及び下水道事業に係る、アの水道に関する事項から、エの特定地域排水処理に関する事項までの四つの事項について、令和6年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、削除するものです。

なお、削除しました水道事業及び下水道事業に係る、これらの事務の処理等につきましては、必要な事項について、12月議会定例会で可決・承認いただいた「苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に基づき、別途定めることとする「苓北町水道事業及び下水道事業処務規程」において定めることとなっております。

それでは、前のページの条例（案）に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するとして、施行日を規定するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 水道環境課っていうのがそのまま残ってますね。水道がなくなってから水道環境課が残っとですかね。水道は、もうこの水道環境課の中では扱わんわけでしょう。ただ、これを見れば、環境に関するのは残るようなんですけれども、水道はもうこん水道環境課では仕事しないんでしょう。名前がですね。水道環境課がそのまま残って、水道はせんごととなつとつとに水道の名前は残して、そのまま・・・水道がなかごてなつとつとに、仕事はせんごととなつとつとに、水道も入つとるもんですから。課の名前の頭に水道環境課っちゅう。この際、水道は削って環境課でもよかったじやなかろうかなと、その方が分かりやすいんじゃないかなと、私思ったもんですから。

そこら辺はちょっと聞いてみたい。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 只今のご質問ですけれども、先程言いました、昨年12月
のですね、議会の中で苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例をご議決い
ただきました。その中の第4条、組織の中にですね、上下水道事業の管理者権限に属す
る事務を処理させるため、水道環境課を置くということで規程しております。この水道
環境課の中で水道事業、これまで同様ですね、下水道事業並びに環境に関する一般会計
の事務ですね、環境の方も、単独浄化槽とか、し尿処理の許可の件、手続きとかですね、
ございますので課としては、そのままの課の配置の中で、水道事業、下水道事業、環境
事業もそのまま事務処理を令和6年4月1日から行っていくということでございます。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 私は課名の頭について言うたっですよ。課の名前。課の名前が
ちょっと、合わんとじゃなかろうかなと思ったもんですからね。水道削って環境課でも
よかじゃなかろうかなと思ったもんですからですね。もうそういうことであれば私いい
ですよ。別に。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですね。ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第4号、苓北町課設置条例の一部を改正する条例については、原案の
とおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第5号 苓北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例につい
て

○議長（野崎幸洋君） 日程第3、議案第5号、苓北町職員の定数に関する条例の一部
を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 議案第5号、苓北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町職員の定数に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年3月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、振興計画を踏まえた職員の定数管理を適切に行うとともに、水道事業及び下水道事業を令和6年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正概要としまして、二つございます。主なです。一つ目に苓北町振興計画の中で自立した自治体経営の推進という項目におきまして、令和10年度の職員数の目標を90人としておりますので、町内の人口が減少していく中において、振興計画に沿った職員数の削減や各課の配置人員の見直しを行っていくこととしております。なお、令和5年4月1日現在の職員数が94人です。令和6年1月1日現在の職員の中途退職並びに死亡等を除いた実数が90人というふうになっております。

二つ目の理由としまして、令和6年4月1日から上下水道事業の公営企業会計化に伴い、区分の欄に公営企業の事務局の職員の区分を追加することとなっております。

それでは、改正内容について、新旧対照表によりご説明いたしますので、次の次のページの新旧対照表をお開き願います。

左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正部分となっておりますが、改正前の各号の表記から、改正後は表としてですね、表記する第2条の全部改正を行うものです。職員の定数について、右側の改正前は各部局の職員数定数を各号で記載してあるものを、左側の改正後は、区分、定数、備考の各項目と字句の整理を行った上で表にして、第2条の全部改正ということとなっております。

改正のある部局は、右側の改正前第1号、町長の事務部局の職員数89人を69人に、第3号の教育委員会の事務局の職員数17人を14人に改正するとともに、左側の改正後の表の中に、公営企業の事務部局の職員定数を8人として追加し、全職員定数を110人から95人に改正するものです。

それでは、前のページの条例（案）に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するとして、施行日を規定するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） ちょっと質問です。先程の水道環境課の方で、環境関係、公害、

リサイクル関係の業務が三つありますが、これはあくまでも町長の事務部局の職員の69人の中に入る。公営企業の8人の中に兼務させる。その辺りはこれから見るとどういふふうになりますか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 公営企業の一般会計の環境に関する事務につきましては、上水道事業、下水道事業でございませぬので、一般会計の中の町長部局の職員ということになります。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 今はあれですけど、69人のうちに水道環境課の方に当然、職員を配置されると思うんですが、もうその人たちには公営企業の庶務はさせないというふうな整理になってるわけですか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 69人の中に環境に関する、残り三つ、先程の課設置条例に残りましたその事務は一般会計の職員がすると、それ以外の分を水道環境課のですね、水道事業、下水道事業について、公営企業の事務局の職員ということで8人というふうな中でやっていくということになります。ただ、併任もありまして、きっちり分けるじゃなくてですね、例えば、課長は当然、両方を見ていくということになりますので、その併任のところも中には出てくるということになります。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 定数に関する件でですね、人口がかなり減っています。役場職員の定数は、大まかに言えば100人に1人だというのが、これはもう別に大した根拠がないわけですが、所説としてそういう話があつてます。それ1点ですね。それと、会計年度任用職員の数がかなりあります。給与体制とか勤務体制とかいろいろ違いはあろうかと思いますが、合計すれば200人ぐらいなつてですね。そういうものについての公営企業に伴う、何か定数だけじゃなくてそういう現状を見据えた中での定数改正、そういうことには触れられないのか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 只今のご質問ですけれども、今、100人に1人というふうなところが、ということですが、国及び県からですね、事務の権限の移譲がかなり以前よりも、降りてきております。福祉の業務が以前に比べて予算の規模もそうですけれども、介護とか、従来よりも増えてきているところもございませぬ。ですから、単純に100人に1人というふうなところでは考えておりませぬで、振興計画の令和10年度の90人というふうな職員の定数についてもその辺を勘案したところで、目標とい

うかそういったところで設定しております。

あと1点の会計年度任用職員の方の数がですね、増えてきているというふうなところでございますけれども、やっぱりその専門的な、一般事務の他にですね、資格等をお持ちの業務であったりとか、当然、出先のところでは学校ですね、事務職員、支援員、あるいは給食、出張所ですね、そんなところも以前から、従来からずっとありますので、その辺のところも勘案しながら、定数とあと人事、職員の採用等も行っているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 職員定数につきましてはですね、今回の部分につきましても、現状に沿った形で削減をしているということです。実質110人という定数が今まで残ったわけですけども、これまでのですね、定員管理計画の中で徐々に職員数も減らしてまいりました。そういった中で、現状でいきますと、本年1月1日現在は90人の体制でやっているという状況もございます。ただなかなかですね、先程、総務課長が申しましたように、業務量的にはですね、やっぱり業務の数というのは随分多くなっておりますので、そういった中ではなかなか浜口議員おっしゃるように今100人に1人程度ということまではですね、ちょっと厳しいのではないかと考えておりますけども、こういった状況の中ではですね、しっかり職員の定員管理を行った中で、職員の定数を適切な職員数にしていくべきだろうというようなことで、今回110人を95人というところで改正を提案しているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 一つは、会計年度任用職員についてですけども、会計年度任用職員の職務と申しますか、会計年度でいいのか、それとも正規の職員を入れなければいけないのか。これは公務ですよ。特に今、会計年度任用職員の職場は福祉に関するところがかなりあるようです。そういう非常に大事なところに、言い方が悪いかもしれませんが、会計年度という身分が一般の職員よりも安定していない、そういう身分の方をそういう重要なところに位置づけしている。これは会計年度という名称でいいのか、それともやはり正式な職員をそこに配置する。それで人口は減るけども、高齢化率が高まって、高齢者の数は減らない。だから、福祉関係のところにはそういう正規の職員を増やしましたと。そういうやっぱ実態に対応した職員配置、定数配置、定数を設定すべきだろうと思います。繰り返しになりますけども、やはり現状を見据えた中で、職務体制とかですね、それから併せて給与体制とかをしていくべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 確かに浜口議員おっしゃるとおりですね、やはり荅北町にとりましても、今後、高齢化がさらに進んでまいります。そういった中でやっぱりその高齢者の対策というのは必要になってまいります。より必要になってまいります。そういったことからすると、そういう専門的なですね、知識、資格を持たれた方を職員として雇用するということは、将来的には必要だろうと思います。そういった分も含めて、町の状況を見ながらそういった場合につきましてはですね、正規職員として採用するという方向もあり得ると思っております。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 今、町長がおっしゃった技術者ですね、国家資格を持ったり、そういったことの対応というのはやっぱり考えていただきたいなと思います。

例えば、福祉関係で言えば、ケアマネとかですね、看護師さん、あるいは栄養士さん、保健師さん、ここら辺がですね、仮にですよ、今私よく分かりませんが、見分けがつかみませんのでですね。分からんとですよ。分かりませんが、重要なポストにおいてになる方、特に公的な資格を持ってる方が、案外、職員さんじゃないというような形がとられているんじゃないかなと。そこら辺をですね、やっぱり今後はですね、やっぱり責任がありますので、看護師さんあたりもですね、やはり十分に考えていただきたいなと思っております。

それから、統合してもいいんじゃないかなというような感じもするところも私はあります。例えば、水道が今度は別に離れたわけですよ。その中に、例えば環境とか何かちゅうのは別の分野で持っていてもようはなかなかな。私は思います。

あまり課が多過ぎるんじゃないかなというような。我々の時代から比べたら課が多い。そしてやはり、何かつながりがなかもんやっけん、今はですね。何かちょっとしたとでも、すぐ課が違うから、担当が変わるから分かりませんかとか何かって、電話してもぶりやられるところがかなり多いようです。ここら辺のこれはやっぱり職員さんの資質になろうかと思えますけれども、ですね、もう少し、課を縮めて精鋭にした方が良い。課の職員をじゃなくて、一課か二課ぐらいは縮めたっちゃようはなかなかなという気もいたします。例えば、観光課何かちゅうのはですね、昔は1人か2人ぐらいでしかもつとらんやったいばってん、本当に一課設置するような課であるのか、あるいは今度は水道が離れた分についても、一課が離れたままで置かにならんのか。あるいは、デジタル課あたりも何のデジタルかと。そこら辺もですね、どっかに……。やっぱそこら辺してですね、やっぱりそこで課長の経費が要らん分をほかの本当に仕事をせならん方に分散していくと。回していくと。そのようなやり方も、一つのやり方の方法とし

であるんじゃないかろうかと思います。

そういったことでございますので、ぜひですね、今後はですね、やっぱり山崎体制の中で、じっくり考えていただいて、ぜひ実行していただければなと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） まず職員ですけれども、現状ではですね、保健師、それから栄養士、社会福祉士とは正式職員の中に今おりますけれども、今後はですね、先程申しましたように、高齢化の問題とかいろんな問題で資格を有する職員の数が足りないという状況も出てくるかと思っています。そういった場合には当然、そういった資格をお持ちの方を正式に採用していくべきだろうということでもあります。

それから、今の課の再編の部分なんですけど、これにつきましてはですね、いろいろ人口減少、高齢化もあってるような状況がですね、変わりつつあります。そういった中では当然ですね、課の再編も必要であろうと思います。

今、行革のデジタル対策室もつくっておりますけども、これやはり、今後役場においても担い手不足を考える中で、できるだけデジタル化をして職員の数を、職員の効率化を図って、職員の定数をですね、少しでも少なくしていこうというような考えの中で、デジタル化を行っておりますので、こういった行政のデジタル化がほぼ整いますと、そういった部分では、また課の再編等を行ってですね、スリムで効率的な役場の体制、これをつくっていくべきだと思いますので、松本議員おっしゃったようにそういうところはですね、今後の状況を見ながら検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、苓北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第6号 苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第4、議案第6号、苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 議案第6号、苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年3月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日から施行をされることに併せ、パートタイム会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能になったことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正概要といたしまして、パートタイム会計年度任用職員には、これまで期末手当のみの支給を行っておりましたが、先程、提案理由で申し上げましたとおり、地方自治法が一部改正され、会計年度任用職員にも、令和6年4月1日から勤勉手当の支給が可能となったため、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員についても、令和6年度から勤勉手当を支給することができるよう一部改正を行うものです。

なお、今回の一部改正により、期末手当及び勤勉手当の支給率は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率100分の68.75と勤勉手当の支給率100分の48.75の支給率と同じ支給率で支給するよう改正を行うものです。

6月と12月の年2回、支給を行いますけれども、全体では年に期末手当が1.375月、勤勉手当が0.975月の支給となり、期末・勤勉手当合わせた年支給総月数は2.35月となります。

それでは改正内容の詳細について、新旧対照表でご説明いたしますので、2ページの次のページの新旧対照表の1ページ目をお開きください。右側が改正前、左側が改正後、下線の部分が改正部分となります。

まず、本条例の題名と第1条中、期末手当を職員手当等に改めるものです。これは、期末手当や勤勉手当を含む手当として、職員手当等と規定するものです。

次に、第11条は、期末手当の支給率を100分の75から、定年前再任用短時間勤務職員と同じ100分の68.75とするものです。次に、右側の改正前の見出し、委任に関する規定の第12条以下を1条ずつ繰り下げ、第11条の次に、第12条として

新たに勤勉手当に関する規定を追加するもので、新たに支給することとなる勤勉手当の支給率についても、先程申し上げましたとおり、定年前再任用短時間勤務職員と同じ100分の48.75とするものです。

それでは、条例（案）2ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、附則、第1条では、本条例の施行期日に関する規定で、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

附則第2条と附則第3条は、今回の本条例の一部改正により影響が生じる「苓北町職員の育児休業等に関する条例」と「苓北町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の二つの条例について、関連規定の削除や字句等の修正を条建てにより、併せて改正を行うものです。

第2条は、苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、第7条第1項「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削り、第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改めるということでございます。

次に、第3条では、苓北町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、第2条中「期末手当」を「職員手当等」に改めるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 今回、会計年度任用職員の人でもありますね、一生懸命頑張っておられるということで、こういう期末手当が支給になったときも喜んでおられましたけども、今回、勤勉手当まで出せるようになったというのは喜ばしいことかと思えます。財政上大変厳しいんだろうと思えますけども。

その中で、今、期末手当の方、100分の6.25減になって、勤勉手当が100分の48.75ということで、新たに追加と。実態問題としてですね、年にどのくらい増額になるのか。これまで期末手当だけだったですね。今度、期末と勤勉手当が両方出るようになって、もらう方としては、二つ合わせて比較したときにどのくらい上がるものなのか。教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） おっしゃる勤勉手当については、令和6年で新たに生じてきますので、874万円ほど増額というふうになります。期末手当につきましては、ちょっとお待ちください。前年度に比して53万4,000円ほど増額になると。率は

下がりますけれども、給与表ですね、人事院勧告で昨年改定されております。一番下のところの層のところでは1万2,000円、月額が上がっておりますので、一番下のところを準用して会計年度任用職員の報酬等も設定してありますので、率は下がっておりますけれども、そういったところの影響で期末手当の支給については53万4,000円増加するというようになっております。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 金額、ありがとうございました。一人のですね、単純に言うと、年間2.35月ですよね、合わせれば。この両方合わせて。これまでは年にどのくらい期末手当はもらったんですかね。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） ちょっと1人平均までちょっと資料を持っておりません。全体としてですね、令和5年度が1.5月、令和6年度以降が2.35月となりますので、0.85月の増額支給ということになります。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 仮に職員さんと同じような出勤率でですね、どのくらいぐらいの平均手取り、一人当たりの手取り、年収、どのくらいになりますか。分かりますか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 職種によって、報酬の額も違いますし、労働時間もですね、職種によって違いますので、ちょっと一人平均はちょっとすいません。資料を持ち合わせておりません。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 大切なことだと思うんですね。やっぱり低賃金で働かせる環境になってるような感じですね。100人ぐらいの方で。そこら辺が、やはり生活もしていかんやらんから、そこら辺をですね、やっぱり十分に考えていただいて、勧告とか何かありますけれども、食うていかんばんけんですね。そこら辺をどのくらいぐらい見てあっとかな。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 只今おっしゃられたとおり、今回の勤勉手当の支給につきましては、やはり労働条件の一つである賃金の、やはり処遇の改善というものが一番大きいものでございます。あと、過疎化が進んで雇用しようとしてもなかなか人材も見つからないというふうなところも一部現状ございますので、その辺の人材のですね、確保という部分から含めて今回、期末・勤勉手当を支給するという事で処遇の改善を図るということも一つの目的でございます。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第6号、苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第7号 苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第5、議案第7号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（龍岡 学君） 議案第7号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

苓北町国民健康保険税条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年3月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第17号）が、令和6年1月26日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに併せ、苓北町の国民健康保険税における医療給付費分、後期高齢者支援金等分、及び介護納付金分の負担割合について、熊本県が示す標準保険料の負担割合への統一へ向けた調整を段階的に図ることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページに条例（案）を提示しておりますが、補足説明の方をまずさせていただきます。

先程申しました政令が公布され、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされることに伴うものです。

併せて、国民健康保険税率につきましては、熊本県が示す標準保険料率を参考値とし

て、令和9年度に納付金算定ベースで統一する方針が示されております。

この納付金算定ベースというのは、熊本県、構成する市町村全部の保険給付費をですね、それから公費等を引いた額を、被保険者数、所得水準、医療費水準に合わせて、市町村ごとに納付金を按分するということになっております。この方針に沿って、県内各市町村は段階的に税率の変更を行う必要があるということです。

統一に際し、苓北町の課題としては、課税方式が統一方式と異なっているため、令和4年度から8年度にかけて段階的に移行していく方針を策定しているところであります。

今回改正します令和6年度以後の年度分につきましては、まず医療費分の基礎課税額につきましては、現行の課税方式の4方式、所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額から資産割額を除いた3方式に変えていく必要があります、標準保険料率を参考に試算率額の税率を順次引き下げ、減収分を均等割額を引き上げることによって調整を行うものでございます。また、後期高齢者支援金等課税額につきましては、標準保険料率を参考に据え置くこととし、介護納付金課税額は標準保険料率より低い状況にあるため、当初の予定どおり、所得割額及び均等割額を段階的に引き上げるものでございます。

これに伴う影響でございますが、医療費分の基礎課税額におきましては、資産割が課される世帯で負担減となる一方、介護納付金課税額におきましては負担いただく40歳から64歳がいらっしゃる世帯は負担増となります。

なお、賦課総額では令和5年度の課税標準額で試算、比較した結果、70万円の減となっております。

今回、参考資料として付けさせていただいております「苓北町国民健康保険税率改正資料」がありますので、それをご覧いただきたいのですが、この中で熊本県の標準保険料率、令和6年度、これが令和6年2月13日付けだったですね、2月13日付けで示されました。ここのR6(α)と書いてある合計金額と、今回といいますか、以前の策定どおりのこの令和6年度の医療費分の応能割の7.4%からこの赤で囲んでいるですね、この分で、令和5年の10月のある日の被保険者数とその当該被保険者に係る所得を加味したところで算定いたしました金額1億6,297万5,402円。先程申しました、県が示す標準保険料率1億6,125万6,717円ということで、その差が171万8,685円ということで、この変更(案)に伴う金額が上回っているというふうな状況になります。

それでは改正内容をご説明いたしますが、第2条と第15条の国民健康保険の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を22万円から24万円に引き上げます。

第15条は被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定金額について5割軽減の基準については、被保険者数に乘ず金額を29万円から29万5,000円に、

2割軽減の基準については、被保険者に乗ずる金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げることとしました。

以上が、令和6年1月26日公布された改正施行令による改正です。

その後の第4条以降はですね、先程申しました町単独の改正による新旧対照というふうになってまいりますので、その朗読につきましては省略をさせていただきます。

恐れ入りますが、条例（案）本文に戻っていただきまして、附則といたしまして、施行期日、1、この条例は、令和6年4月1日から施行する。適用区分に、この条例による改正後の苓北町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

今回の税率改正につきましては、令和6年2月20日に開催されました苓北町国民健康保険運営協議会に諮問をいたしまして、審議の結果、原案どおり承認のうえ、町長宛て答申がなされたものを今回上程させていただいております。

以上が、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第8号 苓北町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第6、議案第8号、苓北町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 議案第8号、苓北町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について。

苓北町奨学資金貸付条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年3月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、奨学資金の利用促進を図り、郷土社会に有用な人材を育成・確保するために、奨学生の資格要件を見直す必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。苓北町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例（案）。苓北町奨学資金貸付条例（昭和36年苓北町条例第84号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページ、新旧対照表をお願いします。新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正するものでございます。

第4条第2項の奨学生の資格要件について、削除するものでございます。

恐れ入りますが、前のページ、条例本文（案）へお戻りください。

附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

補足説明をさせていただきます。説明資料としましては、別冊で配付しております3枚目の「議案第8号、人材確保のための奨学金の返還支援制度創設と返還免除制度拡充について」をご覧くださいと思います。

このことにつきましては、令和5年11月24日開催の全員協議会で、就職等により地域に定着する人材を確保するため、町内の事業所等へ若者が就職する場合等に、若者が抱える奨学金の返還を苓北町が免除又は返還支援する取り組みを推進することにより、町内の産業等の担い手となる若者の地元事業所等への就職やU I Jターンを促し、若者の地域定着を促進することを目的に、令和6年度から制度運用を開始したい旨をご説明させていただきました。

このうち、今回の苓北町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例（案）につきましては、表中、右側、赤帯の（2）苓北町奨学資金貸付制度の見直しに係るものでございます。

ア、資格要件の拡充においては、苓北町奨学資金貸付条例により、奨学金の貸付を受ける者の資格要件におきまして、給付型、貸与型を問わず、他の奨学金制度との併給を可能とすることとしておりまして、今回条例改正案をご提案しましたところでございます。

次に、イ、返還免除の国家資格等の保有・業務従事要件を撤廃することにおきましては、奨学金の返還免除において、規則で定める返還免除の要件であります、「町が定める国家資格等を有する者で、町内に居住し、かつ町内の施設や町内を拠点として、国家

資格等の業務に従事するものとする。」を撤廃しまして、貸与奨学生が苓北町内に居住し、町内又は天草地域で就業（起業や第一次産業従事を含み、また就労する意思と能力があり、求職活動を行っていた期間も算入する。）する場合、返還額の一部を免除することとし、対象者を拡充するものでございます。

これにより、これまで免除対象となっていなかった、例えば、国家資格なしで町内事業所に勤務していた方、勤務先事業所が町外だった方、さらに自営業や農林水産業従事者など、町内に居住し、町内や天草地域の事業所などへ通勤している方は対象となります。加えまして転職のため苓北町へUターンした後、ハローワークでの求職活動も考慮しまして、就業後その期間も就業期間にみなすこととしております。

さらに、ウ、免除額の拡充におきましては、奨学金の返還免除の額において、就業先が町内の場合3分の2を、就業先が町外（天草地域）の場合は2分の1を免除することとしております。

エ、期待される効果としましては、若者の町内定着により、町内の産業等の担い手、また地域づくりの担い手となる人材を確保することができます。

また、苓北町の将来を担う生徒や学生にあつては、将来的なUターンを見据え、勉学や社会人経験を経ることができずし、また貸与者の増加につながれば、奨学金運営の安定に寄与するものと考えております。

なお、イ、返還免除の国家資格等の保有・業務従事要件を撤廃すること、及び、ウ、免除額の拡充の事項につきましては、今回の条例一部改正（案）を可決いただきますと、本条例の施行規則の一部改正をすることとしております。

以上が、苓北町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例（案）の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） まず、今回の条例改正でですね、ほかの奨学金をもらってる人にも対象とするということで、対象者を拡充するというのが出てますけども、今現在の奨学金、町の場合は無利子になってるんですかね。無利子資金の貸付金でも今借手がないという状態ですよ。予算の中でもですね、1人と大学が1人かな。なぜ苓北町の方は、町の奨学金を借りられないのか。そういう理由づけ、やっぱり金額が小さいから借りないのかですよ。その辺りがどうなのか。ただ、やっぱり借りる側としてもですね、返済せないかんていうのがあって、あまりに多額の奨学金を借りればですね、就職した後、やっぱりその返済金に非常に汲々してると。これ全国的にやっぱりそういう問題があつて、奨学金についての返還に対する助成というのが、最近言われていますけれども、苓

北町の皆さんもですね、所得水準、親御さんの所得水準自体が高いわけじゃないと思います。そういう中で、こういう奨学金をたくさん借りて、その時はいいんですけど、返済になったときにですね、非常に大変なことになるという諸刃の刃というのがあろうかと思います。その辺り、なぜ芥北町の奨学金を借りる人が少ないという状態なのか。

それとあと1点ですね、奨学金制度の償還の関係ですけれども、今回の条例には関係なく規則で定められておられます。これまで、奨学金の免除は2分の1というので統一されてきましたけれども、今回、対象者をもう全ての人に広げると。これはいいと思うんですよ。それで平等性、特に帰ってきてですね、いろんな祭りに参加したり、消防団に参加したりという、活動がやっぱり町内に帰ってきて生活してればですね、いろんなところに若い人の力が要ることがありますから、奨学金をもらってる人、その人も返すときには、そういうものも加味すれば、平等に奨学金を免除すると。これ非常に私もすばらしいと思います。それに踏み切ったということはすばらしいと思います。

ただ、あと免除額ですね、町内の場合は3分の2、町外はこれまでどおり2分の1とありますけれども、芥北町自体に就職先が非常に少ない状態ですね。今、火電の方があるからこそ、雇用されてる人が多いんですけども、それ以外はもう非常に厳しい職場環境になってるのが現状かと思います。やむなく天草市、特に旧本渡市ですね、の方の会社に勤めざるを得ないと。中には、もう芥北町に住まずにですね、旧本渡市の方に移り住むという若い人が最近増えてるかと思います。やっぱそういう人たちをいかに芥北町にとどめるかということを考えれば、やっぱりこの免除もですね、町外に限らず、芥北町に住んでいらっしゃる人たちは平等に3分の2なら3分の2、これも拡充しますよと、2分の1を3分の2に拡充すると。これの返還についても、もう既に今現在奨学金を貸し付けてる2,000万円ぐらい、毎年償還があっていると聞いております。結局、その分が減っても貸付金は2,000万円も要らないから、今どんどんどん奨学金の返還金で、財政の方は言い方悪いとすれば潤ってると思いますかね。奨学金は基金を積んでませんから。それがいくらになってるのかっていうのは、財政の部分しか、多分把握してないんじゃないかと思いますがけれども。だから、返ってくる金の方が大きいからどんどん、どんどん一般会計の方の一般財源が積み上がっていくんじゃないかと今思っております。

そういう意味で、ここの2分の1、3分の2免除、町外と町内で分けるとしたときに、この差がどのぐらいの金額としてですね、差が生じてくるのか。その辺りも当然、積算をされていらっしゃるかと思いますが。まずもって、国家資格から外したときに、全額になったときに、なら今、返済されてる方で何人の方がこの恩恵を受けるのか、人数、額、このあたりはもう当然、出す段階では把握されていらっしゃるかと思いますが。それと、2分の1と3分の2にしたときのその差がいくらぐらいになるのか、その辺り教えてい

ただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） まず1点目の借手が少ないのではないかというようなお話でございます。理由につきましては、まずは借手となる中学校の数、あるいは高校の数、の生徒さんがやっぱりこうちょっと少なくなっているのかなというのがあります。それと高校におきましては、高校の授業料の無償化というふうな制度が進んでおりますので、そういった部分でも少し借手が少なくなっている状況ではないのかなと思っているところでございます。

それと2点目の、2分の1、それと3分の2の部分でございますが、こちらの制度の目的といいますか、その中でまずは人材を確保するというようなことでありまして、できますれば町内での事業所にですね、確かにおっしゃる厳しい面もあるかもしれませんが、なるべくその町内の方で働いていただいて、町内の産業の担い手を育てていくんだというような思いでですね、ちょっと町内の方を手厚くしているところでございます。

それと奨学金関係の資金関係でございますが、令和5年度の返済金額が約430万円程度でございます。奨学金のいわゆる貸付の残高ですね、こちらが先程おっしゃられた約2,000万円ということになっております。正確には令和4年度末で1,959万2,000円の貸付残高がございます。令和5年度中に返還をしていただくのが約437万8,000円というような金額になっております。

現状ですね、令和5年度の方の返済状況を確認してみますと、32名の方が返済をしていただいております。このうちですね、現在、現行の2分の1の対象者になっている方は1名でございます、町内の事業所の福祉施設の方で働いて、大学を卒業してですね、働いていらっしゃる方が1名いらっしゃいます。あとは残念ながら町内ではなく、町外とか、そういった部分になっております。金額面にしまして、その方が14万円の年間返済額の2分の1の7万円になってますので、その14万円が3分の2嵩上げされるといような、今のところですね、見込みになっております。

現状としてはそういった状況でありますけれども、この町の奨学金制度を拡充することによりまして、できるだけ使っていただいて、できますならば、町内に戻ってきていただければという思いもございまして、こういった改正にさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 償還金の拡充免除というのは非常にこれから人口が急減している、また子どもたちが大変少なくなっているという中であって、子育て支援の一環

としてですね、一つの手立てとして。今聞いたら、今借りてる人の中で、償還免除は1名しかいないと。多分、今度拡充することになったとしても、1名以外はいらっしゃらないわけですかね。今度、農業従事者とか、なんさま苓北町にいらっしゃれば、2分の1免除するというふうになりますけれども、その人たちはこの32名の中にいらっしゃるのかどうかというのが1点。

やっぱり町内の人材確保ということで3分の2に引き上げるということですが、やっぱりこれは、どうせ打ち出すならばですね、苓北町に住んでる方で償還金を返してる人はもう3分の2免除しますと。町内に人材確保というのは、より以上に、町内にまず住んでいただくと。そこで子育てしていただくということが一番重要じゃないかと。

ここで2分の1、3分の2っていうのを、格差をつけてですね、町内の職場、町内の事業所の中で人材が不足してる、病院関係で今たくさん求人出されてますけれども、この問題はですね、この奨学金を2分の1、3分の2にするからということですね、果たして、就職するのかどうかというのはあると思います。給与の格差が一番大きいですよ。天草市と苓北町、なおかつ天草と熊本となれば。だから、もうそれ以上になんさま苓北町に帰ってきてくれということを強く求める政策としてですね、この奨学金ももう何も資格も何もなくて、なんさま帰ってきて住んで、お父さんたちと一緒におってくれば、もう3分の2は償還を免除するというぐらい。打ち出し方ですよ、打ち出し方。あえて細々することで、せっかくいい政策がですね、何かしらこういう小さいところで、せっかくいいことが外向けに出せない。ほかのところよりももっともって拡充してるということを苓北町は打ち出すべきじゃないかと思えますけれども、その辺り、予算もそんなに大して。もう貸付けてますからね。返還が少ないだけで、もう今は返還したっちゃ400万円のうちに、せいぜい14万円？ 1名だから、そのくらいしかないわけでしょう。これ5名だったって、返還金額が大きいわけですから。

やっぱり政策として打ち出すときに、山崎町長に代わってですね、大きく子育て、また帰ってきてる人への支援を拡充するということであるならば、その辺りをもうちょっと、考えられた方がいいんじゃないかと思えますが。町長、いかがでしょうか。これは規則だから、これから先、町長が決めることですよ。その辺りを教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今回のですね、返還免除制度の拡充につきましては前々から申しておりますとおり、町内に住んでいただくということと、町内の産業の担い手を確保するというものが一番大きいものがあります。

そういった中で、私、昨年就任をしまして、3月にですね、町内の関係機関の団体の皆さんにお集まりをいただきまして、意見の交換会を行いました。そういった中でやっぱり出てきたのは、やはり町内のそういった企業、事業所の人材不足、これを一番おっ

しゃっておられました。集まっていたいた方は、農協あるいは漁協、それから建設業の関係者、それから医療・福祉・介護の施設の関係者、全てにおいてですね、町内にある事業所の担い手が不足していると。そんな状況がございましたので、そういった意味も込めて、人口の減少等さらに町内への就業部分、そういった部分について、まずは重点的にですね、やろうという考え方の中で、今回の返還免除制度の拡充とそれから返還の支援制度の創設をですね、計画をしたところでございます。

来年度から始めますので、状況に応じてですね、先程、山口議員がおっしゃいました免除額の拡充につきましましてはですね、そういった状況を見ながら、将来的には検討すべきだろうと思っておりますし、この制度を設けたことによってできればですね、多くの方に、やはり今出ておられる方についてもですね、苓北町に帰ってきていただいて、町内の産業に従事していただければありがたいなと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 3回目、今度で終わりです。そのところはですね、町長がいろんな目を光らせていかなきゃいけないというのは重々分かるんですが、せっかくするときにはですね、外向けに打ち出し方、そんなに金額がいるわけじゃないから、やっぱ格差を付けるよりも、もうなんさま苓北町はすばらしいんですよということを外にPRしていくという、そこが非常に重要じゃないかと。これ金額大したことじゃないですよ。大したもんじゃないというのは語弊がありますけれども、ほかの予算に比べればですね、そんなに大きな金額でもないし、持ち出すお金でもないしというのがありますので、もうちょっとその辺りの打ち出し方も含めてですね、規則改正の方は考えていただければと思います。

あと、（1）の方のその他の償還金の免除の制度のことも関連してよろしいですか。ここの（1）。せっかくですから、奨学金の返還関係についてですので、これについても・・・これで最後です。ここもですね、やっぱり今回、人材確保、それ以上に苓北町に帰ってきて、住んでいただいて、ここを拠点にしてくださいと。特に奨学金を返済されてる方は働き手ですよ、ちょうど。高齢者じゃない。ちょうど20年ぐらいで返還していきますから、だいたい45、6歳までは、対象になってるか。やっぱり一番欲しい人たちですよ。この年代。

そのためには、もう今現在、今回の苓北町の奨学資金、これはもう全て今返済している方たちも、対象に多く門戸を広げて返還免除するということになってはいますが、その他の奨学金もらってる方、この人たちをいかに苓北町に呼び込むかという呼び水として、この奨学金の返還を、免除という制度を新たに設けるといふのであれば、ほかの地域と違ってですね、なんさま苓北町に帰ってきたら、住んでもらったら、あなたの奨学金は町から2分の1補助しますというように、同じような考え方で、こちらの方の奨学金も

ですね、あえてその令和6年4月1日以降に就職した人、一つの例として、もう既に本渡の方で、苓北町出身の人が就職してて償還金を払ってるといった人が、それなら帰ってきてても、助成の対象にならないでしょ。令和6年4月1日以降就職希望した人に限るといふことであれば。今、子育てしてる苓北町出身で本渡におる人が、もしかしたら、これの制度がもらえるのであるならば、苓北町に帰ってくるかもしれんけれども、そこにこのような制限を設けていけばですね、うーんと思うんじゃないかなろうかと。これ一つ書いとるだけです。特別交付税の対象になるというならば、それだけ町にも財源が入ってくるということであるなら、もう返している人たちはもう対象にすると。これもできるだけ、門戸を広げて、苓北に帰ってきてくれというような一つの政策として持っていった方が、これもいいんじゃないかと思えますけれども。その辺りいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） こちらの新しい補助金の創設につきましては、補助金という交付関係上ですね、どうしても基準はちょっと設けざるを得ないのかなということ考えております。

これの遡り適用とかになってしまいますと、どこまで遡るんだというふうなですね、ちょっとなかなかこう、思いは確かにおっしゃる思いは分かるんですけども、どうしてもある程度の未来に向けたところから動き出さないと、遡りまでちょっと認めると、なかなかですね、ちょっと厳しいというか、部分もあるのかなということ、ちょっと未来付けの日付の基準日を設けさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○2番（山口利生君） 誤った解釈じゃないかと思しますので・・・。

○議長（野崎幸洋君） それじゃ、もう1回質問の内容詳しく言ってください。

○2番（山口利生君） 今、遡及するというふうな話が出ましたね。で、私が言ってるのは令和6年4月1日以降に始めるということで、誰もその令和5年、4年、3年と前にですね、遡ってするというわけじゃないですよ。当然、制度を設けたとき以降が対象になるわけですよ。だから令和6年4月1日以降に就業、起業した人というその制限でいうのが、その制度の開始でいうのと今連動してるような説明がありましたけど、あくまでも奨学金の免除は令和6年4月1日以降から始めるということであれば、遡及することじゃないでしょ。

私もこれ予算が令和6年度にはですね、1年間居住した人に限るから、その人たちに補助金をあげますというのは、予算の裏づけもなく、こういう制度を設けていいのかというのとは一つ別途ありますけれども、これはそこまで言うと、こんがらがらから言いませんけど。ただ、令和6年4月1日以降から、ほかの奨学金も免除しますよと。苓北町

は全部の奨学金を助成もしくは免除で支援しますよというような大きな苓北町にとって魅力あるものに仕立て上げた方がいいんじゃないかということで、苓北町に帰ってきて住んでくれというのが一番じゃないかと思って、これだけ説明しています。

だから、令和6年4月1日以降に就職・起業というのが条件と、それは遡及することができないから決めざるを得ないというのは、私は誤りじゃないかと。あくまでも、対象者は令和6年4月1日以降の奨学金を対象としますと、それを助成するというですから、そのところはもう1回。町長、十分やっぱり人口減少、若手を苓北町に引っ張ってくるというためにですね、できるだけ魅力ある政策として、ぜひ位置づけて、もう1回このあたりは検討していただきたいというふうに要望して、これについてはもう4回目ですから、返答は要りませんので、お願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 一応、要望ということでお話を聞いておきます。

ほかに質疑ありませんか。

高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 山口議員の話聞いていて、一つ思いついたことで、失礼かと思えますけども、質問しておきたいと思えます。

この中に4月以降に就職、起業した人に限ります。ただし、国及び地方公共団体の職員は除きますというふうに※印で書いてありますけれども、ご案内のとおり、最近役場の採用については、私いつも言いますが、そが魅力なかつたろうかって。一次試験においては何と採用がゼロだという、2年続けてですかね、再募集を行うような現状でございます。ここであえて、国及び地方公共団体などの職員は除きますというこの1項目が必要なかどうか。そしてまた、町からの奨学金を受けている人については、この項目が必ず必要なんですよという、何か制度といいますか、そういったものがあるんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） いわゆる公務員関係を除く規定になってございます。こちらにつきましては、奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱という国の要綱がございまして、こちらの中で、公務員として就職する者は支援対象としないものとするということになっております。こちらの要綱に基づきまして地方交付税の算定とか、そういった部分がございますので、やっぱりどうしても規定上ですね、除かないと交付税の措置の対象になってこない場合がありますので、ということでちょっと除外せざるを得ない状況になっております。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） はい、分かりました。そういった規定があるならばですね、仕

方がないわけですがけれども、昨今の役場職員のなり手がいないという現状を考えると、いかがなものかなと思ったところで質問させていただきました。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。
議案第8号を採決します。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第8号、苓北町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで審議の途中でありますが、11時5分まで休憩といたします。

-----○-----
休憩 午前10時51分
再開 午前11時05分
-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き、審議を再開いたします。
-----○-----

日程第7 議案第9号 苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第7、議案第9号、苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第9号、苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年3月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、苓北町重度心身障害者医療費助成の支給方法等の見直しに

に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

荅北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（案）。

荅北町重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成9年荅北町条例第17号）の一部を次のように改正する。

内容についてご説明いたしますので、次のページにあります荅北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表をお開きください。右が改正前、左側改正後で、下線の部分が改正部分となります。

新旧対照表3ページのうち、1ページ目、第2条の定義の表にあります受給資格者及び医療費につきましては、字句の修正を行い、次の2ページ目、助成金の申請、支給の決定に関しましては、第7条の助成金の支給方法等に改めまして、熊本県内の医療機関を受診した場合には、これまでの償還払いから委任払い、いわゆる現物給付ができるように改正するものでございます。

第8条の助成金給付の始期及び終期から次の3ページ目、第12条の委任につきましては、条項ずれにより繰り上げるものでございます。

条例（案）本文の2ページに戻っていただき、附則、施行期日、1、この条例は令和6年6月1日から施行する。経過措置、2、この条例による改正後の荅北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、令和6年6月1日以後の診療又は施術に係る医療費について適用し、同日前の診療又は施術に係る医療費については、なお従前の例による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 附則の中でですね、同日前の診療又は施術に係る医療費については、なお従前の例によるとなつとつとですけども、遡及できない理由というのはどういふものがあるんでしょうか。別に予算が新たに増えるとか何とかそういうことじゃなかわけでしょ。ただ一時的に、そのお金を受給者の方にかかるお金を何か回すだけの問題だと思います。それから、ほかの医療費もですね、同様の。これ一般質問の時もお尋ねしましたけども、そういうことについての取り組みはないのか、また再度の質問ですけども、お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 経過措置の部分でございます。令和6年6月1日以後の診療又は施術というのをですね、この期間を定めたのは、すいません、関係機関との

ですね、協議調整が済むのがですね、6月1日以前に終わるように手続きを進めます関係で、契約とかですね、いろいろ社会保険診療報酬支払基金とか国保連とかの協議も必要になってまいります関係で、施行日を6月1日で経過措置につきましても、6月1日以後の部分ということになります。

これ以外にですね、重心以外の助成ですね、これの委任払いの件でございますが、町では、子育て支援医療費助成、医療費補助に関する条例もございますが、申請部分につきましては、条例施行規則で定めておりますので、条例施行規則の方で改正を行います。

また、ひとり親家庭医療費助成、これに関しましては規則で定めておりますので、規則の方を改正させていただきます。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 経過措置についてですけども、関係機関との打合せ調整が必要なのは当然ですけども、これは行政の場合の会計年度は4月からになってますよね。それで急に変わったわけではありませぬので、関係機関との打合せも、4月1日施行実施を原則にやっぱり事前の打合せをすべきではなかったかと思ひます。終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 今回の重心医療助成も申請なしで、医療機関からの請求があればそれで変えるというふうに改正されて非常にいいことかと思ひます。ただ、ちょっと質問ですが、受給資格の中で、重度身体障害者が重度心身障害者に変更になると、これで対象範囲が広がるのかどうか1点。

それと、満1歳以上の者というふうに対象になっています。今、医療費の無償化が高校生まで、医療費が無償化になっていますが、その医療費とこの医療費っていうのは、別物なのかどうか。昔は医療費助成自体がなくでですね、やっぱり障害者福祉の一環でですね、やっぱり非常に、重度心身障害者の人は大変なご苦労があるということで、医療費の無償化を進めてきた経緯があろうかと思ひます。

今現在、やっぱりその私たちが考える医療費とこの医療費というのは全然別物なのかどうか、教えていただきたいと思ひます。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 字句の修正の部分で重度身体障害者を重度心身障害者に改める部分でございますが、これは熊本県の方でもですね、補助金要綱におきましても、重度心身障害者という文言になっております。

これまで町の方では、重度身体障害者というところになっておりましたので、これですと身体障害者というところ、身体のみで捉えられてしまいますので、この部分につき

ましては、対象者が身体障害者手帳、精神手帳、療育手帳をお持ちの方に合わせて、難病の手帳をお持ちの方等に変更しておりますので、この部分で字句の修正を行っております。

先程の医療費助成というところでございますが、子育て医療の補助金の条例もござい
ます。そのほかには、ひとり家庭の医療費助成に関する規則もございまして、今回条例
を改正する部分につきましては、先程申し上げました障害者（児）手帳をお持ちで、身
体障害者手帳1級・2級、精神手帳1級、療育手帳AⅠ・AⅡを所有されている方々が
対象となります。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 重度身体障害者と、重度心身障害者というのは先程説明があっ
たとおり、違うと思いますね。今まで、苓北町の条例では重度身体障害者というふうな
狭い範囲でしかなかったのかどうか。単に条例上、本来は重度心身障害者という形で
表示しなければならなかったのが、実際の取扱いには重度心身障害者で扱っていただけ
ども、そこは改正が漏れとったというだけであればですね、何ら現実的にそういう障害者の皆
さんの福祉を阻害しているということはないと思いますので、今回、見直しをしたと
きに誤ってましたということであれば、それ以上言いません。

今、医療費の中でですね、私はちょっと初めて要綱を見たんですが、やっぱり子ども
たちの医療費の支援ということで、非常に一般の人たちに向けても医療費がどんどん、
どんどん支援制度が拡充されてて、この重度の心身障害者の人たちはこういう制度があ
るから、一般の医療の方と違って、これを優先的に医療を出すということであるならば、
医療はもう全体で、国民全体で見られるけれども、重度心身障害者というのは、自治体、役
所として見ていくからそれだけ財政支援も大きくなるということがあったもんですから。

だからもう医療費で無償化になつたらあえて、重度の障害者の方も一般の方
でいいのかな。今、一般の人はそれだけ窓口で払わなきゃいかん。払わんでいいです
よね。一般の方も無償化になったから。だから、同じようになっているから、自治体とし
てはできれば医療費の普通の医療費の方でももらえれば、もう助かるかなと思ったも
んだから、そのどのようふうに、そういう医療費に対して、1番は何でみるんだと。
2番は何で見るんだという順位ですね。普通の国民健康保険持ってて、重心を持つて
る人たちが病院に行ったときに、やっぱ重度心身障害者の人は、重心医療で医療費を見
てくれという形で、やっぱり1番目にこの重度心身障害者の医療費助成というものが、1
番上にくるのかどうか、その点を教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 先程の質問ですが、重度心身障害者医療、手帳をお持
ちの方はまずこちらを優先的に使われますと、あと1医療機関に対しまして、入院で2、

040円、外来で1,020円を払うこととなりますので、この部分については子育て医療に関する部分でありましたら、その分はお返しをするというところで、支払いについては、当然無料という形になります。

字句の修正はすいません。字句の修正は今回改正をすることで改めて読み直した結果、これまで町の条例が間違っておりまして。申し訳ございませんでした。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、苓北町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第10号 苓北町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第8、議案第10号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第10号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例について。

苓北町介護保険条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年3月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の計画期間における介護保険料を決定することに伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

苓北町介護保険条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町介護保険条例（平成12年苓北町条例第19号）の一部を次のように改正する。内容についてご説明いたしますので、次のページにあります苓北町介護保険条例の一

部を改正する条例（案）の新旧対照表をお開きください。右が改正前、左が改正後で、下線の部分が改正部分となります。

今回、介護保険料基準額5,800円の改定はございませんが、第1号被保険者、65歳以上の所得段階区分につきまして、令和6年1月19日付けで、厚生労働省老健局長から介護保険法施行令の一部を改正する政令等の交付について通知がございまして、これまでの標準9段階から標準13段階で見直しを行いまして、令和6年度から令和8年度までの3年間の保険料を決定することに伴い改正するものでございます。

なお、令和6年2月22日開催の第3回苓北町介護保険運営協議会におきまして、委員の皆様にはご承認をいただいております。

条例（案）本文の2ページに戻っていただき、附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 今回、介護保険料を13段階に細分化してということで、苓北町の方ですね、この10から13、金額が大幅に上がる方が何人ぐらいいらっしゃるのか、把握されていらっしゃれば教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 先日の全員協議会の中で計画書（案）の方を議員の皆様方の方にはお配りしたかと思いますが、その計画のですね、86ページ・・・。

○2番（山口利生君） いやいや人数が分かっていたら・・・。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 人数は分かっています。86ページの方に、10段階で21名、11段階で4名、12段階で9名、13段階で25名というところで、先日お配りした計画書の方にも記載をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例については、
原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第11号 苓北町漁港管理条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第9、議案第11号、苓北町漁港管理条例の一部を改正する
条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 議案第11号、苓北町漁港管理条例の一部を改正する
条例について。

苓北町漁港管理条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年3月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の一部改正
に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町漁港管理条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町漁港管理条例（昭和51年苓北町条例第16号）の一部を次のように改正する。
改正（案）の内容につきましては、新旧対照表を使ってご説明いたしますので、次のペ
ージをお開きください。右側の欄が改正前、左側の欄が改正後、下線の部分が改正部分
となっております。

まず第1条ですが、国の法律の名称が、漁港漁場整備法から漁港及び漁場の整備等に
関する法律に名称が変更になったことを受けましての改正でございます。

続きまして、第9条の2、土砂採取料等でございますけれども、こちらも、国の法改正
に伴う改正となりますが、左側改正後の下線部分をご覧ください。法第43条第4項に
規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において、法第42条
第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は
法第50条第1項各号に掲げる事項を定めたものに限る。）を第9条の2の条文に追記
するものでございます。

補足説明をさせていただきます。この第9条の2の改正につきましては、現在、水産
庁が全国的に進めております海業（海に農業・漁業の「業」ですけれども）に関連する条
文の追記でございます。

この海業とは、漁港の漁業上の利用に配慮しつつ、漁港施設、漁港内の水域、公共空
地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業を実施する

ものとされておりまして、具体的には、漁港において、宿泊、体験、観光、釣り、マリ
ンレジャー、飲食、販売、漁港を利用した養殖などが対象となっております、これ
まで例外的に行われてきました漁業以外の漁港の活用が法律上の事業として位置づけら
れ実施可能となります。

この海業を実施しようとする者は、これには民間事業者等も含まれますが、漁港管理
者が、農林水産大臣が示す基本方針に即して策定した活用推進計画に基づき実施計画を
作成し、漁港管理者から認定を受けて事業を実施する流れとなります。その際、土砂採
取料等の徴収対象となることから、それを規定するのが、この第9条の2の追記内容で
ございます。

なお、苓北町におきましても、この海業への取り組みを見据え、来年度（令和6年
度）から、漁協、漁業者及び地元住民の方々との話し合いの場を設け、その中で関係者
の皆様のご意見を十分お聞きしながら、漁港の有効活用について協議、検討を行ってま
いりたいと考えております。

それでは、1枚前に戻っていただきまして、附則、この条例は令和6年4月1日から
施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

倉田明君。

○7番（倉田 明君） 1点お尋ねいたします。今、法律の改正に伴いまして、町の条
例の改正が発生したわけですが、今の説明によると、いわゆる漁港等々の区域
を利用したいような営みといいまじょうか、あれができるようなことで説明を受けまし
たが、以前、私、志岐漁港の有効活用の中で、民間に限らず、釣堀、そういったものが
できないのかということをお尋ねいたしました。

当時いろんな制約等があったんでしょうけども、結論から言うとできないということ
だったんですけども、そういった今回の改正に伴いまして、釣堀等もできるというこ
とで理解していいんでしょうか。その前提として町とか国の関係が発生するんでしょ
うけども。町が認めて申請すればできるということになるんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 先程ご説明いたしました所定の手順をです、含めば、
釣堀も実施が可能です。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 釣堀に限らず、やはり港、海域等の利用については非常に漁業
権あるいは権利等の発生関係で、厳しかったと認識しております。若干こう緩和された

かなということですが、いずれにいたしましても、そういった利用、やはりいろんな制約もあると思いますけども、できたらですね、やはり海を愛するというか、自然と親しむそういった分野のこともできるということで大いに歓迎をしております。そういったことで、先程説明もありましたが、今後、住民に向けた周知徹底方をよろしく願いして終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 今回の関連になりますけど、課長が言われました、漁港の活用について地元住民漁業者と話し合いをしていくというようなことですが、町で何かそういった有効活用の考えがあるのかどうか、お聞きします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今のご意見なんですけども、実は昨年ですね、熊本県の漁港漁場協会の総会の折にですね、水産庁の方からおいでいただいて、この海業に関する説明がございました。

法律改正に基づいて先程説明しましたように、漁港の有効活用ができるようになったということですが、ご承知のとおり、町内にもですね、漁港がそれぞれ各地域にあるわけですけども、なかなか漁業者の数が減りまして、船の数も減っているというような状況の中で、この漁協内をですね、有効活用できないかということですが、まずはですね、それぞれ各地域の漁業者の方、それから漁協の関係者の皆さんにお集まりをいただいて、ご意見をお伺いした中でですね、町としてどういう整備が必要なのかということを計画をしていければというふうに考えているところでございます。

今のところ、町として、こういうものを作らうかというものはありません。

各地域のご意見をまずお伺いしてやっていきたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） せっかくある施設でございますので、有効活用できるようにご努力をお願いしたいと思います。

以上、終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 今回改正で、単に漁業者の漁業活動のための漁港から、それをいかに有効活用するかという、今時代の流れに変わってきているという説明がありました。

ただ、今それに逆行してるのが苓北町かと。今さっき漁港の港湾用地ですね、については、今、建設工事が出た残土を保管する活用策、それと工事に係るパラペット等を製

造する場所、これも本当に必要なものだと思いますけれども、それがそのままになってると。特に、建設残土あたりはもう、特に志岐漁港の空地にはもう置きっ放しですよ。全然その活用策がないと、先だって話もしましたけれども。そういう部分について、こういうふうなものができるのであればですね、いかに今の建設残土をほかの工事の方に活用するような政策をですね、町として考えて、そこに活用できる土地をつくって、それを住民なり、そういう新たな起業する人たちに活用させるというところをもっていないと絵に描いた餅じゃないかと思います。

それと、放置艇の問題、何回か私も取り上げましたけれども、その中で松井課長の方からですね、取り締まる強化のためにはやっぱり罰則規定も考えなければならないというふうな答弁をいただいたところです。なかなか廃掃法であったり、海洋汚染防止法等で罰則規定があるけれども、これはもう国が取り締まって、そこで違反したらお金を徴収してですね、結局そのあとどうするか、そのままほったらかしとるとというのが放置艇の現状じゃないかと思います。

やっぱり、強制排除というのがこれはもう全国的にですね、するところ、しないところがあってですね、なかなかこれに、行政代執行で処分して、その代金を所有者から取るというようなところに踏み込むのは難しい。したくないけれども、もうそうせざるを得ない状態に、このようなところの活用からくればですね、していくべきかと。

特に能登半島での被災のときに、船が住宅の方に流されてですね、家を押し潰してるという映像が出ましたけれども、やっぱり管理不全の船なんかは特に。苓北町は高潮が発生しますね。そうしたときにどうしても船は浮きます。それが流されるというふうな危険が津波以外でも、当然出てきますが、そういう場合、やっぱりほかの人に損害を与えてしまうというのがありますので、やっぱりその辺りの条例の中でですね、不法投棄、また放置艇辺りを厳しく取り締まるような条例改正ができないものかと思います。

熊本県の、先程総会があったと。これは漁港も港湾も同じ港ありますけれども、ともに抱えている放置艇対策は難しい問題ですけども、やっぱり熊本県内一斉にですね、そのような条例制定等やって、もう一斉にやりましょうというようなことでですね、何とか。そのモデル地域として天草2市1町が取り組んで、その経費を県と国からもろてくると。行政代執行の経費あたり。そのようなことをしないと、なかなかなくならんんじゃないかと。

昔、公園に車が放置されてですね、その問題があったけれども、中国のオリンピックのときに、全部鉄くずなもんだけん、持って行ってきれいになった経緯が昭和の時だったかな、ありましたけど、FRP製はそうはいかない。

現に、先程一番活用できるのは志岐漁港かって話ありましたけれども、そこに放置艇ももう10何隻あります。中には、持ち主に対してですね、警告文書が貼ってある船も

あったり、なかったり、ばらばらですよ。やっぱり、これをどうにかするのは漁港管理者しかいない。そういう面では、やっぱり町の管理は、漁港の管理は町長ですから、町長以外に為す術はない。海上保安部は取り締まるだけで、撤去はしませんから。そういう面で、その辺りの条例改正が、見直してということも考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） まず漁港のですね、土砂の部分ですね、かねてより山口委員からご指摘をいただいております、私も何とかですね、早急に対応しなきゃならないというふうに思っております。昨日、出ましたけども、熊本県の工事等もありますけども、なかなかですね、土砂の処理量がわからないという状況もありますけども、ほかの各町内の各事業においても、その泥を入れるような工事ができないかどうか確認をしてまいりたいと思っております。

それから今の船の取締りの部分なんですけど、去年もですね、天草広域本部と天草2市1町との意見交換会の席でですね、私の方も苓北町からの議題としてですね、その部分を申し述べました。町としては、罰則をですね、設けて条例改正をやりたいというお話をしたところなんですけども、熊本県下全域にもそういう問題があるということで、広域本部においても情報を収集しながら、どういう対策がとれるのかということで確認をしますということでしたので、また本年4月早々にはですね、広域本部との意見交換もあろうと思いますので、その席でどういう状況になっているのか、改めて確認をしたうえで、天草全域でですね、対応していければと思います。

特に、天草は海に囲まれたところでありますので、海の景観というのは大事だと思っておりますので、そういうことも含めて検討を進めていきたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ぜひお願いいたします。本当に放置艇、この間、海岸清掃の際にも、町長にもまたお願いしたんですが、富岡港、これは県の港湾管理ですけども、その小型船舶が台風のときに避難する。汐入に括ってありますけども、そこに2艘ひっくり返っております。

多分、所有者不明じゃないかと思って広域本部に電話したら、苓北はえらくそういう問題ばかり出てきますね。何回かお願いしたもんですから。っていう状態です。多分うちだけじゃなくて、天草全域がやっぱりそういう問題で、たまたまやっぱりそういうふうな指摘があつてですね、やっぱ危険だから、どうにかせざるを得なくなったもんだから、そういうことが出たと思っておりますけど、本当に危ない。やっぱ本腰入れて、これは漁業者の人はですね、適正管理されてるんですよ。小型船舶、遊びで使う人たちが他からもろてきて、つないで結局使わないまま放置してるというのが、多分9割方あると思

います。やっぱり、私たちの税金でつくつとるんだからなんていうふうな言い方ですね、何か正当化しようとしてるけれども、やっぱりその放置してる船が与える影響というのをですね、やっぱりきちんとみんなに知ってもらって、あなたは悪いことをしてるというようなことをですね、広報紙等でもですね、やっぱり放置艇に対する問題を惹起させるというふうなこともですね、一つやっていくべきことかと思えます。

非常に難しい問題ですけど、一步一步ぜひ前向きに、町長お願いいたしたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） この漁港の関係の空地の活用方法が挙げられたと思うんですけども、これは町長、港湾の方は何か話はありよつとですかね。同じような話がありよつとませんか。もし分かつとつたら。港湾です。教えていただければ。分からんばよかです。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 現在のところ把握はしておりません。分かっておりません。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） ぜひですね、うちの場合は漁港も港湾も町管理の場合はあまり区分けがつきませんね。港湾は例のほら、上津深江の方が港湾ですので。そこら辺がやっぱりかなり同じような状況下じゃなかろうかと思うとですね。そこら辺もですね、ぜひ、同じような待遇ができんもんか一つ推し進めていただければ。できるとするならばですね。よろしくお願ひします。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、苓北町漁港管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10、議案第12号、苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第17、議案第19号、苓北町特定地域生活排水処理事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例についてまでの8件は関連がありますので一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

議案第12号から議案第19号までを一括議題とします。

-----○-----

日程第10 議案第12号 苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第13号 苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第14号 苓北町下水道条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第15号 苓北町下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第16号 苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第17号 苓北町農業集落排水事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第18号 苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第19号 苓北町特定地域生活排水処理事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 議案第12号、苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 令和6年度からの公営企業会計への移行に伴う条例案の一部改正について。

昨年12月定例議会におきまして、公営企業会計への移行に関連する議案を上程させていただき、可決をいただいております。

今回、3月議会におきましても、公営企業会計の移行に関連する条例の一部改正案を8議案上程させていただきました。

議案第12号、苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正す

る条例についてから、議案第19号、苓北町特定地域生活排水処理事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例についてまでの8議案でございます。

それでは、1議案ごと説明をさせていただきます。

議案第12号、苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年3月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の経営規模並びに議会の議決を要する町の義務に属する損害賠償の額を改める必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

改正内容の説明をいたしますので、次のページの新旧対照表をご覧ください。

苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表でございます。右側が改正前、左側が改正後となり、下線部が改正箇所となります。

第3条の経営の基本でございますが、第2項で給水人口と1日最大給水量の数値を、第3項で処理人口の数値を改正いたします。前回12月の段階でまだ固まっておりましたが、今回、数値が固まりましたので、改正をいたします。

次に、第7条の議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等におきまして、損害賠償額で300万円以上から500万円を超えるものに改めます。これは本町の議会規定であります「苓北町長の専決処分事項の指定について」に定めてあります金額と合わせる形となっております。

1ページ戻っていただき、附則、この条例は、令和6年4月1日から施行するとなっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 議案第13号、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第13号、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

苓北町水道事業給水条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年3月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の公布により、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）についてでございますが、内容の説明を次のページの新旧対照表を使って説明いたしますので、1ページめくっていただきますようお願いいたします。

苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表です。右側が改正前、左側が改正後、下線部が改正箇所となります。

第5条の給水装置の新設等の申込みでございますが、厚生労働省令を国土交通省令に改正をいたします。

次に、第9条の工事の施行ですが、漢字のみの「竣工」から、ひらがなを使った「しゅん工」に改正をいたします。

第12条工事費の予納も漢字のみの「竣工」からひらがなを使った「しゅん工」に改正いたします。

第21条のメーターの対応でございますが、ひらがなを使った「き損」から全て漢字での「毀損」に改正をいたします。

第40条の給水装置の基準違反に対する措置でございますが、厚生労働省令を国土交通省令に改正をいたします。

第48条の布設工事監督者の資格でございますが、それぞれ定めてあったものを、政令第5条第1項各号に掲げるとおりとするに改正をいたします。

第49条の水道技術管理者の資格についてですが、それぞれ定めてあったものを、政令第7条第1項に掲げるとおりとするに改正をいたします。

第51条の過料ですが、厚生労働省令を国土交通省に改正をいたします。

それでは、条例（案）の本文に戻っていただきまして、附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 議案第14号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第14号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例について。

苓北町下水道条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年3月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、特定環境保全公共下水道事業を令和6年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。苓北町下水道条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容の説明をさせていただきますので、新旧対照表の方をお願いいたします。

1 / 15と書いてあって横書きのところでございます。

苓北町下水道条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表。右側が改正前、左側が改正後で、下線部が改正箇所となっております。

まず、目次でございます。条項の方がずれましたのでこの部分にかかって改正をいたします。

第3条の代理人の選定です。「町長が」という文言から、「特定環境保全公共下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）」に改めます。

第5条の排水設備の接続方法及び内径等ですが、「規則」を「規程」に改めます。このことにつきましては、規則というものは首長や教育委員会等の行政委員会のみが定めることができますが、公営企業の管理者は、規則を定める権限がありませんので、その代わりといたしまして規程を定めることができるとなっておりますので、規則ということから、規程というものに変えていきます。そのことに伴いまして、詳細なことを規程してあります関連する「規則」も「規程」に改めることにしております。

第7条の排水設備指定工事店の指定ですが、第1項は「規則」を「規程」に改めます。第4項、第5項を合わせまして、「財団法人熊本市上下水道サービス公社理事長（以下「理事長」という。）」に改めます。

以下、改正前の第7条の2と書いてあるところでございますが、条文の数字をですね、第8条に改めまして、以下、7条の3、次の7条の4、7条の5、7条の6、7条の7、7条の8、5 / 15ページ目になります。7条の9、7条の10、7条の11、7条の12。次のページの6 / 15ページです。8条、9条、以下、10条、11条、12条、13条、また次のページでございますが、14条、15条、16条、17条、18条、以下、このような状況でですね、結局、改正前の43条までを全て条項ずれということで、すいません、42条、43条をそれぞれ49条、50条と改めるようにしております。その分については、この15 / 15ページ目に、そこの部分を新旧対照表に記載をしております。

その次です。別表の方も、条文が変わった関係で25条関係から32条関係、別表第2も、25条から32条関係でございまして、主な内容につきましては、「規則」から「規程」に変えるものとか、あとその他の具体的な物質名とか、基準を記してあるものは施行令の方に定めるというようなことで、このような内容で今回の改正内容となって

おります。

恐れ入ります、条例（案）の４ページの方をお願いいたします。

附則、この条例は、令和６年４月１日から施行するといたしております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 議案第１５号、苓北町下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第１５号、苓北町下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町下水道事業受益者分担に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和６年３月６日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございます。特定環境保全公共下水道事業を令和６年４月１日から公営企業会計に移行することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。苓北町下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例（案）。

改正内容の説明をいたしますので、次のページの新旧対照表をお願いいたします。

苓北町下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表。新旧対照表の右側が改正前で、左側が改正後でございます。下線部が改正箇所となります。

第１条の趣旨ですが、「苓北町が施行する」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）」ことに改めます。また２行目の「充てる」という字をひらがなの「あてる」に改めます。

第４条、分担金の額でございますが、１箇所当たりの「箇所」という字を、ひらがなの「か」に改めます。

第１０条でございます。受益者に変更があった場合の取扱い。「規則」というものを先程説明しました「規程」に改めます。

委任、第１３条ですけど、これも「規則」ということを「町長が別に」定めるというものに改めます。

１ページ戻っていただきまして、附則、この条例は、令和６年４月１日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 議案第１６号、苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第16号、苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年3月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございます。農業集落排水事業を令和6年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

内容の説明をいたしますので、次のページから始まります苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表をお願いいたします。右側が改正前です。左側が改正後です。下線部が改正箇所になります。

まず、第3条の代理人の選定です。「町長」を、「農業集落排水事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）」に改めます。

第6条の排水設備の接続方法及び内径等です。「規則」から「規程」に改めます。

第7条の排水設備の計画の確認です。改正内容は、第6条と同じです。

第8条、排水設備の工事の実施についても、「規則」を「規程」に改めるものです。

第10条、排水設備の工事の検査についても「規則」を「規程」に改めるものです。

第14条、使用開始等の届出も同様に「規則」から「規程」に改めるものです。

第15条、使用料の徴収。「町は」というところを「町長は」というところに改めます。

第17条、排除汚水量の算定方法につきましては、「町簡易水道（以下「町水道」という。）」ところを「町水道」に改めます。これは四つの簡易水道を廃止して一つの水道事業に変更するため関わってきます。同項第4号は「規則」から「規程」に改めます。

第19条です。ポンプ施設等による届出の第2項に係る分です。「規則」から「規程」に改めます。

第25条、委任です。「規則」から「町長が別に」に改めます。

それでは条例（案）文のページをお願いいたします。

附則です。附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 議案第17号、苓北町農業集落排水事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第17号、苓北町農業集落排水事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町農業集落排水事業受益者分担に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年3月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございます。農業集落排水事業を令和6年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。苓北町農業集落排水事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例（案）。

内容の説明をいたしますので、次のページの新旧対照表をお願いいたします。

苓北町農業集落排水事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表です。右側が改正前、左側が改正後、下線部が改正箇所となります。

第1条の趣旨です。「苓北町が施行する」を「農業集落排水事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）」に改めます。また「充てる」という字をひらがなに改めます。

第4条の分担金の額です。1箇所からの「箇」という字をひらがなの「か」に改めます。

第10条の受益者に変更があった場合の取扱いです。「規則」から「規程」に改めます。

第13条の委任です。「規則」から「町長が別に」に改めます。

それでは、条例（案）本文にお戻りください。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 議案第18号、苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第18号、苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年3月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございます。特定地域生活排水処理事業を令和6年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に

関する条例の一部を改正する条例（案）。

内容の説明をいたしますので、次のページの新旧対照表をお願いいたします。

苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表です。右側が改正前です。左側が改正後です。下線部が改正箇所になります。

第1条の趣旨です。「苓北町（以下「町」という。）を「特定地域生活排水処理事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）に改めます。

第11条の排除汚水量の算定方法です。「町簡易水道」から「町水道」に改めます。これは先程申しました四つの簡易水道を廃止しまして、一つの水道事業に変更するためでございます。同条第4号は「苓北町下水道条例施行規則（平成11年苓北町規則第14号）で」から「町長が別に」に改めます。

第13条のポンプ施設等による届出の第2項です。苓北町下水道条例施行規則（平成11年苓北町規則第14号）で」から、「町長が」に改めます。

それでは条例（案）本文の方にお戻りください。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 議案第19号、苓北町特定地域生活排水処理事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第19号、苓北町特定地域生活排水処理事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町特定地域生活排水処理事業受益者分担に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年3月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、特定地域生活排水処理事業を令和6年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。苓北町特定地域生活排水処理事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例（案）。

内容の説明をいたしますので、次のページの新旧対照表をお願いします。

苓北町特定地域生活排水処理事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表でございます。右側が改正前、左側が改正後、下線部が改正箇所となります。

第1条の趣旨です。「苓北町が施行する」を「特定地域生活排水処理事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）」に改めます。また「充てる」という字をひ

らがなに改めます。

第12条、委任です。この「規則」という箇所を「町長が別に」に改めます。

それでは、条例（案）本文の方にお戻りください。附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 以上で説明が終わりました。

審議の途中であります。ここで昼食のため、1時15分まで休憩とします。

-----○-----

休憩 午後 0時11分

再開 午後 1時15分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは時間前ではありますが、皆さんおそろいですので再開いたします。

これから一括質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 文の中にですね、「しゅん工」、「毀損」、「あてる」、「1か所」、ここは漢字がひらがなになったり、ひらがなが漢字になってますけども、これはどういう意味があつとですか。意味がどう違うんですか。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 竣工を「しゅん工」とひらがなにしたり、き損を漢字にっていうことのお尋ねでございますが、この点につきまして、ひな形の方が来ておりました、それに基づいて改めたもので・・・。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 法制執務上ですね、法令の字句の使い方、送り仮名の使い方が決まっておりますので、今までがですね、それでない使い方をしていたということで改めさせていただいたものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） そしたら従来の送り仮名といいますか、それは間違っていたということですか。竣工、漢字もひらがなも一緒ですよ。そこら辺が、子どもたちの教育で、漢字の指導をする場合にですね、先生どちらが本当ですかって言われたときに、それはたまたま我々行政では、法律用語なんだということで逃げることができるかもしれないけども、本当の意味はどが間違うとか。それはやっぱり、町長部局だけじゃなくて、やっぱり教育委員会の方でも、これの疑問を持っていただいてですね、やっぱり

研究してもらおうと。そして、これはだから漢字の「竣工」なんですよ。だからひらがなの「しゅん工」なんですよ。そういう説明をしてほしいと思います。ただ単に法律用語ですということじゃなくてですね。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） ちょっとですね、言葉が足りませんでしたけども、法制執務上ですね、条例とか規則等々をつくる場合のですね、語句の使い方ということでご理解いただければと思います。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。・・浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） そういう回答いただきましたけども、それは納得できませんので、これ、国語として、教育委員会の方で検討してもらおうということでお願いをしておきます。

終わります。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 全部よかったですよ。

○議長（野崎幸洋君） そうです。一括して。

○4番（松本良人君） 一括して全部よかったですよ。

○議長（野崎幸洋君） そうです。

○4番（松本良人君） 下水道事業関係のですね、人口とか、あるいは給水人口とか給水量が変更になっております。これは何かあつとですか。上限を定めてあるごたるけんか。これ以上使えば、あるいは処理をせろばつまらんちゅうことですか。こら何条かな。ちょっと待ってください。議案第12号ですね。水道及び下水道の関係です。

それとこれも字句だと思えますけれども、改正前はですね、町長が必要と認めるときってなつとつですね、ほとんど。それから改正後は、特定環境云々の管理者の権限を行う町長となつとります。町長がいっちゃん偉かつですけん、何もせんばんけん、ここは管理のどうのこうのせんやつたつちや、つけんちやよかつて思うとですけど。

これは下水道関係のですね、すいません。これ字句の関係が何か、私たちには俗に言う教育委員会の国語の関係とかですね、送り仮名の関係とか、そこら辺はやっぱり行政を司る者にしては教育された方程式とか何かちゅうのを遵守せにやいかんと思うとですけども、浜口議員のおっしゃるとおりだと思うとですよ。

つまらんならつまらんごととしてですね、やっぱり上部に問い合わせる、上部を指導せんばいかん。国とか厚生省とかですね。これは14号ですね。14号で、3条にその他特定環境保全公共下水道事業の管理者の権限を行う町長。これが新しかつですよ。古かとは町長がなつとつですよ。意味は違つとですかね。町長であればよかでしょう。どっちみち町長がせんばんとでしよう。こら辺がですたい。全く私も合わせてですね、

浜口議員に合わせて私もそうあえて漢字でびしゃっと書いてあつとば、仮名に変える必要はなかつじやなかろうかと思うとですよ。そこら辺はどがんですかね。ここら辺の意味。二つ。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） まず、議案第12号の給水人口等の数字についてですが、この数字につきましては、水道の場合は、現在、四つの簡易水道を廃止して、一つの水道事業ということで熊本県の方に事業認可の申請を行っている中で、計画をつくる段階での現況の数字に合わせたものでございまして、あくまで計画上の、認定を受けるための計画上の数字をここに記しております。

下水道も然りで下水道の事業計画変更に伴いましての計画の人数をここに記載しておりまして、この数字についても、熊本県との合意がとれている数字で計画の人口を上げております。

2点目です。権限を有するというので、確かに同じ町長と町長ってなっておりますが、ただ、地方公営企業法におきましては、公営企業の管理者を置くことが原則となります。

地方公営企業法という適用を、今度、水道事業と下水道事業に適用をしますので、管理者を置くことが原則になりますが、小規模な公営企業にまで専任の管理者を置くことは、逆に非効率な公営企業となりますので、法第7条のただし書きによりまして、条例で管理者を置かない旨を定めることができますということで、そのときにですね、管理者の権限を行う町長ということをつけて、事業の権限を行う町長イコール管理者として整理をしておりますので、そういう意味で確かに同じ町長でございますが、地方公営企業法の適用を受けるという意味で、その文言を使わせていただいております。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 下水道事業設置に関する条例の部分ですけれども、この人口とか、給水量あるいは処理人口、これは変わたらずと変えていかんばんとでしょ。例えば、例えばですよ。立方メートルとすとか。1日最大。以内とすとか、以上とすとか、そこを入れとけば、いっちょん変えんちゃ良かじゃかつか。

もしですよ、もし何かの関係でここに企業が来たとする。そして、給水の量も増えた。あるいは、下水道の処理も増えた。逐次変えていかんばんとです。そがんことする必要なかつじやなかですか。一応、何々以下とすとか、もうちょっと1,000人以上とか、1万人以内ならとか、云々とかしとけば。

特にですよ、私が言うのは6,020人ですよ。書いてあるとが。そして最大は、3,050立方なんですよ。こがんこもこも書かなんとですか。例えば、3,050立方も

3,500とか、4,000とか。あるいは給水人口もですよ。6,020人にせんで、6,500人とか。

今、人口ば増やすって町は一生懸命しよらすとでしょう。一生懸命しよらす。やっぱり企業誘致も一生懸命なってしよらす。しよる中でですね、20人とかあるいは50立方とか小さくしてある。その理由がわからんですよ。もう1回、よろしくお願いします。

それから、特定云々ので町長がとか、そこも町長でよければ、町長でよかつじやなかですか。あるいは何かで管理者。管理者となつとつとでしょ。町長は。何かで決めてあつとでしょ。管理者とすると。管理者とするならば、管理者とか町長でよかつじやなかですか。管理者が権限を行う町長なんて改めて使わんやっつちや。

私は中学校までしか出とらんばってんですが、そこら辺はそんな国語はもう苦手で、こがんとは叩き込まんでおつですけん。ここら辺はやっぱり私は文法上、同じなら同じでようはなかろうかなと思いますけど、教育長どがん思わすですかね。

○議長（野崎幸洋君） 教育長に質問ですか。

○4番（松本良人君） 教育長に聞いてみる。

○議長（野崎幸洋君） それはこの一括質疑とまた全然ずれますよ。

○4番（松本良人君） つまらんならよかですよ。私は文章の作り方は・・・。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長に質問ならいいです。

○4番（松本良人君） 関係課長よろしくお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） まず、最初の数字の問題ですけど、先程も申しましたとおり熊本県との協議等を踏まえまして、このような数字とさせていただいております。

2点目です。先程ちょっと説明が足りないかなと思いましたが、申し訳ございません。苓北町の代表者である町長と管理者の権限を行う町長と、どちらの権限で行う事務を規程したのかということを確認するため、あえて何もつけない町長と事業の権限を行う町長イコール管理者として整理をさせていただくため、このような文言になりました。以上です。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

○4番（松本良人君） 教育長か教育委員会に・・・。

○議長（野崎幸洋君） いや、この条例改正に対する質問しか受け付けません。文書のこと水道環境課長がこのことに対しては担当ですので、そちらの質問だけは受け付けます。国語云々で質問というのはできません。

ほかに質疑ありますか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 1点。今の管理者の件はそれで分かりました。

ただ、水道の方の条例にはもともとそういう水道の管理者という文言は既に入ってたんですか。下水道関係、特定とかいうのは、全て管理者たる町長というふうな文言がありますけど、水道事業給水条例にはそういう管理者という文言がもともと条例には入ってない。それとも、既にそういう文言が入っていたのかどうかという点とですね、あと、下水道条例の一部を改正する条例の第7条、排水設備指定工事店の指定という中の7条の4項ですね。公益財団法人熊本市上下水道サービス公社理事長の登録を受けた者を置かなければならないということで、これまでと違う、熊本市の方の上下水道サービス公社理事長という文言が入ってますけれども、これは県下全域、こういうふうにごこの熊本市の外郭団体である上下水道サービス公社理事長の登録ということの項目を入れるようになった理由についてお聞きいたします。

長くなりますから、この二つだけでいいです。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 管理者、上水道の方のことをお尋ねだと思いますが、この点については苓北町水道事業、12月に可決をいただいております苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の分、その中で管理者を苓北町長とするということをご謳っていたかと思っておりますので、それでカバーできるんじゃないかと思っております。

それと、下水道の第7条ですね、熊本市上下水道サービス公社理事長の登録を受けた者と改正をしておりますが、この点につきましては、ひな形の方をいただいておりますので、それで改正をしております。

申し訳ございません。そこの団体にですね、委任をしておりますので、あえてそこを記載をしております。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） その委任をしてる、間違いありませんか。いやいや、これ重要なことですよ。もうOBの方はよく熟知されています。今現在の職員の方が、なぜこういうふうになってるのか。ひな形が来たからそれに合わせるというような答弁は絶対しちゃならんし、それはもう責任ですよ。

やっぱり執行部の中でですね、条例を改正するとき、この新たに入れることに対してのですね、その制度自体が、これまで旧条例の中には書いてある。これから移行してたのが遅れてたのかどうか。

公営企業法に則って、もうその熊本県がですね、全ての市町村に対して、この公益財団法人の登録という、ここが一任された。熊本県なら分かるけれども、熊本市になつとったもんだけが。熊本市が一番県内で最先端で行ってるから、そこに登録されてる人は、全市町村、県内の市町村全ての・・ただ、これに登録しとらんならば、うちの仕

事ができなくなるわけだから、果たしてその今までうちの管内の芥北町内の人が、これに登録してない場合は仕事ができなくなりますと。

その点は十分、水道環境課としてですね、やっぱり地元の企業がすぐ対応できるところまでいっとるけれども、なかなかこういう登録っていうのは、敷居が高くてできないというようなことがあると大変ですから、その辺りの現状がどうなってるのかということもあつての話です。

それと、私さっきの管理者の関係ですね、下水道条例の一部を改正する条例の中でですね、特定環境保全公共下水道事業の管理者の権限を行う町長というのが、下水道の中にはあつたもんだから、同じように上水道の方も、もしかしたらあるんじゃないかと。また、この次に忘れておりましたというわけにもいかんから、お聞きしたんですよ。だからやっぱりその条例を改正したとき、制定したときに、これは間違いなく、下水道がなければ、上水道というのとは一緒になってるかと思ったもんだから、何で上水道だけがなくて、下水道だけが出てきたのかなという、もう単純な疑問ですよ。

そこで、その条例にはこういうふうな明記がされておりますという回答があれば、もうそれでよかったんですけど。今それを持ってきてないわけ。

○議長（野崎幸洋君） 答弁よろしいですか。

水道環境課長。町長。

それでは水道環境課長から言ってください。

準備するのでしょうか。

○水道環境課長（本田 保君） すいません。只今調べますので、しばらく休憩をお願いいたします。申し訳ございません。

○議長（野崎幸洋君） 暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時59分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは、休憩前に引き続き、審議を進めたいと思います。町長。

○町長（山崎秀典君） 先程、山口議員から、今回の公営企業会計に伴う町長の権限に係る部分で、水道事業の部分についてはそういう文言の修正は要らないのかというようなことでございますけれども、本来であればですね、第3条において改正すべき点を、こちらの方が漏れているようでありますので、この点につきましては、今後訂正をさして再度ご提案をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） それでは今町長から提案ありましたように最終日の方に上程し

での審議に移らせていただきますけども、それでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議がありませんので、そのように訂正したいと思います。
副町長。

○副町長（福田誠一君） 議案第14号の山口議員さんからの第7条関係の公益財団法人熊本市上下水道サービス公社理事長の登録という件でお尋ねがっております。

本件に関しましては、平成24年に町とそこの上下水道サービス公社理事長と協定を結びまして、従来は日本下水道協会に登録というかですね、審査をしていただいとりました。平成24年度からそこの公益財団法人熊本市上下水道サービス公社の方が実施機関ということで、排水設備工事責任技術者の試験ということをしていただいて、登録をしていただいております。この件に関してはいろいろありましたので、先程担当の会社の方に電話をしまして、最終確認をしております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口議員。

○2番（山口利生君） この業者の方が、条例でこれだけ定めれば、仕事ができなくなるというようなことが心配でありましたので、十分その辺りは、うちの関係の業者の方とも調整は進んでるといふことでいいんですね。大丈夫ですね。はい、分かりました。

以上で質問終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第13号を除く部分での一括討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

採決は議案ごとに行います。

まず、議案第12号、苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、苓北町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第14号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第14号、苓北町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第15号、苓北町下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、苓北町下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第16号、苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、苓北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第17号、苓北町農業集落排水事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、苓北町農業集落排水事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第18号、苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、苓北町特定地域生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第19号、苓北町特定地域生活排水処理事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第19号、苓北町特定地域生活排水処理事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第18 発議第1号 苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第18、発議第1号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 発議第1号、令和6年3月6日、苓北町議会議長、野崎幸洋様。提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。

苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第17条第2項の規定により提出します。

提出理由。

新型コロナウイルス感染症の継続や、ロシアのウクライナ侵攻等世界的な紛争の続出に起因した原油価格や生活必需品物価高騰を考慮し、住民生活の安定化に寄与するため、令和6年度の苓北町議会議員の期末手当を削減する。

次のページをお開きください。

発議第1号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例（案）。

（趣旨）第1条、この条例は、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第48号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。

（期末手当）第2条、条例第5条の規定にかかわらず、令和6年度に限り、期末手当は支給しないものとする。

附則、この条例は令和6年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 趣旨説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 期末手当の削減について、あまりにも大まかな説明ですので、どのような使い道等考えがありましたら、お答えください。

○5番（浜口雅英君） なんて？

○1番（田嶋健司君） 削減することによって、何を目的とした削減なのか詳細をお聞かせください。

○5番（浜口雅英君） 予算の執行権は我々にはありません。ですので、私たちが提案するのは、議員の期末手当に関わる額を削減して、その額が700万円ぐらいありますので、それを一般財源として削減するわけですね。それで、そのあとは町の執行部が住民の生活の安定のために考えて使っていただくということです。ですので、どこどこにくらやるとかそういうことは、私のところでは決めておりません。よろしいでしょうか。

○1番（田嶋健司君） はい。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

○議長（野崎幸洋君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立少数です。

したがって、発議第1号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定については否決されました。

-----○-----

日程第19 議案第20号 令和6年度苓北町一般会計予算

日程第20 議案第21号 令和6年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算

日程第21 議案第22号 令和6年度苓北町都呂々財産区特別会計予算

日程第22 議案第23号 令和6年度苓北町国民健康保険特別会計予算

日程第23 議案第24号 令和6年度苓北町介護保険特別会計予算

日程第24 議案第25号 令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算

日程第25 議案第26号 令和6年度苓北町宅地造成事業特別会計予算

日程第26 議案第27号 令和6年度苓北町水道事業会計予算

日程第27 議案第28号 令和6年度苓北町下水道事業会計予算

○議長（野崎幸洋君） 日程第19、議案第20号、令和6年度苓北町一般会計予算から、日程第27、議案第28号、令和6年度苓北町下水道事業会計予算までの9件を一括議題とします。

ここで、令和6年度予算の施政方針について説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 令和6年度苓北町一般会計予算（案）並びに各特別会計予算（案）につきましてご提案を申し上げます。

日本経済の状況と国・県の動向につきましては、お配りしております予算編成に関する説明書に記載させていただいており、また、国の新年度予算等につきましては、報道等でもご承知のことと思いますので、ここでは省かせていただきます。

令和6年度の予算編成では、第7次振興計画（ふるさと苓北未来プラン）の基本目標の達成に向け、「第2期地方版総合戦略（第2期苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略）」との整合性を図った事業に重点的に取り組むとともに、子育て支援の充実や脱炭素化社会の推進及び価格・物価高騰対策に取り組めます。また、財政健全化を着々と進めるため、歳入面では、町有財産の売却を含む有効活用、ふるさとづくり寄附金のさらなる拡充等による自主財源の確保及び国・県補助金等による財源確保に努めます。

また、歳出面では、各事業の費用対効果等の検証による経費抑制、デジタル化を含めた効率化及び簡素化、職員一人ひとりのスキルアップによる人材育成、それに伴う行政サービスの向上を目指し、持続可能な将来を見据えた創造性ある予算編成に努めてきたところであります。

具体的には、①子育て支援の充実及び健康づくりの推進に係る施策、②関係人口・交流人口の創出・拡大につながる施策、③町民を守るための安心・安全につながる防災施策、④地域を支える基盤産業の振興に係る施策、⑤脱炭素化社会の実現に向けた施策、以上、五つを重点取り組み事項としまして、町民・企業・行政、それぞれが力を発揮できる、協働・共創のまちづくりを推進する予算編成に努めたところでございます。

それでは、重点取り組み事項の中身についてご説明申し上げます。

まず1点目、子育て支援の充実及び健康づくりの推進に係る施策でございます。

子育て支援医療費助成事業などを引き続き実施するとともに、3歳未満の保育料を無償化し、これまでの3歳以上を含め保育料を完全無償化いたします。出産については、妊産婦の支援等のための産前・産後ケア事業を実施します。さらに、子育て支援も兼ねて、上津深江広域避難地を防災公園として整備するための実施設計を行います。また、国の出産・子育て応援交付金事業や熊本県の補助金を活用した結婚新生活補助事業に加え、町独自の結婚祝補助金を継続して実施いたします。

健康づくりの推進としましては、各種がん検診や予防接種等を引き続き実施するとともに、新たに健康ポイント事業を実施し、健康づくりへの関心を高め、健康的な生活習慣の定着化を図ります。

次に2点目、関係人口・交流人口の創出・拡大につながる施策でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響から経済回復が促される中で、地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネジャーに加え、新たに集落支援員事業を活用し、新たなアイデアを活用した町おこしや観光協会の法人化など、さらなる観光分野の推進を図ります。また、イベント事業等による情報発信を積極的に進めるとともに、富岡城や富岡海域公園に整備した新たな観光スポットも活用し、交流人口の拡大を図ります。さらに、移住・定住推進として、空き家活用支援事業を拡充し、関係人口の拡大を図ります。

次に3点目、町民を守るための安心・安全につながる防災施策でございます。

町民の安心と安全を守るべく、消防団員育成を含めた消防団に関連する事業を引き続き実施します。また、消防施設整備事業や庁舎に設置している衛星系無線設備の更新を行います。さらに、上津深江広域避難地を防災公園として整備するための実施設計を行います。

次に4点目、地域を支える基盤産業の振興に係る施策でございます。

町内の基幹産業である農業、林業、水産業、畜産業をしっかりと底支えするため、農林水産業、畜産業の人手・担い手不足の解消と関係人口の創出を図るための短期就労及び観光型移住体験事業を実施いたします。

農業振興事業では、資材高騰対策として、農業省力化生産資材導入補助事業に加え、新たに学校給食用米を提供する水稻地産地消推進事業や輸送費高騰対策としての農産物輸送費補助事業を実施します。また、耕作放棄地解消対策として遊休農地解消対策事業における単価及び対象面積の拡充を実施します。さらに国・県の補助事業を活用した中山間直接支払推進事業等を実施するとともに、地域農業の将来の在り方を考える人・農地プランから目標を立て、実行に移す地域計画の策定への移行を引き続き実施します。その中で、地域・集落での話し合いを活性化し、地域農業の5年後・10年後を見据えた農業振興施策を実施します。

林業振興事業では、森林環境譲与税を活用し、枯損松伐倒処理事業や森林基幹道苓北天草線をはじめ林道の維持管理を実施します。

水産振興事業では、原油価格高騰対策として、漁業燃油価格高騰対策事業を実施するとともに、引き続き磯焼け・食害対策事業を実施します。

次に5点目、脱炭素化社会の実現に向けた施策でございます。

地球温暖化が原因と考えられる気候変動の影響により、身近な生活環境にも様々な影響をもたらすことが懸念されます。町では、令和5年11月「苓北町脱炭素宣言」を行

いました。地球温暖化対策を推進していくため、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーのさらなる推進をはじめ、農地や山林、海洋の保全活動を実施します。

以上、五つの項目を重点施策としてそれぞれ必要経費を計上し、令和6年度の一般会計予算（案）は総額で53億1,100万円、前年度当初予算比10.8%増となっております。

続きまして、各特別会計予算の主な点につきましてご説明申し上げます。

まず、坂瀬川財産区特別会計につきましては、歳入に区有地貸付料等を計上し、歳出には管理会委員報酬、山林取締役員報償費等を計上いたしました。

次に、都呂々財産区特別会計につきましては、歳入に区有地貸付料等を計上し、歳出には管理会委員報酬、山林取締役員報償費及び国道389号沿線の都呂々字立見地内火力発電所付近の区有地法面を含む支障木伐採業務委託費等を計上いたしました。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、熊本県全市町村の国保料、国保税率の統一化に向け、段階的に保険税算定方式を標準化するとの方針により、医療費分においては課税割合の調整、介護分においては所得割及び均等割とも税率の引き上げを行いました。

保健事業におきましては、被保険者の健康増進と医療費のさらなる適正化を図るため、特定健診受診に要する費用、独自事業である人間ドック受診に係る個人負担金の助成事業に要する費用のほか、特定健診未受診者対策事業として再勧奨に係る費用、レセプト点検に係る費用などを計上いたしました。

また、特定保健指導や重症化予防指導、重複・多剤服薬対策に係る費用を計上しました。

次に、介護保険特別会計につきましては、令和6年度から始まる「第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づいて、介護保険事業及び高齢者福祉行政の推進のための費用を計上いたしました。

介護保険事業におきましては、引き続き地域包括支援センター業務を苓北町社会福祉協議会に委託するための費用を計上いたしております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、医療費の適正化を図るとともに、後期高齢者医療広域連合からの受託事業である保健事業と介護予防の一体的な実施事業の取り組みとして、高齢者の健康維持、フレイル予防に努め、国保・後期・包括支援センターの3部署間で保健事業の連携を図るため、運動指導員と訪問指導員の予算を一般会計に計上いたしました。

また、後期高齢者健診事業の町独自事業についても、住民サービスの見える化を図るため、一般会計に計上しております。

次に、水道事業会計につきましては、従来水道特別会計から令和6年4月1日より

公営企業会計への移行に伴いまして、水道事業会計として予算を計上いたしております。主な内容としまして、町道尾越線配水管布設替工事ほか1件の工事請負費、都呂々ダム共同管理費負担金などを計上いたしております。

次に、下水道事業会計につきましては、従来下水道特別会計、農業集落排水特別会計、特定地域生活排水処理事業特別会計を統合し、令和6年4月1日からの公営企業会計への移行に伴いまして、下水道事業会計として予算を計上いたしました。主な内容としまして、処理場等維持管理業務委託料、浄化槽維持管理委託料、公営企業会計システム運用保守委託料を計上いたしております。

次に、宅地造成事業特別会計につきましては、宅地3区画分の財産売却収入を見込み、住宅建設補助を計上したほか、宅地販売促進に係る経費などを計上いたしました。

終わりに、令和6年度予算編成では、九州電力(株) 苓北発電所に係る固定資産税の減額、地方財政計画による普通交付税の増額及び臨時財政対策債の減額等を見込んでおります。また、子育て支援の充実や脱炭素化社会の推進及び価格・物価高騰対策に関連する各事業、高止まりの社会保障関連経費、公債費及び老朽化に伴う公共施設の補修事業といった必要不可欠な社会資本整備に対し予算措置を講じる必要があるため、難しい予算編成となりました。

また、財政健全化の取り組みとして、令和6年度は元金償還額6億3,382万8,000円に対し、地方債発行額を3億5,790万円、うち臨時財政対策債2,400万円といたしました。

令和6年度も引き続き、町民一人ひとりが求める多様な要請に応えるべく、地方行政に課せられた使命と期待を職員一人ひとりが意識し、一丸となって対応できる組織づくりと強化を進めます。

特に、苓北町が抱えます「人口減少と少子高齢化」に伴う最重要課題に全庁的に取り組むため、各関係部署の横断的な組織として、「まちづくり戦略室」を設置し、関係機関等との連携を図りながら、課題解決に向けた施策の企画・立案を行ってまいります。

また、国・県の施策を常に情報収集することで、有利な財源である補助金・交付金の活用を積極的に図り、一般財源の縮減に努めつつ、各事業を確実に適正に実施をしてまいります。

以上により、令和6年度の予算(案)をご提案をいたしますので、ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(野崎幸洋君) それではまず、議案第20号、令和6年度苓北町一般会計予算についての説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長(宮崎良成君) 議案第20号、令和6年度苓北町一般会計予算(案)

についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53億1,100万円と定めます。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によります。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ額の最高額は10億円と定めます。

令和6年3月6日提出。荅北町長 山崎秀典。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 次に、議案第21号、令和6年度荅北町坂瀬川財産区特別会計予算についての説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 議案第21号、令和6年度荅北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

令和6年度荅北町の坂瀬川財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ218万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月6日提出。荅北町長 山崎秀典。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 次に、議案第22号、令和6年度荅北町都呂々財産区特別会計予算についての説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 議案第22号、令和6年度荅北町都呂々財産区特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

令和6年度荅北町都呂々財産区特別会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,702万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月6日提出。荅北町長 山崎秀典。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 次に、議案第23号、令和6年度荅北町国民健康保険特別会計予算についての説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君） 議案第23号、令和6年度荅北町国民健康保険特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億1,306万5,000円と定めます。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めます。

令和6年3月3日提出。荅北町長 山崎秀典。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野崎幸洋君） 次に、議案第24号、令和6年度荅北町介護保険特別会計予算についての説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第24号、令和6年度荅北町介護保険特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億7,928万7,000円と定めます。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は6,000万円と定めます。

令和6年3月6日提出。荅北町長 山崎秀典。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野崎幸洋君） 次に、議案第25号、令和6年度荅北町後期高齢者医療特別会計予算についての説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君） 議案第25号、令和6年度荅北町後期高齢者医療特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,910万2,000円と定めます。

令和6年3月6日提出。荅北町長 山崎秀典。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野崎幸洋君） 次に、議案第26号、令和6年度荅北町宅地造成事業特別会計予算についての説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 議案第26号、令和6年度荅北町宅地造成事業特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,258万8,000円と定めます。

令和6年3月6日提出。荅北町長 山崎秀典。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野崎幸洋君） 次に、議案第27号、令和6年度苓北町水道事業会計予算についての説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第27号、令和6年度苓北町水道事業会計予算（案）についてご説明いたします。

本案は、令和6年度苓北町水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案をするものでございます。

予算の内容でございますが、収益的収入及び支出では、収入を1億9,455万円、支出を2億8,523万円とするものでございます。

もう一つの会計、資本的収入及び支出では、収入を2,829万円、支出を4,967万円とするものでございます。

令和6年3月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 次に、議案第28号、令和6年度苓北町下水道事業会計予算についての説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第28号、令和6年度苓北町下水道事業会計予算（案）についてご説明いたします。

本案は、令和6年度苓北町下水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案をするものでございます。

収益的収入及び支出では、収入を2億9,750万円、支出を5億1,090万円とするものでございます。

もう一つの会計でございます。資本的収入及び支出では、収入を3億1,355万円、支出を3億1,368万5,000円とするものでございます。

令和6年3月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野崎幸洋君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

ここで申し上げます。

これから質疑を行います。3月11日から予算審査特別委員会での予算の審査を予定しております。よって、議会運営面から全体的なことについての質疑のみをお願いいたします。

それでは、議案第20号、令和6年度苓北町一般会計予算に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 特に今回の一般会計で少子化関係、子育て関係が重点的な事業として上がっておりますが、前回、子育て支援計画なるものを出していただきまして、それで一応令和6年度の予算（案）ということで、一覧表をいただきましたが、最終的に、今回の予算の中にどのようになっているのか。できれば修正があつてれば、あの表を月曜日までに出していただければ、それを見ながら審査ができるかと思ひます。

よろしくお願ひします。

○議長（野崎幸洋君） そのようによろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号、令和6年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号、令和6年度苓北町都呂々財産区特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号、令和6年度苓北町国民健康保険特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号、令和6年度苓北町介護保険特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号、令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号、令和6年度苓北町宅地造成事業特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号、令和6年度苓北町水道事業会計予算に対する質疑を行います。質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号、令和6年度苓北町下水道事業会計予算に対する質疑を行います。質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第20号、令和6年度苓北町一般会計予算から議案第28号、令和6年度苓北町下水道事業会計予算までの全体的な質疑を終わります。

お諮りします。

議案第20号、令和6年度苓北町一般会計予算から、議案第28号、令和6年度苓北町下水道事業会計予算までの議長を除く議員9人で構成する予算審査特別委員会を設置し、9件の予算案をこれに付託して審査、またその事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限をこの予算審査特別委員会に委任することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、令和6年度当初予算の9件については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査、事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限をこの特別委員会に委任することに決定しました。

ここで日程案について説明します。

各予算案の審査は、3月11日、12日、13日までの期間で予算審査特別委員会で行いたいと思います。

-----○-----

日程第28 議案第29号 令和5年度苓北町一般会計補正予算（第10号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第28、議案第29号、令和5年度苓北町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 議案第29号、令和5年度荅北町一般会計補正予算（第10号）（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金並びに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業を始め、各種事業の実績によるもののほか、国の補正予算による社会資本整備総合交付金の追加交付に係る町道舗装事業に要する費用等を補正するものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 議案第29号、令和5年度荅北町一般会計補正予算（第10号）（案）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,965万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億5,366万5,000円とするものです。

5ページをお願いします。第2表、繰越明許費です。

款2総務費、項1総務管理費の住民情報システム等改修事業から、款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業まで8事業で、総額1億9,482万3,000円です。

6ページをお願いします。第3表、地方債補正です。

1、追加は、堆肥センター管理事務充当分として、過疎対策事業債840万円の追加です。

2、変更は、事業費確定による庁舎改修事業充当分の緊急防災・減災事業債160万円の減額。事業費増額による天草広域連合負担金（新ごみ処理施設）充当分の過疎対策事業債1,200万円の増額。温泉センター高圧ケーブル修理費確定による温泉センター管理事務充当分の過疎対策事業債20万円の減額。社会資本整備総合交付金の追加交付による町道舗装事業充当分の過疎対策事業債2,000万円の増額。上津深江港棧橋改修費確定による港湾管理事業充当分の過疎対策事業債190万円の減額。事業費確定による防災行政無線更新事業充当分の緊急防災・減災事業債40万円の減額。事業費確定見込みによる河川等災害復旧事業充当分の災害復旧事業債610万円の減額です。

9ページをお願いします。歳入です。

款12分担金及び負担金、項1、目1民生費負担金は、入所者の増加による老人福祉施設入所者負担金180万円の増額です。

10ページをお願いします。

款13 材料及び手数料、項1、目3 農林水産業使用料は、実績見込みによる町管理漁港使用料239万円の増額です。

目4 商工使用料は、実績見込みによる物産館施設使用料19万6,000円の減額です。

11ページをお願いします。

款14 国庫支出金、項1、目1 民生費国庫負担金、節1 社会福祉費負担金は、利用者数の増加による更生医療給付事業国庫負担金及び障害児施設給付費国庫負担金合わせて73万7,000円の増額。

節3 保険基盤安定負担金は、事業費確定による国保保険基盤安定国庫負担金（保険者支援分）及び国保未就学児均等割保険税国庫負担金合わせて57万5,000円の減額です。

目3 災害復旧費国庫負担金は、実績見込みによる災害復旧費国庫負担金（現年分）1,324万2,000円の減額です。

12ページをお願いします。

項2、目1 総務費国庫補助金、節2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、充当事業の実績見込みによる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金への組み替えによる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,809万1,000円の減額。

節6 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金からの組み替え等による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億1,078万8,000円の増額です。

目2 民生費国庫補助金は、子育て支援センター事業の実績見込みによる子ども・子育て支援交付金事業補助金（地域子育て支援拠点分）8万8,000円の増額です。

目3 衛生費国庫補助金は、事業費確定による新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金18万7,000円の増額です。

目4 土木費国庫補助金は、国の補正予算交付による社会資本整備総合交付金（町道舗装）511万円の増額です。

目5 消防費国庫補助金は、実績見込みによる社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）50万円の減額です。

13ページをお願いします。

款15 県支出金、項1、目1 民生費県負担金は、事業費確定による国保保険基盤安定県負担金（保険者支援分）から、国保未就学児均等割保険税県負担金まで合わせて76万円の減額です。

14ページをお願いします。

項2、目1総務費県補助金は、熊本県における熊本地震復興基金の清算による熊本地震復興基金交付金（市町村創意工夫事業追加分）1,571万6,000円の増額。短期就労及び観光型の移住体験事業の事業費確定による地域づくり夢チャレンジ推進補助金44万4,000円の減額。住宅耐震化支援事業の実績見込みによる熊本地震復興基金交付金50万円の減額。LPガス価格高騰対応生活者支援事業の事業費確定による物価高騰対応生活者支援交付金270万6,000円の減額です。

目2民生費県補助金は、子育て支援センター事業の実績見込みによる子育て支援強化事業費補助金8万8,000円の増額です。

目4農林水産業費県補助金、節1農業委員会補助金は、実績見込みによる農業委員会等振興助成費補助金30万5,000円の増額。

節2農業費補助金は、事業の実績見込みによる耕作放棄地解消事業（有効利用促進事業）補助金から水田産地化総合推進事業補助金まで、合わせて51万6,000円の減額。

節3林業費補助金は、事業の不採択による単県治山事業補助金124万6,000円の減額。実績による森林整備地域活動支援交付金7万2,000円の減額です。

15ページをお願いします。

項3、目1総務費県委託金、節3住民基本台帳費委託金は実績による人口動態事務委託金1,000円の増額。

節4統計調査委託金は、実績による漁業センサス委託金4万7,000円の増額。

節5選挙費委託金は、実績見込みによる熊本県知事選挙事務委託金31万円の増額です。

16ページをお願いします。

款16財産収入、項1、目2利子及び配当金は、債券運用等による財政調整基金預金利子から中小企業新型コロナウイルス感染症対策特別利子補給基金預金利子まで、合わせて615万6,000円の増額です。

17ページをお願いします。

款17寄附金、項1、目1総務費寄附金は、実績見込みによるふるさとづくり寄附金340万円の減額です。

18ページをお願いします。

款18繰入金、項1、目2宅地造成事業特別会計繰入金は、宅地の販売実績による宅地造成事業特別会計繰入金350万2,000円の減額です。

19ページをお願いします。

款20諸収入、項5、目1雑入は、事業費の確定による農地有効利用補助金返還金か

ら市町村負担金返還金（河川）まで合わせて125万2,000円の増額です。

目2過年度収入、節3民生費国庫負担金過年度収入は、令和4年台風14号接近時の避難所運営に係る災害救助費国庫負担金過年度収入85万円の増額。

節5災害復旧費県補助金過年度収入は、令和3年発生災害の災害復旧に係る農地等災害復旧費補助金過年度収入248万7,000円の増額です。

20ページをお願いします。

款21町債、項1町債は、6ページの地方債補正で説明したとおりで、目3衛生債費の（過疎対策事業債）天草広域連合負担金（新ごみ処理施設）から、目9災害復旧事業債の（災害復旧事業債）公共土木施設災害復旧事業まで、合わせて3,000万円の増額です。

21ページをお願いします。歳出です。

款2総務費、項1、目1一般管理費、節1報酬から節4共済費まで、及び節8旅費並びに次のページの節18負担金補助及び交付金の地域おこし協力隊活動費補助金は、ふるさとづくり寄附金事業への地域おこし協力隊の申し込みがなかったことによる、合わせて367万円の減額。

節7報償費は、実績見込みによるふるさとづくり寄附謝礼品360万円の増額。

節9交際費は、実績見込みによる交際費8万8,000円の増額。

節11役務費及び次のページの節12委託料は、ふるさとづくり寄附金対策事業の実績見込みによるウェブサイト掲載手数料から企業版ふるさとづくり寄附金募集委託料まで、合わせて36万2,000円の減額。

節18負担金補助及び交付金の危険家屋等解体支援事業補助金は実績による90万円の減額。

節24積立金は、財政調整基金利子積立から次のページの苓北ふるさとづくり応援基金積立まで、合わせて2,274万5,000円の増額。

節25寄附金は、令和6年能登半島地震災害義援金100万円の増額です。

目2文書広報費は広報れいほく発行ページ数の増加による印刷製本費21万6,000円の増額です。

目4会計管理費は、取扱件数の増加見込みによるコンビニエンスストア収納業務委託料2万6,000円の増額です。

目5財産管理費、節11役務費は、各出張所電話料の実績見込みによる電話料6万5,000円の増額。

節27繰出金は、宅地の販売実績減による宅地整備工事分の宅地造成事業特別会計繰出金285万9,000円の増額です。

目6企画費、節1報酬から次のページの節12委託料まで、及び節18負担金補助及

び交付金の地域おこし協力隊活動費補助金は、移住・定住対策事業への地域おこし協力隊の申し込みがなかったことによる合わせて485万9,000円の減額。

節18負担金補助及び交付金の荅北町離島航路運営費補助金は、燃料費の高騰等による471万円の増額です。

目12庁舎管理費は、庁舎改修工事監理業務の実績による監理業務委託料13万円の減額です。

目14情報化推進費は、節1報酬から次のページの節18負担金補助及び交付金まで、デジタルデバインド対策事業への地域おこし協力隊の申し込みがなかったことによる、合わせて357万8,000円の減額です。

26ページをお願いします。

項3、目1戸籍住民基本台帳費は、人口動態事務委託金活用のため消耗品費1,000円の増額です。

27ページをお願いします。

項4、目1選挙管理委員会費は、選挙関係実例判例集等の法規追録代3万6,000円の増額です。

目3熊本県知事選挙費は、選挙事務に係る時間外勤務手当及び入場券等の印刷製本費合わせて31万円の増額です。

28ページをお願いします。

項5、目2指定統計費は、漁業センサス委託金活用のため消耗品費4万5,000円の増額です。

29ページをお願いします。

款3民生費、項1、目1社会福祉総務費、節1報酬から節12委託料まで、及び節18負担金補助及び交付金の価格高騰重点支援給付金（住民税非課税世帯）は価格高騰重点支援交付金事業の実績による合わせて247万5,000円の減額。

節18負担金補助及び交付金の坂本・藤本福祉基金社協補助金は預金利子増額分38万8,000円の増額。

節27繰出金は、財政安定化支援事業分から、次のページの未就学児均等割保険税分までの国民健康保険特別会計繰出金合わせて119万4,000円の増額です。

目2老人福祉費は、入所者増加による老人保護措置費192万6,000円の増額です。

目4介護保険事業費は、実績による介護保険事業計画策定業務委託料54万7,000円の減額です。

目6障害福祉費、節11役務費は、件数の増加による診療報酬事務手数料2万5,000円の増額。

節18負担金補助及び交付金は、実績による障害福祉施設物価高騰対策事業補助金1万円の増額。

節19扶助費は、実績見込みによる更正医療給付事業から、次のページの重度心身障害者医療費助成まで合わせて1,400万8,000円の増額です。

32ページをお願いします。

項2、目1児童福祉総務費、節3職員手当等は不足する期末手当（会計年度任用職員）3,000円の増額。

節18負担金補助及び交付金は、子育て支援センターの運営に係る子育て支援強化事業補助金26万2,000円の増額。

節22償還金利子及び割引料は、令和4年度事業実績による過年度分返還金から保育所関係補助金等県返還金まで合わせて1,220万2,000円の増額です。

33ページをお願いします。

款4衛生費、項1、目1保健衛生総務費、節4共済費は不足する共済費（職員）54万4,000円の増額。

節19扶助費は、申請件数の増加による一般不妊治療費助成（人工授精）及び不妊治療費助成（単独）合わせて18万円の増額です。

目2予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の実績によるシステム改修委託料及び新型コロナウイルスワクチン接種委託料合わせて45万1,000円の増額です。

目3環境衛生費は、実績による下水道特別会計繰出金（事務費分）及び特定地域生活排水処理事業特別会計繰出金（建設費分）合わせて845万7,000円の減額です。

目6保健センター費は、研修室照明器具取替に係る修繕料10万2,000円の増額です。

34ページをお願いします。

項2、目2塵芥処理費は、天草広域連合新ごみ処理施設整備に係る天草広域連合負担金（清掃費）1,099万6,000円の増額です。

35ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1、目1農業委員会費は、不足する期末手当（会計年度任用職員）1,000円の増額です。

目2農業総務費は、不足する共済費（職員）109万2,000円の増額です。

目3農業振興費、節8旅費及び節10需用費は、中山間地域等直接支払事業補助金の実績見込みによる普通旅費及び消耗品費合わせて2万1,000円の減額。

節12委託料は、実績による短期就労及び観光型移住体験業務委託料59万1,000円の減額。

節18負担金補助及び交付金は、実績見込みによる経営所得安定対策推進事業補助金

から、農業資材価格等高騰対策事業補助金まで合わせて426万8,000円の減額です。

36ページをお願いします。

目5農地費、節10需用費は、農道神楽山線の路肩補修に係る農道等維持管理費60万円の増額。

節18負担金補助及び交付金は、不足する農地等小災害復旧事業補助金5万円の増額です。

目6農業経営基盤強化促進対策事業費は、農地中間管理機構特例事業収入活用のため、節10需用費の消耗品費と節11役務費の後納郵便代の組み替え。

節18負担金補助及び交付金は、実績見込みによる農地有効利用補助金(単独)28万2,000円の増額です。

目7堆肥センター管理費は、過疎対策事業債の充当等による財源内訳の変更です。

37ページをお願いします。

項2、目1林業振興費、節18負担金補助及び交付金は、実績見込みによる森林整備地域活動支援交付金7万2,000円の減額。

節22償還金利子及び割引料は、平成28年度事業における未実施分の森林整備地域活動支援交付金返還金、及び令和元年度事業における間伐実施個所の5年未満での伐採に伴うくまもとの森林利活用最大化事業補助金返還金を合わせて55万4,000円の増額です。

目3治山事業費、節14工事請負費は、単県治山事業の不採択による工事請負費(補助)249万2,000円の減額。

節18負担金補助及び交付金は、事業費の確定による県治山林道協会負担金4万4,000円の増額です。

38ページをお願いします。

項3、目1水産業振興費は、漁業燃油価格高騰対策事業等に充当する物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の増額による財源内訳の変更です。

目2漁港管理費は、坂瀬川漁港(和田)のポンツーン修理に係る修繕料20万円の増額です。

39ページをお願いします。

款6商工費、項1、目2商工業振興費は、実績見込みによる運送事業者原油価格高騰対策事業支援金、及びLPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金、合わせて550万5,000円の減額です。

目3観光費、節1報酬から節8旅費まで、及び節18負担金補助及び交付金の次のページ、地域おこし協力隊活動費補助金は、観光振興事業への地域おこし協力隊の申し込

みがなかったこと、及び地域プロジェクトマネジャーの着任が8月1日であったことによる、合わせて494万4,000円の減額。

節18負担金補助及び交付金の富岡城お城まつり事業補助金は、実績による52万2,000円の減額です。

目4温泉センター管理費、節10需用費は、温泉受水槽等修理に係る修繕料19万8,000円の増額。

節18負担金補助及び交付金は、燃料費高騰に伴うリスク分担分として、温泉センター指定管理委託料39万4,000円の増額です。

41ページをお願いします。

款7土木費、項2、目2道路維持費、節7報償費は、実績見込みによる道路愛護作業謝礼金35万円の減額。

節10需用費は、町道元袋線舗装補修に係る道路補修費35万円の増額。

節12委託料は、実績による道路台帳整備委託料254万5,000円の減額です。

目4道路舗装費は、社会資本整備総合交付金の補正予算交付による町道釜線ほか舗装補修設計に係る測量設計委託料及び町道矢形平線ほかの舗装補修に係る工事請負費（補助）合わせて2,551万円の増額です。

目6国県道整備促進費は、事業費確定による国県道整備事業負担金82万5,000円の減額です。

42ページをお願いします。

項3、目1河川総務費は、事業費確定による海岸堤防等老朽化対策緊急事業負担金21万5,000円の増額です。

43ページをお願いします。

項4、目1港湾管理費は、上津深江港棧橋改修工事の実績による工事請負費（単独）190万円の減額です。

44ページをお願いします。

款8消防費、項1、目3消防施設費は、防災行政無線屋外拡声支局建替工事の実績による工事請負費（単独）47万円の減額です。

目4災害対策費、節10需用費は、紺屋町地区避難地のブロック隙間植物除去に係る修繕料19万3,000円の増額。

節18負担金補助及び交付金は、実績見込みによる民間建築物耐震改修補助金100万円の減額です。

45ページをお願いします。

款9教育費、項1、目2事務局費は、ランドセル用冷却ジェルパット購入に係る消耗品費及び小学校教科書改訂に伴う年間指導計画作成に係る印刷製本費を合わせて44万

5,000円の増額です。

46ページをお願いします。項2小学校費、目1学校管理費は、インターネット契約変更に係る情報通信回線使用料5,000円の増額です。

47ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費は、旧都呂々中学校水道管漏水修理に係る修繕料30万3,000円の増額。

節11役務費は、インターネット契約変更に係る情報通信回線使用料1,000円の増額です。

48ページをお願いします。

項4、目3社会教育施設費は、苓北町総合武道館及び体育センターの消防設備等改修に係る修繕料50万円の増額です。

目5志岐集会所管理費は、会議室エアコンの修理に係る修繕料42万3,000円の増額です。

49ページをお願いします。

項5、目2学校給食費は、学校給食費負担軽減事業に充当する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減額による財源内訳の変更です。

50ページをお願いします。

款10災害復旧費、項2、目1河川等災害復旧費は、実績見込みによる工事請負費(補助)1,934万2,000円の減額です。

51ページをお願いします。

款11公債費、項1、目1元金は、10年毎の利率見直しによる臨時財政対策債12万7,000円の増額です。

以上で、令和5年度苓北町一般会計補正予算(第10号)(案)の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(野崎幸洋君) 説明が終わりました。

ここで3時20分まで休憩いたします。

-----○-----
休憩 午後 3時06分
再開 午後 3時20分
-----○-----

○議長(野崎幸洋君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

田崎稔君。

○6番(田崎 稔君) 2点だけお尋ねいたします。21ページですかね、これ全般に

わたりますけど、地域おこしの協力隊員の報酬とか何とか減額になってますけど、これは応募がなかったのか。または、応募しても、こちらの眼鏡にかなう人物がいなかったのかですね。お尋ねします。

そしてふるさと納税の広告料の220万円減額されてますけど、宣伝は大いにやっ
ていいんじゃないかと思えますけど。減額された理由ですね。お願いします。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 企画政策課からですね、地域おこし協力隊関係、今年
度4名、それぞれの事業に募集したところなんですけども、最終的には応募はございま
せんでした。町としてもですね、いろいろな機関紙なり何なりで募集はしたんですけ
ども、なかなかですね・・・全国的にこれは採用をしている自治体がありますので、な
かなか応募までは至らなかったというようなところでございます。ただ、ぜひ必要な人材
ではございますので、次年度も募集方法をちょっと変えた形ですね、新たに採用をし
たいというようなことで予算計上はさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） ふるさと納税広告宣伝料の減額ですけれども、ふるさと納
税の寄附金の中でルールがございまして、寄附金の50%をそれにかかる返礼品の品代
とか送料とか、ウェブサイトの広告料もですね、含めて超えてはならないという総務省
のルールがございまして、本来は私どもも公告宣伝をたくさんしてですね、やりたい
ところでありまして、この50%ルールを超えると総務省の方から指導が来まして、
その改善ができなければ、これ自体が、寄附金を募集するこの行為そのものができな
くするという厳しいルールがございまして、寄附金の入を見ながらですね、広告宣伝を
しているところです。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） はい。以上でよかです。分かりました。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 同じくですね、21ページですけども、寄附金がですね、マ
イナス340万円だったと思うとですよ。収入がですね。そして、寄附金の謝礼品が3
60万円多かったですね。そこら辺の事情を教えてください。

それから33ページ、保健衛生費の中でどこに入るかちょっと分かりませんが、関連
することだと思いますので、お聞きしますけれども、実は、犬・猫の路上の、要するに
処理をしとらっさん方が大分おったり、猫あたりがですね、結構あつるとか、犬の関
係です。

このことについて、私3年ぐらい前にですね、一般質問いたしまして、条例の制定がなからんば・・・、警察に言うて、何回か警察に言わしたそうですけれども、警察自体がですね、町で条例を制定をせんと、取り締まりができませんというような指導があったそうですよ。そのことは、一般質問でしたっですけれども。その時は前向きで検討する。すぐやるからというような感じだったんですが、もう何年かなりますのでですね。

今度は課長がまた退職さっせば、あとがまた、1、2年ずるっとじゃなからうかと思えますので、今回は利用させていただいて、お願いをしてみたいと思います。どがんなっとつとでしょかね。以上です。2点です。

すいません。もう1点。天草広域連合の負担金はですね、ここにすいません、34ページに2,000万円弱ありますけれども、これ全体でどんくらいぐらいなっとですかね。すいません。清掃関係だけでよかですけん。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） ふるさとづくり寄附金の謝礼金が収入が減ってるけど、増えてるんじゃないかということでお尋ねございました。これはですね、受付を4月から3月まで行います。3月とか2月とか受け付けた分の発送は、準備ができ次第、4月以降に発送するということになります。ご希望の商品をですね。令和4年度で受け付けた分、収入でですね、寄附金を受け付けた分は、4月以降に発送している部分が130万円ほどございます。それとあと返礼品リストということで・・・。

○4番（松本良人君） わかりました。よかです。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 猫に係する条例についてですが、これにつきまして熊本県の方で県の条例が定めてありますので、そのことで、それに取って代わるという認識しております。

次に、34ページの天草広域連合の負担金の増額につきましては、この要因といたしましては、新ごみ処理施設土地造成工事は天草広域連合が工事を行っておりまして、その変更契約でございまして、これについては、中硬岩の想定岩盤が当初計画より浅い位置に発生したことから、地山の土質区分の変更が生じました。これに伴いまして、掘削により、発生した岩を造成地に破砕してから埋めるために増額変更が出ておりまして、その分で全体で9,526万3,000円の増額となりまして、そのうちの苓北町の負担分が1,138万1,000円となりましたので、その不足分で、今回補正で1,099万6,000円の増額となった次第です。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 松本議員がお尋ねになられたのは、清掃の負担金の全

体額がいくらかっていうことですよ。今回の補正を合わせまして、衛生費に係る負担額はですね、1億2,201万3,000円でございます。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） この犬・猫のふん尿の関係、これ警察がですね、警察が多分その駐在所と思うとですけども、町の独自の条例の制定がなからんばでけん。取り締りができんと。検挙ができんということだったそうですよ。そこら辺、本当にそうであるのかなと。警察に問い合わせていただけますか。

これは2、3年ぐらい前の件で、その当事者の方がそうおっしゃって、警察にも何回か言うたらとですよ。それでもできんと、町で条例制定せんばできんということでございますので、警察が間違っただけを言うのか、あるいは県が間違っただけを言うのか分かりませんが。地域の方がですね。それなりに地域の方にも報告をしますし、あるいは警察の方に強く言うてください。ですね。そうでしょう。もうあれしとらんとですから、警察まで言うたってから。町に条例がなからんばつまらんと、できませんということ。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 分かりました。警察の方にお話を伺いに行きたいと思えます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 50ページで工事請負費が1,900万円減額になっています。何か実績見込みということでしたけども、どこなのか。それで、できればその箇所ごとに金額も教えてもらえればと思います。

それから44ページに修繕料が紺屋町避難所の何か樹木の・・・あれはそのまま残しとけばやっぱり崩るっとですかね。もしそういうことで崩れるという恐れがあつたらば、やっぱ最初するとき、目詰りが足りなかったとか、そういう施工ミスはなかったのか。今さら言うてもですね、どうならんとかもしれませんが、そこら辺はどうなのか。

それから41ページで、道路台帳整備委託料がマイナス250万円と、道路愛護作業謝礼金がマイナス35万円、維持補修は35万円のプラスになってますけども、これは250万円と35万円もですね、財源内訳は一般財源のようですので、そのまま維持補修費にですね、落とさずとも・・・落としてどっかほかに戻さなければならなかったというような事情があるのか。そういうものがないならばですね、維持補修費に回してもよ

かったんじゃないかと思うわけですよ。

そうせんと、何回も言うておりますように、ちょっと山間部に入れば、道路はもうめちゃくちゃですね。とてもこれが荅北町が管理する町道なのか、公衆用道路なのかという感じがします。具体的に言えばですね、上津深江の椎葉線、課長よくご存じだと思います。一回は迫水、山からの水がですね、道路を洗掘していた部分についても、補修をしてもらいましたけども、ああいう状況になっています。それから、竹線は本当に人頭大の石が、数えれば切りがないですね。車も通行もできにくい状況にありますので、そういう部分に回して、維持管理に努めればどうかというふうに思います。

それから地域おこし協力隊の分の減額がかなりの額になっていますんで、これはやっぱりまちづくりのために、今、課長の話では1年間採用ができなかったということです。ということは、その間、空白であったわけですけども、地域おこし隊の設置の目的からして、まちづくりに何らの影響もなかったのかお尋ねをします。

それから、物価・・・14ページ。ページを言うたらんやったですね。今度から言います。14ページ、物価高騰対応生活者支援交付金が、これはマイナス270万円になってると。これ県の補助金ですけども、マイナス270万円になっていますけども、これはもうマイナスでいいのかという気がするわけですね。県の補助金ですので、県の規定とか何とかがあって、それにそぐわなければということでしょうけども。そういう気がします。

それから10ページで町管理漁港の使用料が239万円。収入で入っています。これ高額かどうか分かりませんが、大きな金額ですので、どこの港でどういうことに入ったのか教えてください。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） まずは50ページの方からいきますか。後ろからの質問でしたので・・・。

土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） まず50ページの河川等災害復旧事業の箇所でございますけれども、災害がですね、12箇所発生をいたしました。箇所ごとの事業費を教えてくださいということでしたので、3月補正時点の箇所ごとをそれぞれ説明させていただきます。まず小路川Ⅰが600万円、小路川Ⅱが370万円、野口川が1,260万円、鶴尾1号支線が660万円、八久保支線が190万円、都呂々川Ⅰが1,350万円、都呂々川Ⅱが370万円、都呂々川Ⅲが1,050万円、陰平支線が360万円、高尾線が250万円、野田2号支線が3,280万円、大谷口川が350万円、合計の1億1,700万円でございます。そのうち、令和5年度の支払予定額が2,550万円、令和6年度への繰り越し、今のところ予定額が7,620万円としております。

次の41ページのまず道路台帳の委託料の254万5,000円、これにつきましては今回、統合型GIS、公開型GIS業務の方でこの台帳を作りましたので、この台帳作成費全額減額をさせていただいております。

それと、この減額について、ほかの道路維持補修費に使えなかったのかということですが、あと15日ほどの中で、この予算をですね、ちょっと本来はしたいんですけども、工事が完了する事が予定できませんので、この額は使っておらず、この愛護作業の謝礼金を削減いたしましたので、その分の箇所のみですね、今回35万円ということで補修費を上げさせていただいたところです。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 続きまして、44ページの紺屋町避難地の修繕料の19万3,000円についてです。まず、ここですね、横に蔓延するような種子がですね、飛んできて、あのような状況になっております。今後、暖かくなって夏場に向けてですね、その根が大きくなっていることによって、ブロック自体がですね、剥離したりすることが懸念されますので、令和5年度ですね、補正予算で早急に対応したいというふうなところで予算を計上しております。

あと施工ミスではなかったのか、懸念されたんじゃないのかということですが、これについては、ほかのところも同じような工種でできてるところも同じような形で検査が終わっておりますので、施工ミスはなかったのではないかというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 地域おこし協力隊に関してですけども、企画政策課の方ではですね、今回、移住・定住に関しての地域おこし協力隊を募集させていただきました。

現在、職員がですね、その作業にあたっているんですけども、お試し住宅の活用だとか、空き家の活用ですね、空き家バンクの活用でいくらかの実績はあるんですけども、やっぱりこう地域おこし協力隊を始めとして、移住者、移住してこられた方にですね、生の声というかですね、そういった方々が実際こっちに来ていただいて、空き家の活用とかそういったことを進めてもらえればですね、もっとそういった空き家の利活用、移住・定住の促進につながったとは思っております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 続きまして、14ページの総務費県補助金の物価高騰対応生活者支援交付金でございますけども、これはLPガス使用世帯に対しての補助金

でございます、実績に基づいて、申請がなかった分、この分が減額になったということでございます。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 10ページの町管理漁港使用料の239万円の増の分ですけれども、これ今現在、県の工事で国道324号のですね、上津深江から坂瀬川にかけてまして、消波ブロックの積み増しの工事がされておりまして、それを受注されております二つの業者さんがですね、それぞれ志岐漁港の野積場とそれから富岡漁港の町有地を借りて、ヤードとして使用されている分になります。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 地域おこし協力隊の件ですけれども、これは申込みがないということは、そういう何か、言い方は不適切かもしれませんが、田舎に行って、田舎を興そうという気持ちを持っている人たちが当然、手を挙げて来られると思います。その人たちが、苓北町は行っても何もなかもんなということで手を挙げられないのか。それとも何かほかにあるのかという気がします。例えば、待遇が悪いとかですね、報酬が低いからとか何とか。私はそういう人たちも、苓北町には何もないということであれば、これ人口減少で人口を増やそう、増やそうと欲しているけれども、ちょっとそういうことに興味のある人も行きたくないということであるならば、これもうちよつと真剣に、あと1回再度ですね、その地域おこしについて、さらに検討すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 浜口議員のおっしゃるとおりでですね、なかなか行政と地域おこし協力隊のマッチングがうまくいかないというような部分があるかと思えます。

そこにですね、次年度はですね、そういう専門的なところに委託して、派遣してもらおうというのも一つの手段かなと思いますので、そういうことも含めてですね、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○5番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 先程、14ページの物価高騰対応生活者支援交付金270万円の内訳についてか、それがLPガスの方ですね。39ページのLPガス価格高騰対応

生活者支援事業補助金は541万円なんですけど、ここは270万円で違うんじゃないんですか。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） この支援につきましては、町と県がそれぞれ半分ずつ出し合って支援するような形になっておりまして、そうですね、県の分が11ページですかね、減額になって、町の分が事業の全体として県の分も含めて減額してるっていうふうなところになります。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 一般財源が減ってないのは何ですか。39ページ。540万円の半分270万円減るなら一般財源も同じぐらい減るとじゃないですか。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） LPガスですね、生活者支援補助金ですね、39ページですけども、この分の財源としましては、先程の14ページですね、県の物価高騰対応生活者支援交付金とですね、国の臨時交付金が半分ずつとなっております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 1点、これちょっと、今、田嶋議員が言ったのは、正しいと思います。さっき県が2分の1、国が2分の1で言うとしたのが、町が2分の1は国庫補助で540万円落ちとるならば、当然、国の補助金の方が、どこかまた270万円落ちてるはずじゃないかという質問であったのがね、だからコロナの関係で対応してますっていうと、それがどれなのかというのを説明しないと。さっきは、企画の方が町が2分の1なら一般財源って普通思うわけだけん。そこはきちんと説明しないと、誤った説明になるんじゃないかと思います。そこはまたそれで説明をもう1回し直してもらおうと。

それと36ページなんですけど、堆肥センターの管理費で、地方債、過疎債を充ててその他940万円減になって、一般財源が100万円、財源更正やってますけれども、これのその他の940万円減になってる、これは何が減になってるのか。また一般財源で100万円追加してあるということで、ここの財源構成の中身がよくわかんない。何がこれだけ落としてるのかですね、それをちょっと内訳を。それとあと、今、決算関係を精査していらっしゃるかと思うんですが、おおむね堆肥センター、今年度の収支を見たときにどのくらいの一般財源の持ち出しになってるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） すいません。失礼しました。39ページのLPガス価格高騰対応生活者支援事業交付金541万円の減額でございますけども、県からの補助金ですね、が270万6,000円の減額、それからすいません。町が2分の1出すと言いましたけども、町の分については国からの物価高騰対応生活者支援交付金、これを充当しておりますので、その分が270万6,000円減額というようなところで国・県の支出金にその額が充当されて、減額というふうな形で充当されております。それに運送事業価格高騰の充当分も減額してる分がありますので、国県の支出金はそれも合わせて550万7,000円の減額っていうような形になっています。ですから、LPガスについては県からの補助金、町の財源については国からの物価高騰対応の交付金を充当して、それを実績によってそれぞれ減額したというふうな形になります。よろしいですか。お分かりになりますか。

先程言いましたLPガスに充当する県の分っていうのは、予算書の14ページの物価高騰対応生活者支援交付金、LPガス分ですね、270万6,000円という内容になります。国の分っていうのが、12ページにあります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、それから下の段にあります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、それぞれこれがですね、各種事業に充当されております。その分のこの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の分で減額してるっていうような形になります。よろしかったですかね。はい、すいません。

それから、堆肥センターは36ページですね。堆肥センターですけども、ここの財源にありますその他の940万円の減額っていうのはですね、予算書の17ページ、ふるさとづくり寄附金、これの分、これの充当について、この堆肥センターの管理事業充当分を940万円減額して、天草苓北ふるさとづくり寄附金対策事業に600万円、充当先を変えて、全体として340万円、17ページでは減額となっております。

先程の36ページに戻っていただいてですね、その他のふるさとづくり寄附金の充当940万円、充当を減額した分を過疎対策事業債で840万円、過疎対策事業債のソフト事業に充当を組み替えて不足分を一般財源100万円充当し直したというような形になります。よろしかったですか。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

○2番（山口利生君） ちょっと、堆肥センターが940万円減にして、あと・・・。

○企画政策課長（宮崎良成君） ふるさとづくり寄附金対策事業、事業全体にですね、600万円充当しているっていうふうな形になりますので、予算ではですね、21ページですね、総務管理費の一般管理費、その他の1,152万5,000円。その他の分が増額になっておりますけども、ここの中に先程の金額がその一部として入ってきてる

っていうな形になります。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 堆肥センターの収支ですけども、これ4年度でよろしいですかね。

○2番（山口利生君） 5年はまだ？

○農林水産課長（松井徹也君） 5年はまだです。

○2番（山口利生君） まだ見込みは出とらんわけ？

○農林水産課長（松井徹也君） 2月の途中まではあるんですけど、ちょっとまだ大きな収入とか支出が含まれてないのでですね。4年度でよろしいですか。

○2番（山口利生君） いや、それなら・・・。いやもうだいたい予測ができるかと思ったんです。できとらんとなら・・・。

○農林水産課長（松井徹也君） ちょっと5年度はまだちょっと動きが、大きな支出、収入が入ってくると、がらっと変わりますので。

○2番（山口利生君） またあとで・・・。

○農林水産課長（松井徹也君） はい。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第29号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、令和5年度苓北町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第29 議案第30号 令和5年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第29、議案第30号、令和5年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君） 議案第30号、令和5年度荅北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,156万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,589万6,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由につきましては、歳入では、国保税額の調定見込額の減額、特別調整交付金の確定によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

まず、歳入ですが、款1国民健康保険税、項1、目1一般被保険者国民健康保険税、節1医療給付費分現年課税分から節6介護納付金分滞納繰越分まで合わせて610万円の減額は、令和4年度分課税所得に基づく調定見込額の減額により補正を行うものでございます。

次に、7ページをお開きください。

款4国庫支出金、項1国庫補助金、目2、節1社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は、マイナンバーカードの健康保険証利用申込の促進を図るための周知啓発に係る補助金の交付によるものです。

次に、8ページをお開きください。

款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金は、一般被保険者療養費等の増額に伴い、普通交付金16万1,000円の増額、節2特別交付金2,424万8,000円の減額は、特別調整交付金2,424万8,000円の減額により、補正を行うものです。

次に、9ページをお開きください。

款6財産収入、項1財産運用収入、目1、節1利子及び配当金6万7,000円の増額は、財政調整基金積立利子の運用収入増額により補正を行うものです。

次に、10ページをお開きください。

款7繰入金、項1、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金から節5未就学児均等割保険税繰入金まで、合わせて119万4,000円の増額は、繰入金の確定によるものでございます。

次に、11ページをお開きください。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1、節1財政調整基金繰入金1,733万円の増額は、8ページの特別交付金の減額に伴い、財源の調整を行うものでございます。

次に、歳出でございまして、12ページをお開き願います。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、財源区分の変更でございます。

次に、13ページをお開きください。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目2 一般被保険者療養費10万円の増額は、一般被保険者療養費の実績見込額の増加に伴う補正です。

次に、14ページをお開きください。

款2 保険給付費、項2 高額療養費、目2 一般被保険者高額介護合算療養費、節18 負担金補助及び交付金6万1,000円の増額は、実績見込額の増加に伴う補正です。

次に、15ページをお開きください。

款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分、目1 一般被保険者医療給付費分は、財源内訳の変更です。

次に、16ページをお開きください。

項2 後期高齢者支援金等分、目1 一般被保険者後期高齢者支援金等分は財源区分の変更です。

次に、17ページをお開きください。

項3、目1 介護納付金分は、財源内訳の変更です。

次に、18ページをお開き願います。

款4 保健事業費、項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費、節3 職員手当等2,000円の増額は、会計年度任用職員の期末手当の2,000円の不足分の補正になります。

次に、19ページをお開きください。

款5 基金積立金、項1、目1 財政調整基金積立金、節24 積立金6万7,000円は、運用収益の増加に伴い、国保財政調整基金利子積立を行うものでございます。

次に、20ページをお開きください。

款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目5 保険給付費等交付金償還金、節22 償還金利子及び割引料81万6,000円の増額は、令和4年度の特定健康診査事業費の精算によるものでございます。

次に、21ページをお開きください。

款8 予備費、項1、目1、1,261万3,000円の減額は、国民健康保険税等の減額に伴い、予備費を減額するものでございます。

以上が、令和5年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） ちょっとよくわかんないのが基金繰入金、先程、特別調整交付金減の穴埋めで、財政調整基金を取り崩したというふうな説明がありました。まず、000万円ほどの特別調整・・・8ページですね。8ページの保険給付費等交付金の特別調整交付金が2,400万円も減になってる理由は何なんだろうかと。その穴埋めのために、基金から1,800万円取り崩して入れてるというその理由がよくわからない。ただ、予算書のまんま読んでも、実際、何が国民健康保険特別会計の中で起きているのかがよくわかんないのでもう少し詳しく。なぜ、特別調整交付金が2,400万円もの金額で減になってるのか教えていただきたいと思います。

それと、事務費の繰入金374万1,000円、一般会計から繰り入れてる分は、多分その他と一般財源の財源内訳の中で出てくると思うんですが、国保財政調整基金の取崩しを入れてしてる。これはどこにどう歳出の方で反映されてくるのか。教えていただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君） 国保の調整交付金につきましては、当初、標準システムの導入の経費として、歳出予算を計上しておりますけれども、調整交付金の算定が、令和5年1月から令和5年12月までに支出をした経費が対象になるということで、その分の歳出の確定が3月になりますので、支出がなされておられません。その分の経費につきましては、翌年度に調整交付金という形で、町の方に来るということで、その分につきましては、基金の方で一時的に建て替えをするものでございます。

○議長（野崎幸洋君） もう1点。もう1点の質問・・・。

健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君） 支出につきましては反映をしておらずで、財源内訳の変更という形になっております。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 12ページですね、一般管理費の国庫支出金の方が2,400万円減の、その他で2,100万円増やしてるというところが、繰入金、基金から。これは先程の3月確定して、支出が減でなるので翌年度に来るということですね。だから支出は払わないかんから、予算はこのままで払って、国の方からのやつが減になってるけど、翌年度に来る。これは毎年、こういう状態になるんでしょうか。それともたまたま令和5年度はこういうふうな形でなるのか。よく厚生労働省の場合は、その年不足してですね、翌年度にお金をやるというのが結構ありますが、これもやっぱそういうふうなことが毎年起きるんですか。

○議長（野崎幸洋君） 健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君）　今回は、先程も申し上げましたけれども、国保のシステムの標準化に伴う改修事業が発生したということもありまして、その分が出てきております。毎年ではありません。

○議長（野崎幸洋君）　山口利生君。

○2番（山口利生君）　確認です。これはあくまでもその相手方じゃなくて、苓北町の方でシステムを導入をしたことで、精算が遅れたという理由ですかね。標準システムというのは。これは苓北町で標準システムは導入してあるんでしょう。それとも、これは県の方の標準導入システムですか。

○議長（野崎幸洋君）　健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君）　標準システムにつきましては、国と国保中央会のシステムになります。

○議長（野崎幸洋君）　よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君）　小さいことで私がちょっと勘違いしてるかもですけども、18ページです。職員手当の2,000円。それで括弧書きして、会計年度任用職員というふうに書いてあるんですけども、2,000円の期末手当、今から予算化して支出する、ちょっといかがかなと。ちょっとあと1回。

○議長（野崎幸洋君）　健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君）　昨年ですね、11月の臨時議会の折に、補正を行ったわけですけども、この2,000円分ですね、少なく補正を行っておりまして、今回2,000円追加で補正を行うものでございます。大変申し訳ありません。

○議長（野崎幸洋君）　高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君）　そうすると、ほかに職員手当の経費があったから、それで支出しておいて、今回2,000円を補ったということでもいいわけですかね。

○議長（野崎幸洋君）　健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君）　はい。今回追加で2,000円ですね、高戸議員のお見込みのとおりでございます。

○9番（高戸幸雄君）　はい、分かりました。ちょっと該当することがないんじゃないかなと思ったから、こういうふうな質問をさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君）　ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君）　ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第30号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第30号、令和5年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第30 議案第31号 令和5年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第30、議案第31号、令和5年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第31号、令和5年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,574万1,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、令和5年度の介護給付費負担金等の交付決定に伴うもので、歳出では、施設介護サービス給付費の減額によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

まず歳入ですが、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分2,796万2,000円の増額は、交付決定によるものでございます。

次に、7ページをお開きください。

項2国庫補助金、目1調整交付金、節1現年度分調整交付金630万6,000円の減額は、交付決定によるものでございます。

目2地域支援事業交付金、節1現年度分128万円の減額は、介護予防事業交付金137万円の減額、包括的支援事業・任意事業交付金9万円の増額に係る変更交付申請によるものでございます。

次に、8ページをお開きください。

款4支払基金交付金、項1、目1介護給付費交付金、節1現年度分1,072万7,000円の減額は、変更交付申請によるものでございます。

次に、9ページをお開きください。

款5 県支出金、項1、目1 介護給付費負担金、節1 現年度分823万円の減額は、変更交付申請によるものでございます。

次に、10ページをお開きください。

款5 県支出金、項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金、節1 現年度分19万2,000円の減額は、介護予防事業交付金1万1,000円の増額。包括的支援事業・任意事業交付金20万3,000円の減額に係る変更交付申請によるものでございます。

次に、11ページをお開きください。

款6 財産収入、項1 財産運用収入、目1、節1 利子及び配当金3万2,000円の増額は、基金預金利子の増額によるものでございます。

次に、12ページをお開きください。

款7 繰入金、項2 基金繰入金、目1、節1 介護給付費準備基金繰入金375万9,000円の減額は、歳出における施設介護サービス給付費の減額により財源調整を行うものでございます。

次に、歳出でございます。13ページをお開き願います。

款1 総務費、項3 介護認定審査会費、目2 認定調査等費、節1 1 役務費10万円の増額は、新規申請者の増加に伴い、認定に必要な医師意見書の件数が増加したことによるものでございます。

次に、14ページをお開きください。

項4、目1 地域包括支援センター事業費は、財源区分の変更です。

次に、15ページをお開きください。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 介護サービス等給付費、節1 8 負担金補助及び交付金260万円の減額は、実績に伴い、施設介護サービス給付費300万円の減額。居宅介護住宅改修費40万円を増額するものでございます。

次に、16ページをお開きください。

項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス等給付費は、財源区分の変更です。

次に、17ページをお開きください。

款3 地域支援事業費、項1 介護予防・日常生活支援総合事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費は、財源区分の変更です。

次に、18ページをお開きください。

款4 基金積立金、項1、目1 介護給付費準備基金積立金は、財源区分の変更です。

以上が、令和5年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）（案）の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 14ページ、これ財源の方ですけれども、国費が11万3,000円マイナスになって、一般財源が11万3,000円。この理由を教えてください。

それから17ページも同じです。財源が、国費が少のうなあって、一般財源が組まれている。その理由をお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 変更申請に伴いまして、国庫支出金等がマイナスになった関係で一般財源を振り替えるものでございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） それは私も分かります。それは分かっとですが、この内容がどういう形で、補助対象にならんじゃったのか。何か補助対象にならんとがあって、補助金が減額されて一般財源を投入したっちゃうことですよ。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 地域包括支援センターの事業費です。14ページになりますが、財源の内訳がございまして、その中で今回、国庫の方で9万円増額、県支出金で20万3,000円を減額しまして、その差引き、残りが11万3,000円。財源区分の変更というところですので、先程も申し上げましたとおり、事業を充てていた分が県の分が変更申請でマイナス、国の分が増額。調整をさせていただいて、プラスマイナスゼロです。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

○4番（松本良人君） 17ページは・・・。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 17ページも・・・。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） すいません。介護予防サービス給付費、これも財源内訳がございまして、この中で国の支出金の方は増額1,082万8,000円、県支出金が411万5,000円の減額。その他の部分で、これは利用料の減額その他分で支払基金交付金はその他になりますが、536万3,000円の減額、一般財源が135万円の減額。総額、国の方から1,082万8,000円が入りまして・・・、

○4番（松本良人君） 根本的に国費が減った、例えば人間が減ったとか、事業が減ったとかその理由ですよ。その計算じゃなくて。計算の過程で何人もって、何人になったと。そこら辺はもう数字はでとらんばいかなでしょう。そういうこっじゃなくて、事業費そのものの内容自体を聞いたわけです。

○福祉保健課長（田尻康彦君） この国県の申請ですね、交付金の申請に基づいて・・・。

○4番（松本良人君） 伴ったその数字、例えば、サービスを受けられた人が減って、何人減って、減ったから補助対象でせんだったから、補助金が減って、町費が増えましたよということ、そこら辺を知りたかったです。

○福祉保健課長（田尻康彦君） そしたらすいません、介護予防サービス給付費の分につきましては、事業がですね、要支援1、2に該当する方のサービス費用です。

サービスの分が実績によって増えた分と減った分がありますので、国の分に対しては増額、県の分に対しては減額というところで、事業の変更申請に基づいた中での分ですので、数字としてはですね、この財源区分の変更ですので、ここは右側に説明が出てきておりませんが、そういった町の申請によってこの数字が出てきております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私が言うのは、当初に申請額が、例えば10人で、要介護が10人で1万円じゃったと。10人ですね。それが申請の時点で9人になったと。9人になったから安くなったと。それでしかし、全然見とらんもんが、該当せんだったのが何人おったから、国費がマイナスなって、一般財源からの繰入れがこれだけなってますよと、そこら辺を知りたかったですよ。申請がどうのこうのじゃなく、国費の算定がどうのこうのじゃなくて。これだけ、例えば17ページ、国費が135万9,000円。補助対象から外れとるわけでしょ。補助対象外で補助金が少のうなっただけでしょ。その分を135万9,000円、その分を町が負担せんばならんごてなっただけでしょ。この数字上は。補助対象外でしょ。

そこの兼ね合いを知りたかったですよ。何でこうなったかと。今、課長がずっとおっしゃっては、申請したとがこっただけで、実績がこっただけです。実績の中身をですね、何で一般財源がこれだけ増えて、国費がこれだけ補助対象が減ったかと。それには何かの根拠があるわけでしょ。その根拠を知りたかったですよ。もういっちょ下げたところの根拠を。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 先程から申し上げておりますが、介護保険のサービスの給付費で利用者の方々の分を町が支払っております、その分の国庫の交付金とか県の方ですね、補助金とかをもらうのに、計算した中で申請をしております。その中には当然数字が出てきておりますけども、今回のここでは一般財源の分を国からもらえる分に充当するとか、そういった財源の内訳だけをですね、今回させていただいております。

数についてはですね、ちょっと申請書の様式をちょっと見て、人数等ですね、確認しないとすいません。出てきません。後ほどお示しさせていただきます。今、この場では、すいません。節では出てきてませんので、充当の分はですね、財源区分の変更については

こういった予算書っていうところになっておりますので、申し訳ないですけど、後で内訳、その件数とかですね、そこは出てきませんので申し訳ないですけど、それで了承いただければと思います。

○議長（野崎幸洋君） 後ほどその数字については報告してください。

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第31号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、令和5年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第31 議案第32号 令和5年度苓北町水道特別会計補正予算（第4号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第31、議案第32号、令和5年度苓北町水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第32号、令和5年度苓北町水道特別会計補正予算（第4号）（案）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,234万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,108万9,000円とするものでございます。

主な内容は、本年4月より公営企業会計移行に伴いまして、基金を取り崩す必要があり、水道特別会計へ基金取り崩しとして受け入れます。

それでは、4ページをお願いします。第2表 地方債補正です。

1、変更。公営企業会計適用債、簡易水道事業1,360万円から140万円減額いたしまして、1,220万円とするものでございます。簡易水道事業債、建設改良事業970万円から20万円減額いたしまして、950万円とするものでございます。

7ページをお願いします。歳入です。

款4繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金、節1基金繰入金、4,394万5,000円の増額は、基金を取崩したことによるものでございます。

8ページをお願いします。

款7町債、項1町債、目1公営企業会計適用債、140万円の減額は、事業費確定に伴うものでございます。

目3簡易水道事業債、節1簡易水道事業債20万円の減額は、これも事業費確定に伴うものでございます。

9ページをお願いいたします。これより歳出です。

款1水道費、項1水道管理費、目1一般管理費、節12委託料140万円の減額は、システム改修委託料10万円と簡易水道事業統合認可申請業務委託料130万円を合わせたもので、事業費の確定によるものでございます。

節14工事請負費20万円の減額。これも水道施設整備工事費の工事費確定によるものでございます。

10ページをお願いします。

款4予備費、項1予備費、目1予備費4,394万5,000円の増額につきましては、基金を取り崩したものをここに充てたものでございます。

以上で、令和5年度苓北町水道特別会計補正予算（第4号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第32号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第32号、令和5年度苓北町水道特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第32 議案第33号 令和5年度苓北町下水道特別会計補正予算（第3号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第32、議案第33号、令和5年度苓北町下水道特別会計

補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第33号、令和5年度苓北町下水道特別会計補正予算（第3号）（案）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ850万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,220万9,000円とするものでございます。

主な内容は、歳出見込み額確定によります一般会計からの下水道事業繰入金の減額によるものでございます。

6ページをお願いします。歳入です。

款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金850万円の減額です。これが下水道事業繰入金事務費分になりまして、事業費の見込額確定によります減額によるものです。

7ページをお願いします。これより歳出です。

款1公共下水道事業費、項1下水道管理費、目1一般管理費、節10需用費につきましては、消耗品費100万円の減額と電気料750万円の減額につきましても、歳出見込み額によります減額となります。

以上で、令和5年度苓北町下水道特別会計補正予算（第3号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 予算はもうこれでいいんですが、1点だけちょっとをお伺いしたい。公営企業会計に今度4月からいきますが、今まで一般会計からの繰出金はある程度総務省が示す繰り出し・・・、何かありますよね。これだけは繰り出していいというふうなものがあって、今度、公営企業になると厳しくなるというような話を聞いてたんですが、やっぱり町の場合は、結構、公債費元金の返済に一般会計から相当充当しとった状態がまだまだ続くかと思うんですが、その点については、あんまり総務省からの締め付けは、公営企業会計に行ったとしてもそんなにならないのでしょうか。

それとやっぱり厳しくまた見られる方向性にあるのかどうか。その点。ちょっと人口も減ってですね、管理経費がかかってくると、やっぱりどうしても今の状態、水道は4,000万円ぐらい基金があったから差し当たっての不足額は、この基金を入れておくと、不足はしないと思うけど、下水道はそうはいかない。金額が高くて。やっぱりこれから

先、下水道債を起こしながら、借金をもう公営企業会計の中でどんどん、どんどん積み上がっていくと。それはもうやむなしという形でいかざるを得なくなるのかどうか。その点をちょっと見通しだけ教えてもらいたい。

○議長（野崎幸洋君） 副町長。

○副町長（福田誠一君） 今後の企業会計の繰出金の考え方でございますが、今回は、令和6年度は水道料、下水道料は上げておりません。実際、計算いたしますと上げないと採算はとれません。下水道会計につきましては公債費と事務費、事業費含めて全て基準、繰り出しをしております。原則は、公債費のみの基準内繰り出しで行いたいんですが、先程申し上げましたとおり、水道、下水道料等を当面上げないということを今しておりますので、基準外繰り出しということで、今のところ国の方からそういう指導は来ておりません。

しかしながら、10年後あたりにですね、下水道の大きな更新、水道の更新があった場合には、皆様にご協力していただいて、採算がとれるような企業会計にしていまなければならない状況になるかもしれませんが、町といたしましても、できるだけ安くなるように、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（山口利生君） ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 7ページです。電気料ですね。7ページの説明の中の電気料が750万円安くなってるんですね。それで、今は電気料は高くなるととって、集計的にちょっと安くなって、かなり安くなる。額が太かもんですけん。何か原因が。例えば、モーターを変えたとか、あるいはLEDに・・LEDに変えたっちゃ750万円の金額、かなりあると思いますが。そこら辺を教えていただければ。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 今回の3月補正につきまして、750万円の減額につきましては、当初予算で計上しておりました見込額よりも、実績の方が見込みを予想以上に上がらなかったというか、掛からなかったというそういうことが要因で、今回、750万円の減額補正をさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 電気代が上がりじゃったけん、上がりじゃったって、分かってんですけど、何か特殊な事情は何もなかですかね。ただもう見込み違いだったっちゃうことですかね。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） はい。令和5年度の予算を算定した段階では、燃料高騰により、令和4年9月使用分の金額を参考に予算を計上したということで、4年9月使用分をもとに令和5年度の予算を作成してございましたものですから。そこから現在、差がついて今回の減額となっております。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 何さま、電気料でですね、750万円の電気料の減額っちゃうのはかなりあるもんですけんか、ちょっと心配して、間違うてはおらんでしょもんなあ。これ全部でですね、一般管理費が1,200万・・・、1億2,500万円か・・・、この中に750万円。結構ですねえ、ありますので、何かありますかね、原因が。

○議長（野崎幸洋君） 副町長。

○副町長（福田誠一君） 役場全体的に昨年ぐらいから上がっておりますが、令和4年度の下水の実績が1,762万4,000円でございます。

令和5年の当初予算が2,376万円組んでおりました。水道環境課長申し上げましたとおり、ちょっと高く予測をした分がありまして、実績で言いますと、令和4年並みの実績に落ち着くとは思いますが。いろいろな条件がありまして、令和4年の9月分が若干上がっておりましたので、それをちょっと多めに12カ月掛けてですね、2,376万円の当初予算を計上しとったですけど、今までの12月までの実績を見ましたら、750万円は要らないだろうということで補正を今回させていただいております。ちょっと多過ぎたかもしれません。当初がですね。

○4番（松本良人君） 間違つたらんならよかです。あまりにもですね、2千何百万円ぐらいの電気料のうち750万円ってかもんなあ。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第33号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、令和5年度茶北町下水道特別会計補正予算（第3号）に

については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

**日程第 3 3 議案第 3 4 号 令和 5 年度 芥北町 特定地域生活排水処理事業特別会計
補正予算（第 3 号）**

○議長（野崎幸洋君） 日程第 3 3、議案第 3 4 号、令和 5 年度 芥北町 特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第 3 4 号、令和 5 年度 芥北町 特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3 4 万 8, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 6 2 2 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

主な内容は、町設置型合併浄化槽設置工事費の確定に伴い、下水道事業債を 7 0 万円減額とするものでございます。

4 ページをお願いいたします。第 2 表 地方債補正です。

1、変更。下水道事業債、特定地域生活排水処理事業 1 7 0 万円から 7 0 万円減額いたしまして、1 0 0 万円とするものでございます。

7 ページをお願いします。歳入です。

款 1 分担金及び負担金、項 1 分担金、目 1 分担金、節 1 分担金 3 0 万 9, 0 0 0 円の増額は、町設置型合併浄化槽設置工事を実施しました土地に係る分担金の確定に伴い増額するものでございます。

8 ページをお願いします。

款 4 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 一般会計繰入金 4 万 3, 0 0 0 円の増額です。これは町設置型合併浄化槽設置工事費に充当するものでございます。

9 ページをお願いします。

款 7 町債、項 1 町債、目 1 下水道事業債、節 1 下水道事業債 7 0 万円の減額は、工事費の確定に伴い減額するものでございます。

1 0 ページをお願いします。歳出です。

款 1 特定地域生活排水処理事業費、項 2 生活排水処理事業費、目 1 生活排水処理事業費、節 1 4 工事請負費 3 4 万 8, 0 0 0 円の減額は、事業費確定によるものでございます。

以上で、令和 5 年度 芥北町 特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）

(案)の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(野崎幸洋君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野崎幸洋君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野崎幸洋君) 討論なしと認めます。

議案第34号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野崎幸洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、令和5年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第34 議案第35号 令和5年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(野崎幸洋君) 日程第34、議案第35号、令和5年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長(田尻 悟君) 議案第35号、令和5年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算(第2号)(案)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ480万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ388万3,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容につきましては、年度当初計上しておりました2区画の分譲地の販売が見込めなくなったことから、財産売り払い収入を減額することに伴う関連予算の減額補正でございます。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。

款1財産収入、項1財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入は766万1,000円の減額でございます。

7ページをお願いいたします。

款2、項1繰入金、目1、節1一般会計繰入金は、収入減額に伴う歳出不足額285

万9,000円の増額でございます。

歳出につきましては、8ページをお願いいたします。

款1事業費、項1宅地造成事業費、目1分譲宅地造成事業費、節12委託料は、宅地用地販売促進委託料の実績見込みによる20万円の減額でございます。

節18負担金補助及び交付金は、住宅建設等補助金の実績見込みによる100万円の減額でございます。

9ページをお願いいたします。

款2諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金、節27繰出金は、歳入額の減額により、350万2,000円の減額でございます。

10ページをお願いいたします。

款3、項1、目1予備費は10万円の減額でございます。

以上で、令和5年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第35号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、令和5年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第35 議案第36号 苓北町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（野崎幸洋君） 日程第30号、議案第36号、苓北町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 議案第36号、苓北町過疎地域持続的発展計画の変更について。

苓北町過疎地域持続的発展計画の一部を下記のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定により準用する第8条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

記。

苓北町過疎地域持続的発展計画の事業計画に、次の事業内容を追加する。

追加の事業内容につきましては、変更箇所対照表にて説明いたしますので、次の変更箇所対照表をご覧ください。表の右が変更前、左が変更後、下線の部分が変更部分となり、今回、四つの事業内容を追加しております。

一つ目に、持続的発展施策区分「2産業の振興」事業名「（1）基盤整備事業／農業」に、都呂々農業用水管更新事業を追加します。

二つ目に、同じ事業名内に「堆肥センター更新事業」を追加します。

三つ目に、持続的発展施策区分「2産業の振興」事業名「（6）その他／港湾」に港湾・港湾海岸改修事業を追加します。

次のページをお願いします。

四つ目に、持続的発展施策区分「6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」事業名「（6）その他」に公園整備事業を追加いたします。

以上で、苓北町過疎地域持続的発展計画の変更についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。本日の会議時間は議事の都合によって、あらかじめ延長せざるを得ないかもしれませんのでご承知おきください。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 私の勘違いかどうか分かりませんが、都呂々農業用水管更新事業、それから港湾・港湾海岸改修事業、それから公園整備事業、これはまず説明1回だけですね。あと、こういうことで過疎計画の変更をですね、提案されても。

今まで山崎町政になってから、非常に議会に資料をですね、豊富に出していただいて分かりやすかったわけですが、これは何もないですね。今、課長の説明だけで、言葉だけで、変えますまいと言われても、何がどうなってるか分かりませんので、そこら辺はどうなんですかね。説明してあつとですかね。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 農林水産課から、都呂々農業用水管更新事業の概要をご説明いたします。

都呂々地区ではですね、河川からの十分な農業用水を水田へ供給できないといったところで、農業灌漑の問題を抱えていたということで、平成2年のですね、県営都呂々ダム の築造と合わせまして、灌漑を、管水路によるですね、灌漑方式を取り入れております。しかし、配管の敷設から30年以上が経過をしております、老朽化による不具合が見受けられる状況となっております。

ここ数年、漏水、特に埋設されている管はままだもってる状況なんです、露出している橋の部分ですね、橋梁に添架してある農業用水管が、材質的にも交換でありまして、錆び等の劣化が激しく、もう数度、ここ2、3度ですね、去年、今年で漏水が起こっております、その都度修繕を行っている状況です。

この都呂々地区の農水管につきましては、今言いました橋に添架されている管が露出している部分が五つの橋、笹尾橋、上ノ原橋、大河内橋、宮川橋、都呂々橋、全て県道にかかっている橋なんです、そこの部分を対象としまして、新しい管への更新を計画をしております。

まだ、概算の工事費ではありますが、5橋合わせまして約1億円。5橋全部です、設計が1,000万円ほど必要じゃないかという計画でありまして、これを国の国・県の補助事業であります農業水路等長寿命化防災・減災事業という事業に乗せて、この更新工事を行いたいというふうに考えております。これが具体的な実施計画を立てまして、それで国の認可を得て、工事が可能となるわけですけども、今の概算計画のもと、来年度ですね、令和6年度に詳細の計画を立てまして、そして国に提出し、認可を受けたいというふうに考えております。

令和6年度の計画が認可されましたら、その後、7、8、9年の3年間で工事を行っていくと。ただ5橋ありますので、一つの計画、要するに3年間で5橋というのは、もしかしたら、来年度、具体的な計画を立てに行ったときに、厳しいとなった場合は、もしかしたら二つの計画に分けてですね、少しずつして施工する可能性もあるというふうに考えております。もちろん県道、県管理の橋に架けられておりますので、まだちょっと詳しく工法とかですね、その辺の協議はこれから行うということで、一応話はしてはありますけども、具体的なところは来年度以降に計画を立てていくということで、今の段階では概算の計画でありまして、先程申しましたように、来年度、具体的な計画を立てて、国の認可が受け入れられましたら、工事を行っていきいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） ここで、本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長いたします。質疑続けてください。

土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 土木管理課からは、この2の持続的発展施策の中の産業史の中の港湾・港湾海岸改修事業の追加事項について、ご説明をさせていただきます。

この港湾・港湾海岸改修事業箇所においてはですね、上津深江港の海岸、上津深江港から慈永会下の海岸までと、上津深江港側の河口も合わせて663メートルの区間でございますが、ここが約50年ほど経過しております、平成29年に長寿命化計画を作成して、その点検結果の中で、現場の被覆工の沈下やひび割れ、腹付コンクリートの欠損や波返し工のひび割れ等が確認されております。また、健全度評価でもですね、機能に支障が出るという結果が出ておりますので、予防保全の観点から早急に措置を行うところということが判明しまして、この度ですね、国の方の海岸メンテナンス事業というところで、概算要求、要望等をさせていただいているところでございますが、あくまでもまだ設計等をですね、今後していかなければならないということで、まずその計画、波の大きさ、現地の測量と合わせた部分を、令和6年度予算で1,500万円の委託料を計上し、その計画を行っていくというところで考えております。

この海岸の背後の施設関係の護岸もですね、この波によって、被害を受けている状況でございましたので、まずこの計画をつくるにあたって、補助事業につきましては、国の海岸メンテナンス事業、50%いただくことになるんですけども、採択を受けたらですね、残りの分についてこの過疎事業に載せたいというところで、今回この事業変更の中で計上させていただいたところです。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 苓北町過疎地域持続的発展計画、非常に苓北町のためにはですね、何と申しますか、非常に重要な事業だと思います。その中で、堆肥センターと公園整備、先程言いましたけども、公園整備はもっと発言したい部分がいっぱいありますけども、この二つについては、図面とか写真とか付けて、十分な資料がありました。ところが、この都呂々農業用水管更新事業、それから港湾・港湾海岸改修事業、これは課長の口頭説明だけで、非常に重要な苓北町過疎地域持続的発展計画の変更は、これで変更するわけですか。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 現在の苓北町の過疎地域持続的発展計画というのが、令和3年9月に策定しまして、令和3年から7年までの5年間の計画となっております。

過疎対策事業債を今後活用するにあたっては、この中に先程説明した事業の名称等をですね、あらかじめ入れておかないと過疎対策の事業債の活用ができません。

従いましてですね、今後、7年度までに何らかの形でこの過疎対策事業債を活用して、事業を進めるにあたってはですね、議会の皆様方にご理解をいただいて、ご承認いただ

く中でですね、事業を追加して、今後、予算計上して過疎対策事業債を必要に応じて活用していくというふうな形で今回提案させていただいたところでございます。

以上でございます。

○5番（浜口雅英君） ここで言うただけで、議会の承認を得たいとか何かと言うとなら、それでいいのかわちゅうことやっかな。俺はこんなら・・・。手挙げれば3回目やんな。

○議長（野崎幸洋君） 3回目です。はい、町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の件ですけど、確かにですね、その資料等を用意して説明をした方がいいかと思っております。

今、それぞれの課長からご説明いたしましたように、来年度予算の部分で設計に係る部分等の予算のお願いをいたしておりますので、予算の審査の委員会の中ではですね、前もってこの二つの事業についても、今できる、分かる範囲のですね、資料を用意させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

○5番（浜口雅英君） 町長は分かる範囲でって言われても、何が何やら分からんとぞ。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今現在でですね、できるだけ資料は作成をさせていただきますので、その部分で提出をして、ご説明申し上げたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 分かる範囲というのは、もうちょっと具体的にはどういう資料になるのでしょうか。写真とか、例えば海岸の、上津深江港ということは分かりましたので上津深江港の海岸の護岸の標準断面とかそういうものがあるのか。それから、都呂々のですね、現在、橋がどのような形で架かっているのか。それで、それをどのような形で取り付けようとするのか。そういう部分も見せてもらわんと、議会の他の方はどうか分かりませんが、私はその変更していかなければならないちゅうと分かりますが、議会にも言うたもんという、そういうことを言うてもらっては、私は困ります。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今それぞれ農業用水管にしても老朽化しておりますので、現在の老朽管がどのような敷設になっているのかという部分、それから港湾の海岸につきましてもですね、現在の状況の写真、あるいは平面図等をつけて、これからここまでの区間とか、そういった部分でできる限りですね、今分かる範囲の資料を用意させていただければと思っております。

○5番（浜口雅英君） それは、今日すつとかな。これを判断するにあたって、その資

料が揃うとかな。資料なしで一応判断をして、そのあと付録で出すけん、この議会中とか何とかそういうことになるのか、それとも今日、この判断をすっとならば、今日、資料の用意ができるのかということ。堆肥センターとか、公園とか何とか。公園なんて鳥瞰図までできとつとやけん、誰が作ったか知らんばってん・・・。

○議長（野崎幸洋君） すぐ資料的に・・・町長。

○町長（山崎秀典君） 今日の時間では、ちょっとその全体の資料を用意するのが難しいということですので、来週からの予算審議の冒頭初日にですね、配付させていただければと思っております。

○5番（浜口雅英君） 私はこの採決に・・・。

○議長（野崎幸洋君） それではですね、本日はもう時間も参りましたので、ここで皆様方にお諮りをします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議はありませんか。

いや、資料が出てないので、採決取れませんので・・・。

異議なしですか。この延会について異議なしですか。異議ありですか。

○5番（浜口雅英君） 延会てな。

○議長（野崎幸洋君） 要するに、この議案を次の木曜日・・・、最後まで言いますね。次の本会議は3月14日（木曜日）午前9時30分から開会します。

本日、議事が終わらなかった事件については、次の本会議の議事日程の冒頭に記載し、審議をしたいと思います。

○5番（浜口雅英君） 分かりました。

○2番（山口利生君） 当初予算にこの事業が載ってるんじゃない。さっき上津深江港1,500万円。令和6年度。全然載ってない？ 載ってないならよかです。当初予算に影響があるといかんけん。

○議長（野崎幸洋君） ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後 5時04分

再開 午後 5時18分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

先程の議案第36号で、私の方から延会を宣言しましたが、議案の都合上、先程の延会は訂正いたします。それでは、先程の質問に関しての答弁をよろしくお願ひします。

町長。

○町長（山崎秀典君） 先程、浜口議員に対しましてはですね、確かに私どもですね、説明資料の不足で大変ご迷惑をおかけいたしました。

過疎対策の計画の変更でですね、今後の過疎債の充当ができるというようなことの中でですね、今回は、変更計画を出すというような形になっておりますけれども、あと二つですね、今不足している資料につきましては、月曜日からの予算の特別委員会の中で、資料を改めて提出をさせていただきますので、それでご了承いただければと思います。申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 質疑というわけじゃなかですけれども、これ都呂々の農業の給水管ですね。企業局はダムをつくるときに、私も受益者ですけれども、作ってもろうたいやっけん。企業局は今そんな儲けよるそうですけんね。やっぱり地元負担金ぐらいは、企業局に出させてもらうような形で、町長、交渉はした方がよなかでしょうかね。要するにダムがある間は、やっぱダムから流してもらわんば我々は困る。ある間に我々は水利権を放棄してあれはつけろっちゅう言うのとですけん。地元は言うとするわけですから。こればですね、なかごてなったけんて、また町民の税金の中からずっとはおかしかじゃなかろうか。やっぱり今赤字なら別ですばってん、そんなよんにゆ金は持つとっそうですので、やっぱこんの負担金ぐらいはですね、出させなっせ。出させなっせっちゅうわけいかんばってん、やっぱ交渉すべきじゃなかろうかなと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） ダムの部分につきましてはですね、今後、具体的な変更計画をつくる段階で、財源の内訳も含めてですね、検討してまいりますので、その際には、都呂々ダム、企業局の方にもですね、協議をして、財源の確保ができるようにですね、努めてまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第36号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、荅北町過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここでお諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は3月14日（木曜日）午前9時30分から開会します。

本日、議事が終わらなかった事件については、次の本会議の議事日程の冒頭に記載することといたします。

執行部におかれては、令和6年3月11日から開催する予算審査特別委員会での説明員及び書記の派遣について、それぞれ対応方よろしくお願いいたします。

会場は役場、第1・第2委員会室となります。

本日はこれで延会します。

どなた様もお疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後5時22分

令和 6 年 3 月 1 4 日 (木)

(第 4 日 目)

令和6年第2回苓北町議会定例会会議録（第4日目）

令和6年第2回苓北町議会定例会は、令和6年3月14日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	4番	松本 良人
5番	浜口 雅英	6番	田崎 稔
7番	倉田 明	8番	錦戸 俊春
9番	高戸 幸雄（副議長）	10番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 松本康秀 書記 田中めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教育長	濱崎 敏和	総務課長	錦戸 雅志
税務住民課長	龍岡 学	企画政策課長	宮崎 良成
教育課長	吉本 英明	土木管理課長	田尻 悟
農林水産課長	松井 徹也	商工観光課長	稲尾 浩二
水道環境課長	本田 保	福祉保健課長	田尻 康彦
健康増進室長	西川 文孝	会計課長	松村 保則
行革デジタル対策室長	山下 晃弘		

8. 議事日程

- 日程第 1 議案第 1 3 号 苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 3 7 号 町道路線の廃止について
- 日程第 3 議案第 3 8 号 町道路線の認定について
- 日程第 4 議案第 3 9 号 公有水面埋立について
- 日程第 5 同意第 1 号 苓北町監査委員の選任について
- 日程第 6 議案第 4 0 号 苓北町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 2 0 号 令和 6 年度苓北町一般会計予算（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 2 1 号 令和 6 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 2 2 号 令和 6 年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 1 0 議案第 2 3 号 令和 6 年度苓北町国民健康保険特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 1 1 議案第 2 4 号 令和 6 年度苓北町介護保険特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 1 2 議案第 2 5 号 令和 6 年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 1 3 議案第 2 6 号 令和 6 年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 1 4 議案第 2 7 号 令和 6 年度苓北町水道事業会計予算（委員長報告）
- 日程第 1 5 議案第 2 8 号 令和 6 年度苓北町下水道事業会計予算（委員長報告）
- 日程第 1 6 発議第 2 号 ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルとハマスの紛争に抗議し世界の恒久平和を求める決議について
- 日程第 1 7 陳情等文書表について
- 日程第 1 8 閉会中の継続審査調査の件
- 日程第 1 9 議員派遣の件

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第13号 苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、議案第13号、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第13号につきましては、3月8日、山崎町長から訂正の申し出があり、議会としてこれを許可、最終日の本日審議することとしておりました。訂正内容の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） おはようございます。

この度の議案第13号の上程につきましては、議員の皆様にはご迷惑をおかけして誠に申し訳ありませんでした。本日改めて、議案第13号の提案をさせていただきます。よろしくをお願いします。

議案第13号、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

苓北町水道事業給水条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年3月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございます。

水道事業を令和6年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。また、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の公布により、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）。

改正内容の説明をいたしますので、また次のページをお願いいたします。

苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表を用いて内容の説明をさせていただきます。右側が改正前です。左側が改正後です。下線部分が改正箇所となります。

まず、第3条の定義でございます。町長という箇所を、水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）に改め、続きまして、第5条の給水装置の新設等の申

込みですが、移管に伴う改正でございます。

次に、第9条の工事の施行ですが、法制用語による改正でございます。

第12条の工事費の予納と、21条のメーターの貸与も同様でございます。

次のページをお願いします。

第40条の給水装置の基準違反に対する措置ですが、これも移管に伴う改正でございます。

第48条の布設工事監督者の資格ですが、それぞれ定めてあったものを、政令第5条第1項各号に掲げるとおりとすることに改正をいたします。

次のページをお願いします。

第49条の水道技術管理者の資格についてですが、それぞれ定めてあったものを、政令第7条第1項に掲げるとおりとすることに改正をいたします。

次のページをお願いします。

第51条の過料ですが、これは移管に伴う改正でございます。

それでは、本条例（案）2ページ目の条例改正本文の方に戻っていただきたいと思っております。

附則です。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、苓北町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第2、議案第37号、町道路線の廃止について、日程第3、議案第38号、町道路線の認定について、この2件は関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

議案第37号と議案第38号を一括議題とします。

-----○-----

日程第2 議案第37号 町道路線の廃止について

日程第3 議案第38号 町道路線の認定について

○議長（野崎幸洋君） 議案第37号、町道路線の廃止について説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 議案第37号、町道路線の廃止について。

別紙のとおり荅北町町道を廃止するものとする。

令和6年3月6日提出。荅北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、道路法第10条第3項の規定により、町道路線の廃止については議会の議決を経る必要があるためでございます。

廃止する路線について、別紙により説明させていただきます。

次のページの町道路線の廃止について、別紙、廃止路線一覧をご覧ください。

番号1の路線西川内線から9枚めくっていただいて、中央下に表示しておりますページで10/10ページの最終番号404の黒瀬3号支線まで、このうち17番の欠番がございます。欠番を除き、現在387路線となっておりますので、全387路線を今回の町道の道路台帳の電子化に伴い、一旦廃止するものでございます。

また、補足資料としましては、廃止する路線の位置図につきまして、別添資料の議案第37号、38号の参考資料として表示しております袋とじの図面袋の中に廃止路線網図を資料として、A0判1枚を添付しております。

なお、本議案につきましては、荅北町議会建設経済環境常任委員会において、事前に審査をいただき、本議会の上程につきましては、承認をいただいております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 議案第38号、町道路線の認定についての説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 議案第38号、町道路線の認定について。

別紙のとおり荅北町町道を認定するものとする。

令和6年3月6日提出。荅北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、道路法第8条第2項の規定により、町道の路線の認定については、議会の議決を経る必要があるためでございます。

認定する路線につきましては、別紙により説明させていただきます。

次のページの町道路線の認定について、別紙認定路線一覧をご覧ください。

番号1の路線名、御手洗線から10枚めくっていただいて、下部中央に表示しており

ますページで11 / 11ページの最終番号418の六本松2号線までの418路線を今年度業務を進めておりました町道の道路台帳の電子化に伴い、整理番号、路線名称、起点、終点などの見直しを実施したため、先の議案第37号で廃止する町道の全ての路線を認定しようとするものでございます。

また、3ページ目の番号110番の役場前線及び8ページの番号285の上町城内尾越線内の一部で百間土手西側から老人福祉センターまでの区間、並びにその下の方の整理番号309の首塚貝瀬道線内の町斎場から北へ番号227の白木尾1号線の終点部までの区間、計3区間につきましては、町の各所管で管理しており、道路の利用状況により、町道として一元的に管理する方が望ましいことから、今回の認定路線に組み込んで認定しようとするものでございます。

また、補足資料といたしまして、認定する路線の位置図につきましては、別紙資料、議案37号・38号、参考資料として表示しております。袋とじの図面袋の中に、認定路線網図を資料としてA0版1枚添付しております。

なお、本議案につきましては、苓北町議会建設経済環境常任委員会において、事前審査いただき、さらに廃止路線にない新たな3区間につきましては、現地調査のうえ審議され、本議会の上程については承認をいただいております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 以上で、説明が終わりました。

これから一括質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） この中の認定でですね、坂瀬川の木場集落から69番の八ツ手線かな。八ツ手線は今、道路としてももう完璧な形になっていますけども、木場集落から八ツ手線の終点、ちょうど全体から見れば中間点ぐらいだろうと思います。集落から八ツ手線までの終点の方、町道認定はこれまでも何回かお尋ねしましたけれども、今回も何の手も下されなかったのか。と言いますのは、以前、木場線が大雨で通行止めになりましたよね。ここでその裏の鶴経由で通行は遮断されないわけですけども、やっぱ坂瀬川の中には、八ツ手線と私道なのかどうか分かりませんが、そこを通った方が一番近いので、何とか町道になるように努力すべきじゃないかというお尋ねをしましたけど、今回の認定はなされなかったのか。何も検討されなかったのかお尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 先程の質問の町道八ツ手線の先から木場集落の方の農業排水施設の方につながる路線が、里道というか、民地の中に通っているところで、現在、木場地区の方でやまびこ事業で少しずつ舗装されているところでございまして、今回は一応、電子化というところで、土地等の部分について、やはり公共用地等のところ

の中と、あとはネットワーク上スムーズに行ける部分について検討しておりますので、今回についてはあくまでも電子化の目的としておりますので、今回については組み込んでおりません。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 要するに9,000万円の・・9,000万円か、1億円か、あれの国家何とか、かんとかんとときには、えらい簡単にいくような話でしたね。これは当然、土地の所有権者の意見も活かされるということで、認定がなかなか難しいんだろうと思いますけども、やはりやっぱその難しいところに取り組むのが、言い方悪いかもしれませんが、末端行政の職員のお仕事だと思いますので、ぜひ取り組んでいただいて、また木場集落でやまびこ事業で路面舗装などしておられるということは、それだけやっぱ使う頻度があると、高いということだろうと思います。

それからこの町道の廃止・認定については了解ですけれども、今後も路側や路面、側溝や側溝蓋、そして覆いかぶさる草木の除去には一層の努力をすべきだと思います。

それからこの中でですね、町道城の平線の件ですけれども、終点部に戦国時代の天草5人衆の一人である志岐氏の居城があります。この敷地の中で麟泉公は、天草で初めてキリスト教を導入したと言われ、これの城址が苓北町の観光施設として位置づけられています。この城址への観光客が何人ぐらいおられるのか承知しておりませんし、今日はここではそれは構わないわけですが、そこに行くには、町道城の平線を通らなければならない。しかしこの町道の間付近の路側にですね、大きなクラックがあります。ここは地盤も急、それからその下にですね、だいたい地図上では、横に鞍付線が入っているんですけども、現場は、もう真下に道があるわけですね。やっぱ、その高さが10メートルぐらいあります。何か大きな事故が起こる前に、何らかの対応をすべきだろうというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 先程の志岐城址に登る道路につきましては、現地をしっかり確認しながら、今後の対応について検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

採決は、各議案ごとに行います。

まず、議案第37号、町道路線の廃止についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、町道路線の廃止については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第38号、町道路線の認定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、町道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第39号 公有水面埋立について

○議長（野崎幸洋君） 日程第4、議案第39号、公有水面埋立についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 議案第39号、公有水面埋立について。

別紙の公有水面埋立免許の出願に係る意見について異議のない旨、道路管理者の熊本県知事に答申したいので、公有水面法第3条第4項の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、公有水面埋立免許出願に係る地元の意見について、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

別紙です。

1、出願者の住所及び名称。熊本市中央区水前寺6丁目18番1号。

道路管理者、熊本県代表者、熊本県知事。

2、埋立位置。

天草郡苓北町都呂々字八久保2164、2166、2167の6、2167の5、2167の1、2167の7、2167の4、2167の8、天草郡苓北町都呂々字大櫻2218の1、2219の5、2219の8、2219の1、2219の6、天草郡苓北町都呂々字萱ノ木2235の7、2235の10、2235の8、22

35の9、2235の4、2234、2235の1、これらの区域に隣接する道路地先公有水面。

3、埋立面積。7,709.97平方メートル。

4、埋立地の用途。道路用地。

5、埋立地の地盤高さ。TP+5.98メートルからTP+9.46メートル。

また、補足資料としまして、補足資料つづりの図面袋の後ろにつけております、議案第39号、参考資料として図面3枚を用意しております。

A3資料1枚目をご覧ください。これにつきましては、全員協議会で説明した概要資料となります。

次に、2枚目をお願いします。2枚目につきましては、実際埋立てする箇所の工作物の配置図及び標準断面図となります。

次に、3枚目をお願いします。3枚目は、先程隣接番地を申し上げましたその地先ということで、赤枠で示しております区域が、今回の埋立ての区域で、7,709.97平方メートルの部分となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 埋め立てそのものについてではないんですが、工事の中で、海岸の方に降りられる階段というのを設置する話はあるんですかね。今の小松の妙見ヶ浦から萱の木までの距離を拡張される予定ですけれども、これまで、真ん中ぐらいには降りられるようにはなっていましたけど、5メートルから6メートル高くなるということになると、もう下に降りるっていうのは難しくなりますけれども、特に、潜水の方たちが、陸から降りて潜水されるというのがあろうかと思いますので、そういうふうな面も考慮されていらっしゃるのかどうか、お願いします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） この施行に関しての海岸への降りられる階段、斜路等についてのご質問でございますけれども、起点側に1箇所と終点側に1箇所ということで、これにつきましては、漁業関係者の皆様と打合せながら、今回の中で整備をしていくということで、計画をされております。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 潜水の方たちだけだろうと思うんですね。海岸に降りていくのは。それと町民の人が海に降りてちょうど中間点のところに降りられるように、今ま

でなってますけれども、そういう面でここに書いてある始点・終点の方が少し降りられるような格好で、真ん中に何もないから、それでいいのかなと思ったものですから、やっぱり計画はないわけですね。その両端だけしか。潜水の方もそれでOKを取っていらっしやるんですか。分かりました。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 標準断面を見せてもらっていますが、やっぱり志岐の臨港道路のときにですね、いろいろ問題、設計上問題はないのかという話がいろいろ出ました。結果的に、一遍つくり上げた道路の余地があるからという、またそこにモルタルを塗って車が通れるようにしますとか、何か非常に何と言いますか、雑な設計だったと思います。雑というかですね、未熟な。しかし、この標準断面を見せてもらうとですね、さすが県の仕事だなという気がします。確かにちょっと触れましたように、東シナ海と富岡沖の海の違いか何とかはあろうかと思えますけども、やはり、税金を使って、貴重な税金を使ってやる公共工事ですので、なるほどというような、こういうですね、断面図の中で計画をしてほしい、事業を実施してほしいと思います。そのことは県に伝えてほしい。

それからもう1点ですが、火電の苓北発電所の焼却灰を埋立てている海岸ですね、あそこも同じような感じですね、あそこはただ路盤を上げるだけでいいと思います。路面をですね。波は発電所が止めてくれるわけですので。そこを路面を上げて、年柄の停留所付近からですね。それから都呂々の何か最近食堂ができたですね。あの付近。あそこまで行かんでも、その手前までです。

それをすることによって、高いところでは3メートルから4メートル、5メートルくらい路面が高くなるかと思えます。と、すれば山側からの崩壊も若干防ぐことが、完璧に防ぐことはできませんけども、若干、通行する側はですね、ちょっと安全性が高まるのではないかと。それから、そのついでに路線の方向もですね、少し発電所側に寄せることによって、山からはまた若干離れますので、そういう部分は設計しながら検討していけばいいと思いますので、そのことも併せて熊本県の方にはお伝えしてほしいと思います。県知事も代わられることですので、これまでの蒲島さんの熊本市一辺倒から、天草にも、地域にも力を入れるという知事さんがおられればですね、ぜひそういうことで対応してほしいと思います。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 答弁よろしいですね。ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 先にも確かにお願いしたことがあったと思いますけれども、あそこは妙見神社っていうのがあるわけですよ、昔からですね。

あそこは妙見の滝ということで、地図にも、私たち小さいとき載っておりました。景観がすぐれたところでございますけれども。今はですね、崩れた土砂の落石が多数発生しておいて、それを取り除くことが無かったんでしょね。そこに力を入れておられなかったんじゃないかならうかと思っておりますけれども、今は滝つぼなんかもずっと埋まって、上に崩れた岩石がいっぱい積み重なっております。大雨とか何かに、もしかしたら神社にも影響するようなことになりはしないかということが懸念されます。

できればですね、この事業で一緒にですね、重機あたりを使って取っていただいて、その暗渠の中に石が集まればもう道路は通られんわけですからね。土砂が詰まれば取られんわけですから。そこまでぜひ、県費の方で対応していただいて、土砂の取り除き、それから滝つぼまでですね、取っていただければ、相当景観が良くなって、もしかしたらあそこでちょっと水を、今ちょっといろんな陶石の採掘の関係で、水利の方が変わったんじゃないかならうかという話もありますけれども、水がちょっと少なくなっておりますけれども、雨上がりあたりは強く打ってきてすばらしい眺めでもあります。あそこに止まって、車でも止めて、海と夕日とともに滝辺り見れば、すばらしい名所にもなるんじゃないかならうかと思っておりますので、そこら辺を併せてですね。

そしてですね、私たちの小さいときは、小さいながら、擁壁あたりから下に降りずにですね、その暗渠を通して、海に行ってますね、ウニ、さざえを採ったり、いろんなことをしていた記憶がございます。で、暗渠の中を通つとは結構簡単なんですよね。高いところから降りおるよりも、そこら辺ももしよかったらですね、加味していただけるような設計で組んでいただき、事業に盛り込んでいただくように、ぜひお願いをしていたきたいなと思っております。

以上でございます。お願いだけですので。

○議長（野崎幸洋君） 答弁よろしいですね。ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第39号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号公有水面埋立については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5 同意第1号 苓北町監査委員の選任について

○議長（野崎幸洋君） 日程第5、同意第1号、苓北町監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 同意第1号、苓北町監査委員の選任について。

次の者を苓北町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

令和6年3月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

記。

氏名、登本玄一氏。

任期、令和6年4月1日から令和10年3月31日まで。

提案理由でございますが、苓北町監査委員のうち、識見を有する者として選任した委員が令和6年3月31日をもって任期満了となるので、後任の委員を選任する必要があるためでございます。

平成24年4月から現在まで委員を務めていただいております登本氏の再任をお願いするものでございます。

なお、登本氏の略歴については、次のページのとおりでございます。

ご同意のほどよろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 町長に見解をお尋ねですが、略歴に昭和53年から平成21年という書き方をしておりますけども、天皇制を否定するということでありませんが、事務上にこの年号と併せて西暦のですね、年月日を入れていくということは、やっぱ問題があるんですかね。そうせんと、ここで昭和53年8月から平成21年まで局長をしておられる。これが西暦になれば、足し算、引き算がですね、すぐ分かるんですね。それで、例えば昭和でしょう。これ見ただけでも昭和があり、平成があり、令和、三つの年号があるわけですね。ということですけど、そういうことをすれば、いろんな団体からですね、圧力が来るのかもしれないけども、新聞とか何とかも両方使って併記してありますよね。そういうことができないのかどうか。

もし返事をいただければお答え願うし、ちょっと無理であれば構いません。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 略歴等につきましては、あくまでも提案の部分の補足的な資料ということになると思いますので、こちら辺はちょっといろいろ調べた中ですね、できるのであればですね、次回のいろんなこういった形の案件からはですね、併記をさせていただければと思います。

○5番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、苓北町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（野崎幸洋君） 只今の出席議員は9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、4番、松本良人君、5番、浜口雅英君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（野崎幸洋君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（野崎幸洋君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（野崎幸洋君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の松本君、浜口君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(野崎幸洋君) 投票の結果を報告します。

投票総数9票。有効投票9票、無効投票0票。有効投票のうち賛成9票、反対0。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、同意第1号、登本玄一君を苓北町監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

-----○-----

日程第6 議案第40号 苓北町税条例の一部を改正する条例について

○議長(野崎幸洋君) 日程第6、議案第40号苓北町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(龍岡 学君) 議案第40号、苓北町税条例の一部を改正する条例について。

苓北町税条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年3月14日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由です。地方税法の一部を改正する法律(令和6年法律第2号)及び地方税法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第34号)が令和6年2月21日に公布され、同日から施行されることになったことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためです。

条例(案)本文の朗読は、省略させていただきます。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震による災害では、広範囲において生活の基礎となるような家財や、生計の手段に甚大な被害が生じており、かつ、発災日が1月1日と令和5年分所得税(令和6年度分個人住民税)の課税時期に極めて近接していること等の事情を総合的に勘案し、臨時・異例の特例として、令和6年度分個人住民税についてその損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例が設けられました。

本来であれば、1年後となる令和7年度分の個人住民税からしか適用できないところを1年前倒しにしたということです。能登半島地震は特定非常災害にあたり、適用年の以後5年間繰越しが可能となります。

具体的には令和11年度個人住民税まで可能ということになります。

この項目が追加されたことに伴い、特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定中の法令に条ずれが生じることとなり、今回の条例の一部改正とな

ったものです。

条例本文2ページとなりますが、附則、この条例は公布の日から施行し、令和6年2月21日から適用する。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第40号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、苓北町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第20号 令和6年度苓北町一般会計予算（委員長報告）

日程第8 議案第21号 令和6年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（委員長報告）

日程第9 議案第22号 令和6年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（委員長報告）

日程第10 議案第23号 令和6年度苓北町国民健康保険特別会計予算（委員長報告）

日程第11 議案第24号 令和6年度苓北町介護保険特別会計予算（委員長報告）

日程第12 議案第25号 令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）

日程第13 議案第26号 令和6年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（委員長報告）

日程第14 議案第27号 令和6年度苓北町水道事業会計予算（委員長報告）

日程第15 議案第28号 令和6年度苓北町下水道事業会計予算（委員長報告）

○議長（野崎幸洋君） 日程第7、議案第20号、令和6年度苓北町一般会計予算（案）から、日程第15、議案第28号、令和6年度苓北町下水道事業会計予算（案）

までの9件を一括議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に審査を付託しておりました。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

倉田明予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員会委員長（倉田 明君） それでは報告をさせていただきます。

令和6年3月13日、苓北町議会議長 野崎幸洋様。

苓北町議会予算審査特別委員会委員長 倉田明。

苓北町議会予算審査特別委員会審査報告書。

令和6年第2回苓北町議会定例会において付託された令和6年度苓北町一般会計予算（案）、各特別会計予算（案）及び各事業会計予算（案）の審査結果について、次のとおり報告します。

記。

1、審査年月日 令和6年3月11日、12日、13日。

2、審査場所 役場第1・第2委員会室。

3、出席委員 倉田明委員長、山口利生副委員長、田嶋健司、廣田幸英、松本良人、浜口雅英、田崎稔、錦戸俊春、高戸幸雄各委員。

4、委員以外の出席 野崎幸洋議長。

5、執行部出席 町長、副町長、教育長、総務、企画政策、税務住民、会計、福祉保健、土木管理、農林水産、水道環境、商工観光、教育の各課長、行革デジタル対策室長、健康増進室長。

6、委員会書記 松本議会事務局長、田中総務課長補佐、西川企画政策課長補佐。

7、審査の過程 令和6年度苓北町一般会計予算案、各特別会計予算案及び各事業会計予算案は、3月8日の本会議に上程され、総括質疑が行われました。その後、本特別委員会が設置され、その審査を付託されました。

本特別委員会は執行部の出席を求め、3月11日、12日、13日に委員会を開催し、各会計予算（案）の費目毎に慎重に審査しました。

8、審査の結果

①議案第20号、令和6年度苓北町一般会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。

②議案第21号、令和6年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。

③議案第22号、令和6年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。

④議案第23号、令和6年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）。決定「原案可

決すべきもの」と決定しました。

⑤議案第24号、令和6年度荅北町介護保険特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。

⑥議案第25号、令和6年度荅北町後期高齢者医療特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。

⑦議案第26号、令和6年度荅北町宅地造成事業特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。

⑧議案第27号、令和6年度荅北町水道事業会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。

⑨議案第29号、令和6年度荅北町下水道事業会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。

9、修正案の提出あり。

議案第20号、令和6年度荅北町一般会計予算（案）に対する修正案その1。

委員会の結果、否決。

議案第20号、令和6年度荅北町一般会計予算（案）に対する修正案その2。

委員会の結果、否決。

10、要望事項の提出、別紙のとおり執行部に対し要望することに決定しました。

令和6年度各会計予算（案）に対し、次のとおり執行部に要望することに決定しました。

1. 一般会計

1) 歳入について ○ふるさとづくり寄附金の増については引き続き努力されたい。

2) 歳出について ○企業誘致活動について、さらに努力されたい。○少子高齢化社会に対応した人口減少対策事業の充実と強化に努められたい。○物価高騰等への対応に努められたい。

なお、ここに表記はしてありませんが、堆肥センターの更新及び上津深江広域避難地防災公園整備については、適宜情報の提供と協議等をいただきたい。

2. 特別会計

国民健康保険特別会計 健康づくり事業の強化・充実に努められたい。

介護保険特別会計 介護予防事業の強化・充実に努められたい。

後期高齢者医療特別会計 健康づくり事業の強化・充実に努められたい。

なお、ここに表記してありませんが、令和6年度から新たに導入される荅北町水道事業会計及び下水道事業会計については、初年度の取り組みであり、システム会社とよく連携を図り、対応いただきたい。

3. 特記事項

風力発電建設にあたっては、事業者との連携を図り、事故防止に努められたい。
以上。

訂正とお詫びをいたします。審査の結果の⑨、議案第28号を29号と発言したとのことです。お詫びし訂正いたします。

○議長（野崎幸洋君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。予算審査特別委員会において、全議員で審査を行いましたので、委員会報告については、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定しました。

これから、議案第20号、令和6年度苓北町一般会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

[「あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論がありますので、討論にあつては必ず冒頭に賛否を明らかにしてから行ってください。

まず、原案に反対者の発言を許します。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 令和6年度苓北町一般会計予算案に反対。反対理由は、私たちを取り巻く社会の生活は、平穏化しつつあるとはいえ、コロナ禍や依然として先行きの見えないロシアのウクライナ侵攻等による輸入穀物や資材の高騰により厳しい生活を余儀なくされています。

町は、日頃から農業、林業、漁業の一次産業を町の基幹産業として、これへの振興に力を入れると常々口にされ、我々議員もこのことに賛同しています。とすれば、このような社会環境の中で、町民生活の安寧に少しでもお手伝いをすべきでしょう。口先だけの町民優先なのでしょうか。口先だけでなく、身をもって町民生活の安寧に力を注ぐべきです。

期末手当は会計上の決算時本来の給料以外に充てられる特別の給与とされ、議員の場合、条例に基づいて支給されることとなります。言うまでもなく、この期末手当の原資は町民の税金です。

このことから、令和6年度の議員期末手当673万2,000円、1人当たり単純10人ですので、単純計算すると67万3,000円は全額カットすべきです。

そしてカットした議員期末手当673万2,000円のお金は、町の全体予算の中では少額かもしれませんが、僅かであってもこれを予備費に充当し、人口減少、高齢化対策、子育て環境の整備の一部に流用すべきです。

よって、令和6年度荅北町一般会計予算（案）には反対します。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 3番議員、廣田です。原案に賛成の立場で討論に参加をいたします。

様々な施策がありますが、とりわけ、地域づくり実践塾など町民の声を取り入れ、関係機関と連携を図り、新たな命の誕生を歓迎し、共に育む姿勢が人口増、人口回復につながっていくものと期待し、よって原案に賛成をいたします。

○議長（野崎幸洋君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 令和6年度荅北町一般会計予算に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

私はこれまでに子育て環境充実のために伴う公園の必要性は一般質問等で訴えてきました。当然、必要であるとは思っております。

しかし、今回の消防費の災害対策費中で、上津深江広域避難地防災公園整備事業に伴う実施設計業務委託料1,580万円が計上されているこの事業については反対をします。先の全員協議会の折、前もって設計書の図面等を提示され説明を受けましたので、このことから11日から13日に開催された予算審査特別委員会の中で、次の点について質問をいたしました。

1、総事業費。2、事業年度。また、事業規模決定における調査として、3、対象人口。4、1週間における利用者。5、今後の年度ごとの児童の推移。6、メンテナンスの費用。7、遊具の危険対策。8、管理費用。9、経済効果、10、管理人の設定の有無、11、事故発生の対応。

この質問に対して回答は、1、総事業費は2億8,000万円。2、事業年度、令和7年度完成。11、事故発生の対応、これについては、町の基準によって伴うということでございました。この3点のみの回答で、事業規模決定に最も必要な調査として質問した対象人口、1週間における利用者数、今後の年度ごとの児童の推移、メンテナンスの費用、遊具の危険対策、管理費用、経済効果、管理人の設定の有無等について、8点については、全て回答がなく、検討すら行われていない状態でありました。

言わば、物事を企画立案する上での基礎資料もなく、3億円の金を委託業者に任せろずさんな計画、設計でありました。

この場所は、津波等災害が発生した場合の広域避難箇所として建設され、現在に至っておりますが、設計委託費、工事費合わせて2億9,580万円。約3億円の高額な事業費となっております。2億8,000万円という多額な事業費の中で、広域避難箇所として建設されるこの敷地内に計画された今回の公園整備事業は、クレイ舗装、これ舗装と思いますけれども、人工芝とも思えるグリーンの中に大きなジャングルジムやその他大型遊具がところ狭しと数多く計画され、広域避難地、防災の目的から著しく逸脱し、避難所、防災、緊急ヘリ発着、仮設の建物建設や物件設置が阻害されるあまりにもずさんな計画であります。

特に、緊急ヘリ発着も大型遊具や格子屋根つきパーゴラや照明灯が乱立しているために容易ではない配置であります。事業実施に巨大な予算が投入され、本来の目的である広域避難地の防災目的の整備事業から、大きく外れております。

今、町内各地で健康づくりや体力づくりにと多数参加されているグラウンドゴルフの用地は、上津深江、志岐地区には少ない状態です。このことを加味し、苓北町に適した子どもたちが楽しく遊べる公園、緊急時にすぐさま対応できる広域避難箇所等、本来の目的を再度重視され、計画させ立案されることを求め、このことから、今回、事業計画はとてつもない高額な予算と、本来の目的である広域避難地としての要件から著しくかけ離れているため、苓北町一般会計予算（案）に反対します。

また、最後でございますけれども、山崎新体制におかれましては、いろいろお仕事も大変であろうと思っておりますけれども、今後、苓北町に負の遺産が残らない爽やかで住みよいまちづくりになるような行政執行にあたられることを強く望み、私の発言を終わります。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本議員の発言の中に、総事業費が300万円というふうに聞こえましたけれども、間違いはないか、もう一度その部分だけを発言お願いします。

○4番（松本良人君） どこですかね。

○議長（野崎幸洋君） 2億9,000万円と1億1,500万円の設計委託料合わせて300万円という発言です。そこを訂正しとってください。

○4番（松本良人君） そうですか。私は言ったつもりです。すみません。今議長が申したとおり、300万円じゃなくて、300万円ならば質問いたしませんので。3億円です。

○議長（野崎幸洋君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 私は賛成の立場で本討論に臨みたいと思います。

令和6年度の予算は、財政の健全化を図りながら、地域を支える本町の基盤産業であ

る農林水産業に対し、直近の課題であります輸送費、生産資材並びに燃油高騰対策等をはじめ、将来を見据えた振興策が取り込まれております。

また、大変厳しい状況下にある少子化に対し、積極的に子育て支援策が組まれており、健康づくり推進に対しては新たな事業実施のための予算も計上されているところでございます。

そのほか、重点施策として提案された課題に必要な経費が計上されております。

予算成立後、速やかに事業実施に取り組まれることを切望し、本予算案に賛成をいたします。

○議長（野崎幸洋君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 私は、賛成の立場で討論に参加します。私は、子育て世代の一人として、町内に子どもが遊ぶ施設がなく、残念に思っていました。また、私の周りの子を持つ保護者の間でも、施設を望む声が大きく聞かれています。

施設の内容等はまだまだ検討する余地があると思いますが、子どもたちが安心して遊べる場所があるということは、町の魅力アップにもつながり、大きな財産になると思います。

以上のことから賛成します。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 次に、反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） これで討論を終わります。

議案第20号を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、議案第20号、令和6年度苓北町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

これから、議案第21号、令和6年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第21号を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、議案第21号、令和6年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第22号、令和6年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第22号を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、議案第22号、令和6年度苓北町都呂々財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第23号、令和6年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第23号を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、議案第23号、令和6年度苓北町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号、令和6年度苓北町介護保険特別会計予算（案）について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第24号を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、議案第24号、令和6年度苓北町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第25号、令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第25号を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、議案第25号、令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第26号、令和6年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第26号を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、議案第26号、令和6年度苓北町宅地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第27号、令和6年度苓北町水道事業会計予算（案）について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第27号を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、議案第27号、令和6年度苓北町水道事業会計予算は、原案の通り可決されました。

これから、議案第28号、令和6年度苓北町下水道事業会計予算（案）について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第28号を採決します。委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。したがって、議案第28号、令和6年度苓北町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

先程、特別委員会審査結果報告書の中にありました執行部に対し要望することとした事項については、苓北町議会予算審査特別委員会委員長を苓北町議会議長、苓北町議会議長を苓北町長に読み替え、議長として町執行部に対しての要望とさせていただきます。

-----○-----

日程第16 発議第2号 ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルとハマスの紛争に抗議し世界の恒久平和を求める決議について

○議長（野崎幸洋君） 日程第16、発議第2号、ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルとハマスの紛争に抗議し、世界の恒久平和を求める決議についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 発議第2号、令和6年3月6日。苓北町議会議長 野崎幸洋様。

提出者、苓北町議会議員 浜口雅英。賛成者、苓北町議会議員 倉田明。

ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルとハマスの紛争に抗議し世界の恒久平和を求める決議について。

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出理由。

2022年2月に発生したロシアによるウクライナ侵攻や、その後イスラエルとハマスの紛争が再発し、多数の人々がお亡くなりになっているとの報道があつている。私たちはこのような事態を求めてはいない。このことによる被害者の方々に心からお悔やみ申し上げ、このことに強く抗議し世界の恒久平和を求める。

次のページをお開きください。

発議第2号、ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルとハマスの紛争に抗議し世界の恒久平和を求める決議（案）。

2022年2月、ロシア軍がウクライナに侵攻。そして、その後イスラエルとハマスの紛争が勃発したとの報道がありました。

どのような理由があろうとも、戦争によって人々の生命や財産が脅かされるという事態はあつてはなりません。このことは、国際社会の平和と安全を損なう断じて容認することができない行為です。関係国や団体は直ちに攻撃を停止し、関係者の生命と生活を守るべきです。

よって、本苓北町議会は、関係国や団体は直ちに攻撃を停止し、即時、完全撤退をし、世界平和の実現に取り組むべきです。

以上決議します。

令和6年3月、苓北町議会。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

発議第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルとハマスの紛争に抗議し世界の恒久平和を求める決議を、苓北町議会として採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(野崎幸洋君) 起立多数です。

したがって、発議第2号、ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルとハマスの紛争に抗議し世界の恒久平和を求める決議については採択とすることに決定しました。

-----○-----

日程第17 陳情等文書表について

○議長(野崎幸洋君) 日程第17、陳情等文書表についてを議題とします。

本会議まで受理した陳情等は、先にお配りした1件となります。

陳情第4号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情。福岡県行橋市、小坪慎也氏となります。

会議規則第95条の規定並びに議会運営に関する申合せにより、議員に配付することに決定しましたので、お手元に配付しております。

-----○-----

日程第18 閉会中の継続審査調査の件

○議長(野崎幸洋君) 日程第18、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長、総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長。議会広報特別委員長、議会活性化等検討特別委員長から会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野崎幸洋君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第19 議員派遣の件について

○議長(野崎幸洋君) 日程第19、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野崎幸洋君) 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回荅北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

芥北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員